大阪府災害等応急対策実施要領

令和８年 10 月改訂

大　阪　府

目　　次

第１章　総　則 － 1 －
　第１節　目　的 － 1 －
　第２節　対　象 － 1 －
　第３節　災害対策本部等の各部各班 － 1 －
　第４節　職員の配備体制 － 2 －
　第５節　災害等時における職員の服務 － 2 －
　第６節　タイムラインに応じた目標行動 － 3 －
　　第１　災害発生時タイムライン － 3 －
　　第２　台風接近時の事前準備等タイムライン（大型台風を含む。） － 4 －
第２章　活動体制の確立【地震・風水害時】 － 37 －
　第１節　組織動員 － 38 －
　　第１　組織体制 － 38 －
　　１　防災・危機管理警戒体制の活動 － 38 －
　　２　防災・危機管理指令部の活動 － 42 －
　　３　災害警戒本部の活動 － 47 －
　　４－１　災害対策本部の活動 － 53 －
　　４－２　現地災害対策本部の活動 － 56 －
　　４－３　大阪府防災会議の運営 － 58 －
　　４－４　震災応急対策連絡会議の設置及び運営 － 58 －
　　５　地震発生時における災害対策本部等の事務局体制 － 61 －
　　６　風水害・台風等発生時における災害対策本部等の事務局体制 － 68 －
　　７　災害対策本部各班の事務分掌 － 70 －
　　８　各部局の応急対策業務等 － 84 －
　　９　出先機関等の体制及び事務分掌 － 125 －
　　第２　動員配備体制 － 126 －
　　１　知事等の緊急登庁 － 126 －
　　２　動員体制の整備 － 126 －
　第２節　自衛隊の派遣要請 － 132 －
　　第１　派遣要請【第１フェーズ】 － 132 －
　　第２　派遣部隊の誘導及び受入れ体制【第２フェーズ】 － 133 －
　　第３　派遣部隊の撤収要請 － 134 －
　第３節　府内消防の相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等 － 135 －
　　第１　府内消防の相互応援【第１フェーズ】 － 135 －
　　第２　緊急消防援助隊の派遣要請【第１フェーズ】 － 136 －
　第４節　広域応援等の要請・受入・支援 － 137 －
　　第１　関西広域連合等への応援要請【第１フェーズ～】 － 137 －

第２　市町村への職員派遣【第１フェーズ～】 - 141 -
第３　指定（地方）公共機関との連携【第３フェーズ～】 - 142 -
第４　住民等の自発的な協力との連携【第４フェーズ～】 - 142 -
第５　広域応援の受入れ【第２フェーズ】 - 143 -
第６　府災対本部への受入れ【第３フェーズ】 - 143 -
第７　広域防災拠点等の運用【第２フェーズ】 - 144 -
第５節　他の都道府県への応援 - 145 -
第１　大阪府災害等支援対策室 - 145 -
第２　大阪府災害等支援対策指令部 - 146 -
第３　大阪府災害等支援対策本部 - 147 -
第４　災害等支援対策本部等の事務局体制 - 147 -
第５　緊急消防援助隊大阪府大隊における府職員の派遣 - 150 -
第３章　情報収集伝達・警戒活動 - 151 -
第１節　警戒期の気象予警報等の伝達 - 151 -
第２節　警戒活動 - 153 -
第１　水防活動・土砂災害警戒活動 - 153 -
第２　津波警戒活動 - 155 -
第３節　発災直後の情報収集伝達 - 157 -
第１　被害情報等の収集伝達【第１フェーズ】 - 159 -
第２　災害広報【第１フェーズ】 - 162 -
第４章　災害応急対策 - 164 -
第１節　消火・救助・救急活動 - 164 -
第１　市町村からの要請【第１フェーズ】 - 164 -
第２　広域防災連絡会議の運用【第２フェーズ】 - 164 -
第３　航空運用調整班の運用【第２フェーズ】 - 165 -
第２節　保健医療活動 - 166 -
第１　保健医療活動に関する府の組織体制【第１フェーズ～】 - 167 -
第２　医療情報の収集・提供活動【第１フェーズ～】 - 167 -
第３　現地医療対策 - 168 -
第４　後方医療対策 - 168 -
第５　医薬品等の確保・供給活動【第２フェーズ～】 - 169 -
第６　個別疾病対策【第３フェーズ～】 - 169 -
第３節　福祉支援活動 - 170 -
第１　福祉活動に関する府の組織体制 - 170 -
第２　社会福祉施設などの被害状況の把握等【第２フェーズ～】 - 170 -
第３　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣【第３フェーズ～】 - 171 -
第４　介護職員等の応援派遣調整等【第４フェーズ～】 - 171 -
第５　社会福祉施設入所者調整等【第５フェーズ～】 - 171 -

第４節　避難行動 － 172 －
第１　避難誘導【第０～１フェーズ～】 － 173 －
第２　市町村長等が行う避難の指示、避難状況等に関する受報告等 － 174 －
第３　避難行動要支援者への支援【第２フェーズ～】 － 175 －
第４　広域一時滞在【第３フェーズ】 － 175 －
第５節　交通対策、緊急輸送活動 － 176 －
第１　陸上・水上・航空輸送（輸送手段・基地の確保を含む）【第１フェーズ～】 － 176 －
第２　府職員の輸送【第１フェーズ～】 － 178 －
第３　交通の安全・機能確保【第２フェーズ】 － 179 －
第６節　二次災害防止 － 181 －
第１　公共土木施設・公共建築物等【第２フェーズ～】 － 181 －
第２　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【第２フェーズ～】 .. － 182 －
第３　文化財の保護【第５フェーズ～】 － 183 －
第７節　ライフライン確保 － 184 －
第１　被害状況の把握【第１フェーズ】 － 184 －
第２　連絡体制の確保【第２フェーズ】 － 184 －
第３　重要拠点施設の機能確保【第３フェーズ】 － 184 －
第４　避難所支援の調整【第４フェーズ】 － 184 －
第８節　被災者の生活支援 － 185 －
第１　災害救助法の適用【第０フェーズ～】 － 186 －
第２　緊急物資の供給【第１フェーズ～】 － 190 －
第３　住宅の応急確保 － 194 －
第４　応急教育【第１フェーズ～】 － 197 －
第５　自発的支援の受入れ － 199 －
第６　被災者生活再建支援金の支給【第６フェーズ～】 － 204 －
第９節　社会環境の確保 － 206 －
第１　保健衛生活動 － 206 －
第２　廃棄物の処理 － 208 －
第３　遺体の処理、火葬等 － 209 －
第４　社会秩序の維持 － 210 －
第５章　東海地震の警戒宣言に伴う対応 － 211 －
第１　情報の伝達 － 211 －
第２　警戒態勢の準備 － 211 －
第３　警戒態勢の確立 － 212 －
第４　災害応急対策の実施 － 212 －
第６章　南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置 － 213 －
第１　情報等の伝達 － 213 －
第２　警戒態勢の準備 － 214 －

第３　警戒態勢の確立 - 214 -
第７章　事故等災害応急対策 - 216 -
第１節　海上災害応急対策 - 216 -
第１　流出油等の防除措置等 - 216 -
第２　事故対策連絡調整本部の設置 - 216 -
第２節　航空災害応急対策 - 218 -
第１　対象地域 - 218 -
第２　航空機事故応急対策本部等の設置 - 218 -
第３　現場合同指揮所等の設置 - 218 -
第３節　鉄道災害応急対策 - 222 -
第１　鉄軌道事業者の災害応急対策 - 222 -
第４節　道路災害応急対策 - 223 -
第１　道路管理者の災害応急対策 - 223 -
第５節　危険物等災害応急対策 - 224 -
第１　危険物災害応急対策（危機管理室） - 224 -
第２　高圧ガス災害応急対策（危機管理室） - 225 -
第３　火薬類災害応急対策（危機管理室） - 226 -
第４　毒物劇物災害応急対策（薬務課） - 227 -
第５　管理化学物質災害応急対策（事業所指導課） - 228 -
第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策 - 229 -
第１　広域応援体制 - 229 -
第７節　林野火災応急対策 - 230 -
第１　府民への周知 - 230 -
第２　火災通報等 - 230 -
第８章　原子力災害応急対策 - 232 -
第１節　組織動員 - 232 -
第１　組織体制 - 232 -
第２　動員配備体制 - 238 -
第２節　災害情報の収集伝達 - 239 -
第３節　災害対策本部等の事務局体制 - 240 -
第４節　防災業務関係者の安全確保 - 242 -
第５節　緊急時モニタリングの実施 - 242 -
第６節　救助・救急・医療活動 - 242 -
第７節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動 - 242 -
第８節　飲食物の出荷制限、摂取制限等 - 243 -
第９節　交通規制、緊急輸送活動 - 243 -
第９章　危機事象応急対策 - 244 -
第１　対応する危機事象 - 244 -

第２　危機管理対応フロー図 - 248 -
第３　連絡体制 - 249 -
第４　警戒態勢の確立 - 250 -
第５　災害応急対策の実施 - 250 -
第６　各部局が実施する危機事象応急対策 - 250 -

第１章　総　則

第１節　目　的

この要領は、大阪府地域防災計画に記載されている災害応急対策に係る府の災害等応急対策活動に関する事項を定め、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。

第２節　対　象

１　災害等

この要領が対象とする事象は、災害対策基本法その他関係法令及び大阪府地域防災計画（「防災計画」）、大阪府危機管理対応指針（「対応指針」）に定める次の災害等とする。

(1)　地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）
(2)　津波災害
(3)　風水害
(4)　台風（府域に影響を及ぼす恐れのあるもの）
(5)　海上災害
(6)　航空災害
(7)　鉄道災害
(8)　道路災害
(9)　危険物等災害
(10) 高層建築物、地下街及び市街地災害
(11) 林野火災
(12) 竜巻災害
(13) 原子力災害
(14) 危機事象

２　災害等応急対策実施組織

府域において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、府が設置し、応急対策活動を実施する組織で、この要領が対象とするものは、次に掲げるものとする。

(1)　防災・危機管理警戒班（「警戒班」）
(2)　防災・危機管理指令部（「指令部」）
(3)　災害警戒本部（「警戒本部」）
(4)　災害対策本部（「災対本部」）
(5)　現地災害対策本部（「現対本部」）

第３節　災害対策本部等の各部各班

府は、災害対策本部等に部及び班を設置し、この要領に定めるところにより、災害等応急対策に係る具体的な事務を処理するものとする。

第４節　職員の配備体制

府域において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、この要領の定めるところにより、職員に対し、非常１号配備、非常２号配備、非常３号配備の配備指令を行うものとする。

配備に関する用語の定義は以下のとおりとする

非常１号配備	災害対応（主に情報収集・連絡）を行うために必要な体制を確保すること
非常２号配備	災害対応（災害応急対策）を行うために必要な体制を確保すること
非常３号配備	緊急的に災害対応を行う体制を確保すること（全員配備）
配備職員	通常業務を止めて災害対応に従事する職員
一般職員	通常業務（災害時優先業務を含む）を行う職員

※配備基準等は本要領　第２章 第１節 第２動員配備体制に記載

なお、知事（災害対策本部長）及び各部局長は、災害対応に従事させる職員（配備職員）の増減を、適宜行うことができる。

第５節　災害等時における職員の服務

職員は、この要領の定めるところにより、所属長の指示に従って、災害等応急対策活動に従事する。

ただし、次に掲げる者は従事を要しない。

１　心身の故障等により、許可を受けて休暇、休職、または休業中の者

２　その他の事情により、特に所属長がやむを得ないと認めた者

また、勤務時間外においても、配備指令が出されたとき、府域に震度４以上の地震が発生したときは､配備区分に従い､速やかに勤務場所又は所定の場所に原則参集とする。

ただし、非常３号配備を除き、配備区分に伴う対応が可能な場合（例：自宅において連絡や指示が行えるなど）には、勤務場所又は所定の場所への参集を求めるものではない。

第６節　タイムラインに応じた目標行動

「タイムライン」とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であり、発災時には、経過時間に応じた下記タイムラインを目安に、各部局相互に連携して迅速な行動を行う。

第１　災害発生時タイムライン

	庁内対応	道路・輸送ルート	救助・救急・消火等	福祉・医療関連	人的・物的支援
	地震の概要、本府の対応状況、被害等の状況（機能確認：公共交通機関の運行状況、ライフラインの状況等）※1				
3ｈ	○災害対策本部・地域連絡部の設置 ○プレスセンター開設 ○多言語支援センター設置 ○職員の安否・参集状況確認 ○職員・来庁者の救助・搬送 ○市町村との連絡調整 ○先遣隊、リエゾン派遣検討	○道路被災情報の確認	○防災関係機関への派遣要請	○以下の設置・運営開始 ・保健医療調整本部 ・DMAT 調整本部 ・DMAT 活動拠点本部 ・DPAT 調整本部 ○保健医療活動チーム・ドクターヘリ派遣調整開始 ○水道災害調整本部設置 ○福祉調整本部設置	
24ｈ	○広域防災連絡会議設置 ○震災応急対策連絡会議の設置・運営 ○所管施設状況確認	○空港被害状況把握 ○公共交通運行状況・踏切遮断状況情報収集 ○広域緊急交通路の道路啓開作業を開始※2	○救出・救助及び被害情報の収集整理	○後方医療活動調整開始 ○医薬品等確保供給体制 ○府外 DHEAT 先遣隊の受入調整開始 ○府内 DHEAT・保健師等チームの派遣調整開始 ○災害福祉支援ﾈｯﾄﾜｰｸ運用開始、DWAT 本部設置	○広域防災拠点運営開始 ○後方支援活動拠点運営開始 ○食料（米穀等）の調達斡旋開始
3 日	○ごみ処理に関する調整 ○土砂災害緊急調査のとりまとめ	○高速道路、広域緊急交通路（重点 14 路線）および必要なアクセス道路の道路啓開作業完了		○府内 DHEAT・保健師等チーム及びこころの健康相談等の活動開始 ○府外 DHEAT・保健師等チームの派遣依頼調整開始 ○国有ワクチン供給体制の把握 ○臨時食事提供施設等の衛生監視 ○SCU 本部の設置・運営開始 ○DWAT 派遣調整開始	○備蓄物資拠出開始 ○支援物資調達開始 ○救援物資受入開始 ○義援金に関する庁内及び外部機関との調整等 ○生活必需品調達斡旋 ○中小企業相談の実施 ○生鮮食料品の供給協力要請 ○提供可能空家情報収集
7 日	○被災所管施設の応急復旧開始	○広域緊急交通路その他路線ほかの道路啓開開始	○林野火災、山地災害、地すべり等の応急復旧調整開始	○災害支援ナースによる医療救護活動の開始 ○DWAT による一般避難所での福祉支援活動開始	○市町村支援調整開始（職員派遣、行財政相談） ○提供可能空家の調達斡旋
2 週	○復興対策本部の設置 ○応急復旧活動総合調整（インフラ、廃棄物処理）	○被災所管施設の応急復旧開始 ○都市復興基本理念の策定			○府税の減免措置の決定・広報
1 月	○復興基本方針の策定 ○被災所管施設の応急復旧				○被災者生活再建支援金等の支給等 ○応急仮設住宅供与開始

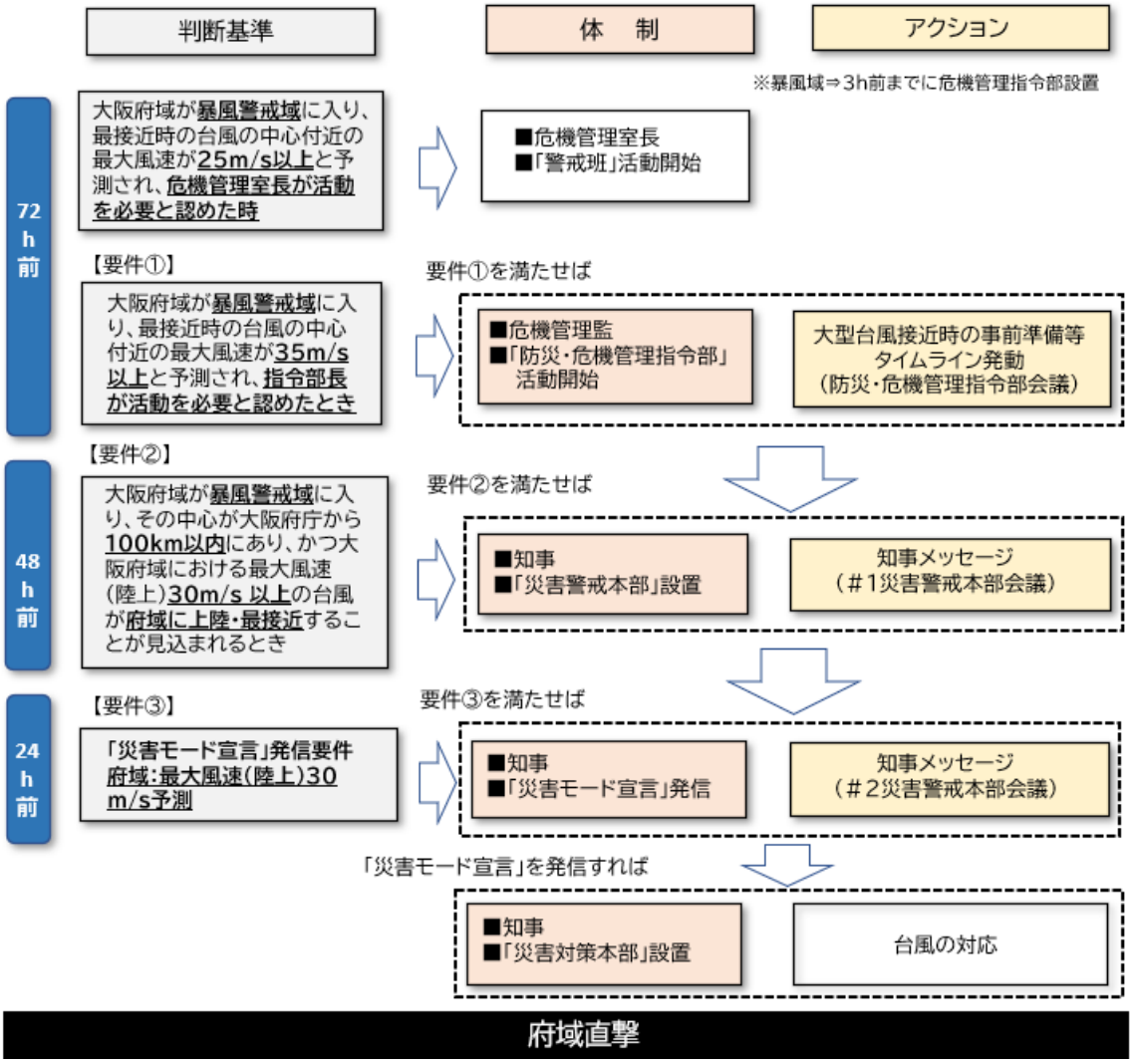
※1 発災初期は、まず「危機管理室」が主体となり情報収集を行い、その後は部局ごとに所管する応急対策業務を実施する。

※2 道路啓開の目標については、「大阪府域道路啓開計画」を参照。

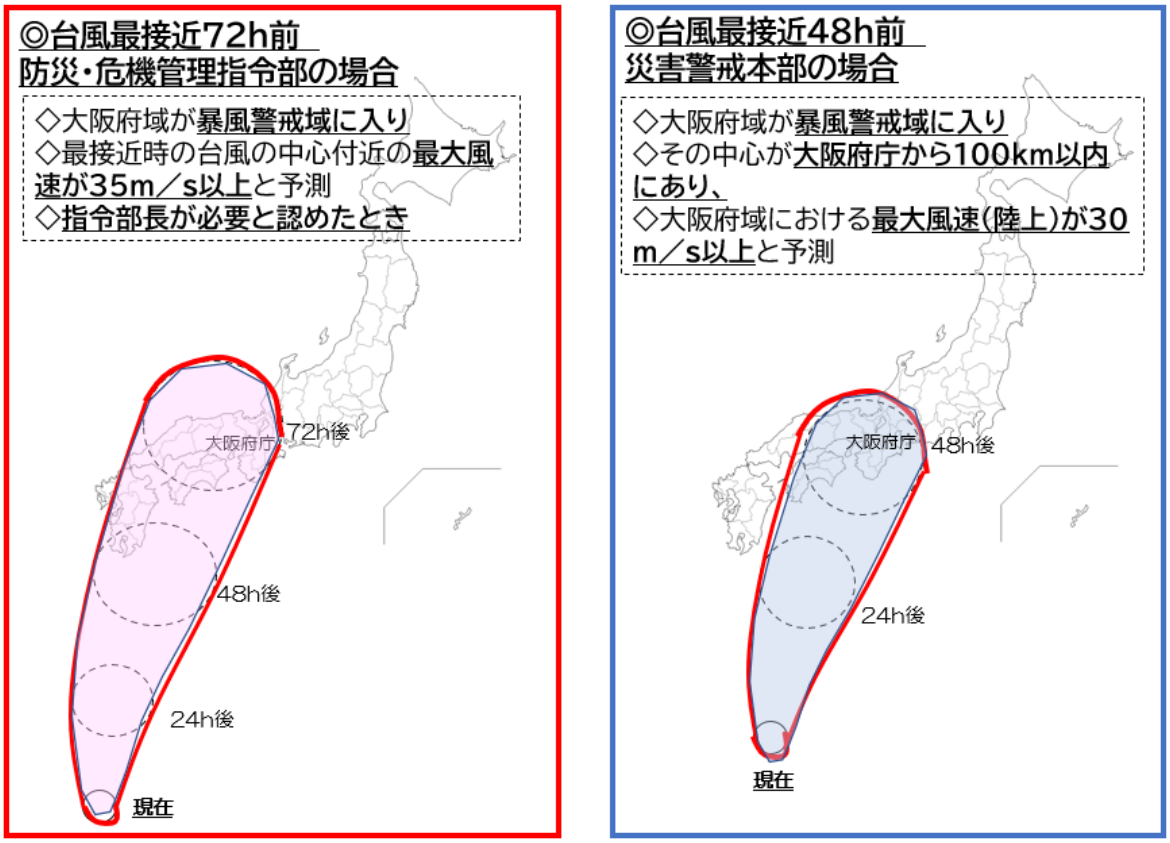
第２　台風接近時の事前準備等タイムライン（大型台風を含む。）

１　タイムライン判断基準に基づく体制

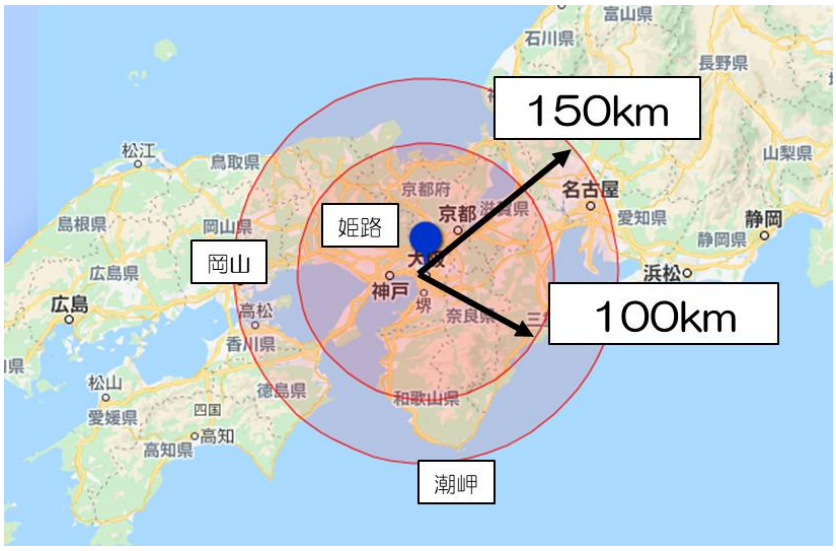
「大型台風接近時の事前準備等タイムライン」の時系列、組織体制の段階的引き上げのフローは以下のとおり。



《参考：タイムライン判断基準のイメージ》



《大阪府庁を中心とした圏域のイメージ》



①危機管理室（災害対策本部事務局）

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□台風関係情報を大阪府各部局、市町村危機管理部局、関係機関へ発信及び感染症情報等の収集 □連絡体制の確認（危機管理室内、各部連絡責任者など） □危機管理センター等自家発電機の確認（残燃料および運用） □備蓄システム等による物資の現状確認 □各種防災協定の確認・依頼準備 □市町村危機管理部局への注意喚起 □おおさか防災ネット（緊急情報）並びに同Ｘによる府民に対する注意喚起 □指令部会議の事前準備として各部局へ確認・会議での報告要請 ・連絡体制の確認、危険個所の確認、府主催イベントの有無の確認 ・工事現場等の安全管理、資材等の点検・確認 ・所管団体等への注意喚起
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□台風関係情報を大阪府各部局、市町村危機管理部局、関係機関へ発信及び感染症情報等の共有 □職員体制の確認・確保 □市町村危機管理部局への注意喚起 □おおさか防災ネット（緊急情報）並びに同Ｘによる府民に対する注意喚起 □外国人向け情報について国際課と調整（大阪防災アプリ） □知事メッセージの発信（府民・外国人向け）の調整
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等 (警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、府主催イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □台風関係情報を大阪府各部局、市町村危機管理部局、関係機関へ発信及び感染症情報等の共有 □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・各部局へ対応状況の確認、会議での報告の要請 ・庁舎・所管施設の安全確認（停電対応、食料備蓄等） ・公共交通機関計画運休の確認（都市整備部との連携） ・市町村（自宅療養者、避難所対応を含む）の対応状況の確認 ・防災機関、ライフラインの対応状況の確認 ・災害モード宣言の内容検討

	台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□知事メッセージの発信（府民・外国人向け） □第１回災害警戒本部会議内容（「災害モード宣言」の検討内容を含む）について市町村等へ情報提供
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □台風関係情報を大阪府各部局、市町村危機管理部局、関係機関へ発信及び感染症情報等の共有 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・各部局へ対応状況の確認、会議での報告の要請 ・庁舎・所管施設の安全点検 ・公共交通機関計画運休の確認（都市整備部との連携） ・市町村（自宅療養者、避難所対応を含む）の対応状況の確認 ・防災機関、ライフラインの対応状況の確認 ・災害モード宣言の内容確認 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□災害対策本部の設置 □災害モード宣言の周知 ・市町村等への周知及び協力要請 ・関係機関等への情報提供 ・おおさか防災ネット（緊急情報）並びに同Ｘによる府民に対する周知 ・報道機関への情報提供 □リエゾン派遣受入れ要請（関係機関） □リエゾン派遣準備（市町村） □移動基地局の準備 □被害情報の収集開始 □災害救助法適用に向けた準備

※主な所管施設：消防学校、防災拠点

関係機関：気象台、消防、警察、自衛隊、関西電力送配電㈱、大阪ガス㈱、情報通信会社等

システム：大阪府防災情報システム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

②政策企画部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢)
	□第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□空港施設の連絡体制確認 □危機管理室からの情報の共有

関係機関：　関西エアポート株式会社

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

③総務部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室及び気象台からの情報並びに各説明会資料を部長、次長、総務課長及び、部内各課総務総括へ周知 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室及び気象台からの情報並びに各説明会資料を部長、次長、総務課長及び、部内各課総務総括へ周知
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□災害警戒本部会議資料を部長、次長、総務課長及び、部内各課総務総括へ周知 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □災害対策要員の確定 □停電対策（自家発電機の点検等） □雨水対策（排水溝等の確認）
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□災害警戒本部会議資料を部長、次長、総務課長及び、部内各課総務総括へ周知 □施設設備の安全確認等

※主な所管施設：　大手前庁舎、咲洲庁舎

システム：　電子調達（入札）システム、総務事務システム、住民基本台帳ネットワークシステム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

④財務部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有【各所属】 □連絡体制の確認【各所属】 □災害対応に関するマニュアル等の確認【各所属】 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【各所属】 □危険箇所の確認【各所属】 □備蓄物資の保管状況等の確認【各所属】 □非常用設備の操作方法と停電時の対応方法の確認【税務局・各事務所】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【各所属】 □公共交通機関計画運休の確認【各所属】 □職員体制の確認・確保【各所属】 □設備等の安全確認【各所属】 □資金調達に係るイベント（提案募集、IR）の中止検討【財政課】
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【各所属】 □非常配備の有無と配備時の連絡体制の確認【各所属】 □設備等の安全確認及び被害状況等の確認【各所属】 □財務部ロジ担当へ被害状況の定時報告【各所属】 □公募公債条件決定システムの稼働確認（府債条件決定が予定されて

	いる場合）【財政課】 □資金調達に係るイベント（提案募集、IR）の中止決定【財政課】 □資金調達に係るイベント（証書借入契約）の金融機関との事前対策の調整【財政課】 □関係機関への気象情報提供・注意喚起【各所属】 □庁内ネットワーク、所管システム等障害発生時の連絡体制確認【行政 DX 推進課】 □税務情報システム異常発生時の対応方法の確認【税務局】 ・システム委託先間の連絡・報告体制の確認 ・税務局・事務所間の連絡・報告体制の確認 ・税務情報ネットワーク停止時の対応方法の確認 ・自家発電機のない事務所における停電時の対応方法の確認

※主な所管施設：なにわ北府税事務所、夕陽丘庁舎、三島府民センタービル、
豊能府税事務所、泉北府税事務所、泉南府民センタービル、
南河内府民センタービル、中河内府税事務所、北河内府民センター、
大阪自動車税事務所和泉分室、大阪自動車税事務所なにわ分室
関係機関：金融機関【財政課】、運用管理事業者【行政 DX 推進課】
各システム会社【財政課、税務局】、委託事業者【税務局・各事務所】
システム：公募公債条件決定システム【財政課】、
庁内情報基盤システム【行政 DX 推進課】、税務情報システム【税務局】

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑤スマートシティ戦略部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報を部内で共有【スマートシティ戦略総務課】 □連絡体制の確認【各所属】 □災害対応に関するマニュアル等の確認【各所属】 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）【各所属】
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報を部内で共有【スマートシティ戦略総務課】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 □所管システム等障害発生時の連絡体制確認 【戦略企画課、地域戦略推進課】 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を部内で共有【スマートシティ戦略総務課】 □公共交通機関計画運休の確認、部内連絡体制の確認、 発災時職員体制の確認・確保【スマートシティ戦略総務課から各所属】 □主催イベントの中止連絡【各所属】
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内へ対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を部内で共有【スマートシティ戦略総務課】

※主な所管施設：

システム：セキュリティクラウド、ORDEN

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑥府民文化部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有【府民文化総務課】 □連絡体制の確認【各所属】 □災害対応に関するマニュアル等の確認【各所属】 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など □情報発信について危機管理室と調整【広報広聴課】
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【府民文化総務課】 □外国人向け情報について危機管理室と調整（大阪防災アプリ）【国際課】 □万博公園施設の点検確認【万博記念公園事務所】 □所管施設の安全確認【施設所管課】 □事前対策確認【各所属】 □各種情報発信【広報広聴課】 ・府 HP の「緊急のお知らせ」「重要なお知らせ」更新 ・府公式Ｘ（旧 Twitter）・facebook ・府 LINE 公式アカウント
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【府民文化総務課】 □多言語情報アプリ「大阪防災アプリ」からの情報発信【国際課】 □公共交通機関計画運休の確認【各所属】 □職員体制の確認・確保【各所属】 □万博公園の水防体制の確認（気象警報等を踏まえた態勢の検討）、台風情報の周知【万博記念公園事務所】 □所管施設の休館等の調整【施設所管課】 □イベント実施の中止検討【各所属】 □各種情報発信【広報広聴課】 ・府 HP の「緊急のお知らせ」「重要なお知らせ」更新

	・府公式Ｘ（旧 Twitter）・facebook ・府 LINE 公式アカウント
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内へ対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【府民文化総務課】 □府民への広報（注意喚起）【広報広聴課】 □各種情報発信【広報広聴課】 ・府 HP の「緊急のお知らせ」「重要なお知らせ」更新 ・府公式Ｘ（旧 Twitter）・facebook ・府 LINE 公式アカウント □万博公園の水防態勢の構築、台風・気象情報の収集【万博記念公園事務所】 □来庁者向けに館内放送にて交通機関の情報を提供【パスポートセンター】 □帰宅困難な来庁者に待機場所を案内【パスポートセンター】 □被害の状況、業務の継続状況等を関係機関（庁内・庁外）へ連絡【パスポートセンター】 □所管施設の安全対策指示等【施設所管課】 □市町村との連絡調整（男女共同参画の視点からの避難所運営等）【男女参画・府民協働課】 □多言語情報アプリ「大阪防災アプリ」からの情報発信【国際課】 □総領事館等への情報提供【国際課】 □外国人相談体制の強化【国際課】

※主な所管施設：消費生活センター、日本万国博覧会記念公園、パスポートセンター、男女共同参画・青少年センター、大阪国際会議場、文化施設（上方演芸資料館等）

関係機関：大阪国際平和センター、外国政府

システム：府Ｗｅｂサイト管理システム、行政文書管理システム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑦ＩＲ推進局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報を関係者で共有 □連絡体制の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有 □部局内・関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起（備蓄品の確認等） □事前対策依頼（自家発電機の燃料確認など）
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□部局内・関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起・事前対策とりまとめ □庁舎・所管施設の安全確認 □危機管理室からの情報を関係者で共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内へ対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起、事前対策依頼 □庁舎・所管施設の安全点検 □危機管理室からの情報を関係者で共有

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑧福祉部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□国・危機管理室等からの情報を関係者（部内・必要に応じて関係機関）で共有【各所属】 □連絡体制の確認【各所属】 □災害対応に関するマニュアル等の確認【各所属】 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□国・危機管理室等からの情報を関係者（部内・必要に応じて関係機関）で共有・注意喚起【各所属】 □イベントに係る事前対策依頼【各所属】 □危険個所の確認【施設所管所属】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有・注意喚起・事前対策とりまとめ【各所属】 □公共交通機関計画運休の確認【各所属】 □職員体制の確認・確保【各所属】 □府立施設（入所施設等）への安全対策確認【総務課→施設所管所属】 □各防災協定の確認・依頼準備【各所属】
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内へ対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有・注意喚起・事前対策依頼【各所属】 □府立施設（入所施設等）への安全対策指示【総務課→施設所管所属】 □応援班職員の調整【福祉総務課、地域福祉室、子ども室】

※主な所管施設：修徳学院、子どもライフサポートセンター、砂川厚生福祉センターやこんごう福祉センターなど
関係機関：市町村、社会福祉施設（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）
※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑨健康医療部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報に基づき、部局内・関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起（自家発電機燃料及び備蓄品の確認等） □感染症情報等の把握 □部内及び各課内の連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報に基づき、部局内・関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起（自家発電機燃料及び備蓄品の確認等） □台風が府域内に上陸する旨の気象情報を踏まえ、自家発電機等の非常用設備の操作確認や備蓄物資の保管状況等の確認を行うよう、府内医療機関に対して大阪府救急・災害医療情報システムにより一斉連絡
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報に基づき、部局内・関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起 □感染症情報等の把握 □公共交通機関計画運休の確認 □危機管理室からの情報に基づき、職員体配備制の確認・確保 □各種防災協定の確認 □所管施設の安全確認 □水道事業体への応急復旧や応急給水活動等の事前準備・再確認要請 □台風により設備の損傷や停電等により影響が生じた場合の連絡方法について、府内医療機関に対して大阪府救急・災害医療情報システムにより一斉連絡
24ｈ前～ 最接近	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備

（１日前）	・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有 □感染症情報等の把握 □関係機関・出先機関・管理施設への気象情報提供・注意喚起、事前対策依頼 □所管施設の安全点検 □災害モード宣言が発信されたことを受け、大阪府救急・災害医療情報システム（EMIS：広域災害救急医療情報システム）を「警戒」モードへ切り替え（府内医療機関に対する警戒呼びかけ）【医療・感染症対策課】 □以下の事象が確認され次第、速やかに大阪府救急・災害医療情報システムを「災害」モードに切り替え（府内医療機関に対する被害情報等の一斉調査を実施） ・府内医療機関から、停電・断水等による診察機能喪失や多数傷病者の発生等により支援の要請があった場合。 ・特別警報が発表された場合。

※主な所管施設：保健所、こころの健康総合センター

関係機関：災害拠点病院、特定診療災害医療センター、大阪府医師会、
大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府看護協会
大阪府訪問看護ステーション協会

システム：広域災害救急医療情報システム、大阪府救急・災害医療情報システム、
医療機関情報システム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑩商工労働部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの災害情報等を関係者で共有 □連絡体制の確認 □各所属において災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの災害情報等を関係者で共有 □対応策の事前確認 ※各所属
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの災害情報等を関係者で共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □所管施設（労働センター、北大阪・東大阪・南大阪・夕陽丘高等職業技術専門学校、大阪障害者職業能力開発校）の休館・休校等の調整 ※雇用推進室 ⇔ 所管施設 □各所属において公共交通機関計画運休の確認・共有
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの災害情報等を関係者で共有 □被害情報収集依頼 ※各部連絡責任者 ⇔ 各所属連絡担当者 ⇔ 所管施設 ※各部連絡責任者 ⇔ 各所属連絡担当者 ⇔ 咲州以外執務室

	□所管施設（労働センター、北大阪・東大阪・南大阪・夕陽丘高等職業技術専門学校、大阪障害者職業能力開発校）の休館・休校等の調整 ※雇用推進室 ⇔ 所管施設 □職員体制の再確認・共有 ※各部連絡責任者 ⇔ 各所属連絡担当者

※主な所管施設：労働センター、北大阪高等職業技術専門校、東大阪高等職業技術専門校、南大阪高等職業技術専門校、夕陽丘高等職業技術専門学校、大阪障害者職業能力開発校

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑪環境農林水産部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有【環境農林水産総務課⇒各所属】 □連絡体制の確認【各所属】 □災害対応に関するマニュアル等の確認【各所属】 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【環境農林水産総務課⇒各所属】 □危険個所の確認【各所属】 □市町村への注意喚起 【各農緑事務所⇒農林担当課・治山担当課】 【水産課⇒水産担当課（大阪湾沿岸及び内水面漁業）】 □水防資材の点検、確認【各農緑事務所】 □工事現場等の事前対策を確認【各所属】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有【環境農林水産総務課⇒各所属】 □公共交通機関計画運休の確認【各所属】 □職員体制の確認・確保【各所属】 □市町村への準備要請 【各農緑事務所⇒農林担当課・治山担当課】 □危険個所の確認【各所属】 □気象警報等により水防体制の設置 【農政室・水産課・各農緑事務所】 □現場等の安全点検、事前対策【各所属】 □漁港内防潮施設（逆流防止弁）の確認【水産課】 □ため池管理者等へ注意喚起【各農緑事務所】 □パトロールの実施 ・漁港施設の工事現場へのパトロール（安全対策、事前対策）【水産課】

	・府営工事現場等へのパトロール（安全点検、事前対策）【各農緑事務所】 ・滝畑ダムの危険個所等のパトロール【南河内農緑事務所】
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ４７参照）
	□危機管理室からの情報の共有【環境農林水産総務課⇒各所属】 □気象警報等により水防体制の設置 【農政室・水産課・各農緑事務所】 □雨量・水位等の監視情報収集【各所属】 □台風・気象情報の収集【各所属】 □ため池管理者等へ再注意喚起【各農緑事務所】 □部内 LW による情報共有を開始【各所属】 □被害状況収集開始 ・農業協同組合、農業共済組合へ連絡し、各組合が機能できるかなどの情報収集【市場・検査指導】 ・北大阪流通業務団地充填所の情報収集（夜間休日等必要に応じて災害伝言板を利用）【環境管理室】 ・漁協、業種組合へ連絡し情報収集【水産課】 ・管内市町村、農業協同組合、指定管理者、関係土地改良区、工事施工業者へ連絡し情報収集【各農緑事務所】

※主な所管施設：中央卸売市場、農と緑の総合事務所、滝畑ダム、家畜保健衛生所、
動物愛護管理センター、各漁港施設、花の文化園、府立農業公園、
自然公園施設、堺 7-3 区、フェニックス、北大阪流通業務団地充填所

関係機関：環境農林水産総合研究所、各施設指定管理者、大阪府漁業協同組合連合会、
各漁協（内水面を含む）

システム：大阪府ため池防災テレメータシステム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑫都市整備部

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□府水防関係機関等への気象情報提供・注意喚起 □危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □府営住宅入居者への注意喚起（通年） 【経営管理課→府営住宅の指定管理者→府営住宅入居者】 （ふれあいだよりにて周知） □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □施設の点検確認 □工事現場等の安全管理 □府営住宅（用地を含む）の点検、安全対策、非常用水栓（給水ポイント）の確認【施設保全課→府営住宅の指定管理者】 □活用予定用地の現地の安全確認【住宅整備課】 □府内ゴルフ練習場等への注意喚起 【（国通知）→建築安全課→府内ゴルフ練習場（メール連絡）】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 ・公共交通機関計画運休の確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □水防体制の確認 （気象警報等を踏まえた態勢の検討） □危険箇所等のパトロール □台風情報の周知 □水防体制の検討 □公共交通機関計画運休の確認

	□職員体制の確認・確保 □部発注の工事現場等への応急・安全対策の指示・確認 【公共建築室→各工事現場の工事監理者又は事業者】 【住宅整備課→PFI 事業者】（PFI 事業） 【施設保全課→府営住宅の管理代行者】（府営住宅の計画修繕工事）
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 ・公共交通機関計画運休の確認 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □水防態勢の構築 □雨量・水位等の監視情報収集 □台風・気象情報の収集 □水防警報（洪水）発表 □氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報・土砂災害警戒情報の発表準備・発表（一部気象台との共同発表） □洪水対策施設操作（水門・排水機場） □基準雨量超過等による交通規制 □パトロールの実施 □水防態勢の拡大 □市町村長へﾎｯﾄﾗｲﾝで連絡（洪水・土砂災害） □水防警報（高潮）発表 □防潮施設（水門・鉄扉）操作 □寝屋川流域ポンプ運転調整 □三大水門・国道２号鉄扉・阪急神戸線の閉鎖協議・閉鎖 □府営住宅の指定管理者との非常時連絡体制の確認 【経営管理課・施設保全課→府営住宅の指定管理者】

※主な所管施設：府道、一級河川（指定区間）・二級河川、流域下水道、府営公園、土木事務所、府営住宅　等

関係機関：近畿地方整備局、水防事務組合、その他水防関係機関　府住宅供給公社、府内市町営住宅担当部局、府営住宅指定管理者　等

システム：水防災システム・土砂災害等システム、建設ＣＡＬＳシステム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑬大阪都市計画局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □施設の点検確認 □箕面・彩都・りんくうタウン府有地の安全確認【戦略拠点開発課・タウン推進課】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □箕面・彩都・りんくうタウン、阪南スカイタウンの府有地の安全確認【戦略拠点開発課・タウン推進課】
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会 ・公共交通機関計画運休の確認。職員体制の確認・確保
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有

※主な所管施設：箕面森町・彩都・りんくうタウン等

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑭大阪港湾局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □気象情報収集 □資機材の点検確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催） ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □工事現場や保有船舶への対策準備指示 □港湾利用者への事前対策注意喚起 □水門操作者への事前周知 □危険個所の把握
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 ・公共交通機関計画運休の確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □水防体制の確認 □各種事前対策実施の指示 □港湾船舶避難勧告の周知 □危険個所の確認
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 ・公共交通機関計画運休の確認

	台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □水防体制の構築 □潮位等の監視情報収集 □水防警報（高潮）発表 □高潮対策施設の操作（水門・鉄扉等） □港内船舶避難勧告の周知 □高潮氾濫発生情報の発表 □浸水危険個所の交通規制等

※主な所管施設：　海岸保全施設（水門・鉄扉等）、港湾施設（防波堤・岸壁・上屋等）

関係機関：　近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、沿岸市町、港湾利用者等

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑮会計局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □指定金融機関の業務継続等の確認 □各手数料納付窓口の安全状況等の確認

※主な所管施設：

関係機関：指定金融機関、各手数料収納等業務受託者

システム：財務会計システム、官庁会計システム

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑯教育庁

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・府主催イベントの有無の確 ・所管団体等への注意喚起など
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □府立学校及び所管施設の安全確認、並びに臨時休業等の検討
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □府立学校及び所管施設へ臨時休業等の要請

※主な所管施設：体育会館、臨海スポーツセンター、漕艇センター、門真スポーツセンター、府立図書館、府立少年自然の家、教育センター、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、文化財調査事務所

関係機関：　市町村教委

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑰議会事務局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □会期中の場合、本会議・委員会の中止・延期等の対応検討・調整
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □会期中の場合、本会議・委員会の中止・延期等の調整
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎・所管施設の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □会期中の場合、本会議・委員会の中止・延期等の調整

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑱監査委員事務局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報を関係者で共有【総務】 □連絡体制の確認【総務】 □災害対応に関するマニュアル等の確認【総務】 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有【総務】 □局内への気象情報提供・注意喚起【総務】
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有【総務】 □公共交通機関計画運休の確認【総務】 □職員体制の確認・確保【総務】 □局内への気象情報提供・注意喚起【総務】
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有【総務】 □局内への気象情報提供・注意喚起【総務】

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑲人事委員会事務局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報を関係者で共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ４２参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有 □部局内への気象情報提供・注意喚起
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □部局内への気象情報提供・注意喚起
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47参照）
	□危機管理室からの情報を関係者で共有

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

⑳労働委員会事務局

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室(商工労働部連絡責任者経由)からの情報を局内で共有 □連絡体制の確認 □危険個所の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室（商工労働部連絡責任者経由）からの情報を局内で共有 □事件期日等の有無確認
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□事件期日等実施可否の検討 □執務室、審問室等の管理施設の安全確認 □危機管理室（商工労働部連絡責任者）からの情報を局内で共有 □公共交通機関計画運休の確認・共有 □職員体制の確認・確保
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□事件期日等の延期等を関係者に連絡 □執務室、審問室等の安全点検 □危機管理室（商工労働部連絡責任者経由）からの情報を局内で共有

システム：事件管理システム

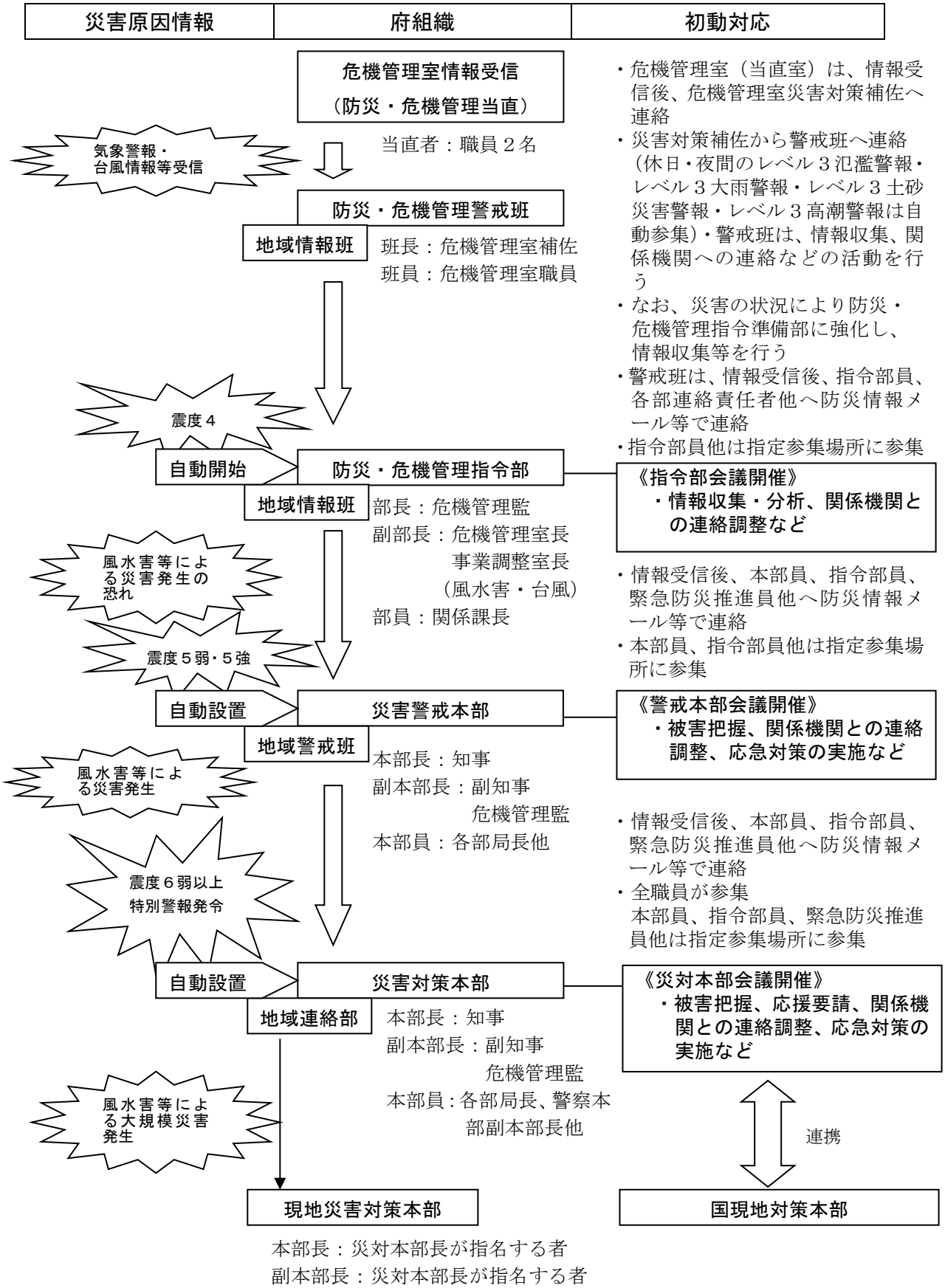
※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

㉑収用委員会

時　期	主な事前準備業務
～48ｈ前 （３日以前）	□危機管理室からの情報の共有 □連絡体制の確認 □災害対応に関するマニュアル等の確認 □指令部会議の事前準備 ・イベントの有無確認（府主催、共催）
	防災・危機管理指令部会議（おおよそ７２ｈ前）（Ｐ42 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □収用委員会議・審理・現地調査の中止、延期等の調整
48ｈ前～ 24ｈ前 （２日前）	庁内連絡会議①：災害モード宣言の内容、第１回災害警戒本部会議の事前調整等(警戒本部会議議題：管理施設の休館及び学校休校の検討、イベント等の中止検討、職員の配備態勢) □第１回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全確認 台風説明会
	第１回災害警戒本部会議（災害モード宣言の内容検討）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □公共交通機関計画運休の確認 □職員体制の確認・確保 □収用委員会議・審理・現地調査の中止、延期等の調整
24ｈ前～ 最接近 （１日前）	庁内連絡会議②：第２回災害警戒本部会議の事前調整等 □第２回災害警戒本部会議の事前準備 ・部局内の対応状況の確認、会議での報告のとりまとめ ・庁舎の安全点検 台風説明会
	第２回災害警戒本部会議（災害モード宣言の発信）（Ｐ47 参照）
	□危機管理室からの情報の共有 □収用委員会議・審理・現地調査の中止、延期等の調整

※）本タイムラインから状況に応じて必要な項目を選定し、実施するものとする。

第２章　活動体制の確立【地震・風水害時】



第１節　組織動員

第１　組織体制

１　防災・危機管理警戒体制の活動

(1)　防災・危機管理警戒班等の活動

主たる担当：危機管理室

危機管理室長は、本要領「第２章第１節第２動員配備体制」に定める配備基準には至らない段階で、次の開始又は解除基準に該当する場合には、防災・危機管理警戒班（以下「警戒班」という）に対し、活動の開始又は解除を指示する。

レベル４氾濫危険警報やレベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報が発表され、または市町村から避難指示が出されるなど、府の支援の必要性が認められる場合、防災・危機管理指令部の設置に向け、危機管理室課長又は参事を部長とする防災・危機管理指令準備部を設置。なお、体制の強化については、部長が判断する。

①　開始基準	ア　府域にレベル３氾濫警報またはレベル３大雨警報またはレベル３土砂災害警報またはレベル３高潮警報が発表された場合（自動設置） イ　・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき ウ　次の情報を受信した場合で、危機管理室長が活動を必要と認めたとき ・府域に次の警報が発表されたとき 大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報 ・台風情報により、府域最接近の概ね７２時間前の時点で、大阪府域が暴風警戒域に入り、最接近時の台風の中心付近の最大風速が２５m／s以上と予測されるとき ・林野火災において、焼損面積が５ｈａ未満であり、拡大や住宅への延焼が懸念されるとき ・その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想されるとき
②解除基準	・災害等に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合 ・防災・危機管理指令部が活動を開始したとき ・災害警戒本部が設置されたとき
③組織	・【班長】危機管理室課長補佐 ・【班員】危機管理室職員（管理職を除く）
④編成	・警戒班の編成は、危機管理室長が毎年度当初に別に定める。
⑤活動内容	・気象予警報などの収集 ・被害情報、災害対策情報などの収集

	・消防、警察など関係機関への連絡　など

※原子力災害については本要領「第８章第１節第１　組織体制」を参照

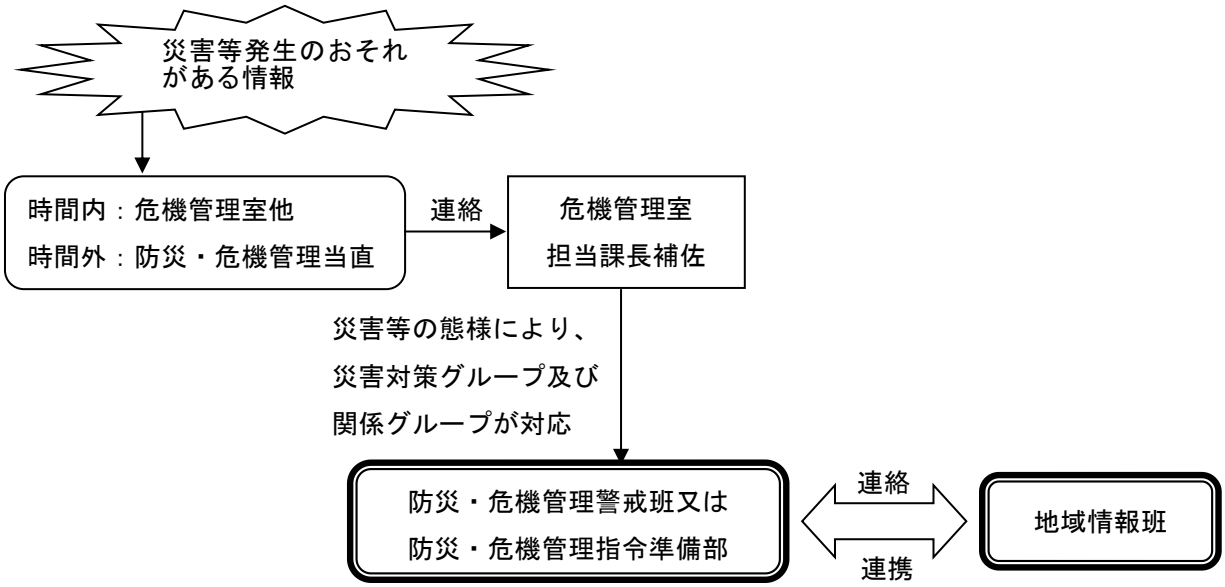
(2)　地域情報班の活動

主たる担当：土木事務所参事（地域防災監、以下「地域防災監」という。）
関係室・課：関係出先機関

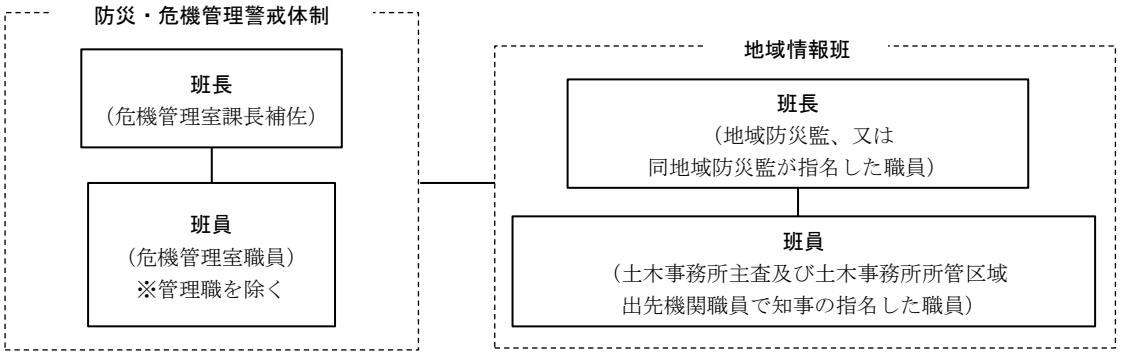
当該地域防災監は、次の活動の開始又は解除基準に該当する場合は、地域情報班に対し、活動の開始又は解除を指示する。

なお、具体的な活動内容は、各地域防災マニュアルによるものとする。

①開始基準	・府域（対象地域）にレベル３氾濫警報またはレベル３大雨警報またはレベル３土砂災害警報またはレベル３高潮警報が発表されたとき （自動設置） ・警戒班（大雪注意報時を除く）又は防災・危機管理指令部が活動を開始したとき ・その他当該地域防災監が必要と認めたとき
②解除基準	・警戒班又は防災・危機管理指令部の活動が解除されたとき ・災害警戒本部が設置されたとき ・地域警戒班又は地域連絡部が設置されたとき ・その他当該地域防災監が認めたとき
③対　　象	・風水害の場合、警報が発表された気象台の二次細分区域内の市町村を管内に有する土木事務所 ・危機事象等の場合、事象が発生した市町村を管内に有する土木事務所及び前記に隣接する土木事務所
④組　　織	【班長】地域防災監又は地域防災監の指名した職員 【班員】土木事務所主査及び土木事務所所管区域に所在する知事部局の出先機関（以下「土木事務所所管区域出先機関」という。）職員で知事の指名した職員
⑤活動内容	・府民センタービルの被害把握 ・管内市町村防災体制の把握 ・管内市町村の被害状況・気象実況等の収集　など



＜防災・危機管理警戒体制　組織図＞



２　防災・危機管理指令部の活動

(1)　防災・危機管理指令部の活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課：関係部局室・課

危機管理監は、災害等が発生した場合又は府域において震度４を観測した場合には直ちに、その他の場合には必要に応じて大阪府防災・危機管理指令部（以下「指令部」という）の活動を開始し、災害等応急対策の検討を行う。

①開始基準	ア　・府域において震度４を観測したとき（自動開始） ・府域において、津波注意報が発表されたとき（自動開始）（遠地津波含む） イ　気象庁が発表する台風情報により、府域最接近の概ね２４時間前の時点で府域が台風の暴風警戒域に入っているとき（※１） （府域への最接近予測時刻の 3 時間前までに活動開始） ウ　・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表があったとき エ　次の情報を受信した場合で、指令部長が活動を必要と認めたとき ・府域に次の警報が発表されたとき レベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報、レベル３高潮警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、 ・上記の警報に関わらず、気象台が発表する気象情報により、今後２４時間雨量が 200㎜ を超えると予想されたとき ・気象庁が発表する台風情報により、府域最接近の概ね７２時間前の時点で、大阪府域が暴風警戒域に入り、かつ最接近時の台風の中心付近の最大風速が３５m／s 以上と予測されるとき ・集中豪雨等により局地的な災害が発生したとき ・府等が設置する雨量計で 24 時間雨量予測が 200 ㎜を超えるとき（※２） ・府域及びその周辺において、大規模な事故等発生の情報を受信したとき ・林野火災において、焼損面積が５ｈａを超えておりかつ拡大のおそれが懸念されるときや住宅への延焼など社会的な影響度が高いとき
② 解除基準	・災害発生のおそれが解消したとき ・災害応急対策が概ね完了したとき ・国から、南海トラフ地震に関する防災対応解除の呼びかけが発せられたとき

③組　織	【部　長】危機管理監 【副部長】危機管理室長、事業調整室長（風水害・台風） 【部　員】関係課長 （防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、企画室連携課長、成長戦略局空港政策担当課長、財政課長、スマートシティ戦略総務課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、府民文化総務課長、ＩＲ推進局企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療・感染症対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課長、農政室整備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業調整室都市防災課参事、道路室道路環境課長、河川室河川環境課長、大阪都市計画局計画推進室総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課長、教育総務企画課長）
④参集場所（※３）	・大手前に勤務する指令部員については、新別館北館 1F 災害対策本部会議室 ・咲洲庁舎に勤務する指令部員及び大阪港湾局計画調整担当課長については、原則、咲洲庁舎 20F 共用会議室（海側） ただし、時間外に災害等が発生した場合で、かつ大阪府に（大）津波警報が発表されている場合は、災害対策本部会議室に参集する。
⑤指令部会議の開催	指令部長は、活動基準に該当すると認めたときは、速やかに、指令部副部長、指令部員を招集して、指令部会議を開催し、次の事務を実施する。
⑥会議の内容	ア　災害原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析 ・地震 ・気象情報等 ・庁内各部局からの情報 ・市町村からの情報 ・消防、警察等からの情報 ・被害が甚大又は甚大と予測される市町村への先遣隊及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること イ　消防、警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整 ・緊急消防援助隊への応援要請準備 ・関西広域連合への応援要請準備 ・警察災害派遣隊への応援要請の状況確認 ・自衛隊への災害派遣等の要請準備 ウ　職員の配備体制 ・本庁、出先機関の職員配備体制の検討・準備 ・災対本部等への関係機関の連絡員派遣要請の準備 エ　府民への広報及び報道機関との連絡調整 ・府広報媒体を活用した広報の準備、・報道機関への情報提供 オ　警戒本部、災対本部の設置の必要性の検討等 ・知事、副知事への連絡（状況に応じ、知事の登庁手段の確保） ・各部連絡責任者等への連絡 カ　警戒本部、災対本部が設置されたときの当該本部事務局の運営

なお、災害等の態様に応じ指令部員を限定又は追加して、指令部会議を開催する。

指令部会議の構成は別表１のとおりとする。

※原子力災害については本要領「第８章第１節第１　組織体制」を参照

（※１）大阪管区気象台の最新情報で大阪府域において最大風速（陸上）25m/s が予想されるとき。

（※２）「24 時間雨量予測が 200 ㎜を超えるとき」の判断については以下のとおりとする。

①水防災情報システムにおいて、雨量計のいずれかで実況（累積）雨量 180 ㎜を超過

②「雨雲の動き」（気象庁ＨＰ）において、上記①の雨量計の所在地域（市町村）の１時間後の雨量予測が 20 ㎜以上（黄色で着色）。

⇒　雨量計の実況で 150 ㎜を超過した時点で警戒班から危機管理室幹部に連絡

（※３）指令部会議は、原則、参集して行うものとしているが、通信環境の向上や機器の充足に伴い、会議の内容や参集に要する時間を考慮して、適宜リモートを併用した会議への参加が出来るものとする。

(2)　地域情報班の活動

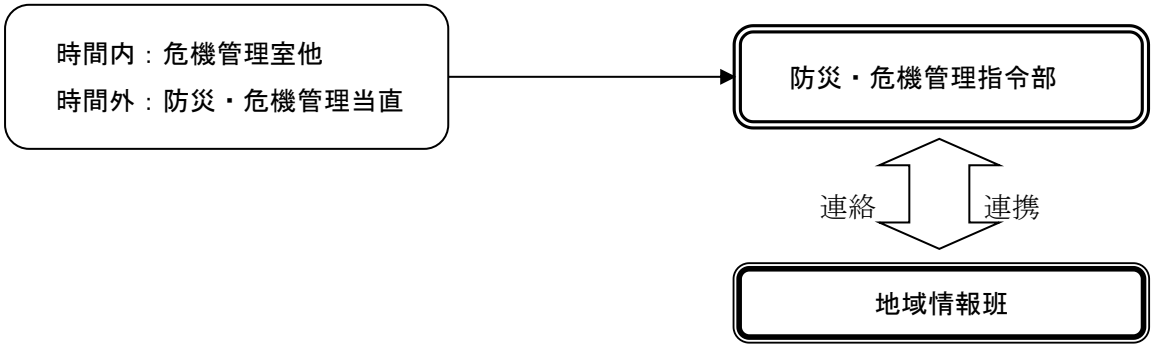
主たる担当：地域防災監、関係室・課：関係出先機関

警戒班における地域情報班の活動に同じ。

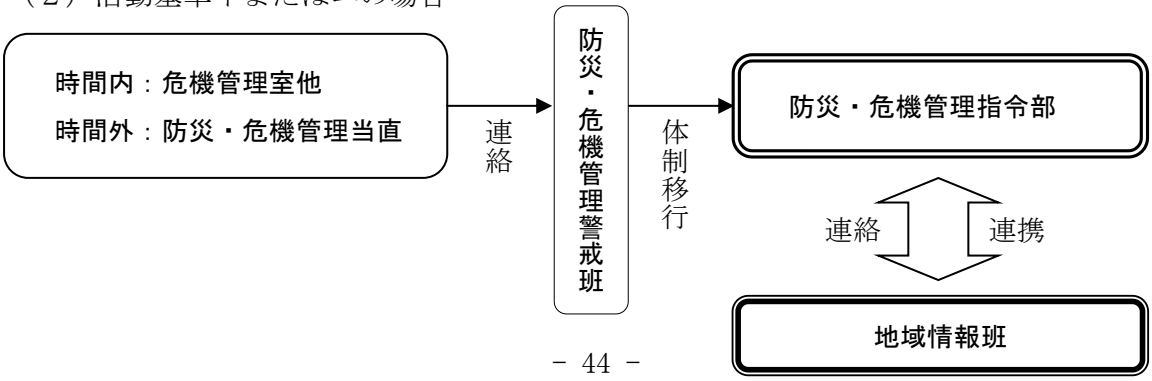
ただし、下記内容を追加する。

①開始基準	・府域(対象地域)において震度４を観測したとき（自動設置） ・津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
③ 組織	・地震の場合、震度４を観測した市町村を管内に有する土木事務所 ・津波の場合、注意報が発表された沿岸市町を管内に有する土木事務所
④ 活動内容	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、警戒班における地域情報班の活動に加え、日頃からの地震への備えの再確認を行う

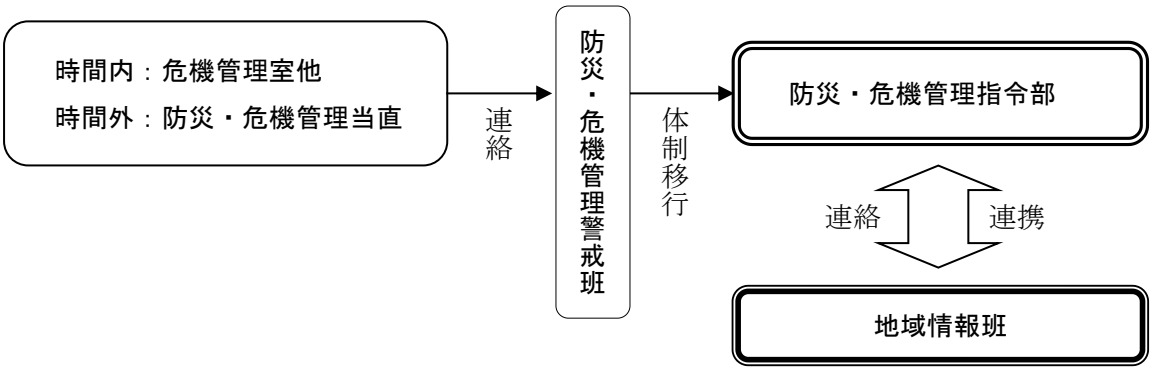
（１）活動基準アの場合



（２）活動基準イまたはエの場合

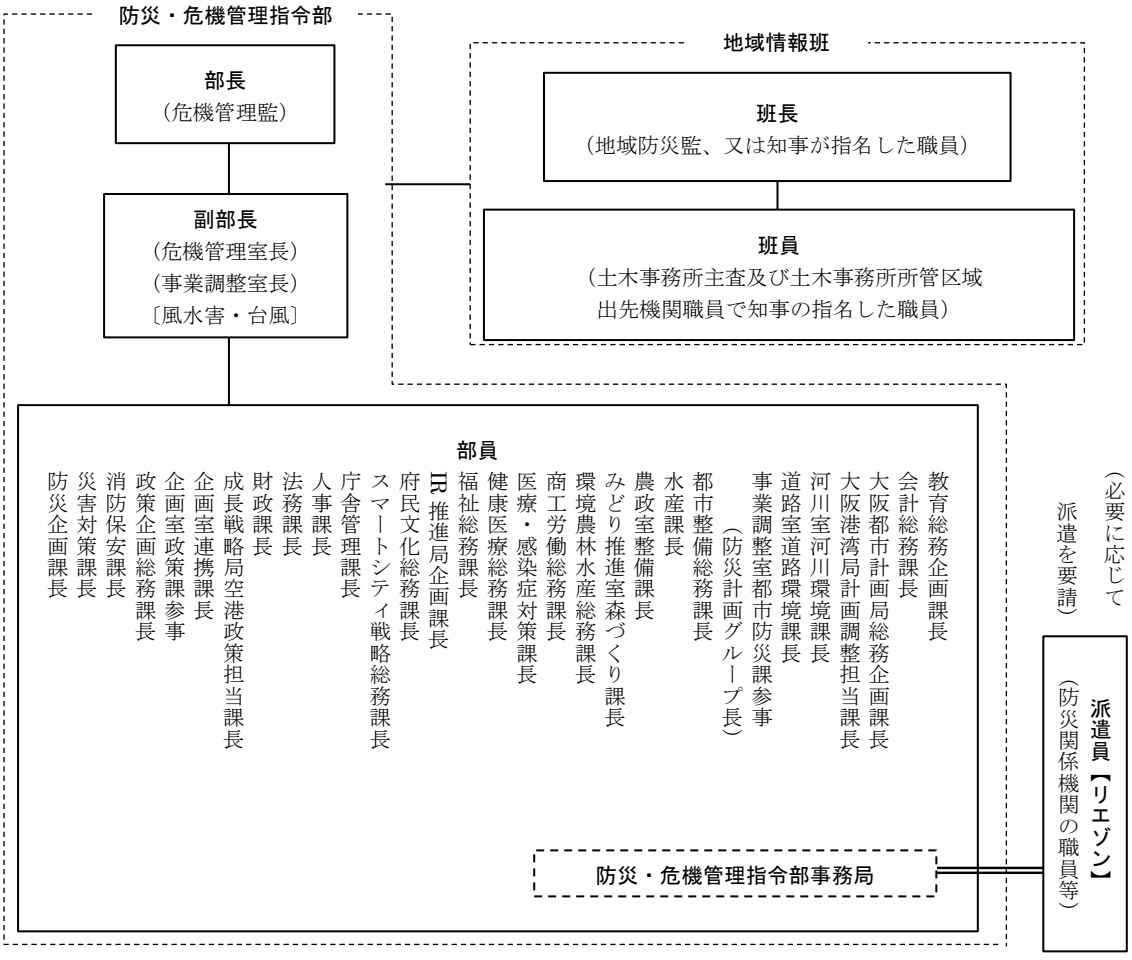


（３）活動基準ウの場合



※時間外は、連絡体制の確立

＜防災・危機管理指令部　組織図＞



別表１　防災・危機管理指令部会議の構成（※その他、状況に応じて招集する。）

			自然災害					事故・事件等							その他		
			地震	津波	風水害	台風	竜巻	海上	航空	鉄道	道路	危険物	高層建築物地下街火災	林野火災	危機事象	国民保護	原子力災害
1	部長	危機管理監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	副部長	危機管理室長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		事業調整室長			○	○											
4	部員	防災企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5		災害対策課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		消防保安課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		政策企画総務課長	○			○										○	
8		企画室政策課参事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9		企画室連携課長															○
10		成長戦略局空港政策担当課長				○			○								
11		財政課長	○			○										○	
12		法務課長				○										○	
13		人事課長	○													○	
14		庁舎室庁舎管理課長	○													○	
15		スマートシティ戦略総務課長	○			○										○	
16		府民文化総務課長				○										○	
17		ＩＲ推進局企画課長														○	
18		福祉総務課長				○										○	
19		健康医療総務課長				○										○	
20		医療・感染症対策課長	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
21		商工労働総務課長				○										○	
22		環境農林水産総務課長				○										○	
23		みどり推進室森づくり課長	○		○	○								○			
24		農政室整備課長	○		○	○											
25		水産課長		○	○ (高潮)	○		○									
26		都市整備総務課長				○										○	
27		事業調整室都市防災課参事(防災計画Ｇ長)	○	○	○	○				○	○						
28		道路室道路環境課長	○	○	○	○				○	○					○	
29		河川室河川環境課長	○	○	○	○											
30		計画推進室総務企画課長				○										○	
31		大阪港湾局計画調整担当課長		○	○ (高潮)	○		○								○	
32		会計総務課長														○	
33		教育総務企画課長				○										○	

「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う指令部会議の構成は、自然災害の「地震」及び「津波」を適用する。

３　災害警戒本部の活動

(1)　災害警戒本部の活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。また、指令部長は、その旨を各部連絡責任者に通知する。

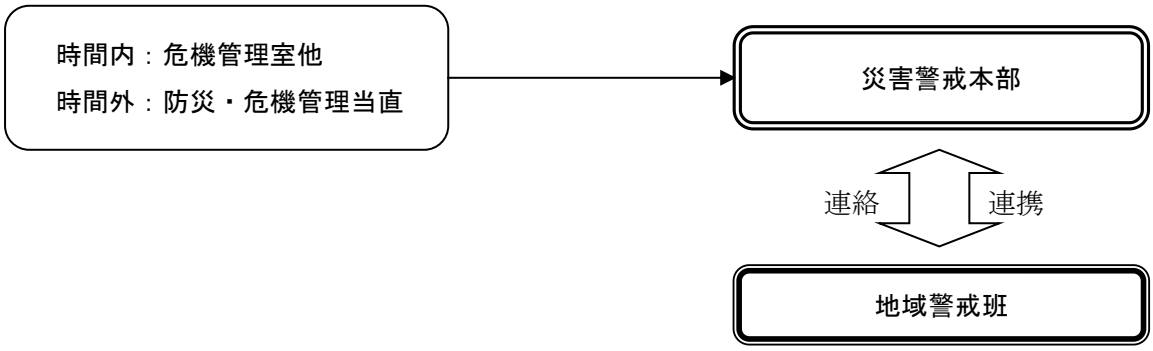
①設置基準	ア　・府域において、震度５弱又は震度５強を観測したとき（自動設置） ・府域において、津波警報が発表されたとき（自動設置）（遠地津波含む） イ　下記の条件を満たすとき ・気象庁が発表する台風情報により、府域最接近の概ね４８時間前の時点で大阪府域が暴風警戒域に入り、その中心が大阪府庁から１００km以内にあり、かつ大阪府域における最大風速（陸上）３０m/s以上の台風が府域に上陸・最接近することが見込まれるとき ウ　・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表があったとき ・東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき エ　下記の場合で、知事が必要と認めたとき ・指令部が災害等の情報により、災害等が発生したと判断したとき ・津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき ・指令部が災害等の情報により、府域及びその周辺において大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき ・災害等の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき ・林野火災において、焼損面積が１０ｈａを大きく超えるとき、または大阪市消防局航空隊及び近隣消防本部以上の応援が必要であると考えられるとき オ　特別警報級の台風が接近した際に、国において災害対策本部等が設置され、対象地域が大阪府と告示されたとき カ　その他知事が必要と認めたとき
②廃止基準	・災害等発生のおそれが解消したとき ・災害応急対策がおおむね完了したとき ・災害対策本部が設置されたとき ・東海地震に係る警戒解除宣言の発令を認知したとき ・国から、南海トラフ地震に関する防災対応解除の呼びかけが発せられたとき ・その他知事が認めたとき
③組織	・本 部 長　知事 ただし、災害等の状況により、副知事を本部長とすることができる。 ・副本部長　副知事①～③、危機管理監④（※○数字は本部長の代理順序） ただし、当該事象の担当副知事（他の副知事は出席を要しない）を本部長とした場合は、危機管理監のみを副本部長とすることができる。 ・本 部 員　政策企画部長、報道監、危機管理室長⑤、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、

	都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長
④参集場所	・大手前に勤務する本部員については、新別館北館 1F 災害対策本部会議室 ・咲洲庁舎に勤務する本部員及び大阪港湾局長については、原則、咲洲庁舎 20F 共用会議室（海側） ただし、時間外に災害等が発生した場合で、大阪府に（大）津波警報が発表されている場合は、災害対策本部会議室に参集する。
⑤警戒本部会議の開催	警戒本部の所掌事務について方針を策定し、それを実施するため、本部長は、必要の都度、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。 ただし、本部長は災害等の状況に応じ、会議の構成員を限定することができる。また、本部長は、指令部員及び各部連絡責任者を会議に出席させることができる。なお、警戒本部会議の構成は、別表２のとおりとする。
⑥警戒本部会議の内容	ア　災害原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析結果の確認 ・地震・気象情報等 ・庁内各部局からの情報 ・市町村からの情報 ・消防、警察等からの情報 ・市町村へ派遣された先遣隊及び現地情報連絡員（リエゾン）からの報告 イ　職員の配備体制 ・本庁、出先機関の職員配備体制の決定、・関係機関の配備体制の確認 ウ　消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整 ・緊急消防援助隊の応援要請の検討、・関西広域連合への応援要請の検討 ・警察災害派遣隊への応援要請の状況確認、・自衛隊への災害派遣等要請の検討 エ　府民への広報及び報道機関との連絡調整 ・府広報媒体を活用した広報の実施、・報道機関への情報提供 ・台風接近に関する災害モード宣言の発信 オ　災対本部の設置。 ・各部連絡責任者等への連絡 ・災対本部への移行 カ　その他緊急に実施を要する災害応急対策の決定

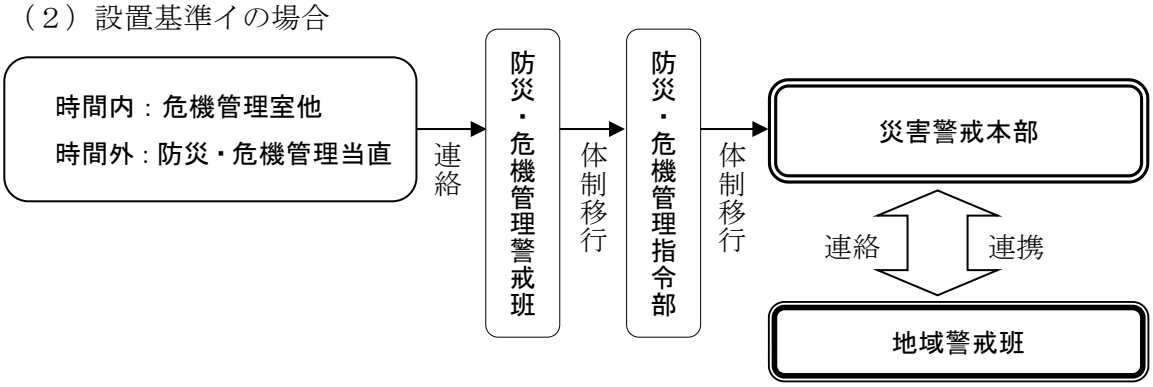
※原子力災害については本要領「第８章第１節第１　組織体制」を参照

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後、１週間が経過し、巨大地震注意対応期間に移行した際は、災害警戒本部を設置した状態で、職員の配備体制を南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の非常１号配備の体制とすることを基本とする。

（１）設置基準アの場合



（２）設置基準イの場合



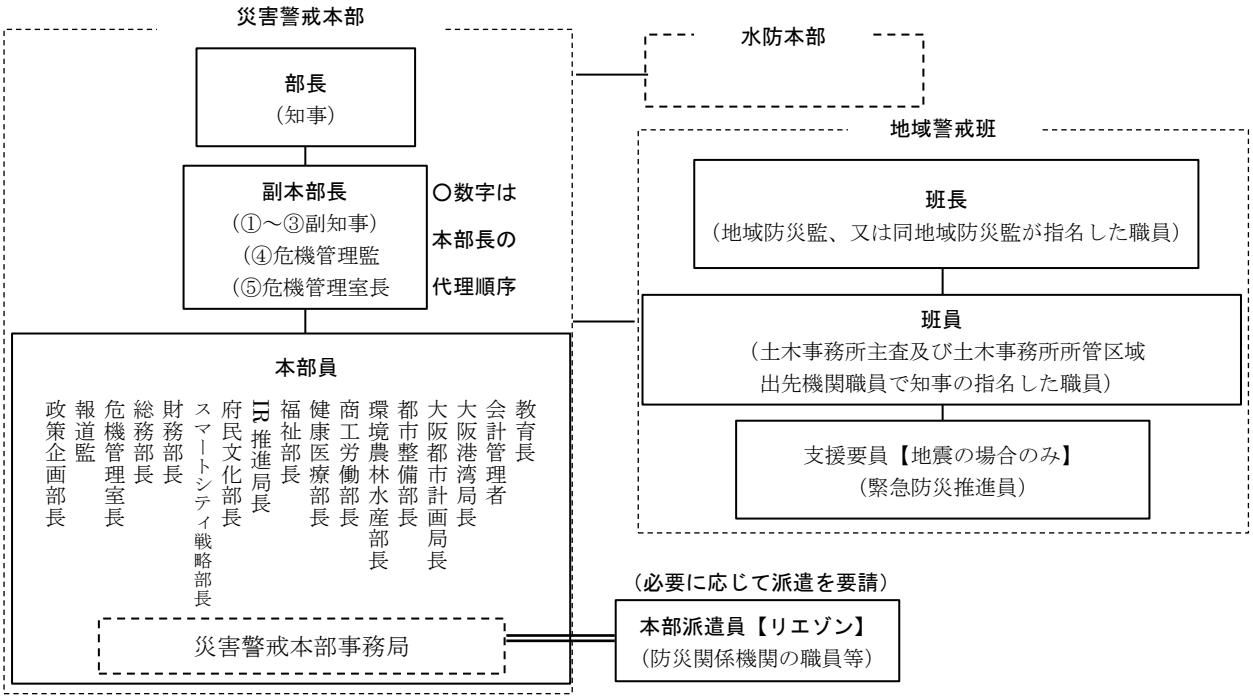
(2)　地域警戒班の活動

主たる担当：地域防災監、関係室・課：関係出先機関

地域防災監は、次の設置基準に該当する場合は、地域警戒班を設置する。
なお、具体的な活動内容は、各地域防災マニュアルによるものとする。

①設置基準	・府域において震度５弱・５強を観測したとき（自動設置） ・警戒本部が設置されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・その他当該地域防災監が必要と認めたとき
②廃止基準	・地域連絡部が設置されたとき ・その他当該地域防災監が認めたとき
③対象	・地震・津波においては、全土木事務所 ・風水害においては、警報が発表された気象台の二次細分区域又は被害が発生している市町村を管内に有する土木事務所 ・危機事象等の場合、事象が発生した市町村を管内に有する土木事務所及び前記に隣接する土木事務所
④組織	・班　　長　地域防災監又は地域防災監の指名した職員 ・班　　員　土木事務所主査及び土木事務所所管区域出先機関職員で知事の指名した職員 ・支援要員　緊急防災推進員（地震の場合のみ）
⑤活動内容	・府民センタービルの被害把握 ・管内市町村防災体制の把握 ・管内市町村の被害状況・気象実況等の収集 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、日頃からの地震への備えの再確認に加え、市町村が行う住民等への呼びかけを促すなど

＜災害警戒本部　組織図＞


災害警戒本部
部長
（知事）
副本部長
（①～③副知事）
（④危機管理監
（⑤危機管理室長
○数字は
本部長の
代理順序
本部員
教育長
会計管理者
大阪港湾局長
大阪都市計画局長
都市整備部長
環境農林水産部長
商工労働部長
健康医療部長
福祉部長
IR推進局長
府民文化部長
スマートシティ戦略部長
財務部長
総務部長
危機管理室長
報道監
政策企画部長
災害警戒本部事務局
水防本部
地域警戒班
班長
（地域防災監、又は同地域防災監が指名した職員）
班員
（土木事務所主査及び土木事務所所管区域
出先機関職員で知事の指名した職員）
支援要員【地震の場合のみ】
（緊急防災推進員）
（必要に応じて派遣を要請）
本部派遣員【リエゾン】
（防災関係機関の職員等）

別表２　災害警戒本部会議の構成（※その他、状況に応じて招集する。）

			自然災害					事故・事件等							その他	
			地震	津波	風水害	台風	竜巻	海上	航空	鉄道	道路	危険物	高層建築物地下街火災	林野火災	原子力災害	危機事象
1	本部長	知事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	副本部長	副知事(危機管理担当)	○	○	○	○	○								○	
		副知事	○			○									○	
		副知事	○			○									○	
3		危機管理監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	本部員	政策企画部長	○			○			○						○	
5		報道監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		危機管理室長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		総務部長	○			○									○	
8		財務部長	○			○									○	
9		スマートシティ戦略部長	○			○									○	
10		府民文化部長	○			○									○	
11		ＩＲ推進局長	○												○	
12		福祉部長	○			○									○	
13		健康医療部長	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	○
14		商工労働部長	○			○									○	
15		環境農林水産部長	○	○	○	○		○						○	○	
16		都市整備部長	○	○	○	○				○	○				○	
17		大阪都市計画局長	○	○		○									○	
18		大阪港湾局長	○	○	○	○		○							○	
19		会計管理者	○												○	
20		教育長	○			○									○	

「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う災害警戒本部会議の構成は、自然災害の「地震」及び「津波」を適用する。

４－１　災害対策本部の活動

(1)　災害対策本部の活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部（以下、「災対本部」という）を設置し、災害応急対策等を実施する。

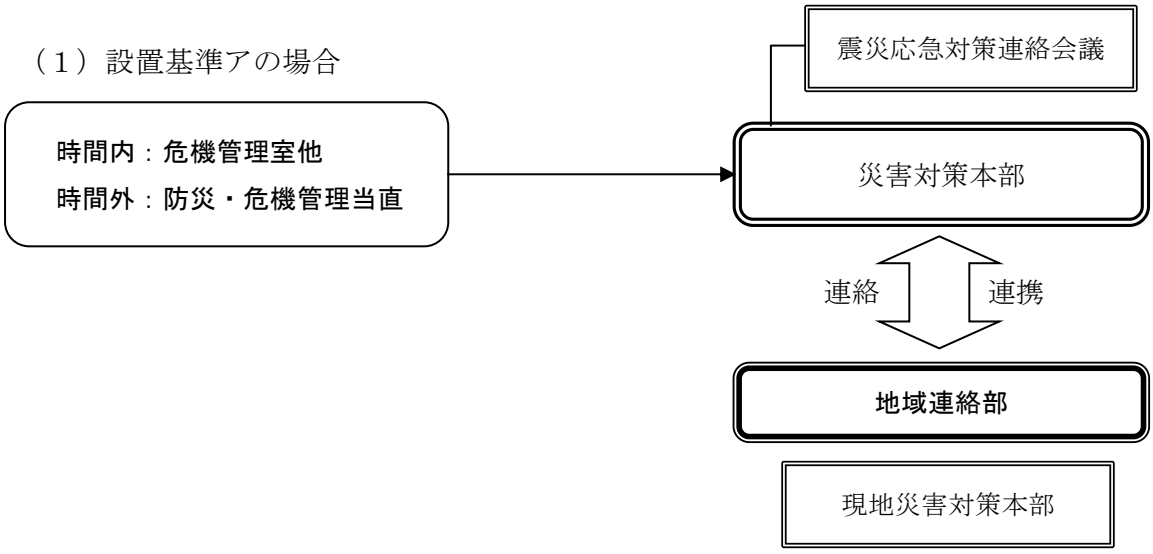
また、指令部長は、その旨を各部連絡責任者に通知する。

①設置基準	ア　・府域において、震度６弱以上を観測したとき（自動設置） ・府域において、大津波警報が発表されたとき（自動設置）（遠地津波含む） イ　次の条件を満たしたとき ・府域において、特別警報が発表されたとき ・「災害モード宣言」を発信したとき（自動設置） ウ　下記の場合で、知事が必要と認めたとき ・指令部または警戒本部が災害等の情報により大規模な災害等が発生したと判断したとき ・津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき ・指令部または警戒本部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき ・林野火災において、焼損面積が２０ｈａを超えており、自衛隊の災害派遣要請等が必要なとき エ　その他知事が必要と認めたとき
②廃止基準	・災害等応急対策がおおむね完了したとき ・その他、災害対策本部長が認めたとき
③組織	・本 部 長　知事 ・副本部長　副知事①～③、危機管理監④（※○数字は本部長の代理順序） ・本 部 員　政策企画部長、報道監、危機管理室長⑤、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長
④参集場所	・大手前に勤務する本部員については、新別館北館 1F 災害対策本部会議室 ・咲洲庁舎に勤務する本部員及び大阪港湾局長については、原則、咲洲庁舎 20F 共用会議室（海側） ただし、時間外に災害等が発生した場合で、かつ大阪府に（大）津波警報が発表されている場合は、災害対策本部会議室に参集する。
⑤災害対策本部会議の開催	災対本部の所掌事務について方針を策定し、それを実施するため本部長は、必要の都度、副本部長及び本部員を招集し災対本部会議を開催する。また、本部長は、指令部員及び各部連絡責任者を会議に出席させることができる。災対本部会議の運

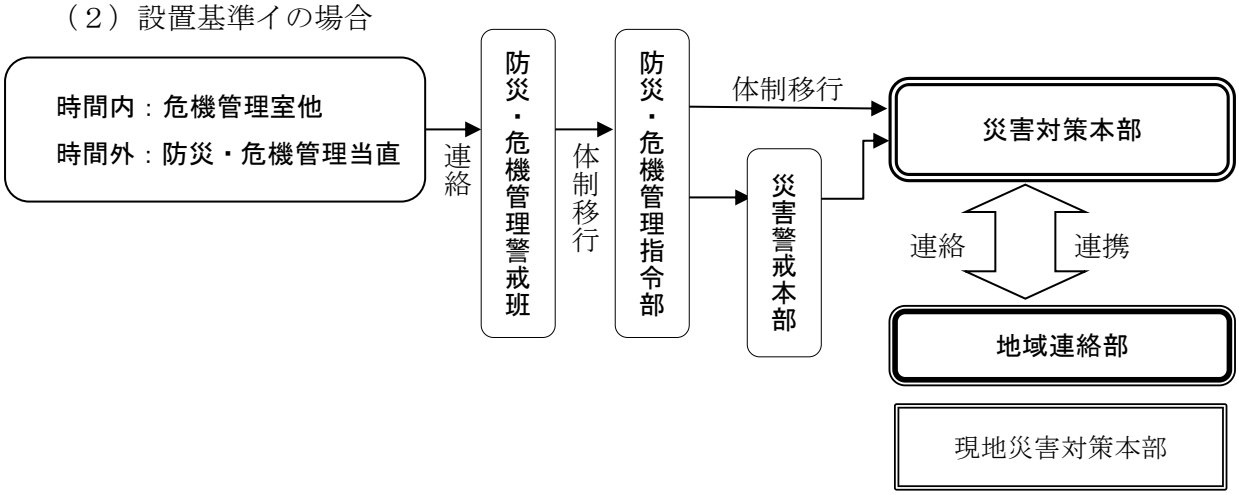
	営・議事進行は危機管理監が行う。 　なお、第１回災害対策本部会議は、発災後１時間から１時間半を目途に開催する。
⑥災害対策本部会議の内容	ア　災害原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析結果の確認 　・地震・気象情報等、・市町村からの情報、・消防、警察等からの情報 　・市町村へ派遣された先遣隊及び現地情報連絡員（リエゾン）からの報告 イ　職員の配備体制 　・本庁、出先機関の職員配備体制の決定、・関係機関の配備体制の確認 ウ　応急対策の実施 　・救助活動の実施、・道路、施設等の応急復旧、・被災建築物応急危険度判定士等の派遣、・被災者支援の決定など エ　関係機関に対する応援の要請及び実施 　・緊急消防援助隊の応援要請の決定、・関西広域連合への応援要請の決定 　・警察災害派遣隊の応援要請の状況確認、・自衛隊への災害派遣等要請の決定 オ　府民への広報及び報道機関との連絡調整 　・府広報媒体を活用した広報の実施、・報道機関への情報提供 カ　市町村への応援又は職員派遣に関すること キ　現地災害対策本部の設置 　・現地災害対策本部長、副本部長、本部員の指名 ク　国の現地災害対策本部との連携 　・連絡員の派遣要請の決定 ケ　その他災害に関する重要な事項の決定

※原子力災害については本要領 203 頁「第８章第１節第１　組織体制」を参照

（１）設置基準アの場合



（２）設置基準イの場合



(2)地域連絡部の活動

主たる担当：地域防災監、関係室・課：関係出先機関

地域防災監は、次の設置基準に該当する場合は、地域連絡部を設置する。
なお、具体的な活動内容は、各地域防災マニュアルによるものとする。

①設置基準	・府域において震度６弱以上を観測したとき（自動設置） ・災対本部が設置されたとき ・その他当該地域防災監が必要と認めたとき
②廃止基準	・災害応急対策がおおむね完了したとき ・現地災害対策本部が設置されたとき ・その他当該地域防災監が認めたとき
③対象地域	・全土木事務所
④組織	・部　　長　地域防災監又は地域防災監の指名した職員 ・部　　員　土木事務所所管区域出先機関の長又はその長が選出した者で知事が指名した職員又は地域防災監が選出し知事が指名した職員 ・事務局員　土木事務所主査及び土木事務所所管区域出先機関職員で知事の指名した職員 ・支援要員　緊急防災推進員（地震の場合のみ）
⑤活動内容	・府民センタービルの被害把握 ・管内市町村防災体制の把握 ・管内市町村の被害状況・気象実況等の収集 ・管内市町村の災害対策状況の情報収集 ・その他必要な事項の把握　など

４－２　現地災害対策本部の活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

災対本部長は、次の設置基準に該当する場合は、原則として被災地近接の府民センタービル、又は、状況により被災地の市町村庁舎等に、大阪府現地災害対策本部（以下「現対本部」という。）を設置する。

①設置基準	・災害等の地域的特性に応じた災害等応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要を認めたとき
②廃止基準	・災害対策本部長が認めたとき
③組織	・本 部 長　災対本部長が指名する者 ・副本部長　災対本部長が指名する者 ・本 部 員　地域防災監、土木事務所所管区域出先機関の長のうち災対本部長が指名するもの
④現地災害対策本部会議の開催	現地災害対策本部長は、応急対策の実施を推進するため、副本部長及び本部員を招集し、現地災害対策本部会議を開催する。
⑤現地災害対策本部会議の内容	ア　被害状況等の把握 ・市町村との連絡調整など イ　市町村への支援 ・市町村へ派遣する災害時先遣隊や現地情報連絡員（リエゾン）との連絡調整 ・被災建築物応急危険度判定士等の派遣など ウ　府が実施する応急対策に関する現地調整及び推進 ・市町村が実施する応急対策に関する連絡調整 ・関係機関が実施する応急対策に関する連絡調整 エ　現地における関係機関等との連絡 ・消防・警察・自衛隊等関係機関との連絡調整 オ　その他必要な事項
⑥現地災害対策事務局	・現対本部の事務を処理するため、事務局をおく。 ・事務局長は、当該府民センタービル内の地域防災監とし、事務局員は、危機管理室、土木事務所所管区域出先機関の職員のほか、現対本部長が指名した職員とする。

班　　名	現 地 災 害 対 策 事 務 局 の 事 務 分 掌
対　策　班	１　応急対策の検討・立案に関すること。 ２　災対本部との連絡調整に関すること。 ３　市町村支援に関する連絡調整に関すること。 ４　関係機関との連絡調整に関すること。 ５　市町村へ派遣する災害時先遣隊や現地情報連絡員（リエゾン）との連絡調整に関すること。 ６　報道機関への対応に関すること。 ７　災害用備蓄物資の出庫に関すること。
情　報　班	１　市町村の被害状況、対策実施状況の収集及び災対本部への報告に関すること。 ２　安全情報、ライフライン情報、交通情報、道路情報、避難所の運営状況等情報の収集伝達に関すること。 ３　大阪府防災情報システム・防災行政無線の利用調整並びにその他通信の確保に関すること。
総　務　班	１　現対本部の開設及び運営に関すること。 ２　各種会議資料、記録に関すること。 ３　現対本部事務局職員の服務に関すること。 ４　国の機関、国会議員等の視察・調査の受入に関すること。 ５　現対本部事務局の他の班の事務分掌に属しないこと。
住民対応班	１　住民対応に関すること。 ２　住民対応に関する市町村との連絡調整に関すること。

４－３　大阪府防災会議の運営

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

知事は、府域で災害等が発生した場合において、災害等応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ防災会議を開催する。また、その旨を各部連絡責任者に通知する。

①大阪府防災会議の開催	知事は、次の所掌事務を処理するため、防災会議を開催する。 なお、防災会議の構成は、別表３のとおりとする。
②所掌事務	・府地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。 ・府域に係る災害等が発生した場合において、当該災害等に関する情報を収集すること。 ・府域に係る災害等が発生した場合において、当該災害等に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、府並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。 ・非常災害等に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。 ・その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

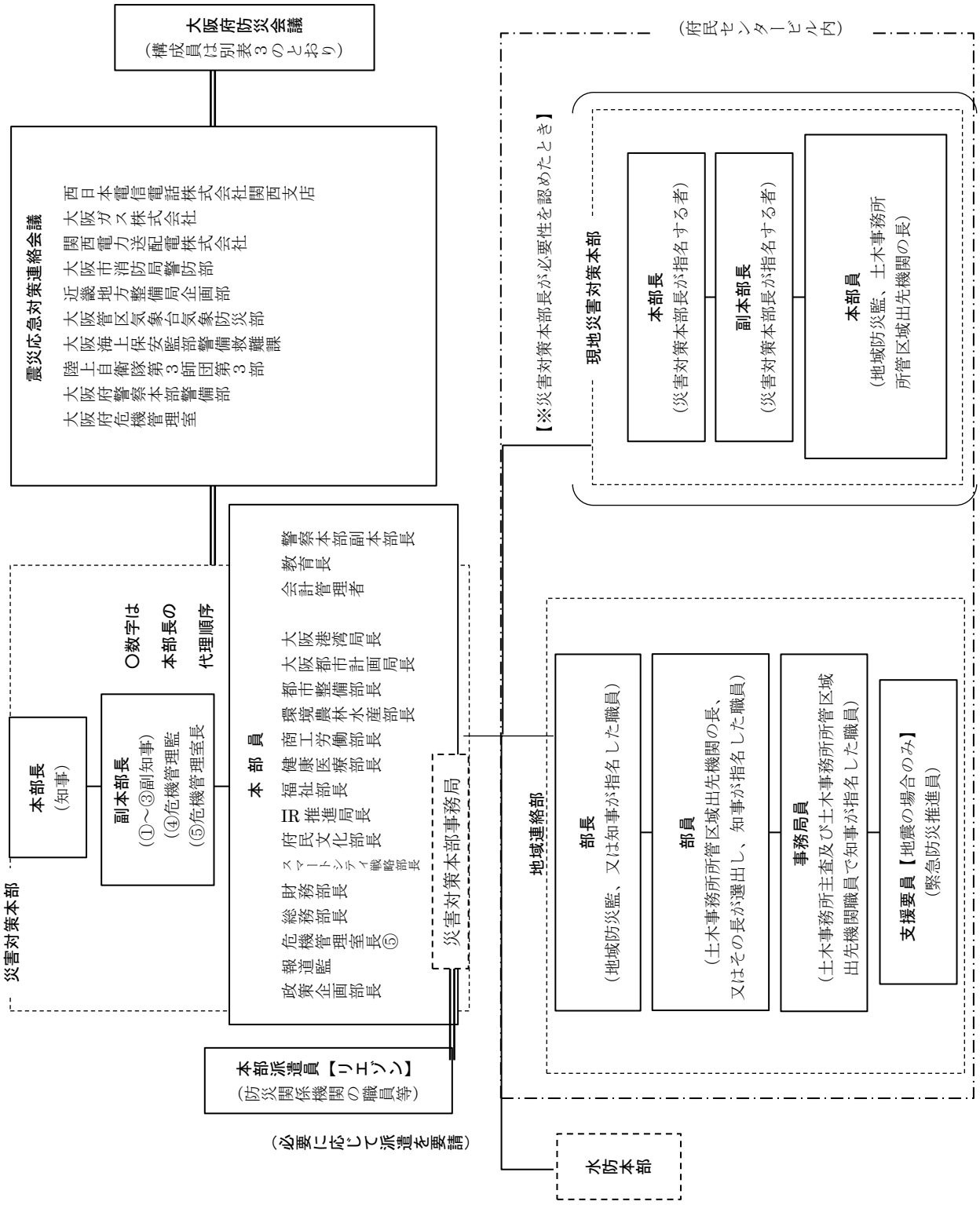
４－４　震災応急対策連絡会議の設置及び運営

主たる担当：危機管理室

指令部長（危機管理監）は、災対本部の設置後速やかに、災対本部長の指示のもと、大阪府防災会議と災対本部との間の連絡を緊密に行うため、震災応急対策連絡会議を設置する。また、その旨を各部連絡責任者に通知する。

①会議の構成	大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第３師団第３部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社関西支店の各職員で構成する。
②会議の内容	・被害情報及び災害応急対策に関する情報交換 ・相互協力及び応援要請の調整 ・その他相互協力に関し必要な事項

＜災害対策本部　組織体制図＞



別表３　大阪府防災会議委員名簿（令和５年１０月１日）

	機関名	委員
	会長	知事
1号	近畿管区警察局	局長
	近畿総合通信局	局長
	近畿財務局	局長
	近畿厚生局	局長
	大阪労働局	局長
	近畿農政局	局長
	近畿中国森林管理局	局長
	近畿経済産業局	局長
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長
	近畿地方整備局	局長
	近畿運輸局	局長
	大阪航空局	局長
	近畿地方測量部	部長
	大阪管区気象台	台長
	第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）	監部長
	近畿地方環境事務所	所長
	近畿中部防衛局	局長
2号	陸上自衛隊第３師団	師団長
3号	大阪府教育委員会	教育長
4号	大阪府警察本部	本部長
5号	大阪府	副知事
		危機管理監
		都市整備部長
6号	大阪市	市長
	堺市	市長
	大阪府市長会	会長
	大阪府町村長会	会長
	大阪市消防局	消防局長
	堺市消防局	消防局長
7号	独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）	支社長
	日本銀行（大阪支店）	理事・大阪支店長
	日本赤十字社（大阪府支部）	事務局長
	日本放送協会（大阪放送局）	専務理事　大阪放送局長
	西日本高速道路株式会社（関西支社）	支社長
	阪神高速道路株式会社	取締役兼執行役員
	新関西国際空港株式会社	総務部長
	西日本旅客鉄道株式会社（近畿統括本部阪奈支社）	常務理事近畿統括本部　阪奈支社長
	西日本電信電話株式会社（関西支店）	執行役員関西支店長
	日本郵便株式会社（近畿支社）	常務執行役員近畿支社長
	大阪ガスネットワーク株式会社	供給指令部長
	日本通運株式会社（大阪支店）	部長
	関西電力送配電株式会社	地域コミュニケーション部長
	ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）	関西総支社管理部長
	大阪府土地改良事業団体連合会	会長
	関西鉄道協会	専務理事
	一般社団法人大阪府医師会	会長
	一般社団法人大阪府歯科医師会	会長
	一般社団法人大阪府薬剤師会	会長
	公益財団法人大阪府消防協会	会長
	株式会社毎日放送	報道情報局長
	朝日放送ラジオ株式会社	常務取締役
	一般社団法人大阪府トラック協会	会長
	大阪広域水道企業団	副企業長
	公益社団法人大阪府看護協会	会長
8号	学識経験者	関西大学社会安全研究センター長 特別任命教授
		兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科　教授
		大阪公立大学現代システム科学研究科客員研究員／神戸大学地域連携推進本部 特命准教授
		神戸大学大学院　工学研究科　准教授
		京都大学防災研究所　社会防災研究部門　准教授
		大阪府婦人防火クラブ連絡協議会 会長
		大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長
		大阪府女性消防団員連絡会議 代表幹事

５　地震発生時における災害対策本部等の事務局体制

指令部長は、地震発生時には、指令部（非常１号配備）、警戒本部（非常２号配備）及び災対本部（非常３号配備）の運営を円滑に行うため、次表のとおり事務局職員を招集する。

なお、事務局体制については、時間経過によって変化する応急対策業務に柔軟に対応するため、フェーズごとに班体制の人員等を定める。

また、指令部長は、必要に応じ、事務局職員の員数を増減することができるものとし、増員する場合は、災対本部各班から応援する職員を指名できるものとするほか、時間外に発災した場合は、不足する人員部分に緊急防災推進員を配置する。

(1)第１フェーズ（発災後 3 時間まで）～第２フェーズ（発災後 24 時間まで）※時間は目安です。

目　標	・迅速な体制確立と情報収集　・的確な府民への緊急情報の発信 ・防災機関への速やかな応援要請　・全庁的な情報共有と対応方針の統一

<table>
<tr><th rowspan="2">班</th><th rowspan="2">主な業務項目</th><th colspan="3">構成員</th></tr>
<tr><th>非常１号（指令部）</th><th>非常２号（警戒本部）</th><th>非常３号（災対本部）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">統括班</td><td rowspan="2">○災害対策本部会議の資料及び報道提供資料作成
○先遣隊の編成及び指示
○先遣隊からの情報に基づき市町村への現地連絡員派遣編成内容を検討
○災害対策に関する基本方針の作成
○情報の総合集約(事務局班長会議の主催)
○対策に関する総合調整
○事務局内の人員調整
○国関係省庁情報連絡会議の開催（毎日夕方実施）
○リエゾン間の情報共有会議の開催</td><td colspan="3">危機管理監
危機管理室長
危機管理センター長
消防保安課参事</td></tr>
<tr><td>危機管理室（３名）</td><td>危機管理室（４名）</td><td>危機管理室(５名)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総務・広報班</td><td rowspan="2">○危機管理室職員及び緊急防災推進員の安否確認
○庁内各部局との連絡調整（副首都推進局、万博推進局含む）
※体制連絡、本部会議開催通知、BCP 関連業務など）
○リエゾン派遣要請に関すること（庁内・関係機関）
○災対本部会議の準備・運営・会議録作成
○議会対応
○事務局班長会議の決定事項の記録
○事務局、関係機関要員の執務環境対応
○文書管理
○消防学校の被害状況確認
○知事緊急放送(マスコミ以外)対応※
○府民向け広報の実施(府 HP※、おおさか防災ネットの更新、防災情報メール、その他 SNS※の発信など)
○府民からの問い合わせ対応
○総務・広報班活動記録(画像、文書)作成
※印は広報広聴課と連携
○災害モード宣言の発信情報広報
○住民の安否不明者情報の広報</td><td colspan="3">班長：消防保安課長　副班長：治安対策課参事</td></tr>
<tr><td>危機管理室（７名）</td><td>危機管理室（11 名）</td><td>危機管理室(12 名)
人事課（1 名）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報道班</td><td rowspan="2">○報道機関への緊急放送要請の実施
○報道機関対応
○プレスセンター開設・運営
○報道班活動記録(画像、文書)作成
○被害情報の公表</td><td colspan="3">班長：防災企画課参事　副班長：企画室政策課参事</td></tr>
<tr><td>企画室報道 G(1 名)
危機管理室（1 名）</td><td>企画室報道 G(1 名)
危機管理室（2 名）</td><td>企画室報道 G(1 名)
危機管理室(3 名)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">情
報
班</td><td rowspan="2">○以下の被害情報等を収集・整理し、モニターやホワイトボードに記載(事務局内の情報共有)
①気象台情報(地震、津波、気象等)を収集・整理
② 交通・ライフライン企業から被害情報等を収集・整理
③都市整備部や警察から道路被害情報を収集・整理
④市町村から D-DIS を通じて情報収集(避難情報の発令状況確認含む)
注：D-DIS 未入力の被害については、市町村に確認するとともに D-DIS 入力を促す
⑤被害情報(TV・各機関等)を収集・整理
⑥ヘリテレ映像の収集・配信
⑦国、関西広域連合等の情報等を収集・整理（対応の必要性を判断し対策班に引き継ぐ、状況地図を作成）
○地震・津波等の情報や各種被害情報等を評価・分析し、被害の全体像を想定する。(被害想定及び地域防災計画担当が専任)
○情報班活動記録(画像、文書)作成
※原子力災害が発生した場合は緊急時モニタリング体制等を設置する。(自然災害等との複合災害の場合は調整する。)
○住民の安否不明者情報の収集（府警、市町村）と、府警情報の市町村提供
○府警本部との連絡調整</td><td colspan="3">班長：防災企画課長　　副班長：消防指導Ｇ長
班長補佐：治安対策課長</td></tr>
<tr><td>危機管理室（14名）</td><td>危機管理室（20名）</td><td>危機管理室(23名)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対
策
班</td><td rowspan="2">○被害情報等の収集伝達（国への報告）
○情報班より引き継いだ対応必要案件について、対策を検討し、対応する。
○各地域連絡部との連絡調整・体制確認（状況不明市町村の現状確認）(後方支援活動拠点の被害状況確認)
○防災関係機関への応援要請・活動調整(広域防災連絡会議の設置・運営含む)
○庁内各部局・事務局各班等への指示(道路啓開、救助資器材調達など)
○緊急通行車両証の発行手続き
○災害救助法適用に係る調整と適用及び告示（内閣府）※専任
○物資担当(災害対策Ｇ備蓄等の担当を１名は専任で指定)
・広域防災拠点の被害状況確認
・プッシュ型支援の準備(輸送手段手配、支援量、市町村受入調整など)
・協定企業等の被害状況等確認
※広域防災拠点の現場対応は最低５名ずつは必要でより多く必要（他部局応援必須）
○危機管理センターの機器操作
○防災行政無線、各種システムの運用
○衛星通信車の運用
○対策班活動記録(画像、文書)作成</td><td colspan="3">班長：災害対策課長　　副班長：災害対策課参事(1名)</td></tr>
<tr><td>危機管理室（12名）</td><td>危機管理室（21名）</td><td>危機管理室(33名)</td></tr>
<tr><td>○広域防災拠点の被害状況確認・報告(物資担当へ)
○緊急防災推進員の安否報告(総務・広報班へ)
○広域防災拠点周辺アクセス道路の被害状況確認・報告
○プッシュ型支援の準備
○備蓄物資等の出在庫管理のため、物流事業者に派遣要請と０時拠点の開設可否について確認
○府社会福祉協議会と府災害ボランティアセンターの設置についての協議および委託契約の締結準備</td><td>危機管理室（3名）</td><td>危機管理室（3名）</td><td>危機管理室(3名)</td></tr>
<tr><td>受
援
・
応
援
班</td><td>（必要に応じて設置）
【市町村応援に関する事】

○被災市町村の人的支援ニーズ掌握、応援内容の調整
○企画厚生課・人事課との調整（総務・企画Ｇと連携）
○庁内各部局及び非被災市町村から応援職員を徴募（総務・企画Ｇと連携）
○市長会、町村長会との調整
○市町村の被害状況を踏まえ、府域で対応不可の場合、総務省及び関西広域連合ブロック幹事県（兵庫県）に職員派遣要請（両者併せて実施）(対策班と連携)

【他府県等からの受援に関する事】
○国関係機関の受入（自衛隊、各地方指定行政機関リエゾン）
○国関係機関の受入（内閣府、総務省、TEC-FORCE、各地方指定行政機関リエゾン）
○国関係省庁情報連絡会議の準備及び記録（マスコミ非公開）
○府社協、おおさか災害支援ネットワーク、JVOAD との連携準備（新別館北館４F 職員会議室７・８）(対策班と連携)</td><td></td><td>危機管理室（８名）
(情報班・対策班から移動)</td><td>危機管理室（８名）
(情報班・対策班から移動)</td></tr>
</table>

原子力ＯＦＣ派遣	※原子力規制委員会等より警戒事態事象発生の連絡があった場合	危機管理室（2名）		
	※原子力事業者より施設敷地緊急事態の通報があった場合 ※原子力緊急事態宣言が発出された場合　等 （状況に応じ派遣人数を調整）	危機管理室（9名）		
石コン班	○石コンに係る情報収集後の分析 ○石コンに係る対策・措置の詳細又は専門的事項に関する連絡調整	危機管理室（7名） ※兼務含む	危機管理室（7名） ※兼務含む	危機管理室（7名） ※兼務含む
消防応援活動調整本部	※消防応援活動調整本部（本部長：知事）を設置する場合 ・市町村の被害状況の収集 ・緊急消防援助隊府代表（大阪市消防局）との情報交換 ・緊急消防援助隊派遣要請判断に必要な情報の収集 ・消防庁長官への府内被害状況の情報提供	危機管理室（3名） ※兼務	危機管理室（6名） ※兼務	危機管理室（14名） ※兼務
配備人員　計		**66～73名 （企画室報道G2名含む）**	**98～105名 （企画室報道G2名含む）**	**125～132名 （企画室報道G2名、人事課1名含む）**

【他府県で災害が発生し、緊急消防援助隊大阪府大隊が出動する場合】
室内に消防応援活動調整本部を設置し、消防保安課長、消防保安課参事、消防指導Ｇ員が従事する。
また、必要に応じ消防保安課以外の課員も従事する場合がある。

(2)第３フェーズ（発災後 72 時間まで）※時間は目安です。

目　標	・被災者の救出救助に全力を尽くす ・避難者への物資等の供給体制の確立

班	主な業務項目	構成員 非常３号（災対本部）
統括班	○災害対策本部会議の資料および報道提供資料作成 ○現地情報連絡員の派遣及び連絡・指示 ○国関係省庁情報連絡会議の開催（毎日夕方実施） ○情報の総合集約(事務局班長会議の主催) ○対策に関する総合調整 ○事務局班間の人員調整 ○リエゾン間の情報共有会議の開催	危機管理監 危機管理室長 危機管理課センター長 消防保安課参事 危機管理室(2名)
総務・広報班	○危機管理室職員及び緊急防災推進員の安否確認 ○庁内各部局との連絡調整（副首都推進局、万博推進局含む） ※本部会議開催通知、BCP 関連業務など ○災対本部会議の準備・運営・会議録作成 ○事務局班長会議の決定事項の記録 ○視察(政府・議員等)対応 ○事務局、関係機関要員の執務環境対応 ○文書管理 ○消防学校との連絡調整 ○府民向け広報の実施(府 HP※、おおさか防災ネットの更新、防災情報メール、その他 SNS※の発信など) ○災害時緊急相談電話窓口に関する調整(場所、設備、対応人員等) ○総務・広報班活動記録(画像、文書)作成 ※印は広報広聴課と連携 ○住民の安否不明者情報の広報	班長：消防保安課長　副班長：防災企画課参事 危機管理室(9名) 人事課（1名）
報道班	○被害情報の公表 ○報道機関対応 ○プレスセンター運営 ○報道班活動記録(画像、文書)作成	班長：防災企画課参事　副班長：企画室政策課参事（報道 G 長） 企画室報道 G(1名) 危機管理室(3名)
情報班	○以下の被害情報等を収集・整理し、モニターやホワイトボードに記載(事務局内の情報共有) ①気象台情報(地震、津波、気象等)を収集・整理 ② 交通・ライフライン企業から被害・復旧情報等を収集・整理 ③都市整備部や警察から道路被害・復旧情報を収集・整理 ④市町村から 0-DIS を通じて情報収集 注：0-DIS 未入力の被害については、市町村に確認するとともに 0-DIS 入力を促す ⑤被害情報(TV・各機関等)を収集・整理 ⑥ヘリテレ映像の収集・配信 ⑦国、関西広域連合等の情報等を収集・整理(対応の必要性を判断し対策班に引き継ぐ、状況地図を作成) ○被災者支援に関する情報(ニーズ等)を収集し、対策班に引き継ぐ ○地震・津波等の情報や各種被害情報等を評価・分析し、被害の全体像を更新する。(被害想定及び地域防災計画担当が専任) ○情報班活動記録(画像、文書)作成 ※原子力災害が発生した場合は緊急時モニタリング体制等を設置する。(自然災害等との複合災害の場合は調整する。) ○住民の安否不明者情報の収集（府警、市町村）と、府警情報の市町村提供	班長：防災企画課長　副班長：消防指導 G 長 危機管理室(16名)
対策班	○情報班より引き継いだ対応必要案件について、対策を検討し、対応する。 ○(出動している場合)先遣隊との連絡調整 ○各地域連絡部との連絡調整 ○防災関係機関との活動調整(広域防災連絡会議の運営含む) ○庁内各部局・事務局各班等への指示(道路啓開、救助資器材調達など) ○緊急通行車両証の発行手続き	班長：災害対策課長　副班長：災害対策課参事(1名) 危機管理室(16名)

	○災害救助法に係る調整（対象市町村の追加、内容・期間延長に関し内閣府との特別協議） ○プッシュ型支援の実施(輸送手段手配、支援量、市町村受入調整など) ※広域防災拠点の現場対応は最低５名ずつは必要でより多く必要（他部局応援必須） ○国等からの支援物資受入調整 ○協定企業(物流事業者)への支援要請(3拠点、災対本部への人員派遣) ○情報班より引き継いだ被災者支援情報に基づき、対応する(協定企業等への支援要請,庁内各部局への物資等調達指示) ○防災センターの機器操作 ○防災行政無線、各種システムの運用 ○衛星通信車の運用 ○対策班活動記録(画像、文書)作成 ○府社会福祉協議会と府災害ボランティアセンターの設置についての協議及び委託契約の締結 ○府社協、おおさか災害支援ネットワーク、JVOAD及び内閣府との情報共有会議の開催（新別館北館４Ｆ職員会議室７・8）（受援・応援班と連携）	
受援・応援班	（必要に応じて設置） 【市町村応援に関する事】 ○企画厚生課・人事課との調整（総務・企画Ｇと連携） ○被災市町村のニーズ掌握、応援内容の調整 ○庁内各部局及び非被災市町村から応援職員を徴募 ○市長会、町村長会との調整 ○府庁職員・府内市町村・他府県からの応援職員派遣先の調整 【他府県等からの受援に関する事】 ○国関係機関の受入（内閣府、総務省、TEC-FORCE、各地方指定行政機関リエゾン） ○国関係省庁情報連絡会議の準備及び記録（マスコミ非公開） ○府社協、おおさか災害支援ネットワーク、JVOAD及び内閣府との情報共有会議の実施（新別館北館４Ｆ職員会議室７・8）（対策班と連携）	危機管理室（６名） （情報班・対策班から移動）
原子力ＯＦＣ派遣	※原子力規制委員会等より警戒事態事象発生の連絡があった場合	危機管理室（２名）
	※原子力事業者より施設敷地緊急事態の通報があった場合 ※原子力緊急事態宣言が発出された場合　等 （状況に応じ派遣人数を調整）	危機管理室（９名）
石コン班	○石コンに係る情報収集後の分析 ○石コンに係る対策・措置の詳細又は専門的事項に関する連絡調整	危機管理室(５名)
消防応援活動調整本部	※消防応援活動調整本部（本部長：知事）を設置する場合 ・市町村の被害状況の収集 ・緊急消防援助隊府代表（大阪市消防局）との情報交換 ・緊急消防援助隊派遣要請判断に必要な情報の収集 ・消防庁長官への府内被害状況の情報提供	危機管理室（15名） ※兼務
配備人員　計		**78名** **(企画室報道G2名、人事課１名含む)**

【他府県で災害が発生し、緊急消防援助隊大阪府大隊が出動する場合】
室内に消防応援活動調整本部を設置し、消防保安課長、消防保安課参事、消防指導Ｇ員が従事する。
また、必要に応じ消防保安課以外の課員も従事する場合がある。

(3)第４フェーズ（発災後１週間まで）～第６フェーズ（発災後１ヶ月まで）　※時間は目安です。

目　標	・避難者のＱＯＬを確保する。 ・復旧・復興に向けた体制の移行(応急対策の終了)

※可能であれば、第４フェーズよりローテーション勤務を取り入れる。

班	主な業務項目	構成員 非常３号（災対本部）
統括班	○災害対策本部会議の資料および報道提供資料作成 ○現地情報連絡員の派遣及び連絡・指示 ○国関係省庁情報連絡会議の開催（毎日夕方実施） ○情報の総合集約(事務局班長会議の主催) ○対策に関する総合調整 ○事務局班間の人員調整 ○リエゾン間の情報共有会議の開催	危機管理監 危機管理室長 危機管理センター長 消防保安課参事 危機管理室(1名)
総務・広報班	○危機管理室職員及び緊急防災推進員の安否確認 ○庁内各部局との連絡調整（副首都推進局、万博推進局含む） ※本部会議開催通知、BCP関連業務など ○災対本部会議の準備・運営・会議録作成 ○事務局班長会議の決定事項の記録 ○視察(政府・議員等)対応 ○事務局、関係機関要員の執務環境対応 ○文書管理 ○消防学校との連絡調整 ○府民向け広報の実施(府HP※、防災ネットの更新、防災情報メール、その他SNS※の発信など) ○災害時緊急相談電話窓口に関する調整(場所、設備、対応人員等) ○総務・広報班活動記録(画像、文書)作成 ※印は広報広聴課と連携 ○住民の安否不明者情報の広報	班長：消防保安課長　副班長：防災企画課参事 危機管理室(4名) 人事課（1名）
報道班	○報道機関対応 ○プレスセンター運営 ○報道班活動記録(画像、文書)作成	班長：防災企画課参事　副班長：企画室政策課参事（報道G長） 企画室報道G(1名) 危機管理室(1名)
情報班	○被災者支援に関する情報(ニーズ等)を収集し、対策班に引き継ぐ ○以下の被害情報等を収集・整理し、モニターやホワイトボードに記載(事務局内の情報共有) ① 交通・ライフライン企業から復旧情報等を収集・整理 ②都市整備部や警察から道路復旧情報を収集・整理 ③その他情報等を収集・整理 上記について、対応の必要性を判断し該当班に引き継ぐ ○上記について、必要があれば状況地図を作成 ○各種情報等を評価・分析し、被害の全体像を更新する。(被害想定及び地域防災計画担当が専任) ○情報班活動記録(画像、文書)作成 ※原子力災害が発生した場合は緊急時モニタリング体制等を設置する。(自然災害等との複合災害の場合は調整する。) ○住民の安否不明者情報の収集（府警、市町村）と、府警情報の市町村提供	班長：防災企画課長　副班長：消防指導G長 危機管理室(5名)
対策班	○被災市町村への支援(人員等) ○防災関係機関の活動調整(広域防災連絡会議の運営含む) ○食糧など日配品の配布計画作成 ○情報班より引き継いだ被災者支援情報に基づき、対応する ・国等への支援要請	班長：災害対策課長　副班長：災害対策課参事(1名) 危機管理室(15名)

	・協定企業等への支援要請 ・庁内各部局への対応指示(物資、健康相談、廃棄物処理など) ○情報班より引き継いだ対応必要案件について、対策を検討し、対応する。 ○各地域連絡部との連絡調整 ○緊急通行車両証の発行手続き ○災害救助法事務（対象市町村の追加、内容・期間延長に関し内閣府との特別協議） ○防災センターの機器操作 ○防災行政無線、各種システムの運用 ○衛星通信車の運用 ○対策班活動記録(画像、文書)作成 ○府社会福祉協議会と府災害ボランティアセンターにおける被災者支援の調整（受援・応援班と連携） ○府社協、おおさか災害支援ネットワーク、JVOAD及び内閣府との情報共有会議の開催（新別館北館４Ｆ職員会議室７・８）（受援・応援班と連携）	
	○支援物資の検品入出庫調整(対策２Ｇと連携) ○3拠点の運営(物流事業者、関係機関等との調整)	危機管理室(3名)
受援・応援班	（必要に応じて設置） 【市町村応援に関する事】 ○企画厚生課・人事課との調整（総務・企画Ｇと連携） ○被災市町村のニーズ掌握、応援内容の調整 ○庁内各部局及び非被災市町村から応援職員を徴募 ○市長会、町村長会との調整 ○府庁職員・府内市町村・他府県からの応援職員派遣先の調整 【他府県等からの受援に関する事】 ○国関係機関の受入（内閣府、総務省、TEGFORCE、各地方指定行政機関リエゾン） ○国関係省庁情報連絡会議の準備及び記録（マスコミ非公開） ○府社協、おおさか災害支援ネットワーク、JVOAD及び内閣府との情報共有会議の実施（新別館北館４Ｆ職員会議室７・８）（対策班と連携）	危機管理室（６名） （情報班・対策班から移動）
原子力ＯＦＣ派遣	※原子力規制委員会等より警戒事態事象発生の連絡があった場合	危機管理室（２名）
	※原子力事業者より施設敷地緊急事態の通報があった場合 ※原子力緊急事態宣言が発出された場合　等 （状況に応じ派遣人数を調整）	危機管理室（９名）
石コン班	○石コンに係る情報収集後の分析 ○石コンに係る対策・措置の詳細又は専門的事項に関する連絡調整	危機管理室(3名) ※兼務含む
消防応援活動調整本部	※消防応援活動調整本部（本部長：知事）を設置する場合 ・市町村の被害状況の収集 ・緊急消防援助隊府代表（大阪市消防局）との情報交換 ・緊急消防援助隊派遣要請判断に必要な情報の収集 ・消防庁長官への府内被害状況の情報提供	危機管理室（15名） ※兼務
配備人員　計		**46名** **（企画室報道G、人事課含む）**

【他府県で災害が発生し、緊急消防援助隊大阪府大隊が出動する場合】
室内に消防応援活動調整本部を設置し、消防保安課長、消防保安課参事、消防指導Ｇ員が従事する。
また、必要に応じ消防保安課以外の課員も従事する場合がある。

※危機管理監は、各フェーズ・各配備について、災害等事象の態様により、配備人員を増減することができる。

６　風水害・台風等発生時における災害対策本部等の事務局体制

指令部長は、風水害・台風等発生時には、指令部（非常１号配備）、警戒本部（非常２号配備）及び災対本部（非常３号配備）の運営を円滑に行うため、次表のとおり事務局職員を招集する。

なお、事務局体制については、時間経過によって変化する応急対策業務に柔軟に対応するため、フェーズごとに班体制の人員等を定める。

また、指令部長は、必要に応じ、事務局職員の員数を増減することができるものとし、増員する場合は、災対本部各班から応援する職員を指名できるものとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">班</th><th rowspan="2">主な業務項目</th><th colspan="3">構成員</th></tr>
<tr><th>非常１号（指令部）
※２～３班体制</th><th>非常２号（警戒本部）
※４～５班体制</th><th>非常３号（災対本部）
※全員体制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">統括班</td><td rowspan="2">■災害対応の方針とりまとめ
・各班の情報集約（クロノロまとめ）
・活動指示、班員の配置編成
・先遣隊、現地情報連絡員の派遣及び連絡・指示
・地域連絡部への連絡・指示
・災対本部会議等の資料準備</td><td colspan="3">危機管理監
危機管理室長
危機管理センター長
消防保安課参事</td></tr>
<tr><td>危機管理室(1~2名)</td><td>危機管理室(2~3名)</td><td>危機管理室(4名)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総務・広報班</td><td rowspan="2">■関係者への連絡
・各部局との連絡調整（組織・配備体制、会議等の開催、部局リエゾンの派遣要請、BCP 関連業務など）
・災対本部会議等の会議室準備、会議記録
・議会への資料提供など

■府民向け情報発信【府政情報室と連携】
・おおさか防災ネットホームページ・ツイッター、防災情報メール、府ホームページ、もずやんツイッター（府政情報室と連携）
・移動抑制、訪日外国人（多言語対応）の情報発信（国際課と連携）
・府民からの問い合わせ対応</td><td colspan="3">班長：消防保安課長　副班長：治安対策課参事</td></tr>
<tr><td>危機管理室(2~3名)</td><td>危機管理室(3~6名)</td><td>危機管理室(12名)
人事課（1名）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報道班</td><td rowspan="2">■報道機関対応
・会議開催連絡、報道提供、問い合わせ対応
・報道機関への緊急放送要請
・プレスセンター開設・運営</td><td colspan="3">班長：防災企画課参事　副班長：企画室政策課参事（報道Ｇ長）</td></tr>
<tr><td>企画室報道Ｇ(1名)
危機管理室(2~3名)</td><td>企画室報道Ｇ(1名)
危機管理室(3~4名)</td><td>企画室報道Ｇ(1名)
危機管理室(3~4名)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報班</td><td rowspan="2">■災害情報等の収集（モニター、ホワイトボードに掲示）
・気象台情報
・公共交通機関、ライフラインの被害、運行状況等
・広域緊急交通路の通行可否
・市町村の庁舎、体制機能等の喪失状況
・住民避難情報（避難勧告発令、避難者数）
・被害情報（庁内、市町村）
・消防機関の活動状況等
・国、関西広域連合等の動向

■情報分析
・各種情報を評価・分析し、被害の全体像を整理

■府警本部との連絡調整</td><td colspan="3">班長：防災企画課長　副班長：消防指導Ｇ長　班長補佐：治安対策課長</td></tr>
<tr><td>危機管理室(4~7名)</td><td>危機管理室(6~12名)</td><td>危機管理室(23名)</td></tr>
</table>

対策班	■防災関係機関との調整 ・後方支援活動拠点の被害状況（部隊受入れ可否） ・災害派遣要請（自衛隊、緊急消防援助隊） ・防災関係機関との連絡調整 （広域防災連絡会議、航空運用調整など） ・支援活動側のニーズ掌握 ■広域防災拠点の対応 ・拠点の被害状況の確認（施設、アクセス道路） ・緊急防災推進員への連絡指示 ・備蓄物資等の搬出対応、出在庫管理 ■応急対応（緊急物資等）の対応 ・緊急通行車両証の発行手続き ・協定締結先との応援要請 ・被災市町村の物資ニーズ掌握、物資支援対応 ■被災者支援の対応 ・災害救助法適用に係る調整（内閣府、被災市町村） ・府社会協との調整（災害ボランティアセンター開設）	班長：災害対策課長　副班長：災害対策課参事(1名) 班長補佐：災害対策G長 危機管理室(3~5名)	危機管理室(5~10名)	危機管理室(26名)
	■通信システムの対応 ・危機管理センターの機器操作、防災行政無線、各種システム稼働状況の監視、障害対応 ・衛星車載局の現地派遣、操作 ・ヘリテレ、固定カメラ映像の投影	危機管理室(4名)	危機管理室(5名)	危機管理室(7名)
受援・応援班	■被災市町村への人的支援対応 ・人事局との調整（総務・企画Gと連携） ・被災市町村のニーズ掌握、応援内容の調整 ・庁内各部局及び非被災市町村から応援職員を徴募 ・他府県等からの応援職員の受入れ対応、連絡調整 ・市長会、町村長会との調整			班長：災害対策課参事 危機管理室(7名)
配備人員　計		**29~38名**	**37~56名**	**90名**

【大阪府内に緊急消防援助隊の受入れが決定した場合】

・消防保安課課長補佐は、消防応援活動調整本部員として緊急消防援助隊担当責任者を担う。

・また、消防保安課課長補佐は、災害対策本部の各班長と調整のうえ各班員の中から消防応援活動調整本部員を２名選出する。（必要に応じて増員調整を図るものとする）

なお、責任者が不在の場合は本部員の中から選出するものとする。

７　災害対策本部各班の事務分掌

災害対策本部設置時における各班の事務分掌は、大阪府処務規程（昭和２８年２月１日大阪府訓令第１号）及び大阪府教育庁処務規程（昭和２９年６月２日大阪府教育委員会訓令第１号）の各課の分掌事務に係る応急対策の実施（被害の把握を含む）のほか、概ね次のとおりとする。

略	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
政策企画部	政策企画部長	総務班	政策企画総務課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 部内の連絡調整に関すること。 ３ 部内の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 ４ 国の機関、国会議員等の視察・調査の受入れに関すること。 ５ 災害等に関する国の動静把握に関すること。 ６ 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 ７ 国に対する緊急要望に関すること。 ８ 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		秘書班	秘書課長	１ 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ２ 災害等の見舞に関すること。 ３ 本部長及び副本部長の災害等の視察に関すること。
		計画班	企画室推進課長	１ 復興対策本部に関すること。 ２ 復興基本方針の策定に関すること。
		連携班	企画室連携課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 京大原子炉に係る原子炉問題審議会への連絡調整に関すること。
		空港班	成長戦略局空港政策担当課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 航空災害対策に関すること。 ３ 空港施設（八尾空港を除く）の災害等に係る連絡調整に関すること。
		報道班	企画室 政策課長	１　報道機関との連絡調整に関すること
総務部	総務部長	法務班	法務課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 部内各班の連絡調整に関すること。 ３ 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 ４ 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 ５ 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		人事企画厚生班	企画厚生課長	１ 災害等時における職員の服務に関すること。 ２ 職員の健康管理と安全確保に関すること。 ３ 職員の災害等の補償に関すること。

部名	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
		動員班	人事課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 職員の輸送計画に関すること。 3 災害等時における市町村への職員派遣（地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣）に関すること。 4 職員、職員の家族及び住宅の安否の調査並びに対策に関すること。
		市町村班	市町村局 行政課長 振興課長	1 市町村の災害等の対策に係る起債に関すること。 2 災害等の融資及び被災者への市町村民税の減免措置等の指導に関すること。 3 市町村行政の応援に関すること。
		庁舎管理班	庁舎室庁舎管理課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 庁舎の復旧対策に関すること。 3 庁用車両の確保に関すること。 4 庁舎への避難者等の対応に関すること。
		応援第１班	総務サービス課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	庁舎室庁舎整備課長	他の班の応援に関すること。
		応援第３班	統計課長	他の班の応援に関すること。
		応援第４班	契約局 総務委託物品課長	他の班の応援に関すること。
		応援第５班	契約局 建設工事課長	他の班の応援に関すること。
財務部	財務部長	財政班	財政課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の対策関係予算その他財務に関すること。 5 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 6 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		徴税対策班	税務局 徴税対策課長	災害等による府税の減免に関すること。
		ICT 班	行政ＤＸ企画課長 行政ＤＸ推進課長	1 庁内ネットワーク・ICT 基盤の復旧、応急整備に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
		応援第１班	行政経営課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	税務局税政課長	他の班の応援に関すること。
		応援第３班	財産活用課長	他の班の応援に関すること。

部名	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略部長	スマートシティ戦略総務班	スマートシティ戦略総務課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害時の復旧･復興事業計画の策定に関すること。 5 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 6 他の班の応援に関すること。
		戦略企画班	戦略企画課長	1 大阪広域データ連携基盤（ORDEN）の復旧に関すること。 2　他の班の応援に関すること。
		地域戦略推進班	地域戦略推進課長	1 大阪版自治体情報セキュリティクラウドの復旧に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
		応援班	特区推進課長	1 他の班の応援に関すること。
府民文化部	府民文化部長	府民文化総務班	府民文化総務課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		男女参画・府民協働班	男女参画・府民協働課長	1 応急物資の調達等に係る連絡調整に関すること。 2 男女共同参画施設の災害等に係る連絡調整に関すること。
		広報広聴班	府政情報室 広報広聴課長	1 府ホームページ等への情報掲載など災害時の緊急情報の提供等に関すること。 2 府民からの相談に関すること。
		都市魅力創造班	都市魅力創造局 企画・観光課長 魅力づくり推進課長 国際課長	1 来阪中の招へい外国要人の安全確保に関すること。 2 海外出張者一行への連絡に関すること。 3 外国政府関係機関等の連絡調整に関すること。 4 外国人の被災状況に関する情報確認に関すること。 5 外国人が必要とする情報の確認及び外国人に対する行政情報の提供に関すること。 6 海外からの支援団の活動支援の調整に関すること。 7 通訳・翻訳業務の支援要請への対応に関すること。 8 所管施設の災害等に係る連絡調整に関すること。 9 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 10 大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整に関すること。

部名	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
		文化・ ｽﾎﾟｰﾂ班	文化・ｽﾎﾟｰﾂ室 文化課長	所管施設の災害等に係る連絡調整に関すること。
		消費生活班	消費生活ｾﾝﾀｰ	物価の安定に関すること。
		応援第１班	人権局 人権企画課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	人権局 人権擁護課長	他の班の応援に関すること。
		応援第３班	府政情報室 情報公開課長	他の班の応援に関すること。
		応援第４班	文化・ｽﾎﾟｰﾂ室 ｽﾎﾟｰﾂ振興課長	他の班の応援に関すること。
ＩＲ推進局	ＩＲ推進局長	企画班	企画課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 局内各班の連絡調整に関すること。 ３ 局内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 ４ 災害時の復旧･復興事業計画の策定に関すること。 ５ 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		推進班	推進課長	他の班の応援に関すること。
福祉部	福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 部内各班の連絡調整に関すること。 ３ 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 ４ 緊急的福祉サービス提供活動の企画調整に関すること。 ５ 義援金に関すること。 ６ 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 ７ 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 ８ 福祉調整本部の総括に関すること。
		地域福祉班	地域福祉推進室 地域福祉課長	１ 大阪府社会福祉協議会等との連絡・調整に関すること。 ２ 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）に関すること。
		障がい福祉 企画班	障がい福祉室 障がい福祉企画課長	障がい者の避難に関する市町村等への支援に関すること。
		障がい福祉 自立支援班	障がい福祉室自立支援課長	障がい者の避難に関する市町村等への支援に関すること。
		障がい福祉 地域生活支援班	障がい福祉室 地域生活支援課長	障がい者の避難に関する市町村等への支援に関すること。
		障がい福祉 生活基盤推進班	障がい福祉室 生活基盤推進課長	障がい者施設の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。

部名	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
		介護支援班	高齢介護室 介護支援課長	高齢者の避難に関する市町村支援に関すること。
		高齢介護 事業者班	高齢介護室 介護事業者課長	高齢者施設等の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		子ども家庭 企画班	子ども家庭局 子ども家庭企画課	子どもの避難に関する市町村等への支援に関すること。
		青少年班	子ども家庭局 青少年支援課長	青少年施設の災害等に係る連絡調整に関すること。
		子育て支援 班	子ども家庭局 子育て支援課長	保育所・児童養護施設等の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		家庭支援班	子ども家庭局 家庭支援課長	児童養護施設等の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		応援第１班	地域福祉推進室 社会援護課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	地域福祉推進室 福祉人材・ 法人指導課長	他の班の応援に関すること。
健康医療部	健康医療 部長	健康医療 総務班	健康医療総務 課長	１　防災・危機管理指令部に関すること。 ２　部内各班の連絡調整に関すること。 ３　部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 ４　災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 ５　災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 ６　保健医療調整本部の総括に関すること。 ７　保健所との連絡調整に関すること。 ８　ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）に関すること。 ９　保健医療活動チーム（保健師等チーム）に関すること。
		保健医療班	保健医療室 保健医療企画課長	１　関係機関への情報伝達に関すること。 ２　府立病院機構との連絡調整に関すること。 ３　監察医事務所に関すること。
		医療対策班	保健医療室 医療・感染症対策課長	１　防災・危機管理指令部に関すること。 ２　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に関すること。 ３　ＤＭＡＴ調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部及びＳＣＵ本部に関すること。 ４　保健医療活動チーム（他班に属するものを除く）に関すること。 ５　救急医療情報センターに関すること。

部名	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
				6 血液製剤の調達斡旋に関すること。 7 関係機関への情報伝達に関すること。 8 赤十字標章等の交付・管理に関すること。
		感染症対策班	保健医療室 医療・感染症対策課長	1 感染症の発生防止に関すること。
		地域保健班	保健医療室 地域保健課長	1 保健医療活動チーム(災害派遣精神医療チーム)に関すること。 2 専門医療（人工透析、小児周産期、難病）に関すること。 3 関係機関への情報伝達に関すること。
		健康づくり班	健康推進室 健康づくり課長	1 保健医療活動チーム（歯科医療班（ＪＤＡＴ)、管理栄養士チーム）に関すること。 2 関係機関への情報伝達に関すること。
		国民健康保険班	健康推進室 国民健康保険課長	市町村等が行う国民健康保険事業の連絡調整に関すること。
		環境衛生班	生活衛生室 環境衛生課長	1 大阪府水道災害調整本部に関すること。 2 大阪広域水道企業団及びその他水道関係機関との連絡調整に関すること。 3 水質検査等の措置の要請に関すること。 4 水質に関する情報収集及び連絡調整に関すること。 5 給水資機材の調達斡旋に関すること。 6 水道施設における被害・復旧状況の情報収集に関すること。 7 水道の広域応援の要請に関すること。 8 給水活動の実施に関すること。 9 水道施設の復旧対策に関すること。 10 そ族昆虫の駆除指導に関すること。 11 広域火葬計画に基づく応援要請に関すること。 12 し尿の適正処理に関すること。
		薬務班	生活衛生室 薬務課長	1 医薬品、衛生材料及び医療用消耗品・資機材の調達斡旋に関すること。 2 保健医療活動チーム（薬剤師チーム）に関すること。 3 毒物劇物に関すること。 4 関係機関への情報伝達に関すること。
		食の安全推進班	生活衛生室 食の安全推進課長	1 粉乳の調達斡旋に関すること。 2 食品衛生の確保に関すること。 3 食品による健康危害事案に関すること。

部名	部長担当職	班　　名	班長担当職	事　務　分　掌
商工労働部	商工労働部長	商工労働総務班	商工労働総務課長	１ 防災・危機管理指令部に関すること。 ２ 部内各班の連絡調整に関すること。 ３ 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 ４ 関係団体との連絡調整に関すること。 ５ 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 ６ 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		経営支援班	中小企業支援室 経営支援課長	中小企業の経営支援機関等との連絡調整に関すること。
		商業振興班	中小企業支援室 商業振興課長	１　緊急物資（生活必需品）の調達斡旋に関すること ２　応急建築資材の調達斡旋に関すること
		ものづくり支援班	中小企業支援室 ものづくり支援課長	１ 緊急物資（生活必需品）の調達斡旋に関すること。 ２ 不正計量監視に関すること。
		金融班	中小企業支援室 金融課長	中小企業の災害復旧等を支援するための融資制度に関すること。
		労働環境班	雇用推進室 労働環境課長	１ 就労状況の把握と雇用の確保に関すること。 ２ 大阪労働局との連絡調整に関すること。 ３ （公財）西成労働福祉センターとの連絡調整に関すること。
		就業促進班	雇用推進室 就業促進課長	OSAKA しごとフィールドに関すること。
		人材育成班	雇用推進室 人材育成課長	大阪府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校の生徒の避難その他の対策に関すること。
		応援第１班	成長産業振興室 産業創造課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課長	１ 他の班の応援に関すること。 ２ 立地企業等との連絡調整に関すること。
		応援第３班	成長産業振興室 ライフサイエンス産業課長	１　他の班の応援に関すること。 ２　立地企業等との連絡調整に関すること。
		応援第４班	労働委員会事務局	他の班の応援に関すること

環境農林水産部	環境農林水産部長	環境農林水産総務班	環境農林水産総務課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4　災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5　災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 6　被災農林、漁業者に対する災害等の融資に関すること。
		みどり企画班	みどり推進室 みどり企画課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　自然公園関係施設等の被害状況の情報収集に関すること。
		森づくり班	みどり推進室 森づくり課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　林野火災、山地災害、地すべり、山くずれ等に関する情報収集に関すること。 3　近畿中国森林管理局への情報伝達に関すること。 4　木材の調達斡旋に関すること。
		資源循環班	循環型社会推進室 資源循環課長	1　市町村の廃棄物処理施設の稼働見込みの把握に関すること。 2　市町村の廃棄物処理施設の復旧対策に関すること。 3　損壊家屋等の災害廃棄物の把握と処理の状況に関すること。 4　災害廃棄物の広域処理に関すること。
		産業廃棄物指導班	循環型社会推進室 産業廃棄物指導課長	1　ＰＣＢの周辺環境への拡散・漏洩の情報収集に関すること。 2　資源循環班の応援に関すること。
		事業所指導班	環境管理室 事業所指導課長	1　化学物質取扱事業者における緊急事態の発生時の措置に関すること。 2　石綿等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩の情報収集に関すること。
		農政推進班	農政室 推進課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　種子等の調達斡旋に関すること。 3　農作物病害虫の防除に関すること。 4　農産物の復旧対策の指導に関すること。
		農政整備班	農政室 整備課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　近畿農政局との連絡調整に関すること。 3　ため池水防活動に関すること。 4　農地及び農業用施設の被害情報収集に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　水防資機材の調達斡旋に関すること。 7　水防施設の復旧対策に関すること。

		流通対策班	流通対策室 市場・検査指導課長	１　関係機関への情報伝達に関すること。 ２　食料（米穀、副食品）の調達斡旋に関すること。 ３　生鮮食料品の供給を確保するための協力要請に関すること。 ４　中央卸売市場の活動把握に関すること。
		水産班	水産課長	１　防災・危機管理指令部に関すること。 ２　海上災害対策に関すること。 ３　関係機関への情報伝達に関すること。 ４　漁港における船舶等の避難対策に関すること。 ５　保有船舶の確保に関すること。
		動物愛護畜産班	動物愛護畜産課長	１　災害時等動物救護本部の設置、運営開始に関すること ２　特定動物の飼養保管施設の安全確認に関すること。 ３　被災動物等の保護・収容等に関すること。 ４　家畜飼料等の調達斡旋に関すること。 ５　家畜伝染病の予防とまん延防止に関すること。 ６　畜産物の復旧対策の指導に関すること。
		応援第１班	脱炭素・エネルギー政策課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	環境管理室 環境保全課長	他の班の応援に関すること。
		応援第３班	流通対策室 ブランド戦略推進課長	他の班の応援に関すること

都市整備部	都市整備部長	都市整備総務班 部震災対策本部事務局班 ※（水防時は水防本部）	都市整備総務課長 事業調整室 事業企画課長 技術管理課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 土木復旧工事用資機材、技術者の調達斡旋に関すること。 6 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 7 水防本部に関すること。 8 水防対策要員の確保に関すること。 9 水防資機材等の調達斡旋に関すること。
		都市防災班	事業調整室 都市防災課長	1被災市町村の住宅・建築物及び密集市街地の被害状況の確認。 2 被災建築物応急危険度判定に関すること（府現地災害対策本部が設置された場合など、支援本部が特に必要と認めた場合、被災市町村への職員派遣及び現地災害対策本部との連携のため判定支援チームを派遣）。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
		公園班	公園課長	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 避難地の安全性確保に関すること。 3 後方支援活動拠点の確保に関すること。 4 公園施設の復旧対策に関すること。
		交通道路班	道路室 道路整備課長 道路環境課長 交通戦略室 交通計画課長 鉄道推進課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 道路災害等対策に関すること。 4 道路交通の確保に関すること。 5 道路橋梁の障害物の除去に関すること。 6 道路橋梁の復旧対策に関すること。 7 鉄軌道の災害等に係る連絡調整に関すること。
		河川班	河川室 河川整備課長 河川環境課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 河川の障害物の除去に関すること。 4 河川施設の復旧対策に関すること。 5 土砂災害の復旧対策に関すること。 6 ダム砂防施設の復旧対策に関すること。 7 砂防ボランティアに関すること。 8 水防活動に関すること。

		下水道班	下水道室 経営企画課長 事業課長	1　関係機関との連絡調整に関すること。 2　下水道の障害物の除去に関すること。 3　下水道施設の復旧対策に関すること。 4　「下水道災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に関すること。
		応援班	用地課長	他の班の応援に関すること。
		居住企画班	住宅建築局 居住企画課長 建築環境課長	1　府住宅供給公社、都市再生機構、市町村の被害状況調査。 2　府住宅供給公社、都市再生機構、市町村、近隣府県公営住宅の空家に関する情報提供の依頼。 3　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き。 4　住宅貸主団体等に関する被災者の保護措置に関する依頼。 5　「住まい情報提供室」の設置。 6　住まいのケア・専門家チームの組成。
		建築指導班	建築指導室 建築指導課長 建築安全課長 建築振興課長	1　建築基準法による建築制限等。 2　宅地被害（擁壁崩壊、がけ崩れ等）状況調査の実施。 3　現地調査班の編成、現地調査の実施。 4　被災宅地造成地の復旧対策と二次災害発生の軽減及び防止措置の指示。 5　上記業務に関して市町村、国、関係機関、開発者、情報提供者等との連絡、調整。 6「災害時民間賃貸住宅借上制度」の運用及び協力団体との調整。
		住宅経営班	住宅経営室 経営管理課長 住宅整備課長 施設保全課長	1　府営住宅の被害状況等の確認、復旧対策。 2　府営住宅の空家情報のリストアップ。 3　プレハブ建築協会等への協力要請。 4　応急仮設住宅建設用地の現地調査・建設協議・提供 5　工事現場等の状況確認・応急処置等
		公共建築班	公共建築室 計画課長 一般建築課長 住宅建築課長 設備課長	1　保全対象施設の被害状況の情報収集及び現地確認。 2　工事現場の被害状況の情報収集、復旧対策。 3　災害救助法による住宅の応急修理及び生活支障物の除去。

大阪都市計画局	大阪都市計画局長	計画推進班	計画推進室 総務企画課長 計画調整課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　局内各班の連絡調整に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 5　局内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること 6　各所属及び現地調査等の応援 7　復興計画の策定に関すること
		拠点開発班	拠点開発室 広域拠点開発課長 戦略拠点開発課長 タウン推進課長	1　各所属及び現地調査等の応援 2　所管施設の被害状況の確認及び被災状況に応じた応急対策（拠点開発課・タウン推進課）
大阪港湾局	大阪港湾局長	大阪港湾班	企画調整担当部長 利用促進担当部長 泉州港湾・海岸部長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　関係機関との連絡調整に関すること。 3　海上災害等対策に関すること。 4　海上輸送路の確保に関すること。 5　港湾における船舶避難等の海難防止対策に関すること。 6　港湾施設、海岸保全施設の復旧対策に関すること。 7　保有船舶の確保に関すること。 8　貯木対策の状況把握に関すること。
会計局	会計管理者	会計班	会計局 会計総務課長 会計指導課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部内の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4　緊急時の財務処理に関すること。 5　他の班の応援に関すること。 6　災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
教育庁	教育長	教育総務企画班	教育総務企画課長	1　防災・危機管理指令部に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4　災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5　災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		教育振興高校改革班	教育振興室 高校改革課長	1　生徒の避難その他の対策に関すること。 2　応急教育に関すること。 3　教科書等の供給に関すること。

		教育振興 高等学校班	教育振興室 高等学校課長	１　生徒の避難その他の対策に関すること。 ２　応急教育に関すること。 ３　教科書等の供給に関すること。
		教育振興 支援教育班	教育振興室 支援教育課長	１　幼児児童生徒の避難その他の対策に関すること。 ２　応急教育に関すること。 ３　教科書等の供給に関すること。
		教育振興 保健体育班	教育振興室 保健体育課長	１　幼児児童生徒の安全確保に関すること。 ２　学校給食の実施状況の把握に関すること。 ３　学校給食の応急措置に関すること。
		市町村教育 小中学校班	市町村教育室 小中学校課長	１　児童生徒の避難その他の対策に関すること。 ２　応急教育に関すること。 ３　教科書等の供給に関すること。
		教職員 企画班	教職員室 教職員企画課長	教職員の被害状況の把握に関すること。
		教職員 人事班	教職員室 教職員人事課長	１　教職員の被害状況の把握に関すること。 ２　教職員の補充対策に関すること。
		教職員 福利班	教職員室 福利課長	災害等の対策のための要請に係る教職員互助組合及び共済組合との連絡調整に関すること。
		施設財務班	施設財務課長	１　公立学校施設の復旧対策に関すること。 ２　府立学校の物品等の復旧対策に関すること。
		文化財保護班	文化財保護課長	文化財の保護に関すること。
		私学班	私学課長	私立学校の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		応援第１班	人権教育 企画課長	他の班の応援に関すること。
		応援第２班	市町村教育室 地域教育振興課長	他の班の応援に関すること。

		応援第３班	学校総務サービス課長	他の班の応援に関すること。
大阪府警察	副本部長	警察班	警備第二課長	１　警察の実施する対策の本部長への報告に関すること。 ２　関係部局との連絡調整に関すること。
協力第一部		議会総務班	議会事務局総務課長	１　災害対策本部等他の部・班の応援に係る連絡調整に関すること。 ２　災害対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関すること。
		議会応援第１班	議会事務局議事課長	災害対策本部等他の部・班の応援に関すること。
		議会応援第２班	議会事務局調査課長	災害対策本部等他の部・班の応援に関すること。
協力第二部		監査総務班	総務課長	１　災害対策本部等他の部・班の応援に係る連絡調整に関すること。 ２　災害対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関すること。
		監査応援班	監査課長	災害対策本部等他の部・班の応援に関すること。
協力第三部		任用審査班	任用審査課長	１　災害対策本部等他の部・班の応援に係る連絡調整に関すること。 ２　災害対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関すること。
		人事委員会応援班	給与課長	災害対策本部等他の部・班の応援に関すること。
協力第四部		総務調整班	総務調整課長	１　災害対策本部等他の部・班の応援に係る連絡調整に関すること。 ２　災害対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関すること。
		労働委員会応援班	審査課長	災害対策本部等他の部・班の応援に関すること。
協力第五部		収用委員会班	収用委員会事務局次長	１　災害対策本部等他の部・班の応援に係る連絡調整に関すること。 ２　災害対策本部等他の部・班の応援に関すること。

８　各部局の応急対策業務等

(1)基本姿勢

◎職員の安全を確認、要員を確保しつつ、全庁挙げた災害応急対策活動を開始する。

◎発災後３日までは人命救助に関する業務を最優先する。

◎全職員は、災害対策本部の指揮の下「自分がやらねば、誰がやる」の精神で活動する。

(2)定義

災害応急対策業務とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、府の総力をもって関係機関と連携し、府民の人命確保を最優先に行うものである。

また、被災者の気持ちに寄り添うことを基本に、きめ細やかな対応により、次の災害復旧・復興段階に繋げるまでの府民生活を支援する業務をいう。

(3)応急対策業務の実施期間の設定

本要領では、災害発生後１ヵ月間を対象期間の目安とする。

その時間区分について、以下の１～６フェーズに分ける。

フェーズ	時間区分	考え方
第１フェーズ	災害発生から 発災後３時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民に対し避難情報など緊急情報の確実な発出と、応援機関に対する速やかな救助要請の伝達などを最優先する。 また、災害対策本部会議を通じて、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。
第２フェーズ	発災後２４時間 まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した被害情報の収集と各機関への提供及び交通路等の確保と二次災害を防ぐ活動を実施する。
第３フェーズ	発災後７２時間 まで	発災後７２時間が経過すると生存率が急激に低下するため、確保しうるマンパワーを人命確保にかかわる業務に最大限投入する。
第４フェーズ	発災後１週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱しつつも、多様なニーズの発生が予測される。 避難者のＱＯＬ確保を優先業務とする。
第５フェーズ	発災後２週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行動し始める。 避難者のＱＯＬを優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始する。
第６フェーズ	発災後１ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向けた体制に変更する時期となる。応急対策業務は概ねこの時期までに完了させる。以降、中長期的視野で復旧・復興を進めていく。

また、災害が発生する可能性が相対的に高まっている南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応についても整理する。

(4)各部局の主な応急対策業務

※時間は目安であり、状況に応じて、臨機応変に対応する。

①災害対策本部事務局（危機管理室ほか）

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立(自動設置以外の場合、各部連絡責任者を通じて連絡) ○災害対策本部・地域連絡部の設置、運営開始 ○各地域連絡部、各市町村との連絡調整 ○避難情報等の発出確認、伝達 ○被害情報の収集・分析、状況地図の作成 ○自衛隊、緊急消防援助隊等防災関係機関への派遣要請 ○プレスセンター開設（報道発表開始） ○府民向け広報の開始（知事メッセージなど） ○災害応急対策の検討、○関西広域連合、国等との連絡調整 ○災害救助法の適用、○庁内各部局との連絡調整（ＢＣＰ関連業務など） ○消防学校の被害状況の確認、○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○先遣隊及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣の検討
第２フェーズ (24 時間まで)	○救出・救助及び被害情報の収集・整理 ○広域防災連絡会議の設置 ○広域防災拠点、後方支援活動拠点の運営開始 ○支援物資の調達開始 ○備蓄物資の拠出開始 ○緊急通行車両確認標章交付業務
第３フェーズ (72 時間まで)	○機能喪失市町村への支援開始 ○災害時緊急相談電話窓口の設置 ○被災者支援に関する情報収集 ※安否不明者等の氏名等とりまとめ・救助機関（自衛隊・警察等）へ情報提供（可能な限り早期に） ○被災地域への物資輸送調整開始(安定供給に向けて) ○救援物資の受入れ開始
第４フェーズ (1 週間まで)	○被害及び被災者状況の収集・整理 ○ボランティア活動に係る支援（災害派遣等従事車両の証明書発行など） ○被災者支援に係る総合調整（応急仮設住宅の建設調整など）
第５フェーズ (2 週間まで)	○応急復旧活動に係る総合調整(インフラ復旧、災害廃棄物の広域処理など)

第６フェーズ （１ヶ月まで）	○被災者生活再建支援金等の支給等 ○消防学校の応急復旧

※主な所管施設：消防学校

関係機関：自衛隊、消防、警察など防災関係機関

システム：大阪府防災情報システム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○災害警戒本部の設置、運営開始 ○各種情報の収集・整理 ○各市町村との連絡調整（備えの再確認と住民等への周知など） ○府民向け広報の開始（府民へのメッセージなど） ○関西広域連合、国等との連絡調整 ○庁内各部局との連絡調整（ＢＣＰ関連業務、備えの再確認の依頼など） ○防災協定企業や関係機関との備えや準備の再確認 ○所管施設や備蓄物資の確認 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】 ○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○防災・危機管理指令部の設置、運営開始 ○各種情報の収集・整理 ○各市町村との連絡調整（備えの再確認と住民等への周知など） ○府民向け広報の開始（府民へのメッセージなど） ○関西広域連合、国等との連絡調整 ○庁内各部局との連絡調整（ＢＣＰ関連業務、備えの再確認の依頼など） ○防災協定企業や関係機関との備えや準備の再確認 ○所管施設や備蓄物資の確認 ○地震発災に備えた情報連絡体制の維持

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同じ。

②政策企画部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立【各所属】 ○所管施設の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【政企総務課】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【政企総務課】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣【政企総務課】 ○知事・副知事の登庁手配(庁外の場合)【秘書課】 ○災害対策本部事務局報道班業務【企画室】 ○空港の被害状況の把握【成長戦略局】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【政企総務課】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○知事・副知事の日程等に係る連絡調整【秘書課】 ○空港の被害状況の把握【成長戦略局】
第３フェーズ (72 時間まで)	○国への緊急要望の取りまとめ【政企総務課】 ○知事・副知事の災害の見舞及び視察等に係る連絡調整【秘書課】 ○原子力災害の状況について、大阪府原子炉問題審議会委員への情報提供【企画室】
第４フェーズ (1 週間まで)	○国会議員の視察等に関する調整【政企総務課】 ○復興対策本部の設置準備（災害復興対策）【企画室】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○復興対策本部の設置（災害復興対策）【企画室】
第６フェーズ (1 ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧 ○復興基本方針の策定（災害復興対策）【企画室】

※主な所管施設：東京事務所

関係機関：空港（関西国際・大阪国際)、多奈川地区多目的公園、
京都大学複合原子力科学研究所原子炉

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○部局内の発災時の体制（BCP）の確認 ○巨大地震に備えた体制整備、備え等の再確認 ・空港（関西国際・大阪国際） ・多奈川地区多目的公園 ・京都大学複合原子力科学研究所原子炉 ○知事・副知事の日程等に係る連絡調整 ○所管イベントの開催可否の判断

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部局内の発災時の体制（BCP）の確認 ○巨大地震に備えた体制整備、備え等の再確認 ・空港（関西国際・大阪国際） ・多奈川地区多目的公園 ・京都大学複合原子力科学研究所原子炉

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

③総務部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（大手前・咲洲庁舎など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【法務課】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【法務課】 ○職員・来庁者の避難誘導【庁舎管理課】 ○庁舎及び電気・電話・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置【庁舎管理課】 ○庁用車両の確保【庁舎管理課】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【法務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○全職員の安否確認、輸送計画の策定等【人事課】 ○負傷者（職員・来庁者）対応【企画厚生課】 ○大手前・咲洲庁舎の応急復旧開始【庁舎管理課】 ○代替執務スペースの確保【庁舎管理課】 ○電子契約システムの状況確認等【契約局】 ○住基ネットの状況確認等【市町村局】
第３フェーズ (72 時間まで)	○職員の健康管理と安全確保【企画厚生課】
第４フェーズ (1 週間まで)	○被災市町村支援に関する調整開始（職員派遣（地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣）、行財政相談等）【人事課・市町村局】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

※主な所管施設：大手前庁舎（本館・別館・分館６号館・新別館）、咲洲庁舎
　　システム：総務事務システム、住基ネット、電子調達（入札）システム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【法務課】 ○工事等所管検査の実施可否の判断【契約局】 ○公用車等の点検・給油【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【法務課】 ○公用車等の点検・給油【各所管所属】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

④財務部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（府税事務所など）の利用者の安全確認【税務局】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【財政】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【財政】 ○庁内ネットワーク回線、職員端末基本サービス（認証・メール・インターネット等)、所管システム等の被害状況確認【行政 DX 企画課・行政 DX 推進課】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設・システム等の被害状況の把握【財政】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○庁内情報基盤システムの復旧（障害対応）又は代替手段の確保【行政ＤＸ推進課】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	○災害関連予算の執行協議調整開始【財政】 ○所管施設（管理物件）の仮復旧開始【財産活用】 ○税務情報システムの被害状況の把握及び復旧活動の開始【税務局】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設・システム等の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○府税の減免措置の決定、広報【税務局】 ○税務情報システムの仮復旧【税務局】
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧 ○税務情報システムの本格復旧【税務局】

※主な所管施設：なにわ北府税事務所、夕陽丘庁舎、三島府民センタービル、
豊能府税事務所、泉北府税事務所、泉南府民センタービル、
南河内府民センタービル、中河内府税事務所、北河内府民センター、
大阪自動車税事務所和泉分室、大阪自動車税事務所なにわ分室

システム：庁内情報基盤システム【行政 DX 推進課】、税務情報システム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【財政課】 ○所管施設（府税事務所など）との連絡調整【税務局】 ○所管施設（府税事務所など）の避難経路等の確認【税務局】 ○関係機関との備えや準備の再確認【各所管所属】 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】 ○所管施設（府税事務所など）及び電気・電話・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置【税務局】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】 ○庁内情報基盤システム障害時の対応確認【DX 推進課】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【財政課】 ○所管施設（府税事務所など）との連絡調整【税務局】 ○所管施設（府税事務所など）の避難経路等の確認【税務局】 ○関係機関との備えや準備の再確認【各所管所属】 ○所管施設（府税事務所など）及び電気・電話・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置【税務局】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】 ○庁内情報基盤システム障害時の対応確認【DX 推進課】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑤スマートシティ戦略部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 【スマートシティ戦略総務課】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【スマートシティ戦略総務課】 ○所管システム等の被害状況確認【各所管所属】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管システム等の被害状況の把握【スマートシティ戦略総務課】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○ＯＲＤＥＮの応急復旧（障害対応）【戦略企画課】 ○大阪版自治体情報セキュリティクラウドの応急復旧(障害対応) 【地域戦略推進課】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管システム等の復旧
第６フェーズ (1ヶ月まで)	

※システム：セキュリティクラウド、ＯＲＤＥＮ

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整 【スマートシティ戦略総務課】 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整 【スマートシティ戦略総務課】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑥府民文化部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（パスポートセンターなど）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【府文総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【府文総務】 ○災害対策本部と連携した府ＨＰなどを使った広報開始【広報広聴】 ○大阪観光局の災害対策に係る連絡調整　【企画観光】 ○来阪中の招へい外国要人の災害対策に係る連絡調整　【国際】 ○外国人が必要とする情報の把握・共有および外国人に対する行政情報の提供　【国際】 ○海外出張者一行への連絡　【各所属】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣　【広報広聴・国際】 ○大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整　【国際】 ○北部広域防災拠点、後方支援活動拠点使用可否状況の把握と災害対策本部への報告　【万博】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書に基づく市町村との連絡調整【企画観光】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【府文総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○部内外からの要請等に関する調整　【府文総務】 ○応急生活物資の調達、安定供給及び情報収集・提供等に係る連絡調整　【男女府民】 ○大阪観光局の災害対策に係る連絡調整　【企画観光】 ○外国政府関係機関等との連絡調整【国際】 ○行政文書管理システムの状況確認、復旧（障害対応）又は代替手段の周知【情報公開】 ○外国人が必要とする情報の把握・共有および外国人に対する行政情報の提供　【国際】 ○通訳・翻訳業務の支援要請への対応　【国際】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣　【広報広聴・国際】 ○大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整　【国際】 ○消費者庁及び国民生活センター等との連絡調整　【消費】 ○災害に便乗した悪質商法に対する注意喚起の情報提供　【消費】 ○避難所開設情報の掲示や園内放送等による避難者への連絡　【万博】

	○広域避難場所の安全確保、後方支援活動拠点の受入れ開始及び北部広域防災拠点の支援 【万博】 ○外務省等との連絡調整 【パス】 ○災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書に基づく市町村との連絡調整【企画観光】
第３フェーズ (72 時間まで)	○部内外からの要請等に関する調整 【府文総務】 ○大阪観光局の災害対策に係る連絡調整 【企画観光】 ○外国人の被災状況に関する情報確認 【国際】 ○外国人が必要とする情報の確認および外国人に対する行政情報の提供 【国際】 ○海外からの支援団の活動支援の調整 【国際】 ○通訳・翻訳業務の支援要請への対応 【国際】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣 【広報広聴・国際】 ○大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整 【国際】 ○物価関連二法及び消費者保護条例に基づく生活関連物資に関する情報提供 【消費】 ○災害に便乗した悪質商法に対する注意喚起の情報提供 【消費】 ○北部広域防災拠点、後方支援活動拠点の受入れ、支援 【万博】 ○被災所管施設の応急復旧必要箇所の把握と関係者調整 【万博】 ○災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書に基づく市町村との連絡調整【企画観光】
第４フェーズ (1 週間まで)	○部内外からの要請等に関する調整 【府文総務】 ○大阪観光局の災害対策に係る連絡調整 【企画観光】 ○外国人が必要とする情報の把握・共有および外国人に対する行政情報の提供 【国際】 ○通訳・翻訳業務の支援要請への対応 【国際】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣 【広報広聴・国際】 ○大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整 【国際】 ○被災所管施設の応急復旧必要箇所の対応状況の確認と関係者調整【万博】 ○物価関連二法及び消費者保護条例に基づく生活関連物資に関する情報提供 【消費】 ○災害に便乗した悪質商法に対する注意喚起の情報提供 【消費】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○大阪観光局の災害対策に係る連絡調整 【企画観光】 ○物価関連二法及び消費者保護条例に基づく生活関連物資に関する情報提供 【消費】 ○災害に便乗した悪質商法に対する注意喚起の情報提供 【消費】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣 【広報広聴・国際】 ○大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に

	関する調整 【国際】
第６フェーズ （1ヶ月まで）	○被災所管施設の応急復旧 ○大阪観光局の災害対策に係る連絡調整 【企画観光】 ○物価関連二法及び消費者保護条例に基づく生活関連物資に関する情報提供 【消費】 ○災害に便乗した悪質商法に対する注意喚起の情報提供 【消費】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣 【広報広聴・国際】 ○大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整 【国際】

※主な所管施設：消費生活センター、日本万国博覧会記念公園、パスポートセンター、男女共同参画・青少年センター、大阪国際会議場、文化施設（上方演芸資料館等）

関係機関：大阪国際平和センター、外務省、外国政府

システム：府Ｗｅｂサイト管理システム、行政文書管理システム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】 ○公用車等の点検・給油【万博】 ○各種システムの運用方法の確認等【万博】 ○北部広域防災拠点、後方支援活動拠点の点検準備等【万博】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○公用車等の点検・給油【万博】 ○各種システムの運用方法の確認等【万博】 ○北部広域防災拠点、後方支援活動拠点の点検準備等【万博】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑦ＩＲ推進局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【企画課】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【企画課】 ○関係機関の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の確認【各所属】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持【各所属】 ○局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所属】 ○所管施設との連絡調整【企画課】 ○所管施設の避難経路等の確認【企画課】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持【各所属】 ○局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所属】 ○所管施設との連絡調整【企画課】 ○所管施設の避難経路等の確認【企画課】

⑧福祉部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（修徳学院など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【福祉総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【福祉総務】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○福祉調整本部の設置
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【福祉総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○災害福祉支援ネットワーク運用開始、ＤＷＡＴ本部設置【地域福祉】 ○社会福祉施設など（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）の被害状況の把握など【福祉総務及び各所管所属】
第３フェーズ (72 時間まで)	○義援金（府で配分するものに限る）に関する庁内及び外部機関との調整等開始【福祉総務】 ○福祉ニーズの把握、支援開始【各所管所属】 ‣災害福祉支援ネットワーク等を活用した人的支援（ＤＷＡＴ派遣調整開始等） ‣被災児童のこころのケア ‣要支援者等に係る生活再建支援策検討
第４フェーズ (1 週間まで)	○被災者向けの緊急貸付（生活福祉資金貸付制度）対応【地域福祉】 ○ＤＷＡＴによる一般避難所での福祉支援活動開始 ○市町村からの介護職員等の応援に関するニーズの収集【各所管所属】 ○関係団体等へ応援派遣依頼要請を実施
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○社会福祉施設等入所者等に関する調整の開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

※主な所管施設：修徳学院、子どもライフサポートセンター、砂川厚生福祉センターやこんごう福祉センターなど

関係機関：市町村、社会福祉施設（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○社会福祉施設など（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）への注意喚起と備えの再確認依頼など

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○社会福祉施設など（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）への注意喚起と備えの再確認依頼など

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑨健康医療部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（保健所など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握【健医総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【健医総務】 ○保健医療調整本部、保健所保健医療調整本部、ＤＭＡＴ調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＰＡＴ調整本部の設置、運営開始【健医総務、医療対策、地域保健】 ○災害拠点病院、救急病院（二次・三次機関）及び一般病院の被害状況の把握及び連絡調整【医療対策】 ○関係施設等の被害状況の把握【各所管所属】 ○保健医療活動チーム及びドクターヘリの派遣調整開始【各所管所属】 ○災害時透析リエゾン、災害時小児周産期リエゾン、災害医療コーディネーター(難病)活動の開始【地域保健】 ○毒物・劇物の漏洩事故の情報収集【薬務】 ○大阪府水道災害調整本部の設置（被害状況の把握、日本水道協会大阪府支部による応急給水・復旧の応援要請等の情報収集、国・他府県等との連絡調整など）【環境衛生】○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【健医総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 【各所管所属】 ○保健医療調整本部における後方医療活動の調整開始【各所管所属】 ○災害時医薬品等確保供給体制の確保及び輸血用血液の状況把握(搬送体制を含む)【医療対策・薬務】 ○府外ＤＨＥＡＴ先遣隊の受入調整開始【健医総務】 ○府内ＤＨＥＡＴ・公衆衛生チームの派遣調整開始【健医総務】 ○国民健康保険事業に係る国への対応要請開始【国民健康保険】 ○粉ミルクの供出開始【食の安全】 ○生活用水の確保に係る情報収集（災害時協力井戸関係）【環境衛生】 ○し尿処理施設の被害状況の把握及び収集運搬・処理に係る応援調整【環境衛生】 ○感染症の発生状況及び動向に係る情報収集【感染症対策】
第３フェーズ (72時間まで)	○府内ＤＨＥＡＴ・公衆衛生チーム及びこころの健康相談等の活動開始【健医総務、地域保健】 ○府外ＤＨＥＡＴ・公衆衛生チームの派遣依頼調整開始【健医総務】

	○ＳＣＵ本部の設置、運営開始【医療対策】 ○国有ワクチン供給体制の把握【感染症対策】 ○感染症指定医療機関（結核指定医療機関を含む）等との連絡調整【感染症対策】 ○食品製造施設・流通拠点・避難所その他の臨時食事提供施設等の衛生監視【食の安全】 ○広域火葬計画等に基づく支援調整開始【環境衛生課】
第４フェーズ （1 週間まで）	○災害支援ナースによる医療救護活動の開始【医療対策】
第５フェーズ （2 週間まで）	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ （1 ヶ月まで）	○被災所管施設の応急復旧

※主な所管施設：保健所、こころの健康総合センター
関係機関：災害拠点病院、特定診療災害医療センター、大阪府医師会、
大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府看護協会
大阪府訪問看護ステーション協会
日本赤十字社大阪府支部など医療関係機関
システム：広域災害救急医療情報システム、大阪府救急・災害医療情報システム、
医療機関情報システム、保健所現状報告システム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○本庁各課、出先機関の発災時の体制（BCP）の確認、危険個所の点検確認 ○巨大地震に備えた体制整備の再確認などの連絡調整、注意喚起など ①部所管施設（保健所、こころの健康総合センター、監察医事務所、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所等） ②医療機関（病院等） ③医療関係団体（３師会、病院関係、看護関係、その他関係団体等） ④衛生関係団体（宿泊関係、海水浴場関係、各市町村担当部局等） ⑤全水道事業体 〔注意喚起事項〕 ・災害対応マニュアルや事業継続計画（BCP）に基づく対応や行政・関係機関との連絡方法等の確認、食料・水・医療資材等の非常用物資確保など、災害発生に備えた必要な準備、体制等の整備

	○災害派遣医療チーム（DMAT）等、各保健医療活動チームにおける対応準備 ○航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置準備 ○訪問看護ステーションにおける設置 ST の簡易発電機等の対応準備等 ○在宅患者（難病患者、慢性疾患児）への対応準備等

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○本庁各課、出先機関の発災時の体制（BCP）の確認、危険個所の点検確認 ○巨大地震に備えた体制整備の再確認などの連絡調整、注意喚起など ①部所管施設（保健所、こころの健康総合センター、監察医事務所、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所等） ②医療機関（病院等） ③医療関係団体（３師会、病院関係、看護関係、その他関係団体等） ④衛生関係団体（宿泊関係、海水浴場関係、各市町村担当部局等） ⑤全水道事業体 〔注意喚起事項〕 ・災害対応マニュアルや事業継続計画（BCP）に基づく対応や行政・関係機関との連絡方法等の確認、食料・水・医療資材等の非常用物資確保など、災害発生に備えた必要な準備、体制等の整備 ○災害派遣医療チーム（DMAT）等、各保健医療活動チームにおける対応準備 ○航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置準備 ○訪問看護ステーションにおける設置 ST の簡易発電機等の対応準備等 ○在宅患者（難病患者、慢性疾患児）への対応準備等 【巨大地震警戒から巨大地震注意へ変わった場合においては、必要に応じて上記の応急対応業務を実施する。】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑩商工労働部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（技専校など）の利用者の安全確認【各所管所属】 （生徒の被災状況の把握を含む） ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【商労総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【商労総務】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【商労総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○関係機関・団体等を通じた企業の被害状況等の情報収集【各所管所属】
第３フェーズ (72 時間まで)	○緊急物資(生活必需品)の調達斡旋【中小企業支援室（商業振興・ものづくり支援） ○中小企業の災害関連相談の実施【中小企業支援室】
第４フェーズ (1 週間まで)	○中小企業の災害復旧等を支援するための融資制度の調整（国の動向により変動）【金融】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始【各所管所属】
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧 ○被災者の就職支援の実施（国の措置・動向により変動）【労働環境】

※主な所管施設：技専校等、計量検定所、労働センター

関係機関：近畿経済産業局、大阪労働局、各市町村、商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、金融機関、立地企業

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○部（局）内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整 ○所管施設との連絡調整【各所管所属】 ○所管施設の避難経路等の確認【各所管所属】 ○所管施設の休館・休校等の判断【各所管所属】 ○防災協定企業や関係機関との備えや準備の再確認【各所管所属】 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】 ○公用車等の点検・給油（充電、充填）【各所管所属】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】 ○防災協定企業等との連絡体制の確保【商業振興・ものづくり支援】 ○発注工事現場の安全確保及び継続可否の判断【各所管所属】 ○海外事務所・海外出張者一行への連絡【国際ビジネス】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部（局）内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整 ○所管施設との連絡調整【各所管所属】 ○所管施設の避難経路等の確認【各所管所属】 ○防災協定企業や関係機関との備えや準備の再確認【各所管所属】 ○公用車等の点検・給油（充電、充填）【各所管所属】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】 ○防災協定企業等との連絡体制の確保【商業振興・ものづくり支援】 ○発注工事現場の安全確保【各所管所属】 ○海外事務所・海外出張者一行への連絡【国際ビジネス】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑪環境農林水産部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（中央卸売市場、自然公園など）の利用者の安全確認 【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【環農総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【各所管所属】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○災害時等動物救護本部の設置、運営開始【動物愛護】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設（廃棄物処分場・ため池等農業用施設・漁港施設など）の被害状況の把握【環農総務】 ○所管施設の報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○林野火災、山地災害、地すべり、山崩れ等に関する情報収集【各所管所属】 ○施工中の石綿除去作業に関する情報収集【環境管理室】 ○市町村の廃棄物処理施設の被害状況の把握【資源循環】 ○食料（米穀・副食品）の調達斡旋開始【市場・検査指導】
第３フェーズ (72 時間まで)	○被災市町村のごみの適正処理にかかる他市町村との調整 【資源循環】 ○家畜飼料等の調達斡旋、家畜伝染病の予防とまん延防止、死亡畜の適正処理の実施、被災動物の保護・収容等【動物愛護】 ○化学物質取扱事業者における緊急事態の発生時の措置【環境管理室】 ○各事業者が保管するＰＣＢ廃棄物漏洩事故発生時の措置 【産業廃棄物指導】 ○災害救助用食料備蓄関係団体等への供給要請【市場・検査指導】 ○市町村からの食料（精米等）要請に対する緊急引渡【市場・検査指導】 ○生鮮食料品の供給を確保するため生鮮食料品関係業者に協力を要請【市場・検査指導】
第４フェーズ (1 週間まで)	○災害廃棄物等の発生状況と処理施設の余力等にかかる 情報収集【資源循環】 ○石綿露出状況の確認及び環境測定等の対応【環境管理室】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始【各所管所属】 ○災害廃棄物等の処理にかかる支援等の調整【資源循環】
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧【各所管所属】 ○災害廃棄物等処理の実行計画等着手【資源循環】

	○解体等工事の石綿飛散防止【環境管理室】 ○応急仮設住宅用木材の調達斡旋開始【森づくり】 ○被災農林水産業者の経営支援に係る相談対応【各所管所属】

※主な所管施設：中央卸売市場、農と緑の総合事務所、滝畑ダム、家畜保健衛生所、
動物愛護管理センター、各漁港施設、花の文化園、府立農業公園、
自然公園施設、堺 7-3 区、フェニックス、北大阪流通業務団地充填所、
保管 PCB 廃棄物、（地独）環境農林水産総合研究所
関係機関：各施設指定管理者、大阪府漁業協同組合連合会、各漁協（内水面を含む）

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○発災時初動マニュアル等の確認、連絡・配備体制の確認、備蓄等の確認等）【各所管所属】 ○資機材（水防資材等）の点検、確認【各農緑事務所】 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所管所属】 （市町村・関係機関等への注意喚起、備えや準備の再確認 等） ○所管施設との連絡調整【各所管所属】 ○所管施設（自然公園等）の避難経路等の確認【各所管所属】 ○防災協定企業等の備えや準備の再確認と連絡体制の確保【各所管所属】 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】 ○庁舎及び電気・電話・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置【施設管理所属】 ○公用車等の点検・給油【各所管所属】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】 ○防災上重要な施設（津波防御施設・ため池等）の確認・点検【各所管所属】 ○危険個所の確認・パトロール【各農緑事務所】 ○発注工事現場の安全確保及び継続可否の判断【各所管所属】 ○海外出張者一行への連絡　【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○発災時初動マニュアル等の確認、連絡・配備体制の確認、備蓄等の確認等）【各所管所属】 ○資機材（水防資材等）の点検、確認【各農緑事務所】 ○部内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所管所属】 （市町村・関係機関等への注意喚起、備えや準備の再確認 等） ○所管施設との連絡調整【各所管所属】 ○所管施設（自然公園等）の避難経路等の確認【各所管所属】 ○防災協定企業等の備えや準備の再確認と連絡体制の確保【各所管所属】 ○所管イベントの開催時の避難経路・安全対策確認【各所管所属】 ○庁舎及び電気・電話・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全措置【施設管理所属】 ○公用車等の点検・給油【各所管所属】 ○各種システムの運用方法の確認等【各所管所属】 ○防災上重要な施設（津波防御施設・ため池等）の確認・点検【各所管所属】 ○危険個所の確認・パトロール【各農緑事務所】 ○発注工事現場の安全確保【各所管所属】 ○海外出張者一行への連絡　【各所管所属】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑫都市整備部

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○水門・鉄扉等の閉鎖確認(津波の場合) ○所管施設（府営公園・府営住宅など）及び施設利用者等の安全確認 【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握【都整総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【各所管所属】 ○ダム臨時点検のとりまとめ（箕面川ダム、狭山池ダム、安威川ダム） 【各所管所属】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○被災建築物応急危険度判定支援本部の設置、運営開始【事業調整室】 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に係る協定団体との連絡体制の確保 【建築指導室】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設及び国・市町村等の関係施設（道路・河川等）の内、府民生活に重要なものの被害状況の把握とその他の施設の被害状況のとりまとめ 【事業調整室】 ○所管施設等の被害報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○公共交通の運行状況・踏切遮断状況の情報収集【交通戦略室】 ○広域緊急交通路の道路啓開作業の開始【道路室】 ○道路交通確保に要する建設業界との応援等に係る連絡調整【各所管所属】 ○広域避難場所の安全性確保及び後方支援活動拠点の受入れ準備開始 【公園課】 ○災害時情報基盤（水防災ｼｽﾃﾑ・土砂災害等ｼｽﾃﾑ）の状況把握【河川室】 ○大阪府住宅供給公社、都市再生機構住宅、市町営住宅の被害状況及び提供可能空家に関する情報収集【居住企画課】 ○被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始【事業調整室】 ○応急仮設建築物に対する規制緩和区域指定の検討開始【建築指導室】 ○府営住宅の供給可能戸数の把握・リストアップ【住宅経営室】 ○プレハブ建築協会等への建設型仮設住宅供給準備要請及び建設可能戸数確認【住宅経営室】 ○庁内関係課から応急仮設住宅の供給に関する府内被害情報を収集 【建築指導室】
第３フェーズ (72 時間まで)	○他府県及び建設業界との応援等に係る連絡調整【事業調整室】 ○高速道路、広域緊急交通路（重点 14 路線）及び必要なアクセス道路の道路啓開作業完了【道路室】

	○所管施設の緊急・応急復旧必要箇所の把握と関係者調整、対策工事の実施（以降、順次対応）【各所管所属】 ○土砂災害緊急調査のとりまとめ【各所管所属】 ○府内外提供可能住宅の空家情報の収集【居住企画課、住宅経営室】 ○保全対象施設現地確認及び技術協力【公共建築室】 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の運用調整【建築指導室】 ○プレハブ建築協会等への応急仮設住宅建設要請【住宅経営室】
第４フェーズ (1 週間まで)	○所管施設の応急復旧必要箇所の対応状況の確認と関係者調整 【各所管所属】 ○住まい情報提供室の設置・運営開始【居住企画課】 ○応急仮設住宅建設用地の現地調査等及び建設協議【住宅経営室】 ○必要に応じ応急仮設建築物に対する規制緩和の区域指定（告示）、被災市街地の建築制限区域の指定の情報収集（大阪都市計画局計画推進室と連携）【建築指導室】 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に係る入居条件等を決定し、市町村に制度マニュアルを周知及び、協定団体に協力要請【建築指導室】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始【各所管所属】 ○災害時情報基盤（水防災システム・土砂災害等システム）の復旧【河川室】 ○被災住宅の応急修理等の実施へ向けての調整開始【公共建築室】 ○被災市街地の建築制限・禁止の区域指定（告示）【建築指導室】 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に係る市町村相談窓口の運用支援を開始【建築指導室】
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧【各所管所属】 ○住まいのケア・専門家チームの組成【居住企画課】 ○応急仮設住宅の着工（20 日以内）【住宅経営室】 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に係る申込書類を審査、賃貸借契約の締結及び、家賃等支払【建築指導室】

※主な所管施設：府道、一級河川（指定区間）・二級河川、流域下水道、府営公園、
土木事務所等、府営住宅等
関係機関：国、他府県、警察、消防、自衛隊、建設業界
システム：水防災システム・土砂災害等システム、建設ＣＡＬＳシステム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○初動マニュアル等の確認【各所管所属】 ○職員との連絡体制等防災体制の確認【各所管所属】 ○津波防御施設（水門・鉄扉）等、防災上重要な施設の確認・点検 ○道路啓開体制の確認 ○部（局）内及び関係機関（防災協定企業・防災ボランティア・ライフライン・鉄道事業者等）との連絡体制の確認【各所管所属】 ○発注工事現場の安全確保及び継続可否の判断【各所管所属】 ○所管施設（府営公園・狭山池博物館・府営住宅等）の避難経路、誘導手法等の確認【各所管所属】 ○所管イベントの開催可否の判断 ○道路・府営公園等施設利用者（イベント参加者）の情報提供及び安全確認【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○初動マニュアル等の確認【各所管所属】 ○職員との連絡体制等防災体制の確認【各所管所属】 ○津波防御施設（水門・鉄扉）等、防災上重要な施設の確認・点検 ○道路啓開体制の確認 ○部（局）内及び関係機関（防災協定企業・防災ボランティア・ライフライン・鉄道事業者等）との連絡体制の確認【各所管所属】 ○発注工事現場の安全確保【各所管所属】 ○所管施設（府営公園・狭山池博物館・府営住宅等）の避難経路、誘導手法等の確認【各所管所属】 ○道路・府営公園等施設利用者（イベント参加者）の情報提供及び安全確認【各所管所属】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑬大阪都市計画局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】 ○局内職員の安否確認と参集状況の把握【局総務企画課】 ○所管施設・工事現場等の安全確認【各所管施設】 ○局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【局総務企画課】 ○現地調査確認、被害報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】
第３フェーズ (72 時間まで)	○所管施設・工事現場等の復旧対策【各所管所属】
第４フェーズ (1 週間まで)	○所管施設の応急復旧必要箇所の対応状況の確認と関係者調整 【各所管所属】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧【各所管所属】

※主な所管施設：箕面森町・彩都・りんくうタウン等

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○局内職員への周知及び初動マニュアル等の確認 ○庁内関係部局との連絡調整 ○公用車の給油、資機材等の確認 ○所管イベントの開催可否の判断 ○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○局内職員への周知及び初動マニュアル等の確認 ○庁内関係部局との連絡調整 ○公用車の給油、資機材等の確認 ○所管イベントの開催可否の判断 ○地震発災に備えた情報連絡体制の維持

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑭大阪港湾局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○水門・鉄扉等の閉鎖確認 ○職員の安否確認と参集状況の把握 ○情報収集と連絡調整
第２フェーズ (24 時間まで)	○堺２区基幹的広域防災拠点の国直轄管理に関する連絡調整 ○所管施設の被害状況の把握及び報告 ○耐震強化岸壁及び接続道路の使用に向けた準備開始
第３フェーズ (72 時間まで)	○堺２区防災拠点への航路啓開及び道路啓開等の連絡調整 ○所管施設の応急復旧必要箇所の把握と関係者調整 ○他府県、防災協定先との調査・復旧作業に係る連絡調整
第４フェーズ (1 週間まで)	○耐震強化岸壁やエネルギー関連施設への航路泊地を測量し、異常箇所の把握・明示及び啓開 ○上記施設への接続道路の啓開
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災施設の応急復旧

※主な所管施設：府が管理する港湾、海岸施設

関係機関：国、他府県、警察、消防、自衛隊、建設業界

システム：水防災システム、建設ＣＡＬＳシステム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○初動マニュアル等の確認 ○職員との連絡体制等防災体制の確認 ○津波防御施設（水門・鉄扉等）、防災上重要な施設の確認・点検 ○庁内関係部局及び関係機関（国、沿岸市町等）との連絡調整 ○発注工事現場の安全確保及び継続可否の判断 ○公用車の給油、資機材等の確認 ○所管イベントの開催可否の判断 ○港湾利用者等への注意喚起と備えの再確認

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○初動マニュアル等の確認 ○職員との連絡体制等防災体制の確認 ○津波防御施設（水門・鉄扉等）、防災上重要な施設の確認・点検 ○庁内関係部局及び関係機関（国、沿岸市町等）との連絡調整 ○発注工事現場の安全確保 ○公用車の給油、資機材等の確認 ○港湾利用者等への注意喚起と備えの再確認

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑮会計局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【会計総務】 ○局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【会計総務】 ○財務会計（府費）システムの稼働状況確認・復旧等【会計総務】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【会計総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 ○指定（収納）代理金融機関との連絡調整・被災状況の把握【会計総務】 ○官庁会計（国費）システムの動作環境の確保等【会計総務】 ○府費の支払（緊急を要するもの）に関すること【会計総務】 ○小口支払基金の機関保有限度額の協議【会計指導】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○各システムの定時運用【会計総務】
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

※主な所管施設：手数料収納窓口（本館・別館・咲洲庁舎）
　　関係機関：指定金融機関
　　システム：財務会計システム、官庁会計システム

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【会計総務】 ○所管施設との連絡調整・避難経路等の確認【会計総務】 ○関係機関との備え・連絡体制等の再確認【会計総務】 ○財務会計（府費）システム及び官庁会計（国費）システムの運用方法の確認等【会計総務】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【会計総務】 ○所管施設との連絡調整・避難経路等の確認【会計総務】 ○関係機関との備え・連絡体制等の再確認【会計総務】 ○財務会計（府費）システム及び官庁会計（国費）システムの運用方法の確認等【会計総務】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑯教育庁

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○管理下における所管施設（府立学校等）の利用者の安全確認 【各所管所属】（幼児児童生徒、教職員の被災状況の把握を含む。） ○教育庁内職員の安否状況及び執務室の被害状況の集約 【教育総務企画課】 ○教育庁内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 【教育総務企画課】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【教育総務企画課】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○府立学校の避難所運営状況の把握【各所管所属】 ○管理外における幼児児童生徒の安全確認【各所管所属】 ○府立学校施設の２次災害防止等緊急対策の実施【施設財務課】 ○市町村立学校園の被害状況の把握【小中学校課、施設財務課】 ○私立学校の被害状況等の情報収集【私学課】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	○文部科学省に対する緊急要望【教育総務企画課】 ○被災幼児児童生徒の他府県等への受け入れ要請等 【高校改革課、高等学校課、支援教育課、小中学校課】
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始 ○教育活動再開に向けた連絡調整（教科書、教材、教職員の確保等） 【高校改革課、高等学校課、支援教育課、小中学校課、教職員室、施設財務課】 ○給食設備等の安全確認、衛生管理【保健体育課】 ○文化財の被害状況の把握、対応【文化財保護課】 ○文化財発掘調査現場・文化財収蔵庫等の被害状況の把握、2 次災害防止対策の実施【文化財保護課】 ○幼児児童生徒の心のケア 【高校改革課、高等学校課、支援教育課、小中学校課】 （スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの緊急派遣等） 【高等学校課、支援教育課、小中学校課】 ○就学援助等に関する措置【支援教育課、施設財務課】

第６フェーズ （1ヶ月まで）	○被災所管施設の応急復旧【各所管所属】 ○給食業務の再開【保健体育課】 ○被災で他府県へ転出した幼児児童生徒の進路指導に関する連絡調整【支援教育課、小中学校課】

※主な所管施設：体育会館、臨海スポーツセンター、漕艇センター、門真スポーツセンター、府立図書館、府立少年自然の家、教育センター、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、文化財調査事務所

システム：学校総務サービスシステム

※学校における防災教育の手引き（改訂版）～大阪の子どもたちを災害から守るために～
大阪府教育委員会　令和元年６月改訂も参照

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○休校並びに学校行事の開催可否の判断 ○部（局）内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所管所属】 ○所管施設との連絡調整【各所管所属】 ○所管施設（学校等）の避難経路等の確認【各所管所属】 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部（局）内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所管所属】 ○所管施設との連絡調整【各所管所属】 ○所管施設（学校等）の避難経路等の確認【各所管所属】 ○所管イベントの開催可否の判断【各所管所属】

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）発表時の主な所管施設等については、前述する＜災害発生時＞に記載する内容と同様。

⑰議会事務局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【議会総務】 ○府議会議員の安否確認【議会総務】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【議会総務】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【議会総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 ○府議会議員への情報提供等開始【議会総務】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○部（局）内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○部（局）内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【各所管所属】

⑱監査委員事務局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【総務】 ○監査委員の安否確認【総務】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【総務】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【総務】、報告及び二次災害防止対策の実施
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○事務局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○事務局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整

⑲人事委員会事務局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【任用審査】 ○人事委員の安否確認【任用審査】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【任用審査】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【任用審査】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○事務局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【任用審査】 ○所管イベント等の開催可否の判断【各所管所属】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○事務局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整【任用審査】

⑳労働委員会事務局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【総務調整】 ○労働委員会委員の安否確認【総務調整】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【総務調整】 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【総務調整】
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	○被災所管施設の応急復旧（当該施設において応急的に業務を再開するために実施する措置のことをいう。本格的な復旧作業の前段階。）開始【総務調整】
第６フェーズ (1ヶ月まで)	○被災所管施設の応急復旧【総務調整】

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持【総務調整】 ○商工労働部からの情報収集・整理及び連絡調整【総務調整】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持【総務調整】 ○商工労働部からの情報収集・整理及び連絡調整【総務調整】

㉑収用委員会事務局

＜災害発生時＞

フェーズ	主な応急対策業務
第１フェーズ (3 時間まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 ○収用委員の安否確認 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属】
第２フェーズ (24 時間まで)	
第３フェーズ (72 時間まで)	
第４フェーズ (1 週間まで)	
第５フェーズ (2 週間まで)	
第６フェーズ (1 ヶ月まで)	

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震警戒	○地震発災後、応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持 ○事務局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒)」が発表され、「巨大地震警戒対応期間」（１週間）が経過した際は、「巨大地震注意対応期間」へ移行。

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（巨大地震警戒からの移行時を含む）＞

臨時情報	主な応急対策業務
巨大地震注意	○地震発災に備えた情報連絡体制の維持 ○事務局内及び関係機関からの情報収集・整理及び連絡調整

９　出先機関等の体制及び事務分掌

主たる担当：出先機関等

(1)　出先機関等の体制

出先機関等の災害等応急対策の実施体制については、次のとおりとする。

①　災害等応急対策実施体制

実施体制は、各出先機関等において定める活動細目による。

なお、地域防災監は、地域防災マニュアルを別に定めるものとする。

②　職員の相互応援

地域防災監は、必要に応じて、他の出先機関等の長に対して、職員の応援派遣を要請することができる。

この応援派遣の要請を受けた出先機関等の長は、配備職員の範囲内で出来る限り応援しなければならない。

(2)　出先機関等の長の事務分掌

出先機関等の長の事務分掌は、次のとおりとする。

出先機関等の長	事　務　分　掌
地域防災監	1　管内の原因情報、被害情報、対策情報の収集及び報告 2　大阪府防災情報システムの運用による管内市町村の状況把握 3　防災行政無線の事前点検及び運用 4　有線電話途絶時における非常通信による通信の確保 5　災害対策課長との協議による災害用備蓄物資の出庫 6　現地災害対策本部に係る活動
土木事務所長、治水事務所長、工営所長、 農と緑の総合事務所長	1　防災計画に定められている措置 2　無線付自動車の応援派遣、地域防災監との相互連絡 3　現地災害対策本部に係る活動
後方支援活動拠点又は広域避難地に指定された府営公園を所管する土木事務所長等	1　後方支援活動拠点として、広域応援等の受入れ支援 2　広域避難地として、避難の指示に基づく避難者の受入れ支援
その他の出先機関等の長	1　各機関の所掌事務を処理するとともに、必要な措置をとるものとする。なお、公用自動車を保有する各出先機関等の長は、地域防災監から管内の情報収集活動等のために公用自動車を使用したい旨の要請を受けたときは、自動車の応援派遣を行う。 2　また、勤務時間外においても、地域防災監が公用自動車を使用できるよう、公用自動車を保有する各事務所等の長は、自動車の所在等を地域防災監に予め報告しておく。

第２　動員配備体制

主たる担当：危機管理室、秘書課、人事課、関係室・課：全部局室・課

１　知事等の緊急登庁

(1)　知　事

秘書課長は、本庁舎以外の場所にいる知事が公用車等によっては迅速に登庁できないと認めたときは、災害対策課長に搬送を要請する。

災害対策課長はその要請に応じて府警本部に対し、搬送の協力を依頼する。

(2)　災対本部員・指令部員等

本庁舎以外の場所にいる災対本部員・指令部員等は、府域において震度５弱以上の震度を観測したとき、又は災害等発生の情報を入手し、重大な人的、物的被害の発生を認めたときは、自宅又は災害対策要員公舎（本庁舎から徒歩30分圏内）などから、直ちに登庁する。

２　動員体制の整備

(1)　配備基準

配備体制	配　　備　　基　　準
非常１号配備	【地震発生に伴う初動対応の場合】 府域において震度４を観測したとき（自動配備） 【台風・風水害、津波、大規模事故等、その他の場合】 指令部において配備を決定
	【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合※】 地震発災に備えた情報連絡体制の維持（自動配備） ※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後、１週間が経過し、巨大地震注意対応期間に移行した場合を含む
非常２号配備	【地震発生に伴う初動対応の場合】 府域において震度５弱又は震度５強を観測したとき（自動配備） 【台風・風水害、津波、大規模事故等、その他の場合】 指令部において配備を決定
	【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合※】 （臨時情報発表の原因となる）地震発災後、各部局で定める応急対策業務（第１フェーズ）を速やかに実施できる準備体制を維持（自動配備） ※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後、１週間が経過し、巨大地震注意対応期間に移行した場合は非常１号配備とする
非常３号配備	【地震発生に伴う初動対応の場合】 府域において震度６弱以上の震度を観測したとき（自動配備） 【台風・風水害、津波、大規模事故等、その他の場合】 指令部又は警戒本部において配備を決定

(2)　配備指令等

①　配備指令

原則として、上記配備基準に基づき、指令部長が指令を発する。ただし、各部局の計画等で別途配備基準を定めている場合はその計画によるものとする。

②　配備指令の伝達

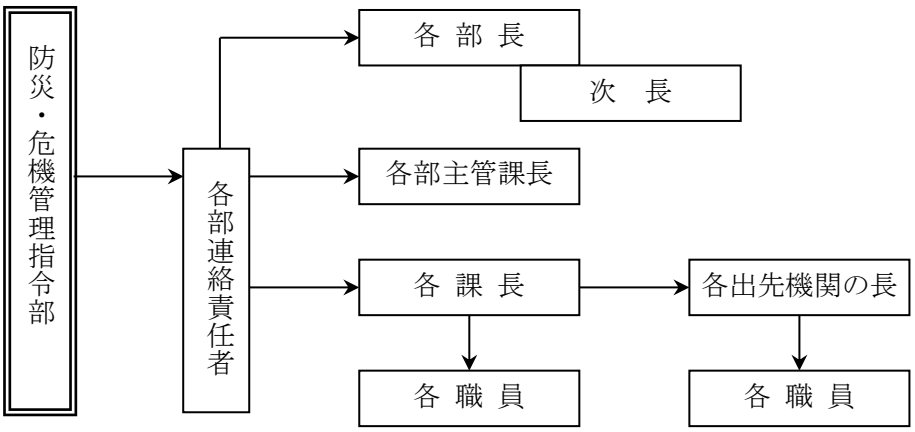
配備指令は、次の経路により伝達する。

③　各部主管課長は、各部連絡責任者（原則として各部主管課総括補佐とする）の職、氏名、住所、電話番号を予め災害対策課長に通知しておく。

④　各部連絡責任者は、指令部、警戒本部又は災対本部との連絡にあたるものとする（勤務時間外も含む）。

⑤　各部主管課長は、各部内における配備指令の伝達計画をあらかじめ定めておく。

⑥　各課長及び各出先機関の長は、各所属内における配備指令の伝達計画をあらかじめ定めておく。



(3)　勤務時間外における動員体制等

勤務時間外に、府域において震度４を観測したときは非常１号配備が、また、震度５弱・５強を観測したときは非常２号配備が、震度６弱以上の震度を観測したときは非常３号配備が自動的に指令されたものとし、配備職員は直ちに、自らが所属する勤務場所へ原則参集する。

ただし、非常３号配備を除き、配備区分に伴う対応が可能な場合（例：自宅において連絡や指示が行えるなど）には、勤務場所又は所定の場所への参集を求めるものではない。

また、府域に震度５弱以上の震度を観測したとき、緊急防災推進員（表１－「緊急防災推進員配備職員数」）及び各部で参集場所が決められている職員は、あらかじめ指定された参集場所に参集するものとする。

（ただし、市町村本庁舎に参集する緊急防災推進員については、当該市町村において震度５弱以上を観測した場合に指定された場所に参集する。）

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、地震発生のリスクが相対的に高まっていることから、緊急防災推進員は災害への意識を高めるとともに非常時に対応できるよう準備（マニュアル等の確認）を行うものとする。

また、府域に震度６弱以上の震度を観測したときで、緊急防災推進員及び各部で参集場所が決められている職員以外のものは、できる限り自らが所属する勤務場所へ参集するものとするが、交通機関等の途絶により自ら所属する勤務場所に参集することが困難となった場合、安否確認システムにて安否の報告を行ったうえ、安全な場所で待機しつつ情報収集に努め、通信環境が確保されている場合は、可能な災害時の業務について、在宅勤務を組み合わせる。

（参集困難の目安は、概ね勤務場所から徒歩で 20km 圏外、自転車で 40km 圏外に居住している場合とする。）

なお、いずれの場合においても、配備期間が長期化することを想定し、一部職員に負担が偏ることのないよう、初動対応以降においては、できる限りローテーションで配備するものとする。

また、時間外に災害等が発生した場合で、大阪府に（大）津波警報が発表されている場合、咲洲庁舎勤務の職員は、原則として大手前（非常参集場所）に参集するものとする。

なお、あらかじめ参集する場所を指定されている職員（災対本部員、指令部員、各部連絡責任者、災対本部地域連絡部員、災対本部事務局職員、緊急防災推進員等）には、補完的に防災情報メールにより緊急連絡を行うものとする。

表１－「緊急防災推進員配備職員数」

配備場所	人　　数	業務内容
府庁本庁舎 （大手前）	６０名	警戒本部・災対本部事務局の サポート等
府民センタービル	１０５名 （１５名×７箇所）	地域情報の収集・伝達 避難者対応等
広域防災拠点	３０名 （１０名×３箇所）	施設等被害の確認 備蓄物資搬出入等
後方支援活動拠点	５０名 （10 名×府営公園等 5 箇所）	消防・警察・自衛隊の応援派遣部隊等の受入、避難者対応等
市町村庁舎	１７２名 （４名×４３市町村）	被害情報、救援要請予測情報の 収集、防災情報端末の代行入力等
合　　計	４１７名	

※　緊急防災推進員とは、府災対本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、勤務時間外に府域で震度５弱以上の震度を観測したとき、自宅から、府庁本庁舎、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点、市町村庁舎に徒歩又は自転車で６０分以内に参集可能な職員の中から知事があらかじめ指名した者をいう。
（ただし、市町村本庁舎に参集する緊急防災推進員については、当該市町村において震度５弱以上を観測した場合に指定された場所に参集する。）

(4)　配備職員数

配備基準に基づく配備職員数は、各部局で定めるものとする。

但し、非常３号配備は、各出先機関を含む全職員とする。

なお、各部局長等は、必要に応じ、所管各課の配備職員数を増減し、又は所管各課相互に職員の応援を行うことができる。

また、指令部長は、特に必要があると認められるときは、各課に対し、配備職員数の増減を指令することができる。

(5)　職員配備・安否状況の報告

職員配備・安否状況の報告については、大阪府域において震度 5 弱以上の地震を観測した際、職員参集・安否確認システム（以下「システム」という。）により行うことを原則とし、①に定める方法による。

ただし、不測の事態によりシステムが利用できない場合や、システムによらない場合は、それぞれ②③に定める方法による。

①　システムによる報告（原則）

ア　府域において震度５弱以上の地震を観測した際、全職員※に対しシステムに登録したメールアドレス（以下「登録メールアドレス」という。）に、地震情報と参集・安否状況を確認するメールが配信されるので、職員はメールに記載の URL よりシステムにログインし、参集状況、安否状況などについて、速やかに回答を行う。

※ システムにメールアドレスを登録した職員。

イ　職員（アにおいて、すでに参集済みや、参集の対象外と回答した職員を除く）は、それぞれの参集場所に到着した後、速やかにシステムに再度ログインし、参集場所に到着した旨の回答を行う。

ウ　メール配信後概ね１時間経過したのち、職員からの回答がない場合（システムで未回答と表示）、所属長等は当該職員の状況を、SNS やメールを活用するなど、予め各所属が定めた方法により確認を行い、システムに代理入力を行う。

エ　本庁の所属長等は、次のとおり職員の参集状況の確認を行う。

（ⅰ）府域において震度５弱以上の地震を観測したときは、本庁の所属長は当該所属及び所管する出先機関の職員の参集状況を、主管課長は当該部局の職員の参集状況をシステムにより速やかに確認する。

（ⅱ）災害対策本部事務局は、職員の参集状況をシステムで出力した帳票により、指令部、警戒本部又は災害対策本部に報告する。

なお、災害対策本部事務局員及び緊急防災推進員の参集状況については、災害対策本部事務局より報告する。

オ　本庁の所属長等は、次のとおり職員の安否状況の確認を行う。

（ⅰ）府域において震度５弱以上の地震を観測したときは、本庁の所属長は当該所属及び所管する出先機関の職員（緊急防災推進員を含む）の安否状況を、主管課長は当該部局（出先機関を含む）の職員の安否状況をシステムにより確認する。

（ⅱ）人事課長は全庁の職員の安否状況をシステムにより確認し、警戒本部又は災害対策本部に報告する。

※ 府域において震度４を観測した地震により負傷した職員は、速やかに所属に連絡を行う。（②イ（ⅳ）参照）

②　システムが利用できない場合の報告（例外１）

ア　本庁の所属長等は、次のとおり職員の配備状況の報告を行う。

（ⅰ）本庁の所属長は、職員の配備が指令されたとき、又はその後、配備人員を増減したときは、速やかに当該所属及び所管する出先機関の職員の配備状況を「７－１職員配備状況報告書」（資料集２５頁）によ

り、当該部局の主管課長に報告する。

（ⅱ）各部主管課長は、当該部局（出先機関を含む）の職員の配備状況を「７－１職員配備状況報告書」（資料集２５頁）により、災害対策本部事務局に報告する。

（ⅲ）災害対策本部事務局は、各部主管課長から報告のあった職員の配備状況をとりまとめて指令部、警戒本部又は災対本部に報告する。

なお、災害対策本部事務局員及び緊急防災推進員の配備状況については、災害対策本部事務局より報告する。

イ　本庁の所属長等は、次のとおり職員の安否状況の報告を行う。

（ⅰ）本庁の所属長は、府域において震度５弱以上の地震を観測したときは、速やかに（概ね１時間以内に）当該所属及び所管する出先機関の職員の安否状況を「７－２職員安否報告書」（資料集２７頁）により、当該部局の主管課長に報告する。

（ⅱ）各部主管課長は、当該部局（出先機関を含む）の職員の安否状況を「７－３職員安否報告書」（資料集２７頁）により、人事課長に報告する。

なお、警戒本部事務局又は災害対策本部事務局員の安否状況については、各事務局がとりまとめて人事課長へ報告する。

（ⅲ）人事課長は、各部主管課長、警戒本部事務局又は災害対策本部事務局から報告のあった職員安否状況を取りまとめて「７－４職員安否報告書」（資料集２８頁）により警戒本部又は災対本部へ報告する。

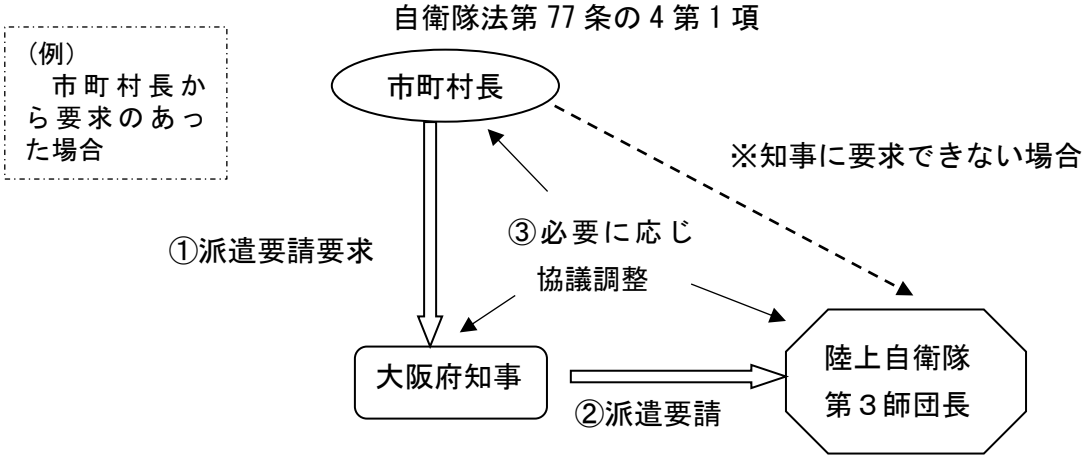
（ⅳ）府域において震度４を観測した地震により負傷した職員は、速やかに所属に連絡を行う。この場合において、本庁の所属長、各部主管課長及び人事課長は（ⅰ）～（ⅲ）に定めるルートによりそれぞれ報告を行う。

第２節　自衛隊の派遣要請

第１　派遣要請【第１フェーズ】

主たる担当：危機管理室

要請派遣（根拠法令）災害対策基本法第 68 条の 2、自衛隊法第 83 条第 1 項
自衛隊法第 77 条の 4 第 1 項



１　要請基準

知事は、次の場合に陸上自衛隊第３師団長に部隊等の派遣を要請する。

(1)　府内市町村長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合。

(2)　府域で震度 6 弱以上を観測する地震が発生し、相当程度の被害が見込まれる場合。

(3)　市町村の通信途絶の状況から、知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合。

なお、自衛隊は災害等が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することがある。

２　要請方法

(1)　市町村長をはじめ防災関係機関の長（以下、この項では「市町村長等」という。）から派遣要請の要求があった場合、危機管理監は、速やかに陸上自衛隊第３師団司令部第３部長を通じて、次に掲げる事項を記載した災害派遣要請書（資料集５７頁）をもって要請する。第３師団と連絡が取れない場合は、大阪地方協力本部渉外広報室を通じて行う。

ただし、緊急の場合若しくは文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により行う（事後速やかに災害派遣要請書を提出）。

この際、派遣要請の要求があった市町村長等の連絡窓口についても確認のうえ、伝達する。

①　災害の状況及び派遣を要請する事由
②　派遣を希望する期間
③　派遣を希望する区域及び活動内容
④　その他参考となるべき事項（派遣を希望する人員、船舶、航空機その他機材の概数等）

なお、市町村長等からの要求が口頭・電話で行われた場合は、後日、要求に係る文書（災害派遣要請書に準ずる）の提出を市町村長等に求めること。

(2)　市町村長等の要求に基づかない（１要請基準の(2)、(3)）の場合、危機管理監は、速やかに陸上自衛隊第３師団司令部第３部長を通じて、上記(1)①～④に掲げる事項を記載した災害派遣要請書（資料集５７頁）をもって要請する。第３師団と連絡が取れない場合は、大阪地方協力本部渉外広報室を通じて行う。

ただし、緊急の場合若しくは文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により行う（事後速やかに災害派遣要請書を提出）。

第２　派遣部隊の誘導及び受入れ体制【第２フェーズ】

主たる担当：危機管理室

１　派遣部隊の誘導等

自衛隊に派遣を要請した場合は、府警察本部警備第二課（警察班）に連絡するとともに、必要に応じて派遣部隊の誘導を依頼する。

２　派遣部隊の受入れ体制

(1)　連絡所の設置

自衛隊の派遣活動を円滑かつ効果的に行うため、災対本部等への自衛隊連絡員の派遣を要請するとともに、災対本部等内に自衛隊連絡所（現地指揮所等）を設置し、情報の交換や調整を図る。

(2)　現地責任者の指名・派遣

自衛隊の部隊等と現地での連絡調整のため、現地責任者を指名するとともに、自衛隊の部隊が現地へ到着する前に、派遣部隊と市町村等の受入れ機関との連絡調整を図るため、努めて現地責任者を派遣する。

(3)　現地責任者の職務

現地責任者は、部隊の活動内容及びその必要資機材、隊員の宿舎、燃料、給水、災害時用臨時ヘリポート等の準備その他部隊の受入れ体制について、派遣部隊の指揮官等責任者と市町村等受入れ機関の責任者との連絡調整にあたるとともに、次の事項に変更があった場合、現地の状況を適宜、本部事務局対策班長（災害対策課長）に連絡するものとする。

① 派遣部隊の人員数
② 派遣部隊の活動内容及び活動場所
③ 今後の作業予定及び作業終了の見込み

(4) 調整要員の派遣と職務

災対本部は広域的支援部隊の受入を決定した後に、調整要員を指名して現地（後方支援活動拠点）に派遣する。調整要員は現地責任者の指揮の下、広域的支援部隊との調整業務を行う。

第３　派遣部隊の撤収要請

主たる担当：危機管理室

災害派遣の目的を達したときは、速やかに部隊の撤収を要請しなければならない。その方法は、派遣要請の手続きに準ずる。

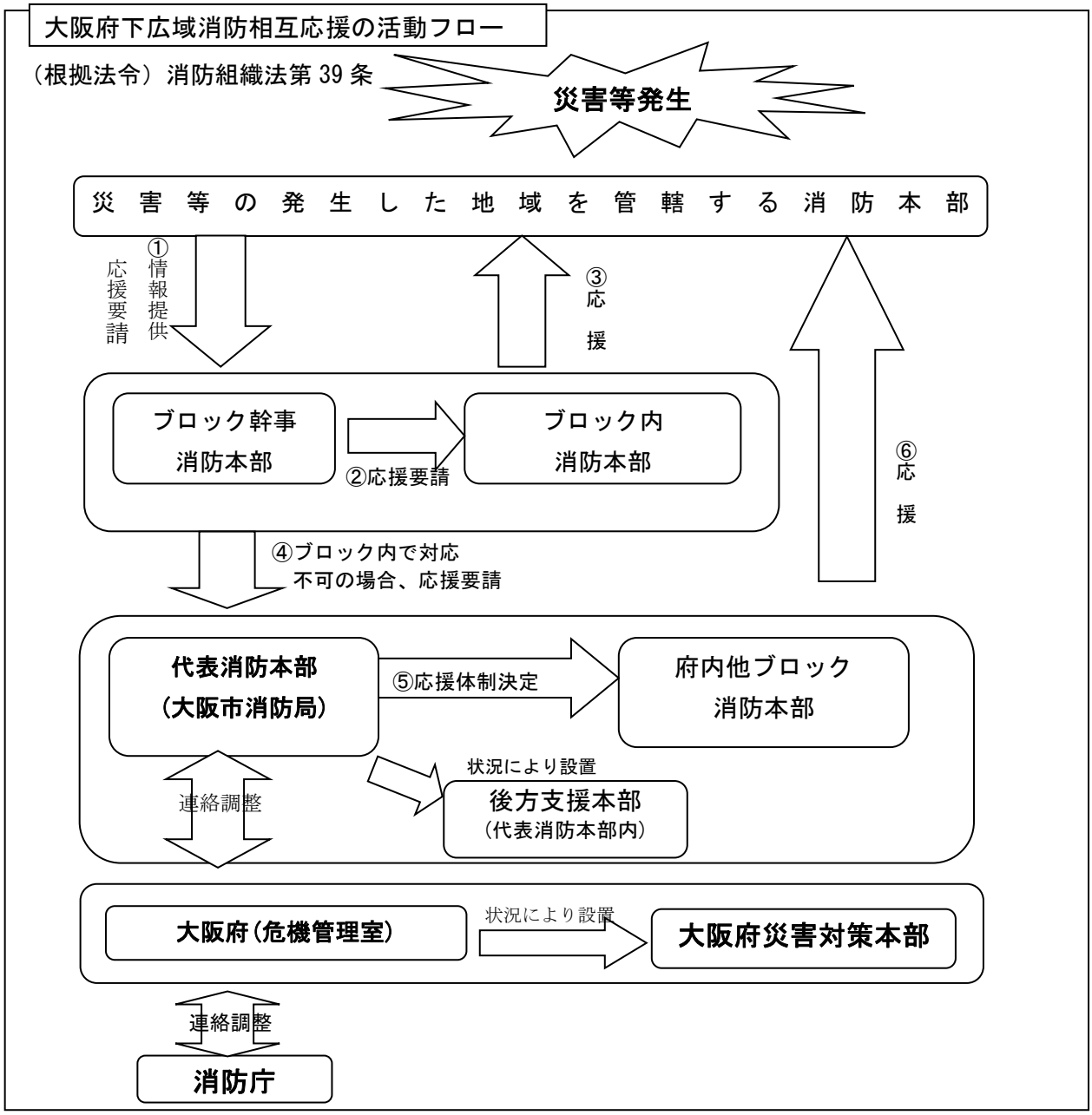
第３節　府内消防の相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等

第１　府内消防の相互応援【第１フェーズ】

主たる担当：危機管理室

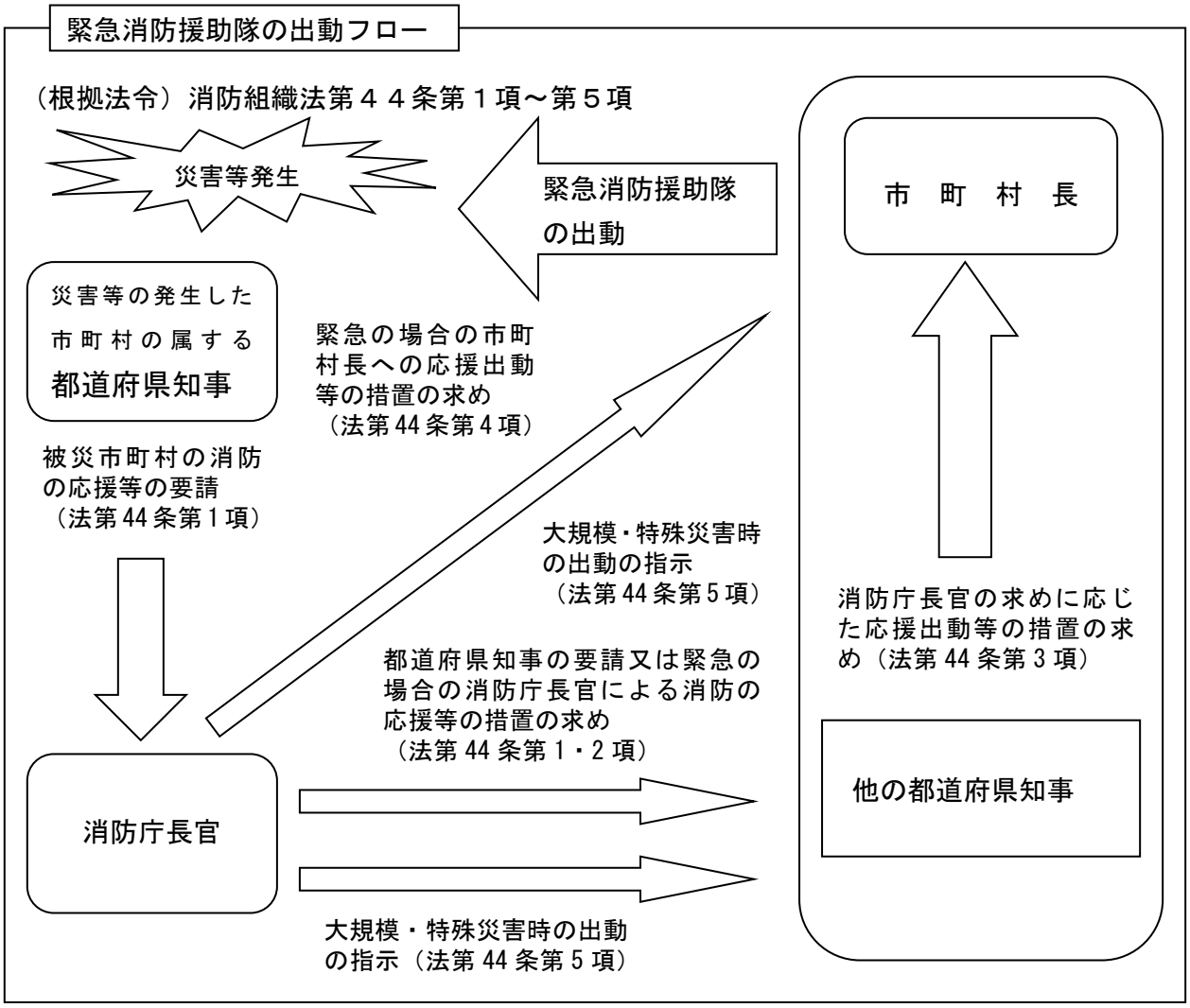
大阪府内において大規模な災害等の発生によって、広域的な消防部隊の応援要請（府内消防間）を行う必要が生じた場合、「大阪府下広域消防相互応援協定」に基づく「府下広域災害応援マニュアル」により、応援要請、広域消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行う。

なお、大規模な災害等に対して、迅速かつ適正で効果的な消防応援活動を実施するには、早期に情報を入手することが必要不可欠なことから、代表消防本部（大阪市消防局）へ情報連絡員を派遣できるものとする。



第２　緊急消防援助隊の派遣要請【第１フェーズ】

主たる担当：危機管理室



１　実施方法

知事は、地震等の大規模災害の発生により、市町村長から依頼があった場合又は府内の市町村の消防力をもってしてはこれに対処できないと自ら判断した場合、消防組織法第４４条及び緊急消防援助隊要綱（平成７年１０月３０日付け消防庁長官通知）に基づき消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する（要請様式は資料集３６頁）。

２　関係機関との連携

(1)　大阪府危機管理センターＢに消防応援活動調整本部（本部長：知事）を設置し、市町村等を通じ被災地の被害状況の迅速な収集に努める。(別に定める「大阪府消防応援活動調整本部運営マニュアル」参照)

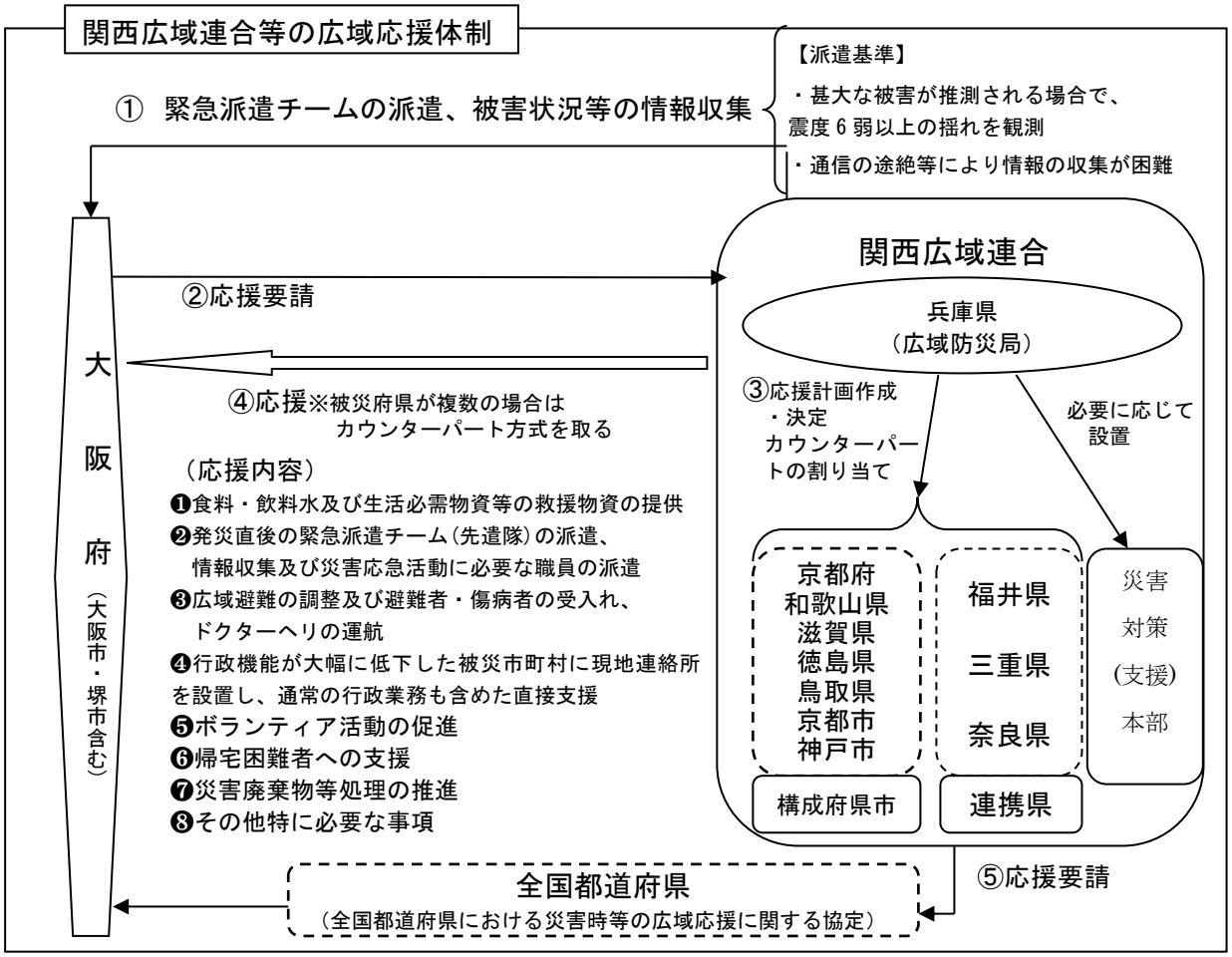
(2)　緊急消防援助隊大阪府代表消防機関（大阪市消防局）と情報交換を行い、派遣要請の判断材料とする。

(3)　被災地の被害状況について消防庁長官に情報提供を行う。

第４節　広域応援等の要請・受入・支援

第１　関西広域連合等への応援要請【第１フェーズ～】

主たる担当：危機管理室



１　関西広域連合への応援要請【第１フェーズ】

(1) 要請の方法及び応援の内容

知事は、府単独では十分に応急措置が実施できない場合、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容を「関西広域連合広域防災局応援・受援調整支援ステム」を用いて要請する。

① 食料、飲料水及び生活必需品などの救援物資の提供
② 発災直後の緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
③ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受け入れ、ドクターヘリの運航
④ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援
⑤ ボランティア活動の促進、⑥帰宅困難者への支援
⑦ 災害廃棄物等処理の推進、⑧その他、特に必要な事項

(2) 受援体制の確立

災害対策課長は、円滑に応援を受け入れるため、次のとおり受援体制の確立を行う。

① 緊急派遣チームの受入体制

関西広域連合及び構成府県市から派遣される緊急派遣チームに対し、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、可能な限り、通信手段の貸与、業務スペース、駐車場、仮眠場所の確保等を行い、緊急派遣チームの活動が円滑に行われるよう配慮する。

② 現地支援本部の受入体制

関西広域連合の現地支援本部が設置される場合は、受入担当者を置き、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、可能な限り、通信手段の貸与、業務スペース、駐車場、仮眠場所の確保等を行い、活動が円滑に行われるよう配慮する。

２　全国都道府県への応援要請【第３フェーズ～】

知事は、関西広域連合及び連携県による相互応援だけでは被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに関西広域連合に対し、被災状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項（被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん）を記載した文書をもって要請する。

３　総務省の「応急対策職員派遣制度」に対する派遣要請【第３フェーズ】

府は、被災した市町村の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、被災住民の生活再建等を円滑に進めるために、短期集中的に、大量の応援職員を迅速に確保する必要があると認めるときは、必要に応じ、応援職員確保調整本部（設置前にあっては総務省）に対し、派遣を要請する。

また、当該制度の派遣目的は、被災した市町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであることとしている。

①避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援すること

②被災市町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること

４　内閣総理大臣に対する応援の要求【第３フェーズ～】

知事は、市町村に対する指示や関西広域連合からの応援、他の都道府県知事等に対する要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に応援を行うよう求める。

５　指定行政機関等の長等に対する応援の要求等【第３フェーズ～】

主たる担当：災害対策課、人事課

知事は、災害応急対策を実施するため必要な場合、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

(1) 指定行政機関等の長への職員の派遣要請等

災害対策課長は、災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、内閣総理大臣対する職員の派遣のあっせん要請を、次のとおり行う。なお、地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣受け入れ手続きについては、人事課が実施する。

① 各部長は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）他都道府県知事又は市町村長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、災害対策課長に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって依頼する。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他、職員の派遣について必要な事項

② 災害対策課長は、各部長から前項の依頼があった場合には、要請内容を検討の上、必要と認めるものについて、各機関の長に対して、前項の文書をもって職員の派遣を要請する（地方自治法第 252 条の 17)。

③ 要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合において、内閣総理大臣に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって、職員の派遣のあっせんを求める。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣のあっせんを必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(2) 指定（地方）行政機関の長への措置要請

災対本部（事務局）は、消防庁（国民保護・防災部）を通じて、指定（地方）行政機関の長に対し、その所掌事務に係る災害応急対策の実施に関し必要な要請を、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

ア　要請する理由、イ　要請する活動の内容

ウ　要請する活動の時期、エ　その他の必要な事項

６　各応援機関等の活動スペースや宿泊場所の確保等【第１フェーズ～】

(1)　災害対策課長は、関西広域連合、国及び関係機関等からのリエゾン・応援職員の受入れのため、新別館北館２階危機管理センターＢ及び新別館北館４階多目的スペース等に受入スペースを確保する。

(2)　応援側に宿泊場所の確保を要請した上で、確保できない場合の宿泊場所として、庁内の会議室等を提供する。また、庁内の会議室等だけで宿泊場所が不足する場合は民間の宿泊施設等も活用する。

(3)　応援職員の宿泊場所から勤務場所までの移動手段の確保に努める。

第２　市町村への職員派遣【第１フェーズ～】

主たる担当：人事課、危機管理室

１　職員派遣の分類

分類（※１）	名称	派遣時期・期間（※2）	タイプ（※3）	派遣者	派遣基準	業務
応援	緊急防災推進員	第１フェーズ	自動	知事	時間外において府内で震度５弱以上を観測したとき	大阪府災害対策本部事務局、及び災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況の収集・伝達による府の応急対策の円滑な実施を期する
応援	災害時先遣隊	第２フェーズ（短期）	ﾌﾟｯｼｭ	危機管理監	大規模な自然災害が発生し、被災市町村の行政機能の全部又は一部が麻痺した場合	被災状況の把握
応援	現地情報連絡員（リエゾン）	第２～３フェーズ	ﾌﾟｯｼｭ	危機管理監		情報収集（市町村災害情報、必要な物的・人的支援に関する情報等）
応援	派遣職員①	第３フェーズ（短期）	ﾌﾟｯｼｭ プル	知事（災害対策本部）	・リエゾンからの情報により必要性が確認できたとき ・市町村長から求めがあったとき	初動時の災害応急対策の実施を支援
職員派遣	派遣職員②	第４フェーズ以降	プル	知事（災害対策本部・人事課）	市町村長等からの要請を受けたとき	市町村から求められる業務

（※１）応　　援：主にマンパワーとしての人員に着目した短期の応援
　　職員派遣：職員個人の有する技術・知識・経験等に着目した長期の職員派遣
（※２）第１フェーズ：～３時間まで、第２フェーズ：～２４時間まで、第３フェーズ：～７２時間（３日目）まで、第４フェーズ：～１週間まで、第５フェーズ：～２週間まで
（※３）プッシュ型：市町村からの要請を待たずに職員を派遣する方式
　　プル型：市町村からの要請に応じて職員を派遣する方式

２－１　災害時先遣隊及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣【第２～３フェーズ】

危機管理監は、府内において大規模な自然災害が発生し、被災市町村の行政機能の全部又は一部麻痺した場合に被災市町村の被災状況や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、「大阪府災害時先遣隊」及び「現地情報連絡員（リエゾン）」を派遣する。

２－２　リエゾンからの情報又は市町村長からの要請による職員派遣【第３フェーズ】

リエゾンからの情報により必要性が確認できたとき、又は、市町村長から応援の要請を受けたときは、災害対策基本法第 68 条に基づき、短期の応援を行う。(派遣職員①)

２－３　地方自治法に基づく市町村の要請による職員派遣【第４フェーズ～】

知事等（人事課長）は、災害対策本部を通じて市町村長等から、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務又は業務の遂行に支障のない限り、関係部局と協議のうえ、適任と認める職員を派遣する。(派遣職員②)

第３　指定（地方）公共機関との連携【第３フェーズ～】

主たる担当：危機管理室

１　指定（地方）公共機関への措置要請

知事等（災害対策課長）は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る災害応急対策の実施に関し必要な要請を文書をもって要請する。

２　指定（地方）公共機関に対する応援

知事等（災害対策課長）は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る災害応急対策を実施するため特に必要があるとして、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められたときは、関係部局と協議のうえ、必要な支援を行う。

第４　住民等の自発的な協力との連携【第４フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、地域福祉推進室

災害対策課長、地域福祉課長は、住民等から下記(1)～(4)について自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断したときは、その需給調整を行う窓口を開設する社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を支援するなどして、住民等の自発的な協力との連携を図る。

(1)　避難住民の誘導に必要な援助
(2)　避難住民等の救援に必要な援助
(3)　消防、負傷者の搬送、被災者の援助その他の応急措置に必要な援助
(4)　保健衛生の確保に必要な援助

第５　広域応援の受入れ【第２フェーズ】

主たる担当：危機管理室、関係室・課：関係出先機関

１　受入計画

大阪府が、他の都道府県、消防庁（緊急消防援助隊）、防衛省（自衛隊派遣部隊）などに対し、広域的な応援を要請した場合（危険度判定支援本部からの要請を含む）は、「広域的支援部隊受入計画」を踏まえ、当該部隊を受け入れる。

２　部隊の誘導

災害対策課長は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認する。応援に伴い、部隊の誘導の要請があった場合は、府警察本部に依頼し、広域防災拠点、後方支援活動拠点その他適切な場所へ誘導する。

３　広域防災連絡会議の設置

災害対策課長は、広域応援部隊の連絡調整のため、危機管理センターに広域防災連絡会議を設置する。

４　災害時用臨時ヘリポートの開設

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合、災害対策課長は災害時用臨時ヘリポートの開設を指示する。

５　航空運用調整班の設置

災害対策課長は広域的支援部隊の派遣を要請した場合に、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、危機管理センターＢに航空運用調整班を設置する。

第６　府災対本部への受入れ【第３フェーズ】

主たる担当：危機管理室、関係室・課：関係部局室・課

災害対策課長は、国、関西広域連合及び関係団体等から、府災対本部業務に係る人的支援の申し入れがあった場合は、その必要性を検討し、支援内容、日程等を調整のうえ、府災対本部事務局に受入れるものとする。

なお、この場合、府災対本部事務局内に活動スペース等を確保するものとする。

第７　広域防災拠点等の運用【第２フェーズ】

主たる担当：危機管理室、関係室・課：関係出先機関

１　広域防災拠点の運用

(1)　施設の概要

区分＼名称		北部広域防災拠点	中部広域防災拠点	南部広域防災拠点
所在地		万博記念公園東地区 （吹田市）	八尾空港北側隣接地 （八尾市）	りんくうタウン南地区 （泉南市）
敷地面積		約 1,700 ㎡	約 57,000 ㎡	約 24,000 ㎡
建築面積		約 1,070 ㎡	約 5,180 ㎡	約 2,080 ㎡
延床面積		約 2,300 ㎡	約 10,170 ㎡	約 3,250 ㎡
施設概要	備蓄倉庫	面積 1F 約 980 ㎡ 2F 約 1,050 ㎡	面積１Ｆ約 2,411 ㎡ 2F 約 3,950 ㎡	面積１Ｆ約 800 ㎡ ２Ｆ約 1,100 ㎡
	荷捌場	万博公園使用	約 930 ㎡	約 650 ㎡
	臨時ヘリポート 多目的広場		約 42,000 ㎡ （ヘリ 13 機駐機可能）	約 16,400 ㎡ （ヘリ 3 機駐機可能）

(2)　広域防災拠点の運用

①　災害対策課長は、被災者に対する備蓄物資の供給や他都道府県等からの義援物資の受入れ等を行うため、また、広域的な応援を要請した場合は「広域的支援部隊受入計画」を踏まえ応援部隊の受入れ調整等を行うため、必要がある場合は各広域防災拠点へ現地責任者及び広域防災拠点要員を指定し派遣する。

②　現地責任者は、災対本部事務局の指示により備蓄物資の供給、他都道府県等からの義援物資の受入れ等、また、応援部隊の受入れ調整等を行う。

２　後方支援活動拠点の運用

(1)　災害対策課長は、広域的な応援を要請した場合は、「広域的支援部隊受入計画」を踏まえ、応援部隊を受入れする後方支援活動拠点を指定し、関係機関に通知するとともに、必要がある場合は指定した後方支援活動拠点へ現地責任者及び後方支援活動拠点要員を指定し派遣する。

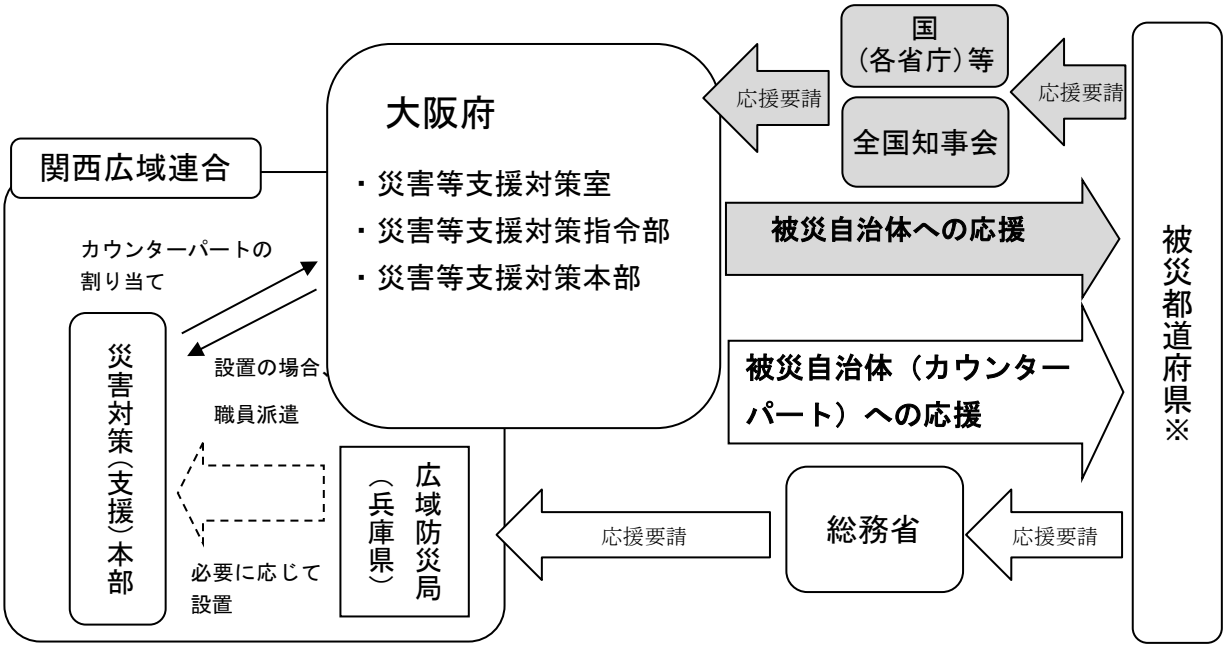
(2)　現地責任者は、災対本部事務局の指示により応援部隊の受入れ調整等を行う。

(3)　指定を受けた公園を所管する土木事務所長又は万博記念公園事務所長は、災害対策本部事務局又は現地責任者が派遣されている場合は、これと連携し、応援部隊の受入れ等を行う。

第５節　他の都道府県への応援

主たる担当：危機管理室

＜関西広域連合・国（各省庁）等を通じた他の都道府県への応援スキーム図＞



※関西広域連合構成府県及び連携県内での被災の場合には、速やかに関西広域連合の緊急派遣チームを派遣し、応援要請を受け、カウンターパートの割り当てを行ったうえで応援を実施。

府域外で大規模広域災害発生した場合、被災都道府県への応援については、上記スキームによる。応援にあたっては、関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき作成運用される「関西広域応援・受援実施要綱」及び各省庁、都道府県などの応援要請の内容に基づき、次の組織により実施する。

なお、迅速な応援のためやむを得ない場合は、実施後に下記組織で共有することとする。

第１　大阪府災害等支援対策室

(1)目　　的　府域外で大規模な自然災害等が発生した場合に、被災都道府県からの人的・物的面にかかる応援要請に的確かつ円滑に対応できるよう、危機管理室内に設置する。

(2)設置基準　・関西広域連合域内において震度５強以上、関西広域連合域外において震度６弱以上の震度を観測し、かつ甚大な被害が推測されたとき
・府域外において大規模な風水害が発生したとき
・その他府域外において大規模又は社会的影響の大きな事件・事故が発生したとき

(3)廃止基準　・災害等支援対策指令部または災害等支援対策本部が設置されたとき

・被災地での災害応急対策が、おおむね完了したとき

(4)組　　織　室長　危機管理室長
室員　災害対策課長、危機管理室職員
※必要に応じ関係部局の職員を追加する。

第２　大阪府災害等支援対策指令部

(1)目　　的　府域外で大規模な自然災害等が発生した場合に、被災都道府県からの人的・物的応援要請に的確かつ円滑に対応できるよう、大阪府災害等支援対策指令部を設置する。

(2)設置基準　支援対策指令部は、大阪府災害等支援対策室設置後、支援対策が本格化し、関係部局の協力を必要と認めるとき、危機管理監の判断により設置する。

(3)廃止基準・被災地での災害応急対策が、おおむね完了したとき。
・その他危機管理監が認めたとき。

(4)本部の組織

・部　　長　危機管理監
・副 部 長　危機管理室長
・部　　員　災害対策課長、防災企画課長、消防保安課長、
政策企画総務課長、企画室政策課参事、法務課長、人事課長、
財政課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、
福祉総務課長、健康医療総務課長、
医療・感染症対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、
都市整備総務課長、計画推進室総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課長、教育総務企画課長

※ 支援の内容に応じて、部員を限定又は追加することができる。
必要と認める関係者に対し、支援対策指令部会議に出席を求めることができる。

第３　大阪府災害等支援対策本部

(1)目　　的　府域外で大規模な自然災害等が発生した場合に、被災都道府県からの人的・物的応援要請に的確かつ円滑に対応できるよう、大阪府災害等支援対策本部を設置する。

(2)設置基準　支援対策本部は、大阪府内の被害状況を勘案の上、次に掲げる設置基準に該当する場合で、知事が全庁的対応が必要と認めたとき

・関西広域連合域内において震度６弱以上、関西広域連合域外において震度６強以上の震度を観測し、かつ甚大な被害が推測されるとき
・府域外において大規模な風水害が発生したとき
・その他府域外において大規模又は社会的影響の大きな事件・事故が発生したとき

(3)廃止基準　・被災地での災害応急対策が、おおむね完了したとき。
・その他知事が認めたとき。

(4)本部の組織

・本部長　知　事
・副本部長　副知事及び危機管理監
・本部員　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、
財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、
福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、
大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、
教育長

第４　災害等支援対策本部等の事務局体制

指令部長は、災害等支援対策指令部及び災害等支援対策本部の運営を円滑に行うため、次表のとおり事務局職員を招集する。

なお、事務局体制については、時間経過によって変化する被災地での災害応急対策に柔軟に対応するため、指令部長は、必要に応じ、事務局職員の員数を増減することができるものとする。

班	主な業務項目
統括 （危機管理監、 危機管理室長）	○支援対策に関する総合調整 ○知事（秘書長）、３副知事、報道監等への報告・相談 ○支援状況に応じて、災害等支援対策室から同対策指令部または同対策本部への格上げの検討 ○事務局内の人員調整

班	主な業務項目
総務班 （消防保安課長）	○必要に応じて各部連絡責任者会議、指令部会議、本部会議の開催 ○報道提供、議会報告 ○人的派遣要請への対応（救助法適用が前提)。要請があれば、府としての意思決定、企画厚生課・人事課との連携等 ○府内支援状況をとりまとめた専用ホームページの開設（報道提供、議会報告を兼ねる） ○会議資料及び活動報告事項等の庁内調整 ○支援物資配送要員の確保
情報班 （防災企画課長）	○被災県の被害情報収集のため関西広域連合と連携し先遣隊派遣の判断 ○以下の被害情報等を収集・整理し、ホワイトボードに記載（事務局内の情報共有） ①被害状況の確認（被災地、府内） ②被災県の自衛隊、警察、消防庁への派遣要請状況の確認 ③消防庁、警察本部、医療・感染症対策課等から情報収集、部隊派遣状況の取りまとめ ○関西広域連合との連絡調整（情報等収集・整理） ○義援金の窓口設置（義援金を被災県に送る場合は危機管理室、府に被災してきた被災者に贈る場合は福祉部）
対策班 （災害対策課長）	○情報班より引き継いだ対応必要案件について、対策を検討し、対応する ○災害救助法の適応状況確認（求償手続含む） ○救援物資要請への対応（救助法の適用が前提） 要請に備え、広域防災拠点で物資配送の準備 ○災害等派遣従事車両証明書の発行

危機管理室の主な支援対策業務※１

第１フェーズ (3 時間まで)	○関西広域連合域内震度５強以上（域外では震度６弱以上）の震度を観測したとき、災害等支援対策室の自動設置 ○被害状況の確認（被災地、府内） ○知事（秘書長）、３副知事、報道監等への報告・相談 ○災害等支援対策指令部または災害等支援対策本部の設置判断 ○被災県の自衛隊、警察、消防庁への派遣要請状況の確認 ○消防庁、警察本部、医療・感染症対策課等から情報収集、部隊派遣状況の取りまとめ ○報道提供、議会報告 ○連絡要員の設置による 24 時間体制 ○行動記録（出動者・情報内容・対応状況等、時系列）の取りまとめ（ホワイトボード・写真の活用）
第 2 フェーズ (24 時間まで)	○災害や被害状況の情報収集・整理 ○防災機関からの情報収集・整理 ○必要に応じ各部連絡責任者会議、指令部会議、本部会議の開催 ○災害救助法の適応状況の確認 ○報道提供、議会報告 ○被災県の被害情報収集のため関西広域連合と連携し先遣隊及び現地情報連絡員（リエゾン）派遣の判断 ○救援物資要請への対応（救助法の適用が前提)、要請に備え、広域防災拠点で物資配送の準備（１トラックバース当たり配送要員 20 名程度を手配、トラック協会に配車要請）
第 3 フェーズ (72 時間まで)	○人的派遣要請への対応（救助法の適用が前提)、要請があれば、府としての意思確定、企画厚生課・人事課と連携、派遣者の決定、派遣職員の宿泊地、移動手段の確保等※２ ○支援状況に応じて災害等支援対策室から同対策指令部または同対策本部への格上げの検討 ○府内支援状況を取りまとめた専用ホームページの開設（報道提供、議会報告を兼ねる） ○義援金の窓口設置（義援金を被災県に送る場合は危機管理室、府に避難してきた被災者に贈る場合は福祉部） ○災害等派遣従事車輌証明書の発行
第 4 フェーズ (1 週間まで)	○人的派遣の継続（庁内・市町村調整）※２ ○求償手続きの開始

※　１　平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震で危機管理室の対応より作成

※　２　各省庁からの応援要請に係る調整は各関係部局によるものとする

第５　緊急消防援助隊大阪府大隊における府職員の派遣

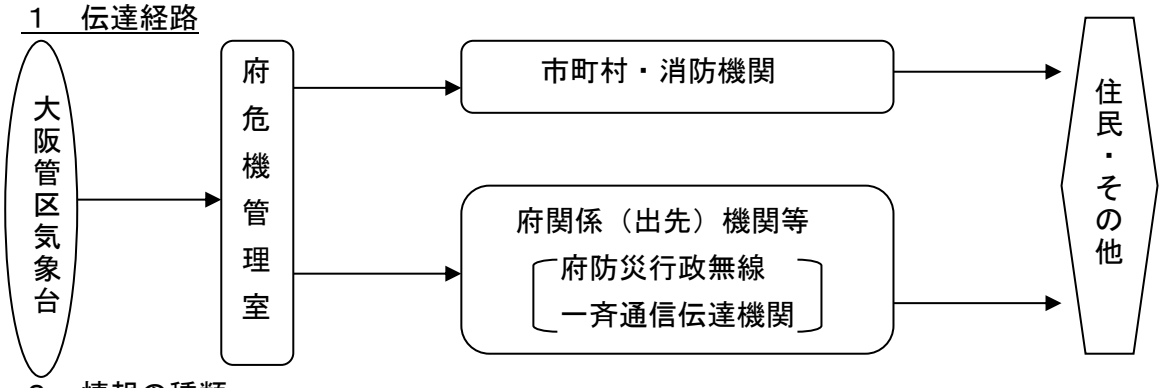
消防庁長官による消防の応援等の措置の求め（消防組織法第 44 条第 1・2 項）及び、大規模・特殊災害時の出動の指示（消防組織法第 44 条第 5 項）に基づき、緊急消防援助隊大阪府大隊が他都道府県被災地へ派遣される場合、消防保安課長は、速やかに消防保安課職員を後方支援本部（大阪市消防局）に派遣（後方支援本部リエゾン）するとともに、消防保安課内に要員（本庁要員）を配置する。また、緊急消防援助隊の活動を支援するため、危機管理室職員を後方支援活動拠点付近（被災地）に現地リエゾンとして派遣する。

第３章　情報収集伝達・警戒活動

第１節　警戒期の気象予警報等の伝達

主たる担当：危機管理室、河川室

１　伝達経路



２　情報の種類

(1)　大阪管区気象台が発表する情報

気象・地面現象・高潮・波浪・大雨・河川氾濫の注意報、気象・地面現象・高潮・波浪・大雨・河川氾濫の警報、大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・地震の特別警報及び気象情報をいい、注意を喚起し、警戒を促す。

(2)　大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずる恐れのあるものとして指定した河川（淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流）のレベル２氾濫注意情報（洪水注意報）、レベル３氾濫警報、レベル４氾濫危険警報、レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報をいい、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。また、府（水防本部）は通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

(3)　大阪管区気象台と大阪府（水防本部）が共同で発表する洪水予報

府管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（洪水予報河川）のレベル２氾濫注意情報（洪水注意報）、レベル３氾濫警報、レベル４氾濫危険警報、レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報をいい、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

水系名	河　　川　　名
一級河川大和川	石川
一級河川淀川	寝屋川流域（寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川）
	神崎川・安威川
二級河川大津川	大津川、槇尾川、牛滝川

(4)　大阪管区気象台及び大阪府（水防本部）が共同で発表するレベル４土砂災害危険警報

レベル３土砂災害警報の発表後、気象台の雨量および土壌雨量指数が土砂災害発生基準を超過することが見込まれるときに発表される情報をいい、レベル４土砂災害危険警報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。

ただし、大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町は発表の対象としない。

(5)　気象庁が発表する津波警報・注意報等

①　津波予報区名及び種類

大阪府の津波予報区名は「大阪府」であり、大津波警報（津波特別警報）、津波警報、津波注意報をいう。

②　津波及び地震に関する情報の種類

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報、沖合の津波観測に関する情報、震度速報、震度に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、などをいう。

③　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合、震度４以上が予想される地域（大阪府北部又は南部）に対して緊急地震速報（警報）を発表するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。

さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災行政無線等を通じて住民への提供に努める。

３　住民への周知

災害対策課長は、ＮＨＫ（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図るとともに、必要に応じて、緊急警報放送を要請する。

特に台風接近時には、防災関係機関、大阪府各部局、市町村と連携し、台風の状況（進路予想図、予報円　等）や気象情報と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ、鉄道などの交通機関の運行情報等の周知を図る。

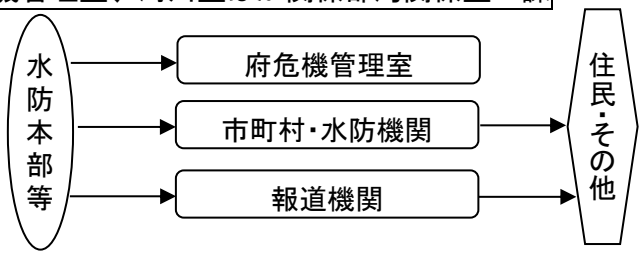
なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

第２節　警戒活動

第１　水防活動・土砂災害警戒活動

主たる担当：危機管理室、河川室ほか関係部局関係室・課

１　伝達経路



２　気象観測情報の収集伝達等

府（水防本部(現地指導班)含む）、市町村をはじめ防災関係機関（近畿地方整備局、水防・ため池管理者、水防管理団体など）は、連携して、雨量、河川・ため池水位、潮位、津波高などの気象観測情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

また、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に、洪水、津波、又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警報を発表する（水防法第16条第1項）。

(1)　近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川、大和川、石川又は猪名川の指定区間外区間において、洪水、津波又は高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、当該河川を管理する河川事務所長は水防警報を発表し、水防本部長（知事）に通知し、水防本部長は、直ちに関係水防管理者等に通知する。

(2)　知事が発表する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水、津波又は高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、大阪府水防本部現地指導班長（土木事務所長等）は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

(3)　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府（水防本部等）は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる恐れのあるとして指定した河川（水位周知河川）において、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位で市町村長の避難指示等の判断の目安となる水位）に当該河川の水位が到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

地域	河川名
豊能	余野川、箕面川、千里川、天竺川、兎川、高川
三島	茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川
北河内	天野川、穂谷川、船橋川
南河内	西除川、東除川
泉北	石津川、芦田川
泉南	春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川

(4)　大阪湾沿岸における高潮特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府（大阪港湾局）は、高潮により相当な損害を生ずる恐れのある海岸として「水位周知海岸」に指定する、大阪湾沿岸において、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位「高潮特別警戒水位」を設定し、大阪湾沿岸の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

３　水防活動

府は、府域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、水防計画の定めるところにより迅速に水防活動を実施する。

また、水防本部は、警戒本部が設置された場合は同本部と連携し、災対本部が設置された場合は同本部のもと水防活動を実施する。

河川環境課長は、水防計画に定める予報、警報及び水防配備等を受信又は発表・発令したときは、防災企画課長（本部事務局情報班長）へ報告するとともに、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。

４　土砂災害警戒活動

府は、府域において豪雨、暴風等によって土砂災害の発生が予想される場合には、防災計画の定めるところにより迅速に土砂災害警戒活動を実施する。

河川環境課長は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を実施する。

５　情報交換の徹底

府、市町村をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第２　津波警戒活動

主たる担当：危機管理室、河川室ほか関係部局関係室・課

１　避難対策の状況把握等

府は、沿岸市町などが行う避難対策について、全体の状況を把握し、その状況に応じて必要な措置を講じるよう市町を指導する。

なお、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などは、避難に要する時間に配慮しつつ、適切な措置を講じる。

２　府が管理又は運営する施設に関する対策

(1)　不特定かつ多数の者が出入りする施設

府（施設管理者）は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置を概ね次のとおり実施する。

なお、具体的な措置内容は、施設管理者が施設ごとにマニュアル等で別に定める。

① 大津波警報等の入場者等への伝達

ア　来場者が極めて多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。

イ　避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

ウ　施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報や津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 学校における措置

ア　沿岸市町の定める津波避難対象地区に学校がある場合、避難の安全に関する措置

イ　学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(2)　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災対本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)①～③に掲げる措置を実施する。

② 避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

③ 屋内避難に使用する建物の選定について、府有施設の活用等に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

(4) 施設の緊急点検・巡視等

府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(5) その他

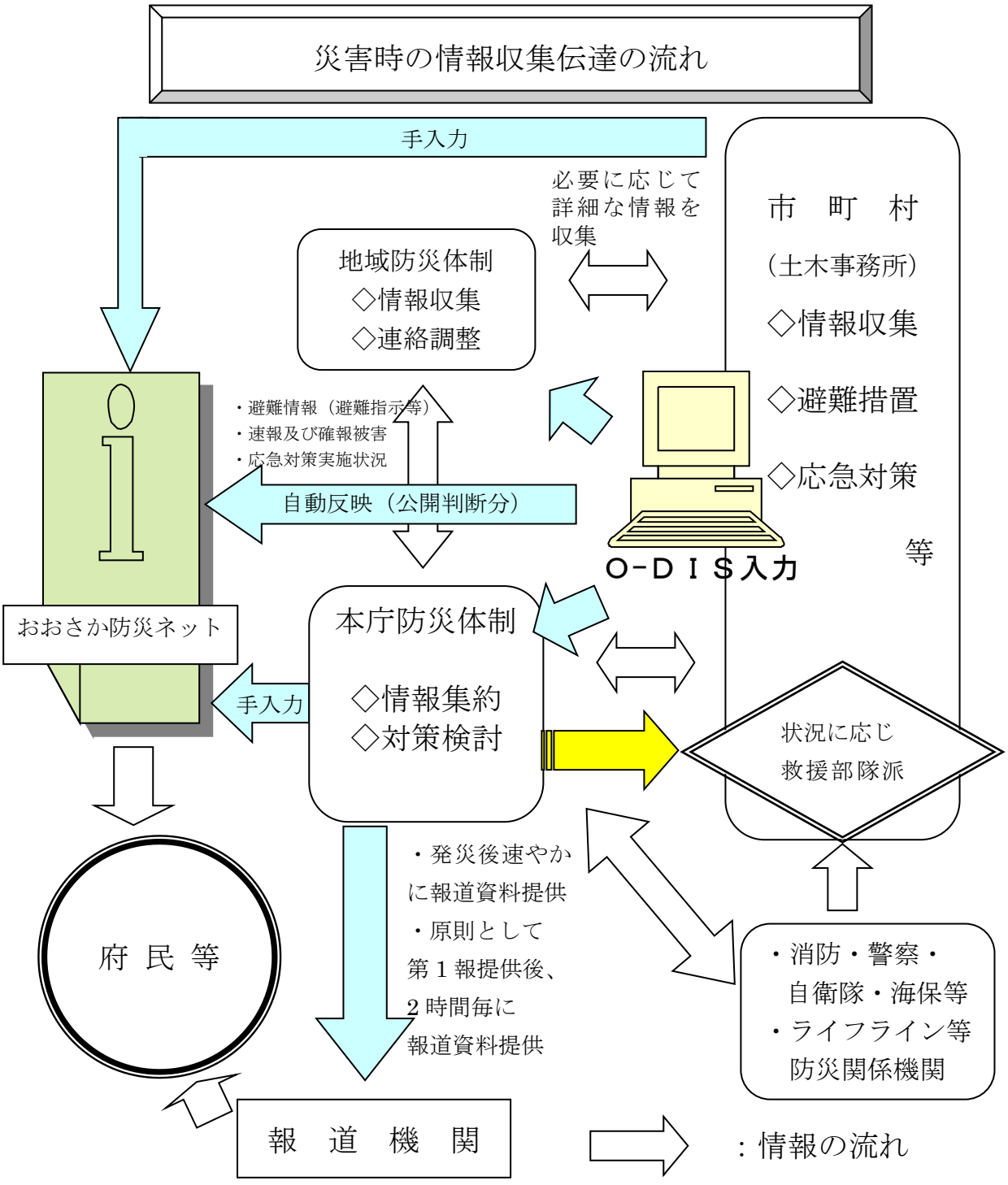
府は沿岸市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、

地震が発生した場合、あくまで水防団員自身の避難時間を確保した上で、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うとともに、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、府が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握に努める。

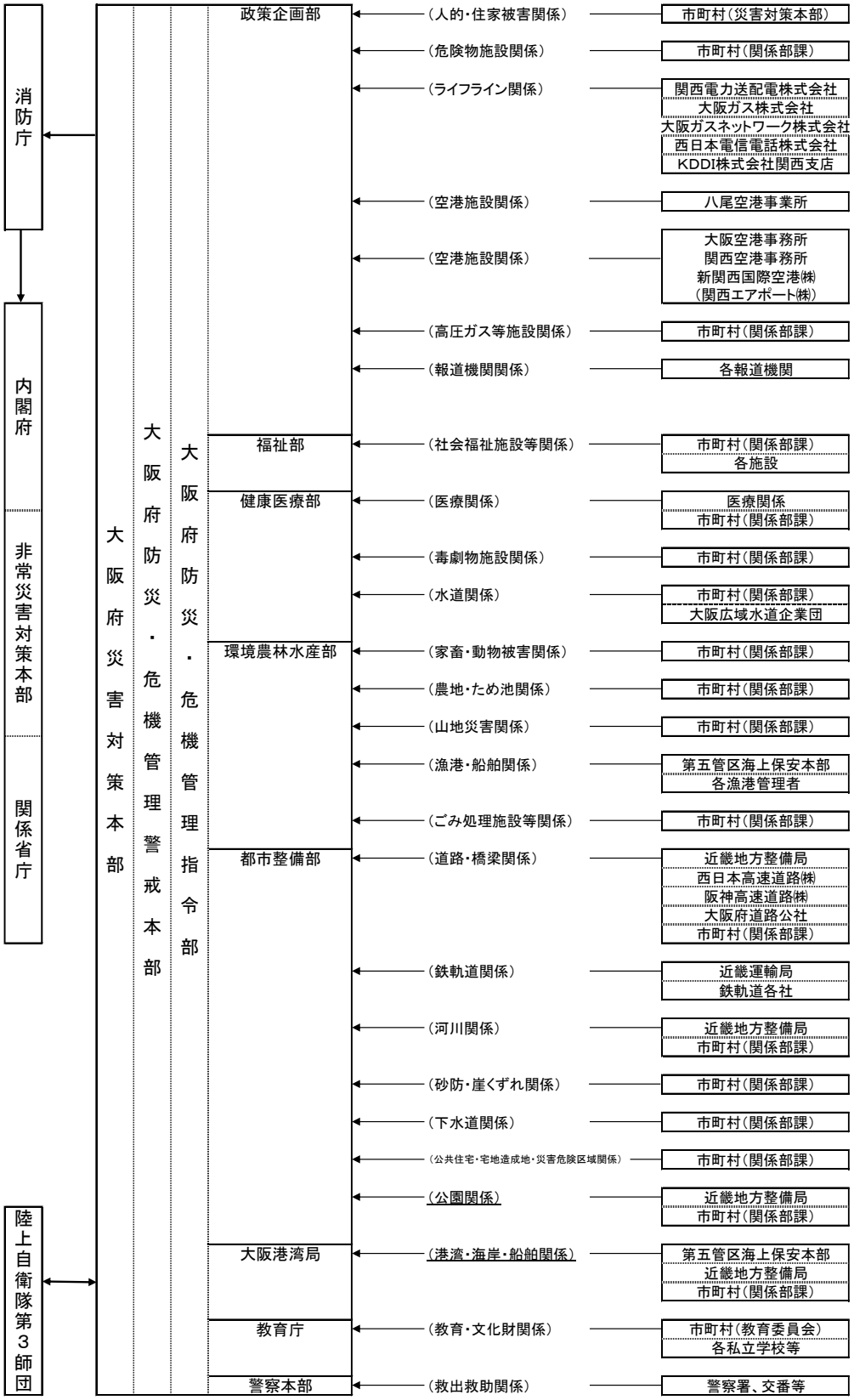
第３節　発災直後の情報収集伝達

府は災害発生後、市町村をはじめ防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。



【情報収集伝達経路】


消防庁
内閣府
非常災害対策本部
関係省庁
陸上自衛隊第３師団
大阪府災害対策本部
大阪府防災・危機管理警戒本部
大阪府防災・危機管理指令部
政策企画部
（人的・住家被害関係）
市町村（災害対策本部）
（危険物施設関係）
市町村（関係部課）
（ライフライン関係）
関西電力送配電株式会社
大阪ガス株式会社
大阪ガスネットワーク株式会社
西日本電信電話株式会社
KDDI株式会社関西支店
（空港施設関係）
八尾空港事業所
（空港施設関係）
大阪空港事務所
関西空港事務所
新関西国際空港㈱
（関西エアポート㈱）
（高圧ガス等施設関係）
市町村（関係部課）
（報道機関関係）
各報道機関
福祉部
（社会福祉施設等関係）
市町村（関係部課）
各施設
健康医療部
（医療関係）
医療関係
市町村（関係部課）
（毒劇物施設関係）
市町村（関係部課）
（水道関係）
市町村（関係部課）
大阪広域水道企業団
環境農林水産部
（家畜・動物被害関係）
市町村（関係部課）
（農地・ため池関係）
市町村（関係部課）
（山地災害関係）
市町村（関係部課）
（漁港・船舶関係）
第五管区海上保安本部
各漁港管理者
（ごみ処理施設等関係）
市町村（関係部課）
都市整備部
（道路・橋梁関係）
近畿地方整備局
西日本高速道路㈱
阪神高速道路㈱
大阪府道路公社
市町村（関係部課）
（鉄軌道関係）
近畿運輸局
鉄軌道各社
（河川関係）
近畿地方整備局
市町村（関係部課）
（砂防・崖くずれ関係）
市町村（関係部課）
（下水道関係）
市町村（関係部課）
（公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係）
市町村（関係部課）
（公園関係）
近畿地方整備局
市町村（関係部課）
大阪港湾局
（港湾・海岸・船舶関係）
第五管区海上保安本部
近畿地方整備局
市町村（関係部課）
教育庁
（教育・文化財関係）
市町村（教育委員会）
各私立学校等
警察本部
（救出救助関係）
警察署、交番等

第１　被害情報等の収集伝達【第１フェーズ】

主たる担当：危機管理室ほか関係部局室・課

１　情報収集伝達及び被害状況の早期把握

府は、災害発生後、直ちに、府防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、下記情報により被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

① 震度情報ネットワークシステムの観測情報からの被害予測
② 大阪府防災情報システムによる被害予測
③ 庁舎周辺の被害状況
④ 府警察からの被害情報（通報状況等）
⑤ 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む）
⑥ 防災関係機関からの被害情報（リエゾンの配置を含む）
⑦ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの被害情報
⑧ 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
⑨ 衛星中継車、ヘリコプターテレビ画像伝送装置及び無人航空機からの被害映像
⑩ 被災状況等を整理・分析し、視覚化した地理空間情報
⑪ 住民からの被害情報（「おおさか減災プロジェクト」やＳＮＳ等の活用）
⑫ その他

２　災害情報の収集伝達

府は、市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、ヘリコプターによる情報収集活動の依頼等をはじめ、様々な手段を活用して、災害の発生場所、区域等下記災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。

また、内閣府より災害時情報集約支援チーム（ＩＳＵＴ）が派遣された場合は、専用ＷＥＢサイト「ＩＳＵＴサイト」を通じて、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所の開設状況等の情報を自衛隊やＤＭＡＴ等の関係機関と共有する。

① 災害の発生場所、区域等
② 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
③ 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
④ 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
⑤ 水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況

⑥ 消防、水防等の応急措置の状況
⑦ 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
⑧ 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
⑨ 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
⑩ その他

３　通信手段の確保

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

４　国への報告

府は、次の基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき、市町村から被害情報を収集するとともに、自ら収集した情報等を整理して、指定様式（資料集を参照）により、メール等を用いて、消防庁（国民保護・防災部）に報告する。

ただし、消防庁から指定の報告方法が示された場合は、それに従う。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
ウ 災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
エ 気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震
（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの
（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波
（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

５　災害時における安否不明者等の情報収集・提供等

府は、人的被害における安否不明者及び死者について、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれる場合は、市町村より収集した氏名等の情報を速やかに救助機関（自衛隊・警察等）へ提供する。

また、安否不明者及び死者の公表等については、府が定めるそれぞれの基準に基づき、対応する。

※人命救助の観点から第 3 フェーズまでを目安にしているが、それ以降においても、必要とする場合は、対応する

第２　災害広報【第１フェーズ】

主たる担当：企画室、庁舎室庁舎管理課、人事課、府政情報室、危機管理室

１　災害広報の方法

(1)　おおさか防災ネット等の活用

災害対策課長は、府民をはじめ市町村・防災関係機関等に対し、おおさか防災ネット、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク等を活用し、随時、情報提供を行うものとする。

なお、庁内関係課に対しても、積極的な情報提供を行うよう要請するとともに、広報内容が庁内を対象とする場合は庁内放送により行う。

(2)　報道機関に対する情報の提供

防災企画課参事は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関に対し、定期的な情報提供を行うとともに、状況に応じ震災プレスセンターを設置し、総合的な災害情報の提供を行う。

(3)　府民等に対する広報

広報広聴課長は、災害対策課からの情報を、広報広聴課が管理するあらゆる広報媒体を活用し、情報提供を行う。また、各部局が実施する情報提供に関する相談に対し、迅速かつわかりやすい広報が行われるよう支援強化を行う。

２　広報の内容

(1)　地震発生直後

地震の規模・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・余震・気象の状況、出火防止、初期消火の呼びかけ、要配慮者への支援の呼びかけなど

(2)　風水害発生直後

気象等の状況、要配慮者への支援の呼びかけ、土砂災害（二次的災害）の危険性など

(3)　その後

二次災害の危険性、被災状況とその後の見通し、被災者のために講じている施策、 ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制情報、義援物資等の取扱いなど

３　広報事項の記録

広報広聴課長は、広報した事項をすべて記録し、災害等活動終了後に危機管理監（災対本部事務局長）に報告する。

４　災害時緊急相談電話の設置

(1)　知事は、災害等が発生した場合に、必要があると認めるときは、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、災害時緊急相談電話等を設置する。

(2)　庁舎室庁舎管理課長は、災害時緊急相談電話等を設置する場合は、会議室・電話等の設備を整備する。

(3)　人事課長は、災害時緊急相談電話等を設置する場合は、庁内関係課とその対応要員について調整する。

(4)　総務・広報班長（消防保安課長）は、災害時緊急相談電話等を設置する場合は、災害対策本部との連絡調整のため、連絡責任者を派遣する。

第４章　災害応急対策

第１節　消火・救助・救急活動

目　標	防災関係機関との連携により、一人でも多くの人命を救助する。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ	防災関係機関との相互連携による、迅速かつ的確な災害発生状況の把握及び消火・救助・救急活動の開始並びに防災関係機関の派遣要請等
第２フェーズ	広域防災連絡会議の設置による、活動区域や役割分担等の調整
第３フェーズ	→防災関係機関との相互連携による、迅速かつ的確な応援活動

第１　市町村からの要請【第１フェーズ】

主たる担当：危機管理室

府は、市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、府域の市町村が対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

第２　広域防災連絡会議の運用【第２フェーズ】

主たる担当：危機管理室

府、大阪市、大阪市消防局、大阪府警察本部、陸上自衛隊第３師団及び大阪海上保安監部は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて広域防災連絡会議を開催する。

１　会議の開催場所

大阪府危機管理センターＢ（府庁新別館北館２階）

２　会議の構成

大阪府危機管理室、大阪市危機管理室、大阪市消防局警防部、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第３師団司令部第３部、大阪海上保安監部警備救難課

３　会議の内容

(1)　広域的な受応援に関すること

(2)　災害時における連携・協力に関すること

(3)　その他、応急対策の実施に関し必要な事項

第３　航空運用調整班の運用【第２フェーズ】

主たる担当：危機管理室

緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、海上保安庁、国土交通省近畿地方整備局、ＤＭＡＴ、ドクターヘリなどの派遣を要請した場合に、航空機（緊急消防援助隊航空小隊など）や無人航空機の活動調整及び連携した救助・救急活動が実施できるよう、航空運用調整班を設置する。

１　設置場所

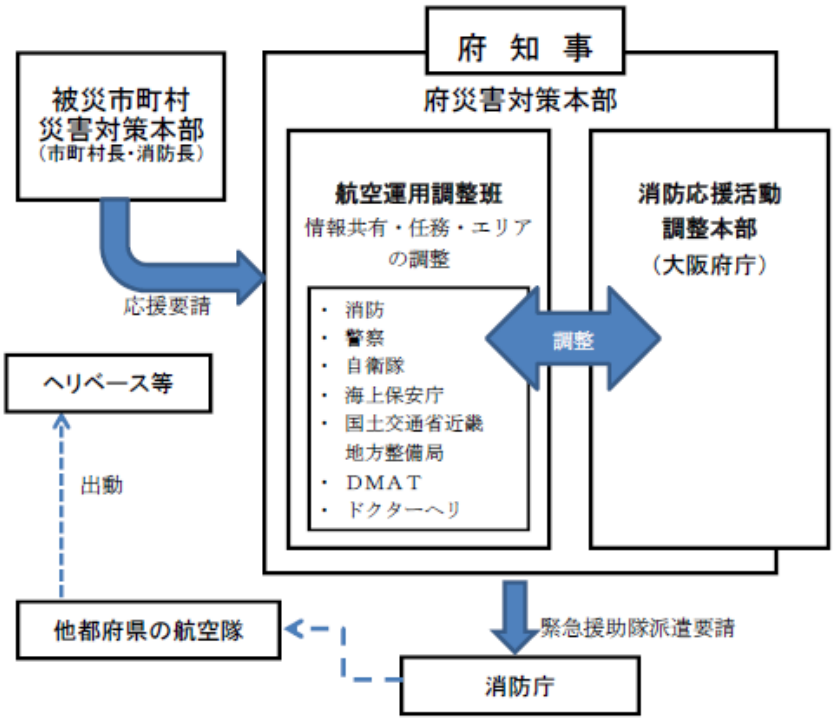
大阪府危機管理センターＢ（府庁新別館北館２階）

２　構成機関等

緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、海上保安庁、国土交通省近畿地方整備局、ＤＭＡＴ、ドクターヘリ

３　調整内容

(1) 緊急用務空域の指定
(2) ヘリベース使用等の調整
(3) 各関係機関の使用可能な航空機の把握
(4) 航空機の活動区域及び役割分担等の調整
(5) 航空機の運航経路及び飛行時間の管理
(6) 無人航空機の飛行に関する運用調整
(7) その他、必要と認める事項にかかる調整等

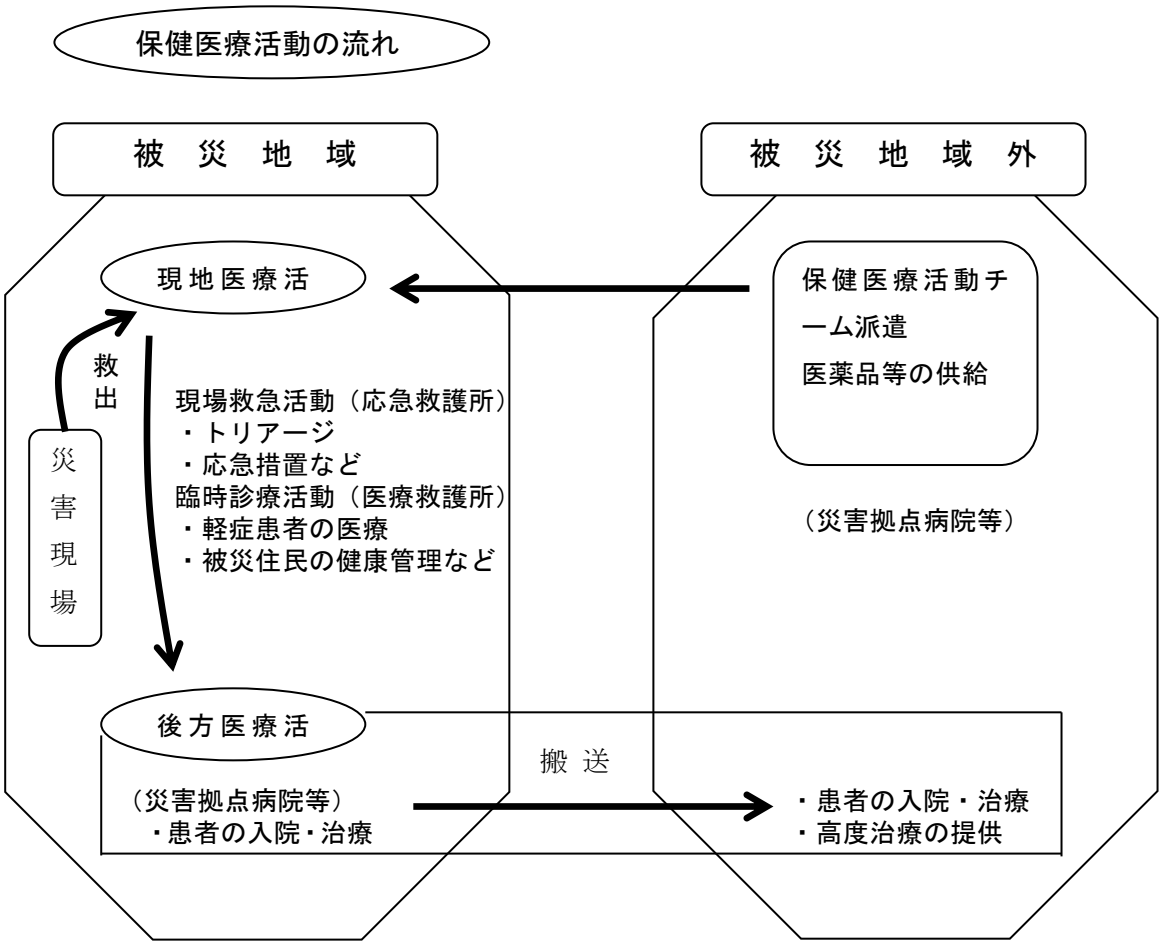


第２節　保健医療活動

目　標	災害時に一人でも多くの人命を救助する。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ	迅速な医療情報の収集・提供と保健医療活動チームの編成・派遣要請（ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ等）
第２フェーズ	現地医療体制の確立及び後方医療活動の調整開始、医薬品等の確保・供給活動の実施
第３フェーズ	的確な現地医療及び後方医療活動、個別疾病対策の実施

府は、防災計画に記載の役割分担を踏まえ、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」、「大阪ＤＰＡＴ活動マニュアル」及び「災害救助法による医療等に関する業務委託契約書（日本赤十字社大阪府支部）」などを踏まえ、保健医療活動を次のとおり行う。



第１　保健医療活動に関する府の組織体制【第１フェーズ～】

主たる担当：健康医療部関係室・課

大規模な災害等が発生した場合には、保健医療活動に関する災害応急活動を実施するため、必要に応じて下記組織を設置する。

(1)　保健医療活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）を設置する。

(2)　医療・感染症対策課長は、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム：災害の発生直後の急性期（４８時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に、ＤＭＡＴ調整本部を設置する。

（平時よりＤＭＡＴ調整本部長として活動する要員を統括ＤＭＡＴ登録者より複数任命しておくほか、大規模災害時等は緊急消防援助隊調整本部と情報交換を行い、ＤＭＡＴの派遣先や活動内容等の判断材料とする。）

(3)　医療・感染症対策課長は、災害拠点病院において、ＤＭＡＴの派遣調整等を行うため、必要に応じ、ＤＭＡＴ調整本部の下に、ＤＭＡＴ活動拠点本部を設置する。

(4)　医療・感染症対策課長は、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、ＤＭＡＴ調整本部の下に、ＳＣＵ本部を設置する。

(5)　地域保健課長は、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に、ＤＰＡＴ調整本部を設置する。

(6)　府保健所長は、管内の地域保健医療全体の調整を行うため、府保健所内に保健所保健医療調整本部（本部長：保健所長）を設置する。

第２　医療情報の収集・提供活動【第１フェーズ～】

主たる担当：健康医療部関係室・課

(1)　健康医療総務課長、医療・感染症対策課長、地域保健課長、健康づくり課長及び薬務課長は、医療提供施設（歯科及び薬局を含む）の被災・活動状況や患者受入情報など、医療ニーズの迅速かつ的確な把握・収集に努める。

医療・感染症対策課長は、震度５弱以上の地震が発生した場合等は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の災害運用を行い、災害医療機関から被災医療情報を収集する。

(2)　医療・感染症対策課長は、把握した医療機関被災・活動情報を府域の市町村等に提供する。

(3)　健康医療総務課長は、把握した医療機関被災・活動情報を府域の保健所に提供する。

(4)　健康医療総務課長は、災害対策課長を通じて、医療機関の復旧に係る対策をライフライン事業者等関係機関に要請する。また、必要に応じて、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を、災害対策本部から国に要請する。

第３　現地医療対策

主たる担当：健康医療部関係室・課

１　保健医療活動チームの派遣要請【第１フェーズ～】

保健医療活動チームは、ＤＭＡＴ、ＪＭＡＴ、日赤救護班、ＤＰＡＴ、歯科医療班（ＪＤＡＴ）、薬剤師チーム等災害対策に係る保健医療活動を行うチームをいう。

災害拠点病院、ＤＭＡＴ活動拠点本部、保健所及び市町村（保健所設置市含む。）等からの各保健医療活動チームの派遣要請は、保健医療調整本部で集約し、ＤＭＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ調整本部及び各担当課等が各団体との協定等に基づき行う。

派遣された保健医療活動チームは、被災地内の各病院や避難所等において関係機関と情報の共有化を図り、保健医療活動を行う。

なお、保健医療活動チームは、現地医療活動を行うために、当座必要な資機材等を携行する自己完結型であることを原則とする。

また、保健医療調整本部は、ＤＭＡＴ調整本部長、ＤＰＡＴ調整本部長及び府が委嘱する災害医療コーディネーターと協議・調整しながら、必要に応じて、国及び他府県に対しても保健医療活動チームの応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う【第２フェーズ～】。

２　保健医療活動チームの搬送手段の確保【第１フェーズ～】

保健医療活動チームの派遣は、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、保健医療調整本部において搬送手段を確保する。

第４　後方医療対策

主たる担当：健康医療部関係課・室

１　後方医療の確保【第１フェーズ～】

医療・感染症対策課長は、医療関係機関と協力して、広域災害救急医療情報シ

ステム（ＥＭＩＳ）から得られる情報等をもとに、災害医療機関に対し患者の受入を要請する。また、ＥＭＩＳを通じて、患者の受入可能病床の確保情報を保健所、市町村等と共有する。

さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入可能病床の確保を要請する【第３フェーズ～】。

２　患者搬送【第２フェーズ～】

保健医療調整本部は、ＤＭＡＴ活動拠点本部等からヘリコプター等による搬送要請を受けたときは、ＤＭＡＴ調整本部長や災害医療コーディネーターと協議し、厚生労働省や関西広域連合にドクターヘリの派遣要請を行うほか、災害対策本部に設置する航空運用調整班を通じて消防防災ヘリ、航空機等を保有する関係機関に搬送の依頼要請を行う。

また、必要に応じて、府内空港に設置した航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）において重症患者の症状の安定化を図り、被災地外搬送を行う。

さらに、必要に応じて、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を、災害対策本部から国に要請する。

第５　医薬品等の確保・供給活動【第２フェーズ～】

主たる担当：医療・感染症対策課、薬務課

市町村から応援要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、医療・感染症対策課長は、災害拠点病院、日本赤十字社大阪府支部（血液センターを含む）等の協力を得て、薬務課長は、「災害用医薬品等の供給に関する協定書」などを踏まえ、大阪府薬剤師会及び大阪医薬品卸協同組合等に要請を行い、医薬品、衛生材料及び血液製剤等の医療物資の確保・供給を行う。

また、薬務課長は、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う【第３フェーズ～】。

第６　個別疾病対策【第３フェーズ～】

主たる担当：健康医療部関係室・課

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策については、医療・感染症対策課長、地域保健課長及び健康づくり課長が、各特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第３節　福祉支援活動

目　標	社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、施設入所者等に必要な支援が届くよう努める。

フェーズ	主な目標
第１、２フェーズ	福祉活動に関する組織体制の確保
第２フェーズ	社会福祉施設等の被害状況の把握等
第３フェーズ	災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）派遣調整の開始
第４フェーズ	社会福祉施設等の介護職員等の派遣要請把握
第５フェーズ	社会福祉施設等の介護職員等派遣調整・派遣開始 社会福祉施設等入所者調整等

府は、防災計画に記載の役割分担を踏まえ、福祉活動を次のとおり行う。

第１　福祉活動に関する府の組織体制

主たる担当：福祉部関係局室・課

１　組織体制の確保【第１、２フェーズ～】

大規模な災害等が発生した場合には、福祉活動に関する災害応急活動を実施するため、必要に応じて下記組織を設置する。

(1) 福祉活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に福祉調整本部を設置する。
（本部長：福祉部長）【第１フェーズ】

(2) 地域福祉推進室長は、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、福祉調整本部の下に、ＤＷＡＴ本部を設置する。
（本部長：地域福祉推進室長）【第２フェーズ】

第２　社会福祉施設などの被害状況の把握等【第２フェーズ～】

主たる担当：福祉部関係局室・課

(1)関係局室は、社会福祉施設などの被災状況など、災害時情報共有システム等を活用し、被害状況の収集・把握に努め、福祉調整本部に情報共有する。

(2) 福祉調整本部は、府内市町村及び関係機関等の被災状況等を確認し、福祉ニーズの迅速かつ的確な把握に努め、災害対策本部等と情報共有する。

(3) 福祉調整本部及びＤＷＡＴ本部は、保健医療調整本部にリエゾンを派遣し、福祉調整本部で収集した情報を提供するとともに、保健医療調整本部が収集した情報の提供を受ける等、被災状況の共有を実施する。

第３　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣【第３フェーズ～】

主たる担当：地域福祉課

(1) 市町村等からの災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣要請は、ＤＷＡＴ本部で集約し、派遣調整を行う。

(2) 派遣された災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）は、被災地内の避難所等において関係機関と情報共有を図り、福祉支援を行う。

(3) ＤＷＡＴ本部は、必要に応じて、国及び他府県に対し、応援派遣の要請を行う。

第４　介護職員等の応援派遣調整等【第４フェーズ～】

主たる担当：福祉部関係局室・課

(1) 関係局室は、災害時情報共有システム等を活用した、府内市町村からの介護職員等の応援に関するニーズの収集を行う。

(2) 福祉調整本部は、厚生労働省・全社協（災害福祉支援ネットワーク中央センター）や関係団体等に社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣依頼要請を行う。

(3) 福祉調整本部は、必要に応じて、派遣を受けた介護職員等の移動支援に関して災害対策本部等との調整を行う。

第５　社会福祉施設入所者調整等【第５フェーズ～】

主たる担当：福祉部関係局室・課

(1) 関係局室は、市町村からの要請や災害時情報共有システム等を活用した、府内市町村からの社会福祉施設入所者等に関するニーズの収集を行う。

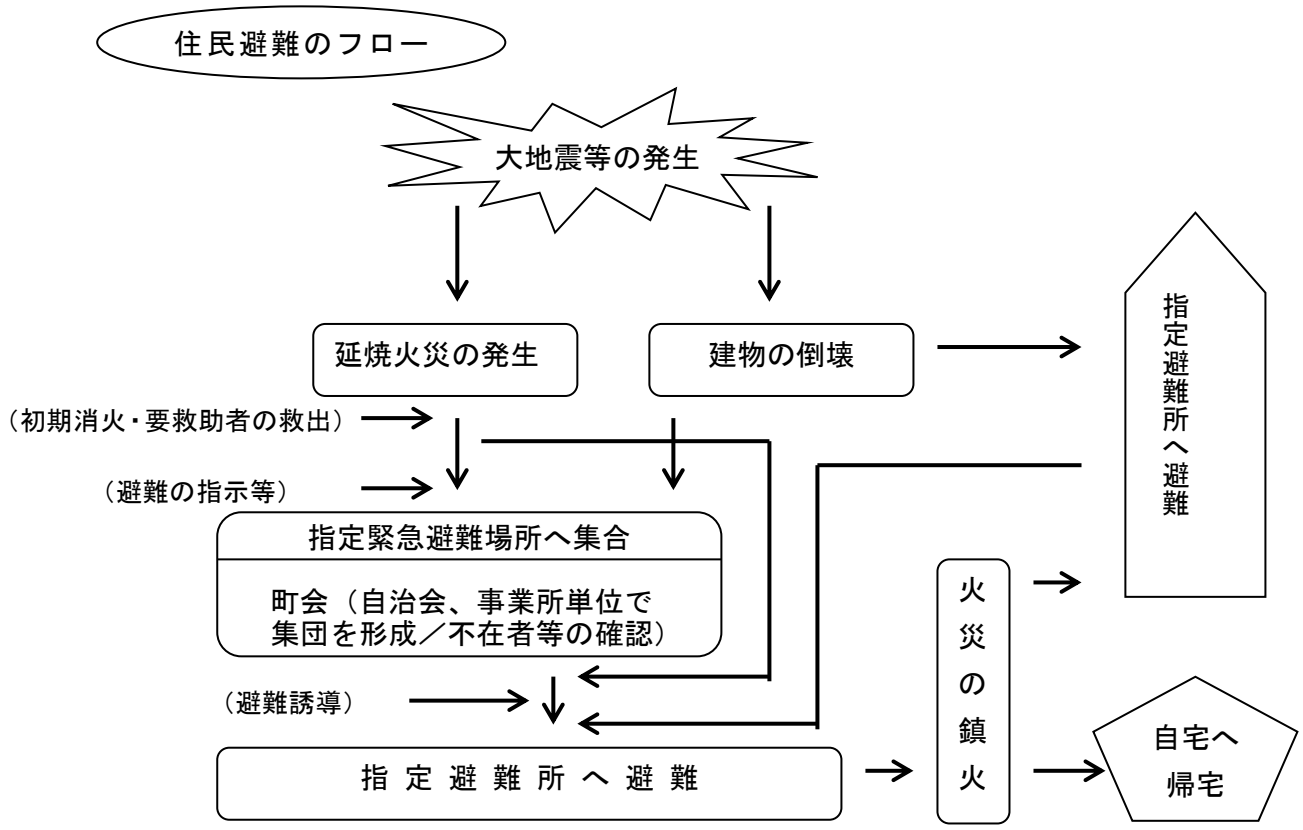
(2) 福祉調整本部は、厚生労働省や関係団体等に社会福祉施設入所者等の他府県での受入等について要請を行う。

(3) 福祉調整本部は、必要に応じて、災害対策本部に対し、府内及び他府県への広域移送について要請を行う。

第４節　避難行動

目　標	迅速な避難措置、的確な行動により、一人でも多くの人命を救助する。

フェーズ	主な目標
第０～１フェーズ	空振りを恐れず迅速に避難情報を発出する。
第２フェーズ	避難所設置状況の把握、広域避難が必要な場合は速やかに調整を開始する。
第３フェーズ	避難行動要支援者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする方々の支援及び福祉避難所等への誘導を行う。
～第６フェーズ	空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等、避難所の早期解消のための各種取組を行う。



災害等の関係法令により、知事又はその命を受けた職員の行う避難の指示並びに市町村長等が行う避難の指示等に関する報告の受信、避難にかかる移送の応援については、次のとおり行う。

第１　避難誘導【第０～１フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、環境農林水産部関係室・課、河川室、大阪港湾局

１　避難の指示

(1)　水防法第２９条の規定に基づく避難の指示

大阪府水防本部は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

この場合において、担当課長等は、関係市町村長、府警察、消防機関、水防機関と連絡協議するものとする。

(2)　地すべり等防止法第２５条の規定に基づく避難の指示

森づくり課長、河川環境課長は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

この場合において担当課長は、関係市町村長、府警察、消防機関と連絡協議するものとする。

(3)　洪水、土砂災害による避難の指示

大阪府水防本部は、洪水予報河川（13 河川）はレベル２氾濫注意情報以上の場合、水位周知河川（26 河川）はレベル３氾濫警戒情報以上の場合に、水防管理者及び関係機関にその旨を通知する。

また、大阪府水防本部は、レベル２土砂災害注意報、レベル３土砂災害警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに「レベル４土砂災害危険警報」を大阪管区気象台と共同で発表する。

上記の通知や発表を踏まえ、市町村は、「高齢者避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を発令する。

(4)　高潮による避難の指示

大阪府水防本部は、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位に達した場合、水防管理者及び関係機関にその旨を通知する。

※大型で非常に強い台風の日本への接近等により、国内で大規模な被災が予測され、国において災害対策本部の設置および被災のおそれがある都道府県として大阪府が告示された場合は、災害救助法第 2 条第 2 項に基づく、災害救助法の適用が可能となるため、「第 8 節 第１ 災害救助法の適用」を参考に対応を行うこと

２　住民への周知

市町村長等は、地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、個別受信機も含む)、広報車、Ｌアラート、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。

３　避難路の確保

府、府警察、市町村及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第２　市町村長等が行う避難の指示、避難状況等に関する受報告等

【第０～１フェーズ～】　　主たる担当：危機管理室

１　避難の指示状況の把握等

災害対策課長は、災害対策基本法第６０条第４項、第６１条第４項の規定により、避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保を指示した旨、市町村長から報告を受けたときは、その状況をとりまとめるものとする。

なお、知事は、災害等の発生により市町村が事務を行うことができない場合は、災害対策基本法第６０条第６項の規定に基づき、市町村長に代わって避難の指示を実施するとともに、災害対策基本法第７３条の規定に基づき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

２　避難所設置状況等の把握等

災害対策課長は、避難所の設置、受け入れ状況を把握し、その状況をとりまとめるとともに、市町村から避難所を応急的に確保してほしい旨の要請があった場合は、府域のほかの市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより、また、「災害時における応急避難所用天幕等資機材の供給協力に関する協定」、「船舶による災害時の輸送等に関する協定（近畿旅客船協会)」などを踏まえ、応急的な避難所を確保するものとする。

３　大規模な避難にかかる運送の応援

災害対策課長は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するとともに、市町村長から大規模な避難にかかる運送の応援の要請があったときは、災対本部長等の指示に従い、府警察本部又は自衛隊の災害派遣要請や「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定（一般社団法人大阪バス協会)」、「船舶による災害時の輸送等に関する協定（近畿旅客船協会)」などを踏まえ、必要な措置を講じる。

第３　避難行動要支援者への支援【第２フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、福祉部関係室・課

災害対策課長及び福祉部関係室・課長は、市町村・関係団体と協力して、避難行動要支援者や社会福祉施設等に関する被災状況等の情報集約・共有や、福祉ニーズの迅速な把握等に取り組むとともに、必要に応じて、国や近隣府県（関西広域連合）、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所・移送が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第４　広域一時滞在【第３フェーズ】

主たる担当：危機管理室

災害対策課長は、被災市町村から住民の他府県への広域避難の受入れについて協議要求があった場合は、関西広域連合や他の都道府県と協議を行う。

また、他府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。

第５節　交通対策、緊急輸送活動

目　標	安全を確保しつつ、迅速に交通路を確保し、一人でも多くの人命を救助する。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ ～ 第２フェーズ	速やかに被害状況を確認し、救出救助関係車両の緊急交通路を確保するために必要な道路啓開を開始する。 災害応急対策車両に対し、速やかに緊急通行車両確認証明書・標章を交付する。
第３フェーズ	状況に応じ、輸送手段・基地の確保を行う（陸上・水上・航空）。
第４フェーズ	各施設の応急復旧に向けた調整を開始する。
第５フェーズ	各施設の応急復旧作業を開始する。
第６フェーズ	各施設の応急復旧を完了する。

第１　陸上・水上・航空輸送（輸送手段・基地の確保を含む）【第１フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、道路室、河川室、関係室・課：交通戦略室

１　緊急交通路の確保【第１フェーズ～】

道路環境課長は、府警察及び各道路管理者と連携して、災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努める。特に、緊急交通路に選定されている「重点 14 路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行う。

また、道路管理者である土木事務所長等は、緊急交通路の指定に際し、安全性の点検や通行規制、早期の道路啓開等に努める。

また、災害対策課長は、必要に応じ、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」により交通の確保等を行うものとする。

２　緊急交通路の周知【第２フェーズ～】

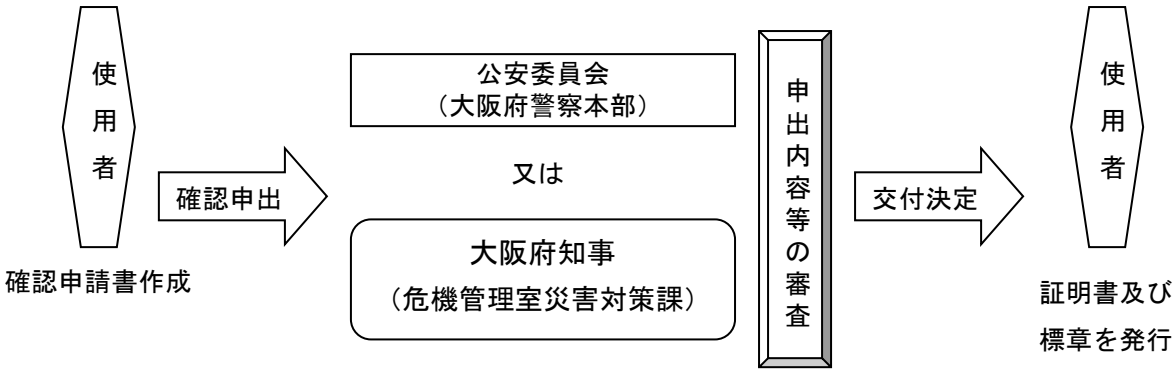
公安委員会は、市町村、道路管理者と連携して、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

また、公安委員会及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

３　緊急交通路の補完的機能の確保【第２フェーズ～】

河川環境課長は、必要があると認める場合、河川管理者（国土交通大臣）を通じ、河川（淀川）における船着場と一体的に機能し、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

４　緊急通行車両の確認等【第２フェーズ～】



(1)　災害対策課長は、災害応急対策に必要な車両の使用者等から緊急通行車両の確認の申出があったときは、速やかに内容等を審査するものとし、適正であると判断した場合は、緊急通行車両確認証明書及び標章（資料集７８～７９頁）を使用者に交付する。

(2)　公安委員会において、これを行う場合は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び各警察署長が緊急通行車両の確認及び証明書等の交付を行う。

(3)　公安委員会において、事前に災害応急対策に必要な車両の使用者等に対して、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付した車両については、事前届出車両以外の車両に優先して、上記緊急通行車両の確認及び証明書等の交付を行う。

５　料金を徴収しない車両の取扱い（災害派遣等従事車両証明書の発行等）【第４フェーズ～】

(1)　災害対策課長は、高速道路会社や道路公社等と調整の上、料金を徴収しない車両の取り扱いについて、各都道府県、府内市町村に周知するものとする。

(2)　災害対策課長は、災害応急対策に必要な車両の使用者等から災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、速やかに内容等を審査するものとし、適正であると判断した場合は、災害派遣等従事車両証明書（資料集８０頁）を使用者に交付する。

６　輸送手段の確保（陸上・水上・航空）【第３フェーズ～】

災害対策課長は、府警察、自衛隊、並びに

○　日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合などの運送事業者（陸上の場合）

○　第五管区海上保安本部、近畿旅客船協会、近畿運輸局（水上の場合）

○　大阪市消防局、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）（航空の場合）の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

７　輸送基地の確保（陸上・水上・航空）【第３フェーズ～】

災害対策課長は、

○　被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する（陸上の場合）。

○　河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握するとともに、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する（水上の場合）。

○　大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握するとともに、市町村が選定した災害時用臨時ヘリポートの利用可能状況を把握し、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する（航空の場合）。

第２　府職員の輸送【第１フェーズ～】

主たる担当：人事課、庁舎室庁舎管理課

１　交通機関途絶時における職員の輸送

(1)　人事課長は、必要に応じ輸送計画を定め職員の輸送を行うものとする。

(2)　人事課長は、職員の輸送を行うため、災害対策課長に依頼のうえ、「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」、「船舶による災害時の輸送等に関する協定」などを踏まえ、輸送手段の確保を行うものとする。

２　庁用自動車による輸送

(1)　庁舎室庁舎管理課長は、必要に応じ、運転手及び庁用自動車の確保計画を定め、配車を円滑に行うものとする。

(2)　緊急調査班派遣に伴う庁用自動車の配車要求は、本部事務局において行う。

第３　交通の安全・機能確保【第２フェーズ】

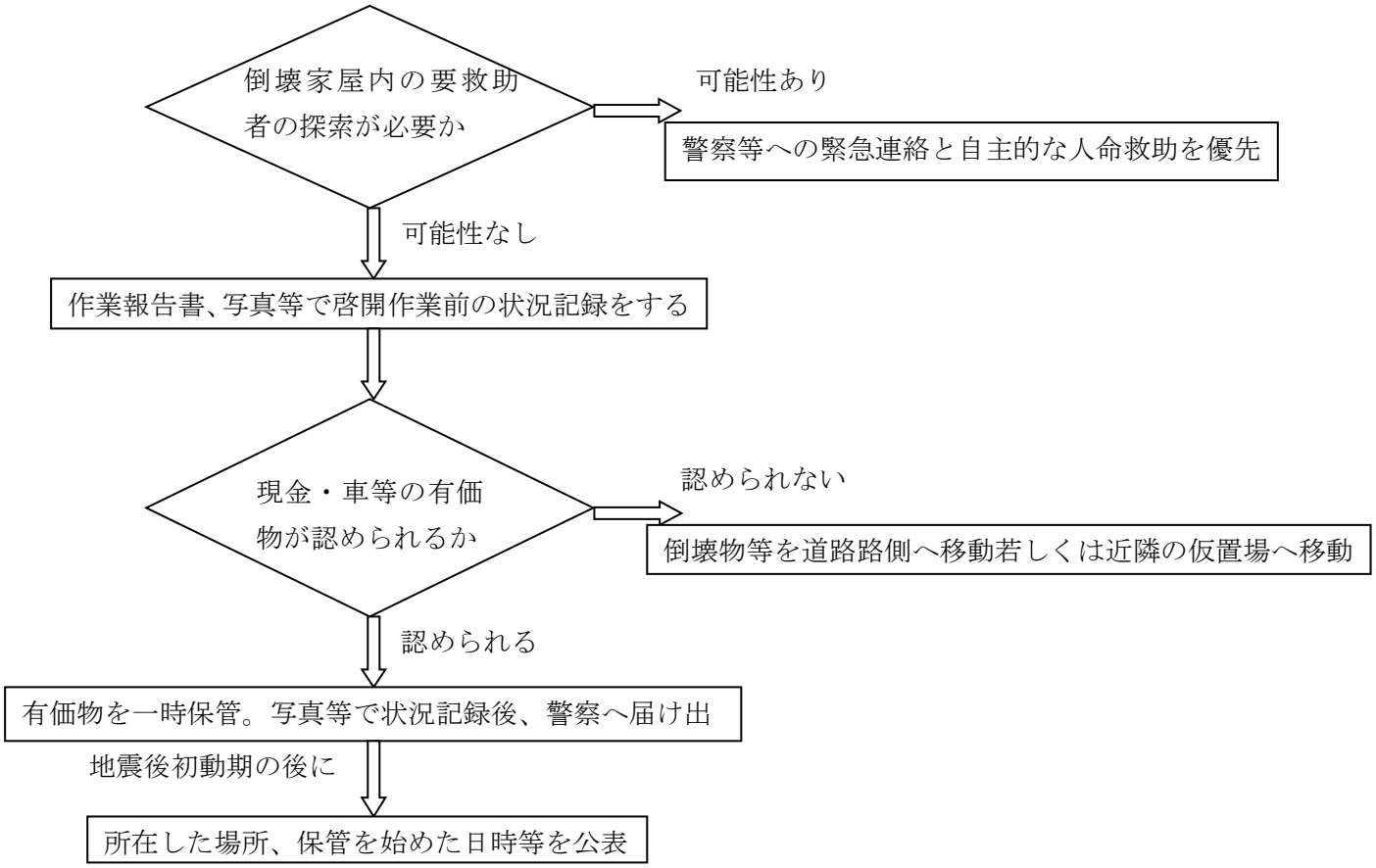
主たる担当：都市整備部関係室・課、水産課、大阪港湾局

１　障害物の除去

(1)　道路環境課長（主として土木事務所長等）は、道路上の障害物の除去について、土木事務所及び府警察、電力会社等関係機関と緊密な連絡のもと、迅速に除去作業を実施するものとする。

また、除去作業にあたり、緊急通行車両の通行を確保するために、道路法第４４条の２、６７条の２に基づき、道路上に倒壊した沿道建築物や路上の放置車両を道路路側等へ移動するものとし、障害物の除去が不能な場合及び損壊箇所を発見したときは、直ちに災対本部事務局へ報告するものとする。

道路啓開の手順（倒壊した家屋の除去を行う場合）



(2)　大阪港湾局長及び水産課長は、海上輸送基地に選定された港湾及びその他港湾並びに漁港について、港内及びその周辺の被害状況や港湾等の施設の利用可能状況を把握し、災対本部事務局に報告する。

(3)　河川環境課長は、管理河川の船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、災対本部事務局に報告する。

(4)　大阪港湾局長及び水産課長、河川環境課長は、輸送活動の支障となる障害物の

除去に努める。

２　車両の移動等【災害対策基本法 76 条改正関連】

主たる担当：都市整備部関係室・課、水産課、大阪港湾局

道路管理者である土木事務所長等は、道路における放置車両が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、当該車両を付近の道路外の場所へ移動することを命じ、命ぜられた者が当該措置をとらない時等は、自ら当該措置をとるものとする（やむを得ない限度における破損も含む。その際に生じた通常生ずべき損失は補償）。

３　各施設管理者における復旧

主たる担当：都市整備部関係室・課、水産課、大阪港湾局

各施設等（道路・港湾・漁港等）の管理者は、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、（道路については緊急交通路を優先して）応急復旧を行うものとし、必要に応じ、関係機関からの応援や防災協定の運用等により行うものとする。

なお、施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設の確保を行うものとし、通行・使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

※各施設管理者

① 鉄軌道施設：JR 東海、JR 西日本、JR 貨物、阪神、阪急、京阪、近鉄、南海、泉北高速、北大阪急行、大阪モノレール、阪堺、水間、大阪メトロ、能勢電鉄

② 道路施設：府、市町村、近畿地方整備局、NEXCO 西日本、阪神高速、大阪府道路公社

③ 港湾施設、漁港施設：府、大阪市、高石市、泉南市

④ 空港施設：大阪航空局、新関西国際空港㈱（関西エアポート（株）

第６節　二次災害防止

目　標	迅速な応急措置により、二次災害による人的被害を防止する。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ	速やかに被害状況を確認するとともに、二次災害の危険個所を把握し、周知する。
第２フェーズ	二次災害の危険個所の応急措置を開始する。 危険度判定支援本部の設置・運営開始。
第３フェーズ	
第４フェーズ	各施設の応急復旧に向けた調整を開始する。
第５フェーズ	各施設の応急復旧作業を開始する。文化財保護に関する措置を開始する。
第６フェーズ	各施設の応急復旧を完了する。

第１　公共土木施設・公共建築物等【第２フェーズ～】

主たる担当：関係部局関係室・課

河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設等公共土木施設の管理者及び被災した公共建築物の管理者は、被害状況を早期に把握し、特に、人命に関わる重要施設については、早急に被災箇所の点検を行い、必要な応急措置を講ずる。

また、二次災害が生じるおそれがある場合は、市町村、消防、警察等関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策や被災施設・危険箇所等への立入制限、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置等を行うものとする。

河川環境課長は、土砂災害危険箇所に係る二次災害防止のため、市町村の派遣要請に基づき、NPO 法人 大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する【第３フェーズ】。

第２　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【第２フェーズ～】

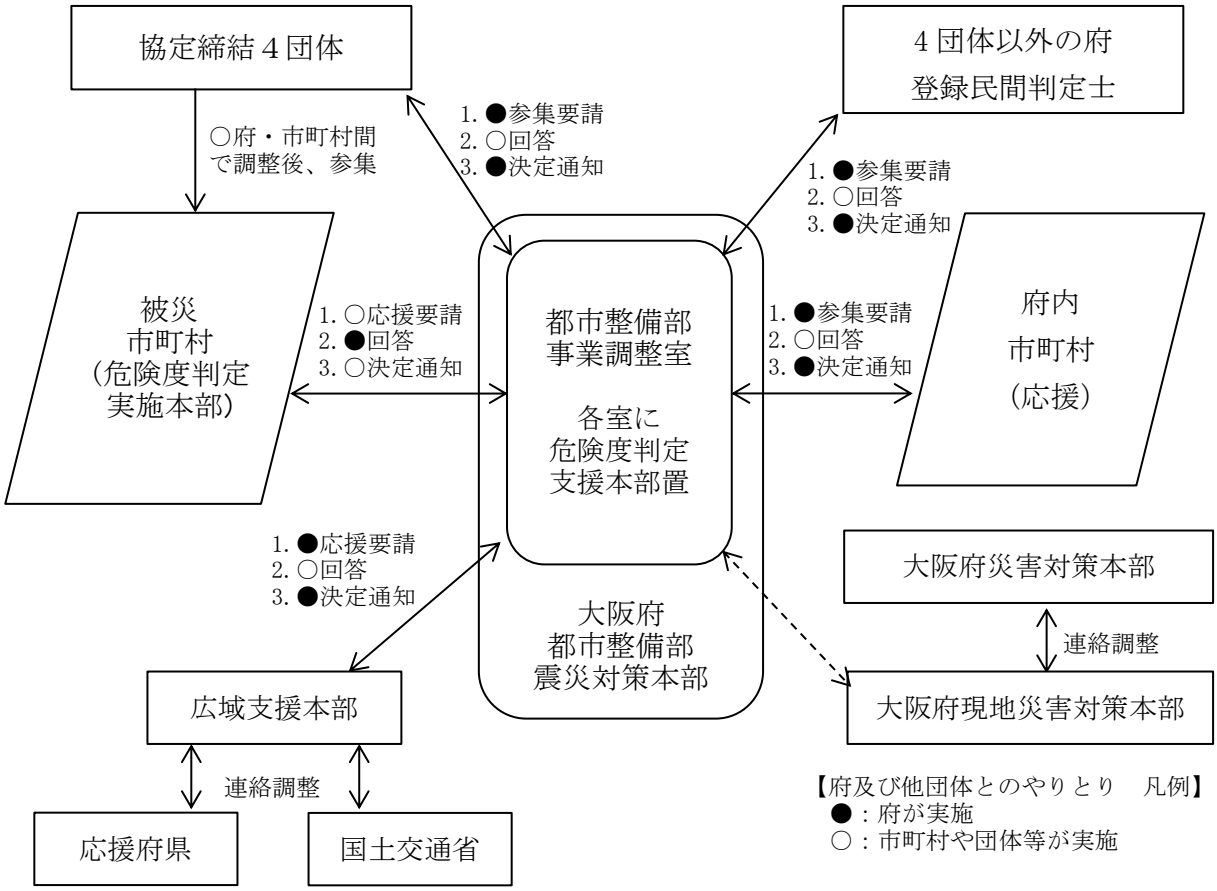
主たる担当：都市防災課、審査指導課

被災建築物応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会を設立し、都道府県の相互支援体制の整備を図っており、大阪府被災建築物応急危険度判定業務マニュアルにより実施する。

被災宅地危険度判定については、被災宅地危険度判定連絡協議会を設立し、都道府県の相互支援体制の整備を図っており、被災宅地危険度判定業務・実施マニュアルにより実施する。

大阪府は危険度判定支援本部を設置し、被害が甚大と認められるときは、広域支援本部の設置等を近隣府県・国土交通省等に要請し、判定士の確保、派遣の調整等の業務を実施する。

危険度判定実施にかかる基本フロー図



都市整備部震災対策本部（危険度判定支援本部）は、大阪府災害対策本部に対して下記について協力を求める。

①判定士等の集合場所（広域防災拠点の利用等）及び輸送手段（バス、通行許可証等）の手配
②国土交通省、広域支援本部、応援府県等への進入ルート、宿泊施設及び食料の手配等の情報提供
③危険度判定支援本部が特に必要と認めた場合、被災市町村への職員派遣及び現地災害対策本部との連携〔判定支援チームの設置〕

第３　文化財の保護【第５フェーズ～】

主たる担当：文化財保護課

１　重要文化財等の被害防止のための命令・勧告

文化財保護課長は、文部科学大臣指定の重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物等の所有者・管理責任者・管理団体に対し、文化庁長官の被害防止のための命令・勧告を告知するとともに、所有者等からの支援の求めを文化庁長官に連絡する。

２　国宝等の被害防止の措置

文化財保護課長は、文化庁長官から、文部科学大臣指定の国宝・特別史跡名勝天然記念物等の被害防止措置の全部又は一部の委託を受けたときは、安全な場所への移動や管理の強化などを実施する。

３　大阪府指定等文化財の被害防止の措置

文化財保護課長は、府教育委員会指定または登録の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の被害を防止するため、大阪府文化財保護条例等に基づき、必要な措置を実施する。

第７節　ライフライン確保

目　標	ライフライン機関と連携を図り、被災者のＱＯＬを確保する。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ	被害状況を把握する。
第２フェーズ	連絡体制を確保する。
第３フェーズ	応急復旧により重要拠点施設の機能を確保する。
第４フェーズ	避難所運営の支援を図る。

第１　被害状況の把握【第１フェーズ】

主たる担当：危機管理室

府は、発災当初よりライフライン機関各社が発信する情報を収集し、停電、ガス供給停止、通信不通（固定電話・携帯電話）などの被害状況を継続的に把握する。

第２　連絡体制の確保【第２フェーズ】

主たる担当：危機管理室

府は、防災無線等を通じてライフライン機関各社との連絡体制を確保する。また詳細な被害状況を把握するなど必要に応じ、ライフライン機関にリエゾンの派遣を要請し、密接な連携体制を確保する。

第３　重要拠点施設の機能確保【第３フェーズ】

主たる担当：危機管理室

府は、災害対応機関や災害拠点病院など人命に関わる重要施設の非常用電源やガス供給、通信設備の稼働状況より、ライフライン設備の確保が必要な施設を確認し、ライフライン機関各社や国の機関などとライフライン設備の応急復旧を調整する。

また、ライフライン機関各社より応急復旧の妨げとなる道路不通情報を収集し、関係機関と道路啓開の調整を図る。

第４　避難所支援の調整【第４フェーズ】

主たる担当：危機管理室

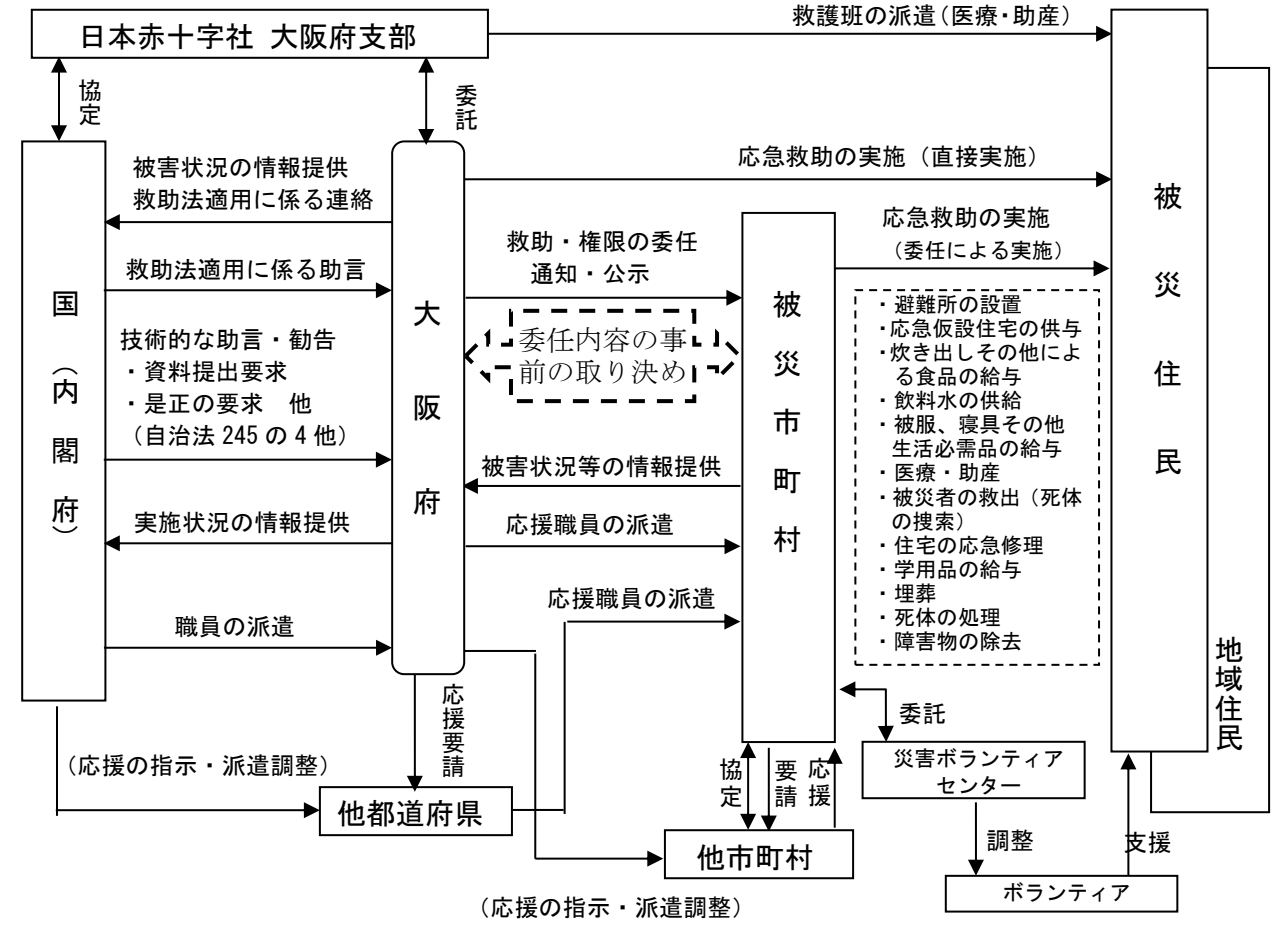
府は、避難所への特設公衆電話の設置や無料充電・Wi-Fiサービスの提供を通信関係機関と調整し、市町村の避難所運営の支援を図る。

第８節　被災者の生活支援

目　標	迅速・的確な対応により、被災者のＱＯＬを確保する。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ	国と連携し、速やかに災害救助法を適用する。
第２フェーズ	府備蓄物資の供給を開始するとともに、必要な物資の調達等を開始する。
第３フェーズ	被災者への物資の安定供給に向けた体制とともに、義援金、義援物資の受入れ体制（海外からの支援の受入れを含む）を構築する。
第４フェーズ	被災者のＱＯＬを確保するため、ボランティアと連携するとともに、公営住宅等への一時入居の措置をとる
第５フェーズ	住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設調整等を開始するとともに、応急教育体制の確立に努める。
第６フェーズ	応急仮設住宅の建設に着手するとともに、速やかに被災者生活再建支援制度の手続きを開始する。また、応急教育を実施する。

災害救助法による応急救助の実施概念図



第１　災害救助法の適用【第０フェーズ～】

主たる担当：危機管理室

１　災害救助法の適用手続き

【災害が発生するおそれ段階の適用（法第２条第２項)】

(1)　国の災害対策本部の設置状況及び「被災するおそれのある都道府県」の把握

大型で非常に強い台風の日本への接近等により、国内で大規模な被災が予測される場合、国は特定・非常・緊急のいずれかの災害対策本部を設置し、被災するおそれのある都道府県について、具体に該当する都道府県名称を報道発表および官報告示するため、情報収集を行う。

(2)　災害救助法の適用

知事は、国の災害対策本部設置及び「被災するおそれのある都道府県」の告示がなされ大阪府が含まれる場合、各市町村の避難の必要性などを把握し、内閣府と調整のうえ当該市町村の区域に災害救助法を適用する。（適用する場合は内閣府と同時に公示するため事前の調整を図る）

(3)　救助の実施の公示

知事は、災害救助法第２条第２項による救助を開始したときは、速やかに当該救助を開始した市町村の区域を公示する。

(4)　救助の終了の公示

①　告示後に災害が発生せずその後の発生のおそれがなくなった場合

知事は、法第４条第２項に基づく避難所の供与を行った場合は当該救助を終了し、法第２条第２項による救助を終了する市町村の区域を公示する。

②　告示後に災害が発生した場合

知事は、法第４条第２項に基づく避難所の供与を行った場合は当該救助を終了し、法第２条第２項による救助を終了する市町村の区域を公示するとともに、次に掲げる法第２条第１項の適用と救助を開始した市町村の区域を公示する。

【災害が発生した段階の適用（法第２条第１項)】

(1)　被害状況、災害対策の実施状況の把握

①　被害状況、災害対策の実施状況の把握は、民生被害情報及び救助活動にかかる災害対策情報によるものとし、必要に応じて市町村へ照会し情報を収集する。

②　災害救助法の適用を検討するに際しては、必要に応じて当該市町村に先遣隊又は現地情報連絡員（リエゾン）を派遣して被害状況等の調査に当たらせるものとする。

(2)　災害救助法の適用

知事は、府内市町村の被害の状況を把握し、災害救助法に定める適用基準に

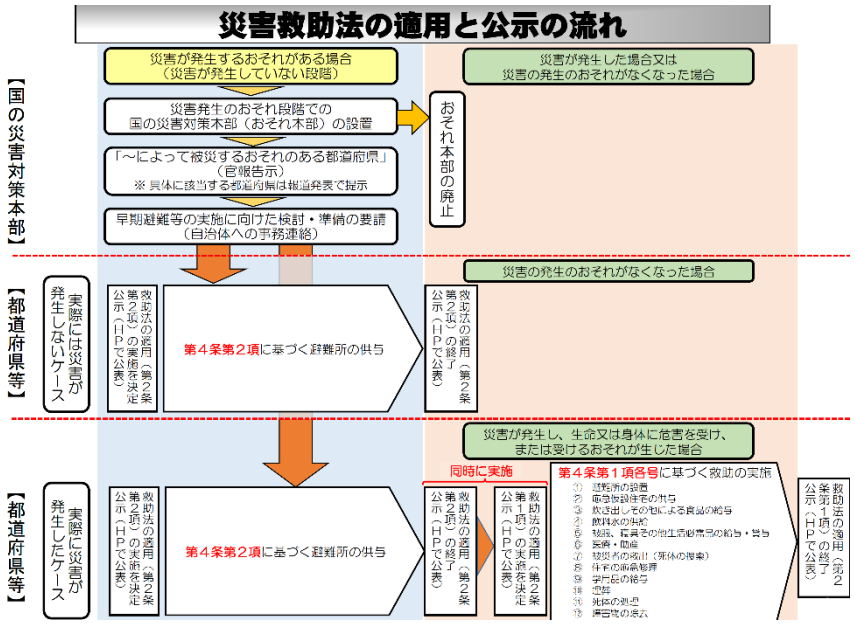
合致する場合、内閣府と調整のうえ当該市町村の区域に災害救助法を適用する。（適用する場合は内閣府と同時に公示するため事前の調整を図る）

(3)　救助の実施の公示

知事は、災害救助法による救助を開始したときは、速やかに当該救助を開始した市町村の区域を公示する。

(4)　救助の終了の公示

知事は、当該救助を終了するときも、同様に救助を終了する市町村の区域を公示する。



（内閣府　災害救助法制度概要より抜粋）

２　災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害の程度が次のいずれかに該当し、かつ、応急救助の必要があると認められる場合に適用する。（適用基準については、資料集を参照）

(1)　当該市町村（大阪市及び堺市にあっては市又は区）の区域内の住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準世帯数以上であること。

（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

(2)　府の区域内の住家滅失世帯数が２，５００世帯以上であって、当該市町村（大阪市及び堺市にあっては市又は区）の区域内の住家滅失世帯数が、災害救助法適用基準世帯数の半数以上であること（災害救助法施行令第１条第１項第２号）。

(3)　府の区域内の住家滅失世帯数が１２，０００世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困

難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（災害救助法施行令第１条第１項第３号）。

(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

３　救助の実施

(1)　救助の種類

① 避難所及び応急仮設住宅の供与
② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
④ 医療及び助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 福祉サービスの提供
⑦ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
⑧ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（応急修理）
⑨ 学用品の給与
⑩ 埋葬
⑪ 死体の捜索及び処理
⑫ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

(2)　職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（災害救助法第30条）。

なお、上記により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助するものとする。

４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「大阪府災害救助法施行細則（昭和４４年大阪府規則第４８号）」による。

ただし、これにより救助の適切な実施が困難な場合に知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

５　内閣府との適用協議

(1)　情報提供の種類とその内容

①　発生情報

法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認

められる災害が発生した場合に行うものとし、その内容は次のとおりとする。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の概況

ウ　市町村別被害状況（人的被害・住家の被害）

エ　法による救助実施（見込含む）市町村名及び実施年月日

オ　既にとった措置（救助種類等）及び今後とろうとする措置（救助種類等）

カ　その他必要事項

②　中間情報

発生情報を提供した災害については、原則として当該災害によって法による救助を行う全市町村の指定が完了した直後、すみやかに、市町村別に被害状況をとりまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとする。

ア　救助の種類別、実施状況

イ　災害救助費概算額

ウ　救助費の予算措置の概況

③　決定情報

決定情報は、法による救助が完了した時に行うものとし、その内容は中間情報の内容とする。

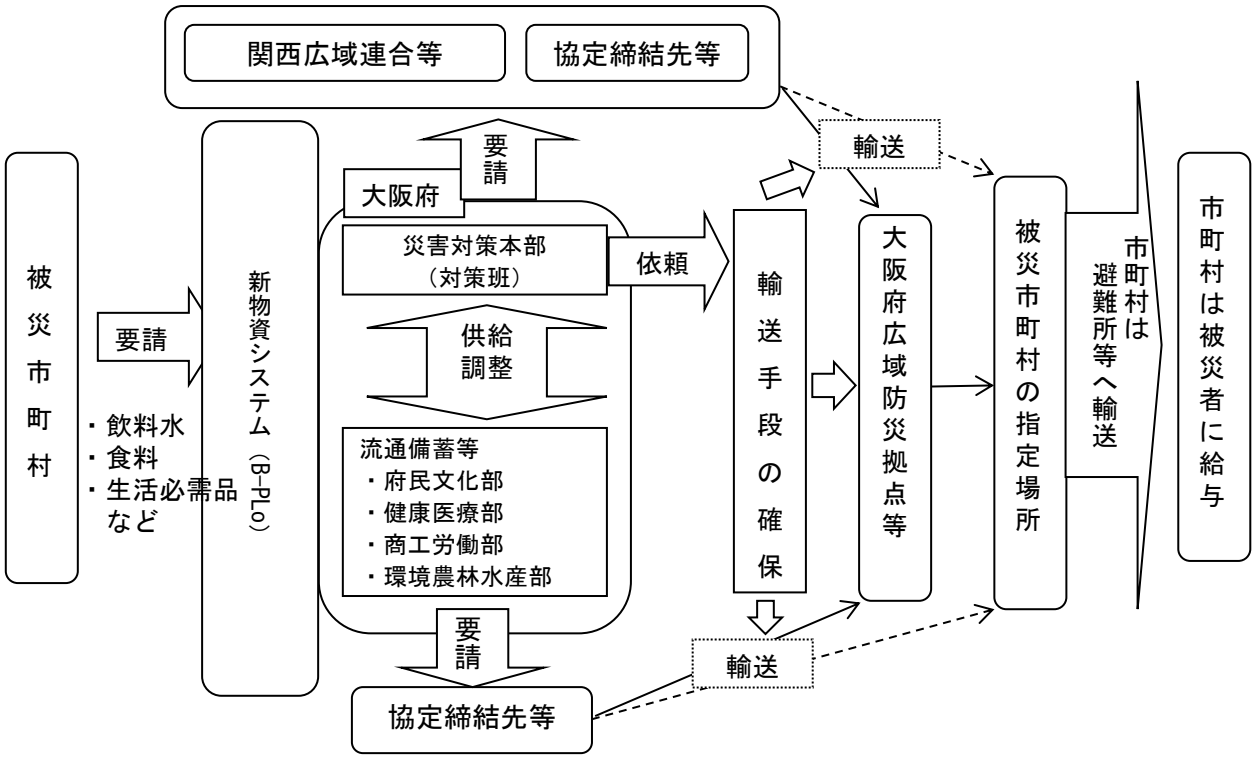
(2)　情報提供の方法

①　発生情報及び中間情報は、電話及びＦＡＸ又はメールにより行うこととする。

②　決定情報は文書により行うこと。

③　発生情報、中間情報、決定情報のほか、被害状況や救助内容が大幅に変わった場合や報道機関等に被害状況等を発表する場合は、速やかに情報提供する。

第２　緊急物資の供給【第１フェーズ～】



１　物資等の運用要請【第３フェーズ～】

主たる担当：危機管理室

(1)　災害対策課長は、「新物資システム（B-PLo）」を用いて必要な物資の種類・数量等の調整を図り、各防災拠点で受け入れ体制を確保する

(2)　災害対策課長は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また「災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物流管理業務に関する協定（日本通運㈱）」や「災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定（(一社)大阪府トラック協会等）」に基づき、必要な人員や車両の派遣を要請する。

加えて、物資の輸送にあたっては大阪府域救援物資対策協議会で定める「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」を参考に、輸送先及び輸送ルートを調整するものとする。

(3)　災害対策課長は、「災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定」、「災害時における救援物資の保管等に関する協定」「災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定」に基づき、救助・救援物資の受入、保管、輸送等に助言を得るため、大阪府災害対策本部に専門家の派遣を要請する。

(4)　災害対策課長は、救助・救援物資等について市町村から府へ要請があった場合は、民間企業や各種団体と締結している「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」「災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定」などを踏まえ、救助・救援物資等の確保、輸送を行うものとするが、災害の状況等により被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、要請を待たず、救助・救援物資を確保し、輸送するものとする。

２　飲料水の供給【第１フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、環境衛生課

(1) 給水体制の確立【第１フェーズ～】

大阪府水道災害調整本部（本部長：生活衛生室長）は、府内水道施設が被害を受けたときは、その被害・復旧状況に関する情報を収集する。

また、府域内において市町村の水道事業、大阪広域水道企業団が相互に協力する必要があるときは「大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定」を踏まえ、関係者と連携して給水体制を確立する。

(2)　供給の方法

① 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用【第２フェーズ～】

大阪府水道災害調整本部は、各水道事業体から被害状況等の情報を収集するとともに、日本水道協会大阪府支部を通じ、水道事業体における応急給水対応について情報収集を行う。

② 給水資機材及び非常用飲料水の確保【第２フェーズ～】

大阪府水道災害調整本部は、把握した市町村水道の被害状況を基に、市町村への給水資機材及び非常用飲料水の確保について要請があったとき又は必要と認めたときは、当該市町村の隣接市町村等と協力して調達斡旋する。

③ 大阪府水道災害調整本部は、給水活動に関する情報を収集し、積極的に提供する。【第３フェーズ～】

給水活動の状況や水質検査の結果などの情報を収集し、積極的に提供する。

④ 隣接市町村等に対する必要な応援の措置【第２フェーズ～】

大阪府水道災害調整本部は、把握した市町村水道の被害状況を基に、隣接市町村等の応援について市町村から応援要請を受けたとき又は必要と認めたときは、当該市町村の隣接市町村等に対して、必要な応援の措置を要請する。

⑤ 水質検査等の措置【第３フェーズ～】

大阪府水道災害調整本部は、必要に応じ各保健所、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に指示し、また水道事業体に対しては、必要に応

じ、措置を講じるよう要請する。

⑥ ボトル水・缶詰水の供給【第２フェーズ～】

災害対策課長は、市町村から飲料水の供給の要請があったときは、「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」や「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」などを踏まえ、当該会社保有の飲料の提供を要請する。

３　食糧の供給【第２フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、食の安全推進課、流通対策室

避難所に滞在する避難者や在宅避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者等に対し、食糧の供給を行う。

府は、市町村から要請があった場合又は必要と認めた場合は、被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集の上、次の措置を講ずる。

市町村は、避難施設等において、市町村が確保した食糧と併せ、避難住民等に供給する。

(1)　精米等の供給方法

①　災害用備蓄食糧等【第２フェーズ～】

災害対策課長は、市町村から食糧の供給の要請があったときは、災害用として備蓄しているレトルト食品等の備蓄食糧を供給する。また、即席麺・パン・ビスケットについては、「災害時における罹災者食糧の確保」に関する文書を踏まえ、各社保有の即席麺・パン・ビスケットの出荷を要請する。

②　米穀（精米又は玄米）【第２フェーズ～】

流通対策室市場・検査指導課長は、市町村から食糧の供給の要請があったときは、「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」を踏まえ、次のとおり供給する。

ア　農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成２１年５月２９日付け農林水産省総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀の引渡しを要請する。

イ　米穀販売事業者に対し、「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」などを踏まえ、当該業者所有の精米の供給を要請する。

(2)　生鮮食料品の供給方法【第３フェーズ～】

流通対策室市場・検査指導課長は、市町村から生鮮食料品の供給要請があったときは、被災地域への供給が滞らず、小売店等の仕入れが出来るように、大阪府中央卸売市場等の生鮮食料品関係業者に対し、生鮮食料品の供給について協力を要請する。

(3)　粉乳の供給方法【第２フェーズ～】

食の安全推進課長は、市町村から粉乳の供給の要請があったときは、「非常災害乳児救護用調製粉乳の一定量確ss保委託契約」などを踏まえ、委託業者

が確保する調製粉乳の供出を請求する。

(4)　その他食料品の供給方法【第２フェーズ～】

災害対策課長は、市町村から食料品の供給の要請があったときは、「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」に基づき、食料品の供給を要請する。

４　生活必需品等の給与・貸与【第２フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、男女参画･府民協働課、中小企業支援室

生活必需品の給与・貸与については、次のとおり行う。

なお、対処の必要がある市町村が複数の場合は、府が、物資確保計画・物資配分計画を作成し、市町村は、府と市町村が確保した生活必需品を避難所などにおいて配布する。

単一の市町村の場合は、市町村が確保した生活必需品を配布する。不足する場合は、府に要請し、府が確保した生活必需品と併せて配布する。

(1)　災害用備蓄物資の供給

災害対策課長は、市町村から生活必需品の供給の要請があったときは、府の災害用備蓄物資（毛布、哺乳瓶、紙おむつ、生理用ナプキン、簡易トイレ等）を供給する【第２フェーズ～】。

(2)　生活必需品等の調達斡旋

①　災害対策課長は、市町村から生活必需品の供給の要請があったときは、「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」に基づき、生活必需品等の供給を要請する【第２フェーズ～】。

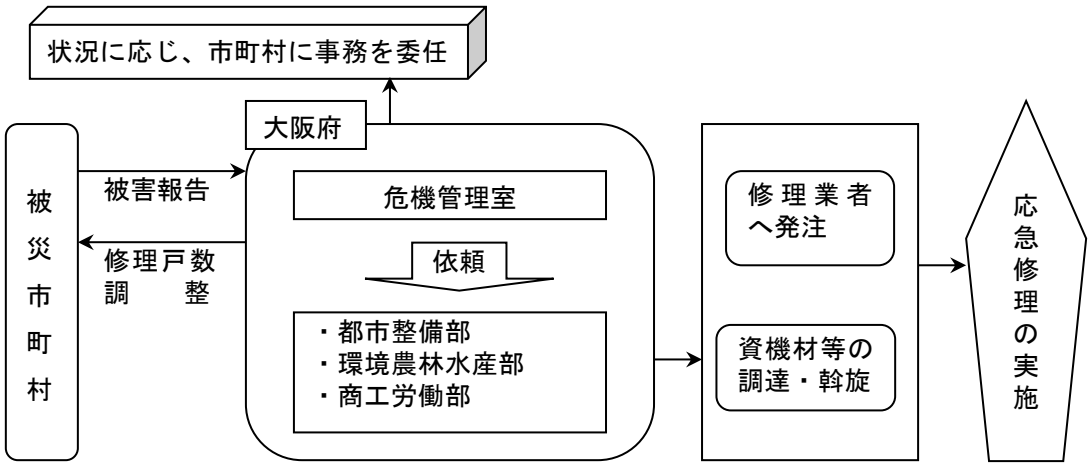
②　男女参画･府民協働課長は、所管する大阪府生活協同組合連合会に対し、応急生活物資の調達を必要に応じて要請する【第２フェーズ～】。

③　商業振興課長及びものづくり支援課長は、緊急物資（生活必需品）を必要に応じて、卸及び製造の各業界に対し、調達を要請する【第３フェーズ～】。

第３　住宅の応急確保

主たる担当：危機管理室、中小企業支援室、みどり推進室
都市整備部関係室・課

１　被災住宅の応急修理【第４フェーズ～】



(1)　市町村との調整等

災害対策課長は、住宅の応急修理の実施に向けて被災市町村と十分に調整を図るとともに、都市整備総務課長に連絡する。

調整にあたっては、市町村が応急修理を行い、市町村が単独では十分に対処できないときは、府が行うことを原則とする。

(2)　応急修理の実施等

公共建築室計画課長、公共建築室一般建築課長、公共建築室住宅建築課長、公共建築室設備課長は、災害等により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理できない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(3)　資機材の確保

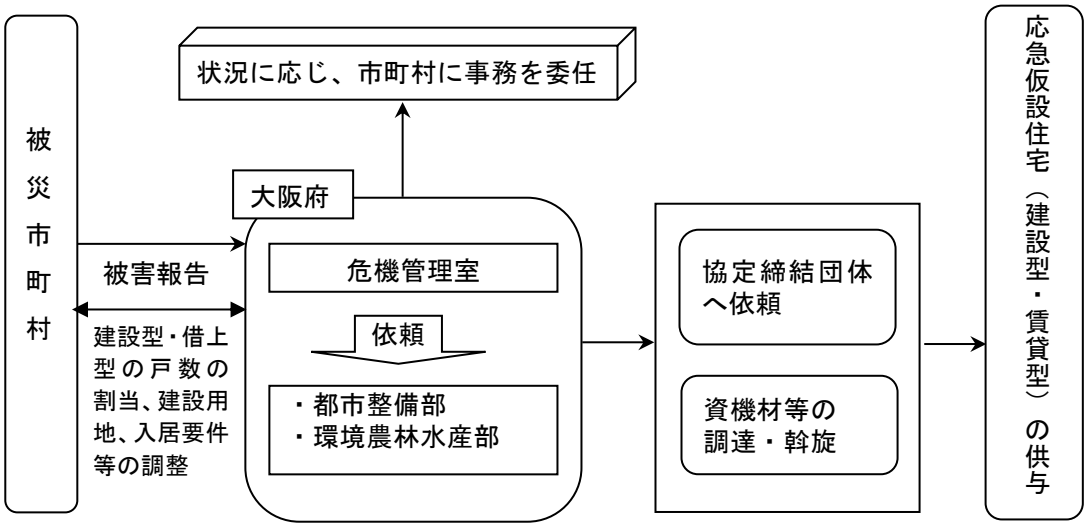
住宅の応急修理に用いる木材は、みどり推進室森づくり課長が必要に応じて調達を要請する。

また、災害対策課長は、「災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定」などを踏まえ、大阪建設機械リース協同組合に対し、救助用資機材等の供給協力を要請する。

２　住居障害物の除去【第４フェーズ～】

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運びこまれた障害物の除去については、住宅の応急修理の方法に準じて行う。

３　応急仮設住宅の供与【第４フェーズ～】



被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅については、「建設型応急住宅」において市町村と連携した建設候補地を確保するとともに、「賃貸型応急住宅」においては不動産業等関係団体の協力により速やかに民間賃貸住宅の供与を行う。

(1) 応急仮設住宅の戸数の割当等

災害対策課長は、建設型応急住宅・賃貸型応急住宅の戸数の割当、建設型応急住宅の建設候補地、賃貸型応急住宅の入居要件等について、被災市町村と十分に調整を図るとともに、その実施について、都市整備総務課長に連絡する。

(2)　応急仮設住宅の建設（建設型住宅）

都市整備総務課長は、建設型応急住宅の設置を住宅経営室住宅整備課長に連絡し調整を図るとともに、これを実施する。

①　建設型応急住宅の事前準備

住宅経営室住宅整備課長は、「災害時における応急仮設住宅についての協定」などを踏まえ、建設型住宅の設置が円滑に行えるよう体制を整えておくとともに、あらかじめ建設用地を大阪府応急仮設住宅データベースを使って把握しておく。

②　建築用資材の調達斡旋

建設型仮設住宅の設置等に用いる木材は、みどり推進室森づくり課長が必要に応じて調達を要請する。

③　維持管理

住宅経営室住宅整備課長は、建設型応急住宅の維持管理について、被災市町村と十分に調整を図り、管理委託契約を締結して、建設型応急住宅所在地の市町村に維持管理を委託する。

④　他府県への建設型応急住宅用地の要請

災害対策課長は、府内のみでは建設型応急住宅用地の確保が十分でないと判断される場合には、関西広域連合に対し、建設型応急住宅用地の提供を求める。

(3) 応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）

都市整備総務課長は、民間賃貸住宅の借上げについて、建築指導室建築振興課長に連絡し調整を図るとともに、これを実施する。

①　賃貸型応急住宅の事前準備

建築指導室建築振興課長は、「災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」を踏まえ、被災者への民間賃貸住宅の空家の提供に向け、不動産業関係団体への協力要請など適切な措置を講ずる。

②　他府県への賃貸型応急住宅の要請

災害対策課長は、府内のみでは賃貸型応急住宅の確保が十分でないと判断される場合には、関西広域連合に対し、賃貸型応急住宅の情報提供を求める。

４　公共住宅への一時入居【第４フェーズ～】

災害対策課長は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の整備状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅等の空家への一時入居の措置について、被災市町村と十分に調整を図るとともに都市整備総務課長に公共住宅の空家の確保を連絡する。

５　住宅に関する相談窓口の設置等【第４フェーズ～】

居住企画課長は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置するとともに、府内外の提供可能住宅への被災者の円滑な入居を確保するための空家状況をはじめとする必要な情報の把握に努める。

６　住まいのケア・専門家チームの組成【第６フェーズ～】

居住企画課長は、住まいの復旧・復興段階において住宅に関する専門的な相談に対応するため、住宅（設計、リフォーム）、法律、金融等の専門家により構成する「住まいのケア・専門家チーム」を組成する。

また、市町村の要請により市役所等で開催する個別相談会への派遣調整を行う。

第４　応急教育【第１フェーズ～】

主たる担当：教育庁関係室・課

府教育庁（高校改革課、高等学校課、支援教育課、小中学校課、教職員室、施設財務課）は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置を実施する。

また、私学課は、私立学校園が公立学校園に準じた措置を実施するよう指導・助言する。

１　教育施設の応急整備【第５フェーズ～】

府教育庁（施設財務課）は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保・支援を行う。

２　応急教育体制の確立

(1)　幼児児童生徒、教職員の被災状況の把握【第１フェーズ～】

学校長・准校長は、教職員及び幼児児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育庁と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

また、府教育庁（高校改革課、高等学校課、高等学校課、支援教育課、小中学校課）は、幼児児童生徒の転校手続き等の弾力的運用を図るとともに、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、幼児児童生徒の受入れについて応援を要請する。

さらに、府教育庁（高校改革課、高等学校課、支援教育課、小中学校課、教職員室）は、教職員及び幼児児童生徒の被災状況を把握し、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

(2)　学校給食の応急措置【第５フェーズ～】

学校長・准校長、府教育庁（保健体育課）は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

(3)　就学援助等【第５フェーズ～】

①　就学援助等に関する措置

府教育庁（支援教育課、施設財務課）は、被災により就学及び学資の支弁が困難となった府立学校の幼児児童生徒に対し、就学奨励費の支給や授業料等の減額又は免除などの措置を講ずる。

また、府教育庁（小中学校課）は、被災により就学が困難となった公立小中学校の児童生徒に対し、学用品を支給するため、市町村教育委員会と連絡

調整を行う。

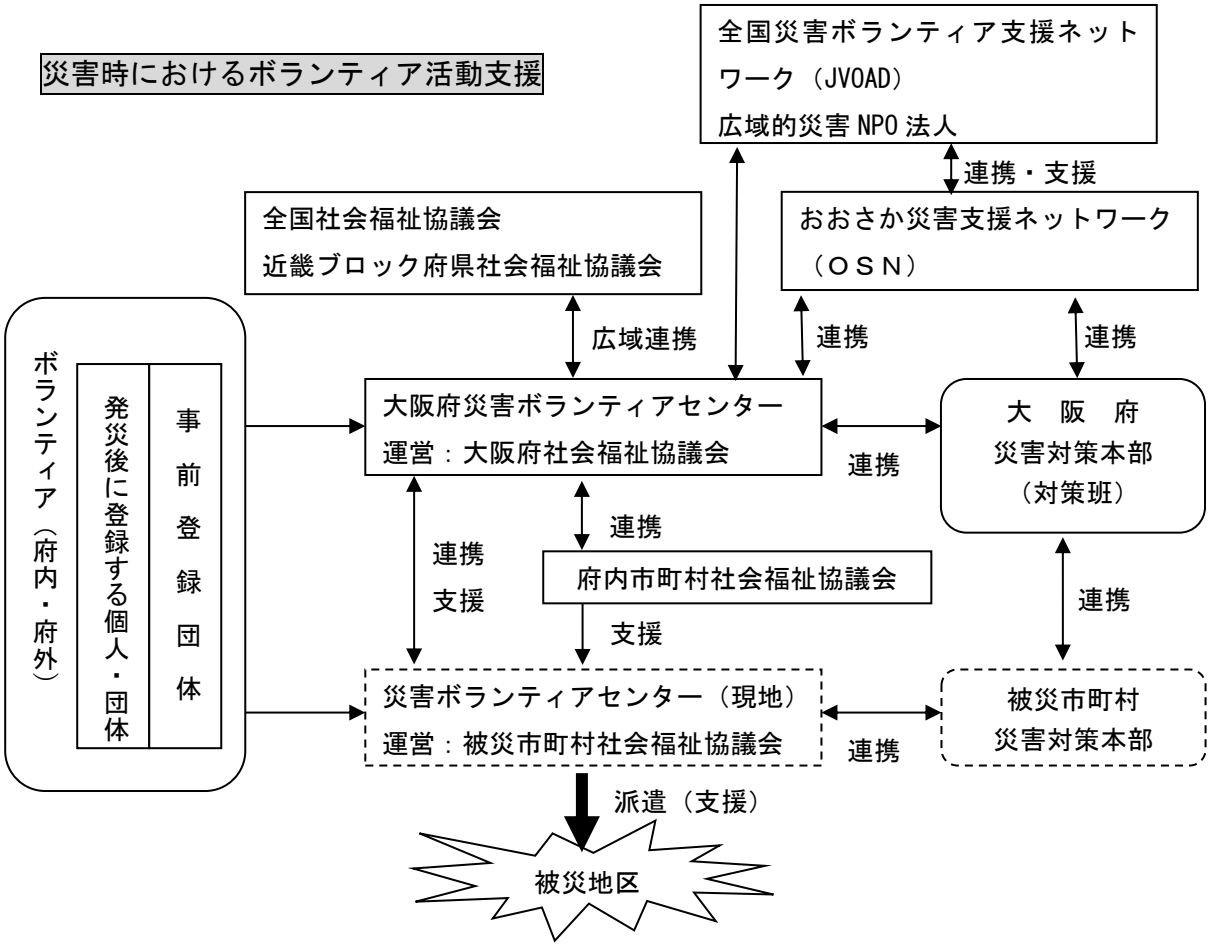
私学課は、私立学校の行う就学援助に対して、支援するよう努める。

② 幼児児童生徒の健康管理

府教育庁（教育振興室、小中学校課）及び学校長・准校長は、被災幼児児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第５　自発的支援の受入れ

災害時におけるボランティア活動支援



１　ボランティアの受入れ【第４フェーズ～】

主たる担当：危機管理室、国際課

災害対策課長は、災害の状況、市町村から収集した住民のニーズなどの情報について、広域的なボランティア活動推進機関に提供するとともに、連携してボランティアが円滑に活動できるように環境整備を図るものとする。

なお、府内外からのボランティアの受入れについては、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」に基づき、次のとおり行う。

(1)　ボランティアの活動内容

①　被災者に対する給食・給水支援
②　救助物資の仕分け・配付
③　高齢者・障がい者など避難行動要支援者への援助
④　その他被災者に対する支援活動

(2)　登録及び情報提供等

災害対策課長は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に調整要員の派遣を要請するとともに、派遣された調整要員者は、府災害対策本部対策班において、ボランティアに係る調整を実施するものとする。

また、大阪府社会福祉協議会は、同協議会内部に設置されている災害ボランティアセンターにおいて被災地等でのボランティア活動が可能な団体及び個人の登録を行うとともに、ボランティア情報を提供するものとする。

併せて、災害対策課長および大阪府庁関係部局、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク世話役団体（大阪ボランティア協会等）による情報共有会議を、大阪府庁新別館北館４Ｆにおいて開催できる体制を整え、被災者支援のための情報共有及び方策の検討を行うものとする。

(3)　提供するボランティア情報の内容

① ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先
② 活動場所
③ 活動内容
④ その他の情報

(4)　ボランティアに対する支援

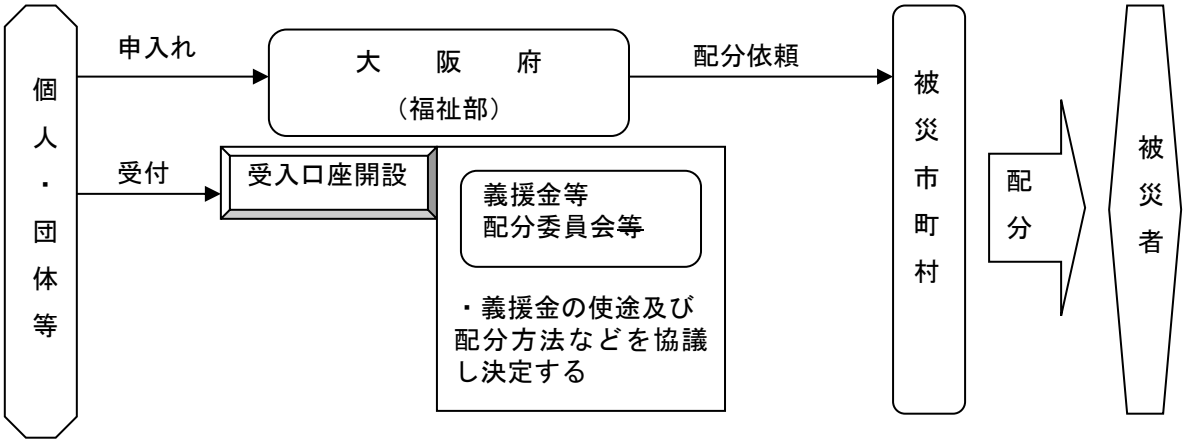
①　災害対策課長は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動開始時に、活動参加者に保険に加入させることとし、その保険料は府が負担できるものとする。

②　災害対策課長は、ボランティア活動を支援するため、「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」「船舶による災害時の輸送等に関する協定」などを踏まえ、移動手段の確保を行うものとする。

(5)　在住外国人への支援【第２フェーズ～】

国際課長は、大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼を行う。

義援金の受付・配分



２　義援金の受付・配分【第３フェーズ～】

主たる担当：福祉総務課

(1)　義援金の受付

福祉総務課長は、府に寄託される義援金（府で配分するものに限る）について、危機管理室が管理する口座を名義変更し、受付るものとする。

(2)　義援金の配分

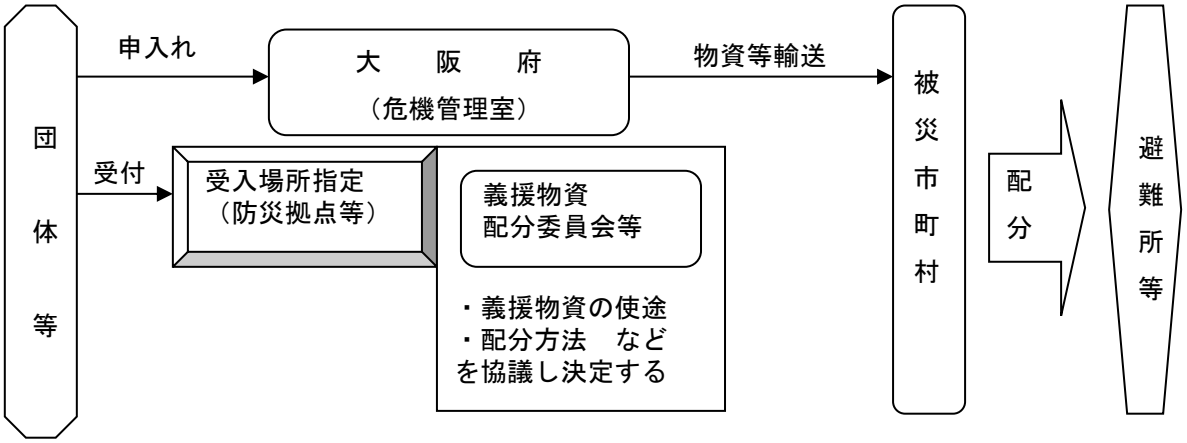
①　義援金の使途及び配分方法は、関係する機関等で組織する配分等委員会で決定する。

②　日本赤十字社大阪府支部に配分を委託することが適当と認められるときは、これを委託する。

(3)　義援金の保管

福祉総務課長は、寄託された義援金を歳入歳出外現金として保管するものとする。

義援物資の受付・配分



３　義援物資の受付・配分【第３フェーズ～】

主たる担当：危機管理室

(1)　義援物資の受付

災害対策課長は、府に寄託される義援物資の受付を行うものとする。

なお、個人から寄託される物資は原則、受付を行わないものとする。

(2)　義援物資の配分及び輸送

①　義援物資の使途及び配分方法は、関係する部局等が協議して決定する。

②　災害対策課長は、市町村等への義援物資の輸送を行うものとする。

なお、輸送にあたっては、「災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定」及び「災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定」などを踏まえ、行うものとする。

(3)　義援物資の保管

災害対策課長は、寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、広域防災拠点の他、「災害時における救援物資の保管等に関する協定」等に基づいて手配する一時保管場所に保管するものとする。

４　海外からの支援の受入れ【第３フェーズ～】

主たる担当：国際課、危機管理室

(1)　国との連絡調整

国際課長は、外務省及び在外公館等を通じ、海外からの支援の申し出があった場合、被災状況の概要、想定されるニーズを危機管理室に確認のうえ連絡し、外務省及び在外公館等の申し出に迅速に対応する。

災害対策課長は、海外からの支援が予想される場合、市町村と連携して、被災状況の概要、想定されるニーズを把握し、外務省及び在外公館の求めに応じ国際課を通じて情報提供する。

(2)　支援の受入れ

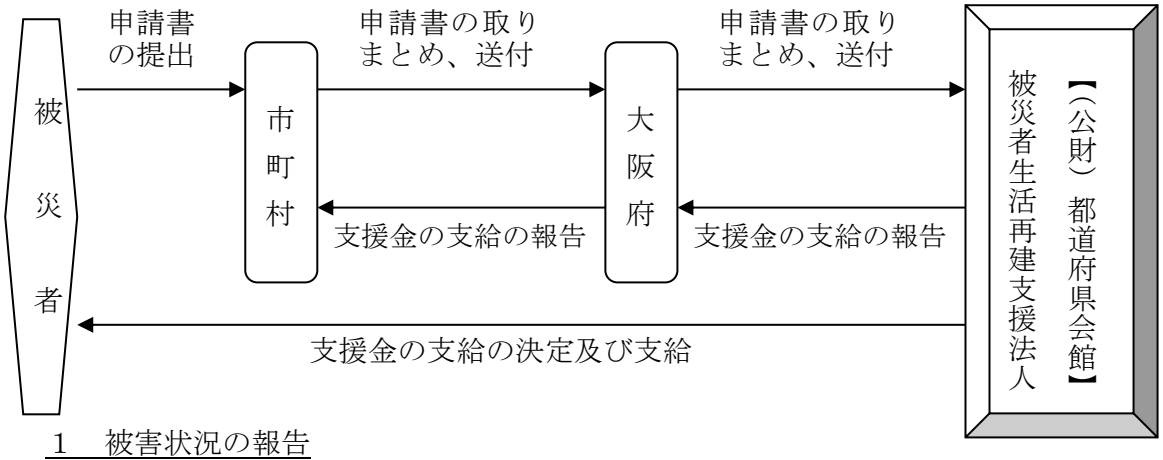
国際課長は、支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等の連絡調整を行うとともに、被災地のニーズと受入れ体制を危機管理室に確認のうえ、必要に応じて、案内者・通訳の確保を行う。

災害対策課長は、被災地のニーズと受け入れ体制を確認し、国際課と連絡調整を行うとともに、受入の準備を行い、必要に応じて活動拠点等の確保を行う。

第６　被災者生活再建支援金の支給【第６フェーズ～】

主たる担当：危機管理室

被災者生活再建支援金の支給手続き



１　被害状況の報告

災害対策課長は、府内市町村からの被害状況を取りまとめ、内閣府及び被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県会館）に対して被害状況の報告を行う。

２　被災者生活再建支援法の適用・公示

災害対策課長は、府内市町村の被害状況から、被災者生活再建支援法に定める該当災害に合致する場合、内閣府及び被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県会館）に対して報告するとともに、当該市町村の区域に法を適用し、その旨を告示する。

３　対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

(2) １０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

(3) １００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

(4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害。

(5) ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(1)～(3)に隣接する市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害。

(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が２つ以上ある場合に、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）か、２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）における自然災害。

４　支給対象世帯

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(5) 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

５　支給金額

支給額は、次の(1)、(2)の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記４(1)～(3)の世帯　１００万円

・上記４(4)の世帯　５０万円

※ 世帯人数が１人の場合は、それぞれ３／４の額となる。

(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・上記４(1)～(4)の世帯

住宅を建設又は購入した場合	２００万円
住宅を補修した場合	１００万円
住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）	５０万円

・上記４(5)の世帯

住宅を建設又は購入した場合	１００万円
住宅を補修した場合	５０万円
住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）	２５万円

※ 加算支援金について、世帯人数が１人の場合は、それぞれ３／４の額となる。

第９節　社会環境の確保

目　標	府は、市町村、民間との連携強化等により、一日でも早い被災地を含む地域社会の安定に努める。

フェーズ	主な目標
第１フェーズ	住民への呼びかけや府警本部による警戒活動の強化による社会秩序の維持
第２フェーズ	市町村による、適正なし尿処理及び遺体の処理・火葬等による衛生状態の維持等
第３フェーズ～	広域火葬体制の確保等（市町村の火葬体制構築の支援等）、各種食品衛生監視活動、巡回相談等や心の健康相談等の実施による被災者の健康維持活動の実施、生活関連物資等の物価の安定、被災動物保護等及びごみ・災害廃棄物等処理の実施による社会環境の維持など

第１　保健衛生活動

主たる担当：健康医療部関係室・課、動物愛護畜産課

１　防疫活動【第２フェーズ～】

医療・感染症対策課長は、「大阪府感染症予防計画」及び「大阪府感染症対策マニュアル」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置（感染症の発生状況及び動向に関する調査、市町村に対する指導・指示、防疫に必要な薬品の調達・確保、衛生教育及び広報活動など）を実施する。

２　食品衛生監視活動【第３フェーズ～】

食の安全推進課長は、食品衛生監視班を編成し、保健所設置市及び食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、下記業務を実施する。

(1) 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
(2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
(3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
(4) 飲料水の衛生監視、検査
(5) その他食品に起因する危害発生の排除

また、保健所長と連携を密にし、食品の衛生を確保し、食中毒の発生を防止するために食品衛生監視員の応援が必要なときは、食の安全推進課職員の派遣を含めその調整にあたる。また、食中毒の発生若しくはその疑いが発生したときは「大阪府食中毒対策要綱」等に基づき、発生原因を追究し原因及び原因食品の排除について、保健所に助言その他の協力を行う。

また、環境衛生課長は「大阪府飲料水健康危機管理実施要領」に基づき、飲料水の危機管理に必要な情報の収集と連絡、給水の停止の助言・指導、発生源対策などの措置を実施する。

３　被災者の健康維持活動【第３フェーズ～】

保健所長は、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断などに関し市町村を支援する。

また、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）と連携し、地域の精神保健活動（こころの健康に関する相談等）を実施する。

４　動物保護等の実施【第３フェーズ～】

動物愛護畜産課長は「大阪府災害時等動物救護対策要綱」に基づき大阪府災害時等動物救護本部を設置したときは、「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」により、府内市町村及び府獣医師会等関係団体等と被災動物の救護活動を実施する。

また、動物愛護畜産課長は「危険な動物等事故発生時の対応マニュアル」に基づき、危険な動物の逸走対策などを実施するとともに、動物愛護管理センターにおいて、狂犬病の発生予防や犬による咬傷事故等の防止を実施する。

５　応援要請【第４フェーズ～】

防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動又は動物保護等の実施において、府内での対処が困難になった場合は、関西広域連合や他府県に応援を要請する。

第２　廃棄物の処理

主たる担当：環境衛生課、循環型社会推進室

１　し尿処理【第２フェーズ～】

環境衛生課長は、各市町村のし尿等収集運搬体制、し尿処理施設等の被災状況等を把握し、適切にし尿処理がなされるよう支援を行う。

し尿等収集運搬体制については、被災市町村からの支援要請により、「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書」に基づき、大阪府衛生管理協同組合へ収集運搬車の支援協力要請を行うとともに、状況に応じ、支援市町村、関西広域連合、他府県、国等に支援を要請する。

し尿等処理体制については、被災市町村からの支援要請により、支援市町村へし尿等処理受け入れを要請するとともに、状況に応じ、関西広域連合、他府県、国等に支援を要請する。

２　ごみ及び災害廃棄物等（津波堆積物を含む）処理【第２フェーズ～】

資源循環課長は、各市町村・一部事務組合等の廃棄物処理施設の被害状況や稼働状況を確認し、府域の一般廃棄物処理能力を把握する。

その後、被災市町村のごみが適正に処理されるよう「大阪府災害廃棄物処理計画」に基づく府域の地域エリアにおいて、市町村・一部事務組合間の必要な調整を行うなどの支援を行う。

また、府域においてごみ処理できないときは、他の府県や国に対し応援を要請する。

資源循環課長は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、大阪府災害廃棄物処理計画や近畿ブロックの行動計画を踏まえて市町村や国との総合調整を行い、災害発生から１ヶ月を目途に災害廃棄物処理の実行計画の作成に着手する。

なお、各市町村・一部事務組合から、災害廃棄物処理等について協力要請があった場合は、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」に基づき、公益社団法人 大阪府産業資源循環協会に、また「災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定」に基づき、一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。

また、資源循環課長は、府域で災害廃棄物を処理することが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、関西広域連合、他の府県や国に応援を要請する。

第３　遺体の処理、火葬等

主たる担当：健康医療部関係室・課

１　遺体の検案等【第２フェーズ】

監察医事務所長は、府警察本部より検案要請があった場合は、検案班を編成し、検視・検案が可能な被災遺体収容先に派遣する。検案班は、府警本部等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行等を行う。

２　広域火葬の実施【第３フェーズ】

環境衛生課長は、市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼動できなくなった場合を含む)、「大阪府広域火葬計画」などを踏まえ、市町村及び必要に応じて関西広域連合に対し、応援依頼を行う。

３　必要物資の調達等【第３フェーズ】

環境衛生課長は、遺体の保存に必要な物資の調達及び作業要員の確保を図るため、「災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定」などを踏まえ、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会及び一般社団法人全国霊柩自動車協会に対し、下記業務について協力を要請する。

(1)　棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
(2)　遺体安置施設等の提供
(3)　遺体の搬送
(4)　その他必要とする事項

第４　社会秩序の維持

主たる担当：危機管理室、消費生活センター

１　住民への呼びかけ【第１フェーズ～】

災害対策課長は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に府民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行うほか、必要に応じて、大阪府警察本部にパトロールの要請等を行う。

２　生活関連物資の物価の安定等【第３フェーズ～】

消費生活センター所長は、生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資・役務）の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次の法令に基づき、適切な措置を実施する。

(1)　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
(2)　国民生活安定緊急措置法
(3)　物価統制令
(4)　府消費者保護条例

また、必要に応じて、生活関連物資等に関する情報を消費者に提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

第５章　東海地震の警戒宣言に伴う対応

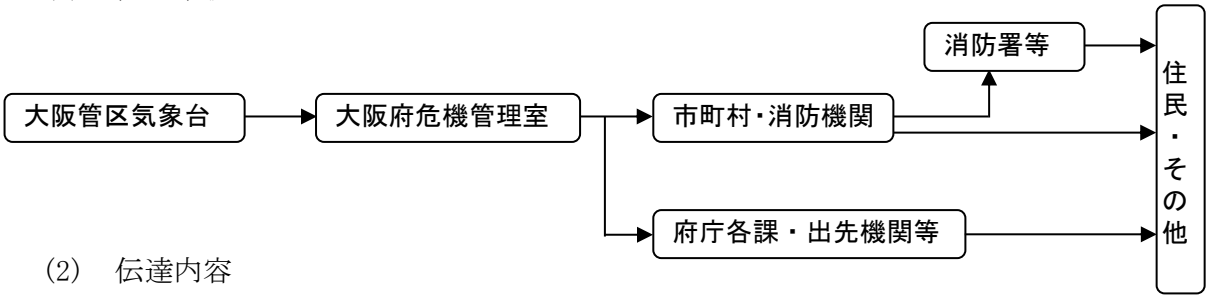
本章においては、防災計画に基づき、「東海地震の警戒宣言に伴う対応」について定める。

第１　情報の伝達

主たる担当：危機管理室

１　東海地震注意情報・予知情報の伝達

(1)　伝達系統



(2)　伝達内容

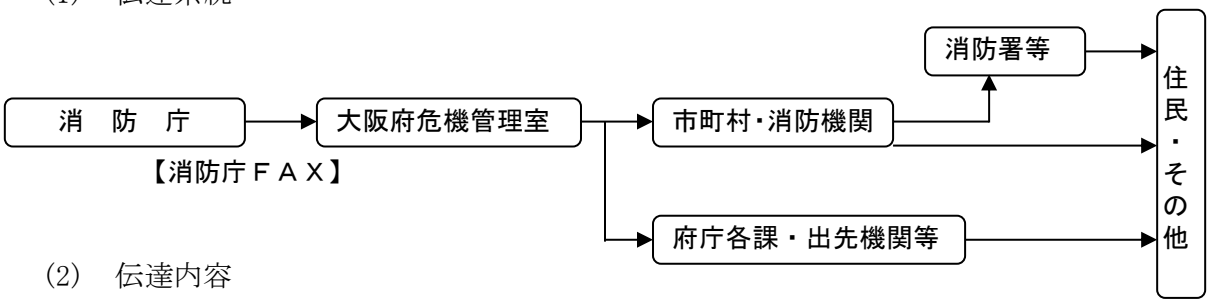
①東海地震注意情報の内容

②東海地震予知情報

③その他必要と認める事項

２　東海地震警戒宣言の伝達

(1)　伝達系統



(2)　伝達内容

①警戒宣言

②警戒解除宣言

③その他必要と認める事項

第２　警戒態勢の準備

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

災害対策課長は、東海地震注意情報又は予知情報が発表されたときは、地震発生に備え、第２章活動体制の確立（防災・危機管理警戒班又は防災・危機管理指令部）により、情報収集に努めるとともに警戒態勢にあたる。

また、庁内各部局課・室長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒態勢にあたる。

第３　警戒態勢の確立

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

災害対策課長は、東海地震警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、第２章活動体制の確立（災害警戒本部）により、情報収集に努めるとともに警戒態勢にあたる。

また、庁内各部局課・室長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒態勢にあたる。

第４　災害応急対策の実施

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

災害対策課長は、東海地震により府域において被害等が発生し、
災害応急対策の実施が必要となった場合は、第２章活動体制の確立（災害警戒本部又は災害対策本部）により、情報収集を行うとともに災害応急対策を実施する。

また、庁内各部局課・室長は、情報収集を行うとともに、災害応急対策を実施する。

第６章　南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置

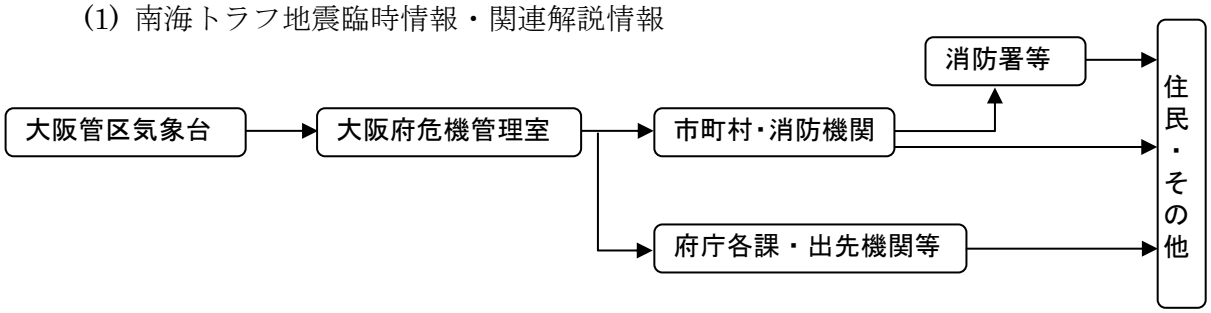
本章においては、防災計画に基づき、「南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置」について定める。

第１　情報等の伝達

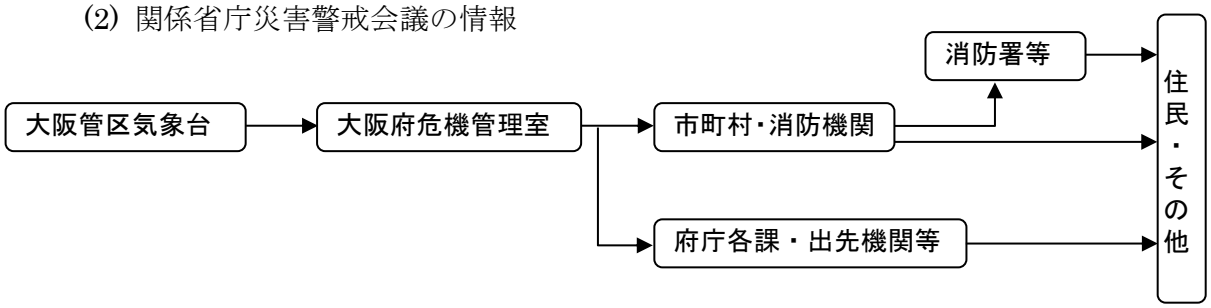
主たる担当：危機管理室

１　伝達情報及び系統

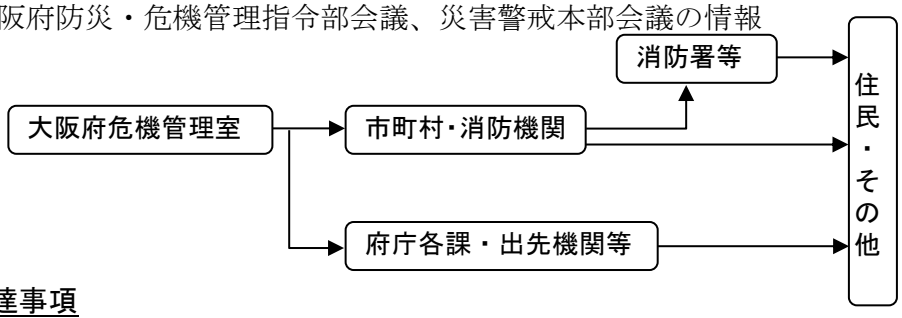
(1) 南海トラフ地震臨時情報・関連解説情報



(2) 関係省庁災害警戒会議の情報



(3)大阪府防災・危機管理指令部会議、災害警戒本部会議の情報



２　伝達事項

(1)南海トラフ地震臨時情報・関連解説情報

気象庁が発表する情報

(2) 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議、災害警戒本部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

第２　警戒態勢の準備

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続しており、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震臨時情報」の発表に備えて、情報収集に努めるとともに警戒態勢にあたる。

また、庁内各部局課・室長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒態勢にあたる。

第３　警戒態勢の確立

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

１　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の対応

調査の結果、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の発表があった場合、警戒態勢を解除する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

調査の結果、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表があった場合、国から防災対応解除の呼びかけが発せられるまでの間、「大阪府防災・危機管理指令部」の活動を継続し、随時「大阪府防災・危機管理指令部会議」を開催する。

庁内各部局課・室長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒態勢にあたる。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

調査の結果、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表があった場合、国から防災対応解除の呼びかけが発せられるまでの間、「大阪府災害警戒本部」を設置し、「大阪府災害警戒本部会議」を開催する。

庁内各部局課・室長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒態勢にあたる。

４　会議の内容

「大阪府防災・危機管理指令部会議」及び「大阪府災害警戒本部会議」においては、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資機材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

併せて、地震と地震発生に伴う津波への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

第７章　事故等災害応急対策

第１節　海上災害応急対策

主たる担当：危機管理室、環境保全課、水産課、大阪港湾局

第１　流出油等の防除措置等

１　必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

２　流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測や環境影響等に関する情報収集・整理を行う。また、情報収集にあたっては、第５管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担し、連絡網により、関係機関に各種情報の提供及び収集を行う。

３　第５管区海上保安本部からの「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく要請を受けた場合で知事が必要と認めたときは、第５管区海上保安本部、指定海上防災機関等と連携を密にして、必要な対応を行う。

４　港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。

また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

５　上記の場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

６　関係市町は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

７　環境への影響等の状況を把握するため、必要に応じ、水質等の環境調査を実施する。

第２　事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

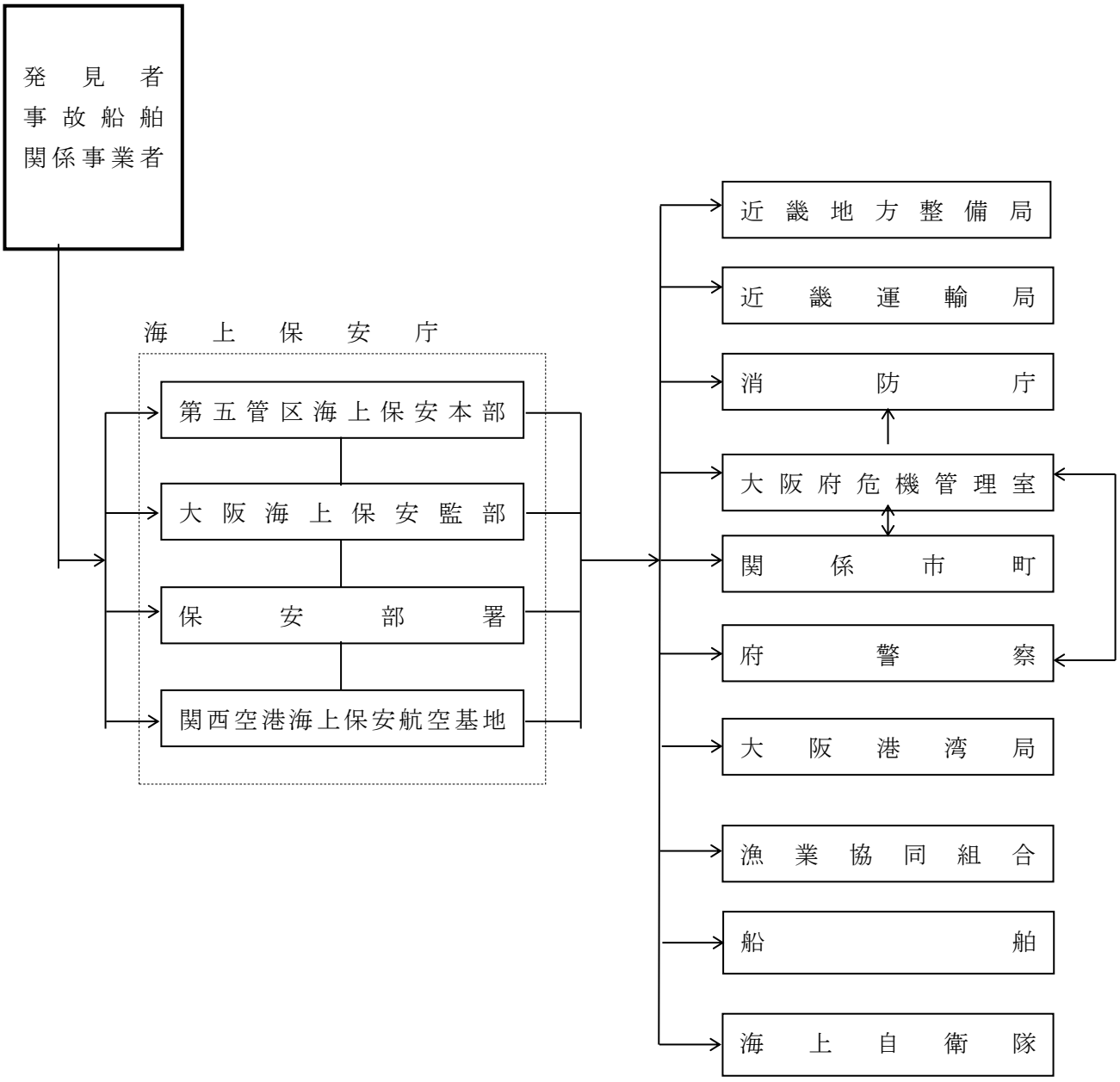
１　構　成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、
近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

２　設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い場所、若しくは船艇とする。

別図〔連絡系統図〕


発　見　者
事 故 船 舶
関係事業者
海　上　保　安　庁
第五管区海上保安本部
大阪海上保安監部
保　安　部　署
関西空港海上保安航空基地
近畿地方整備局
近　畿　運　輸　局
消　防　庁
大阪府危機管理室
関　係　市　町
府　警　察
大　阪　港　湾　局
漁　業　協　同　組　合
船　舶
海　上　自　衛　隊

第２節　航空災害応急対策

主たる担当：危機管理室、成長戦略局空港政策担当課長、医療・感染症対策課

第１　対象地域

１　大阪国際空港

大阪国際空港及びその周辺

２　関西国際空港

関西国際空港の周辺

（関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による）

３　八尾空港

八尾空港

第２　航空機事故応急対策本部等の設置

大阪国際空港及び関西国際空港においては関西エアポート株式会社、八尾空港においては八尾空港事務所は、必要に応じ、航空機事故応急対策本部等を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、
迅速かつ的確な事故処理を実施する。

１　大阪国際空港における防災関係機関

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西エアポート株式会社、その他必要と認められる機関

２　関西国際空港における防災関係機関

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西エアポート株式会社、その他必要と認められる機関

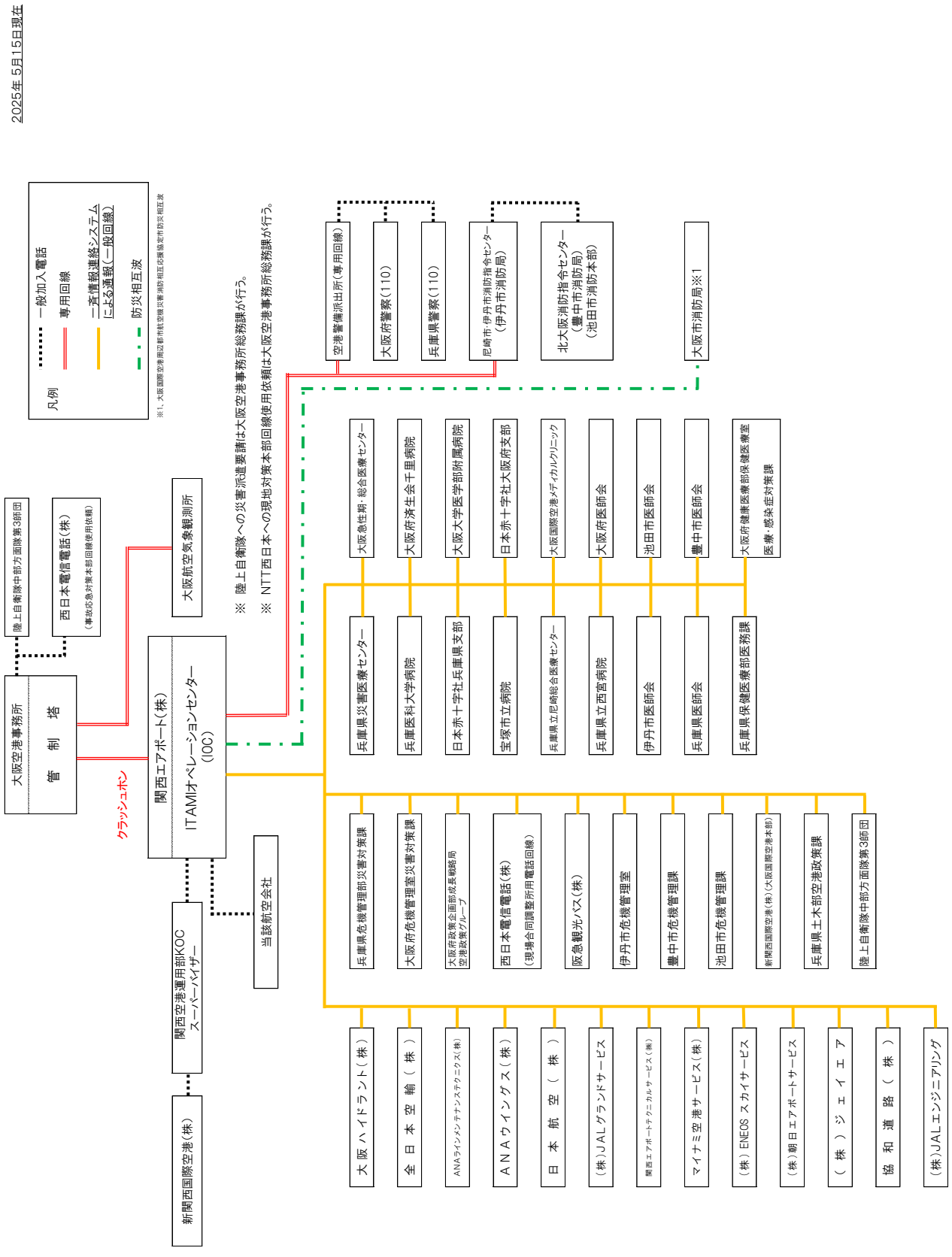
３　八尾空港における防災関係機関

八尾空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、その他必要と認められる機関

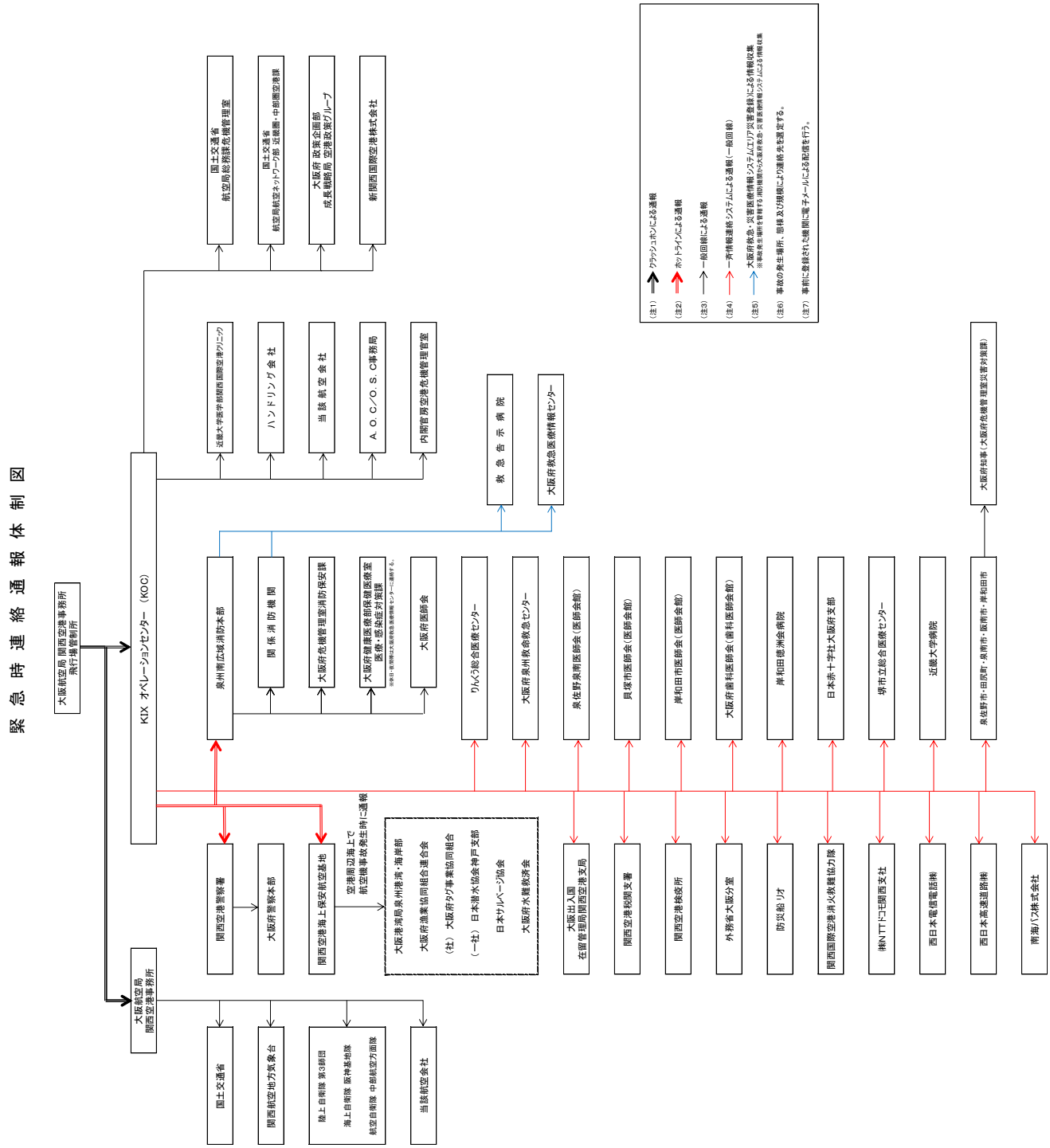
第３　現場合同指揮所等の設置

大阪国際空港及び関西国際空港においては関西エアポート株式会社、八尾空港においては八尾空港事務所は、必要に応じ現場合同指揮所等を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整を行う。

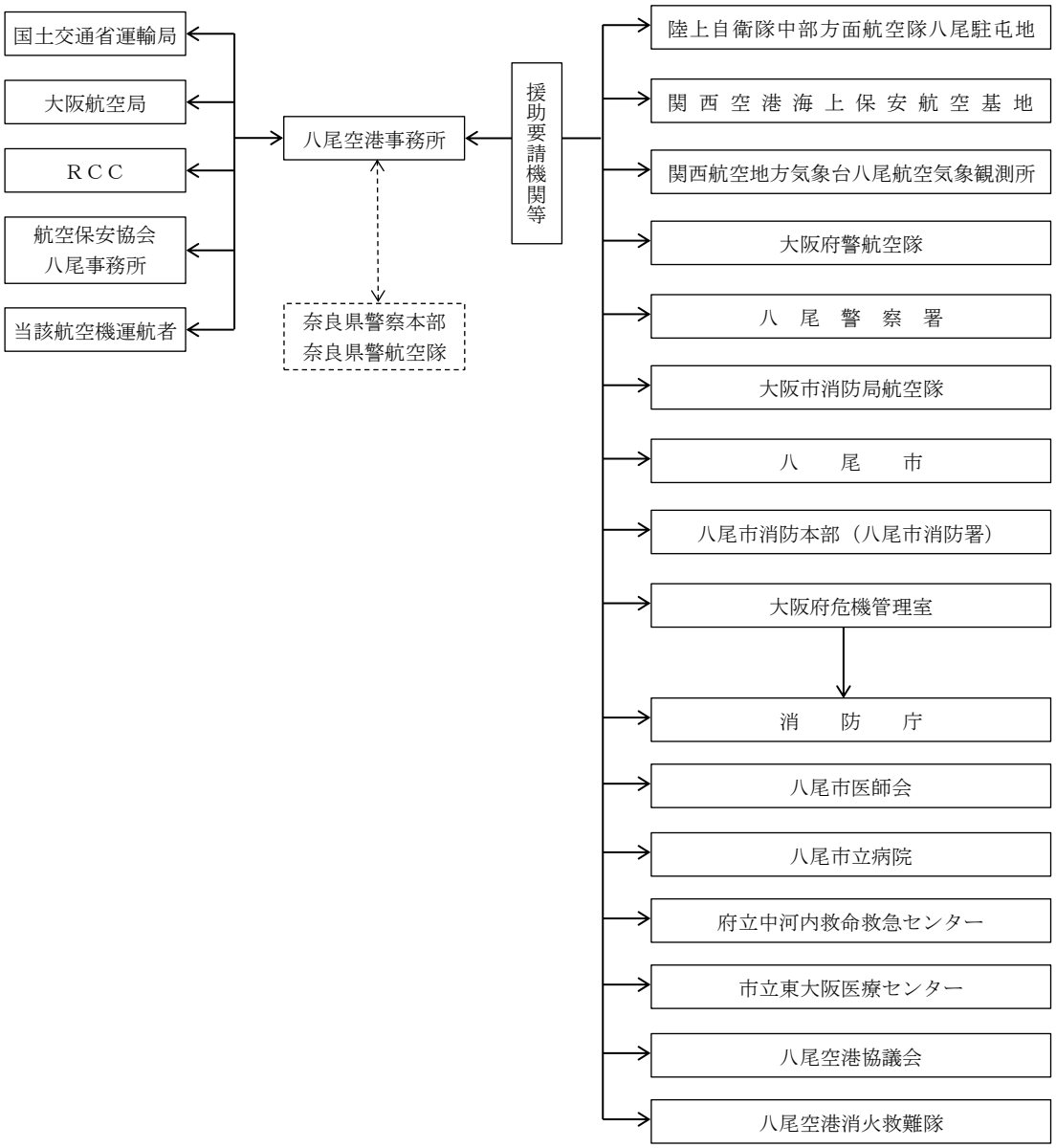
別図１　〔連絡系統図　大阪国際空港〕



別図２　　〔連絡系統図　関西国際空港〕



別図３〔連絡系統図　八尾空港〕



（注）事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。

第３節　鉄道災害応急対策

主たる担当：危機管理室、道路室

第１　鉄軌道事業者の災害応急対策

１　災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

２　救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

３　代替交通手段の確保

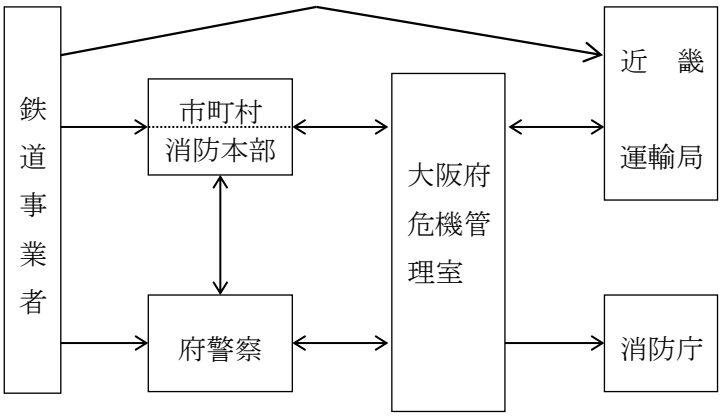
他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

４　関係者等への情報伝達

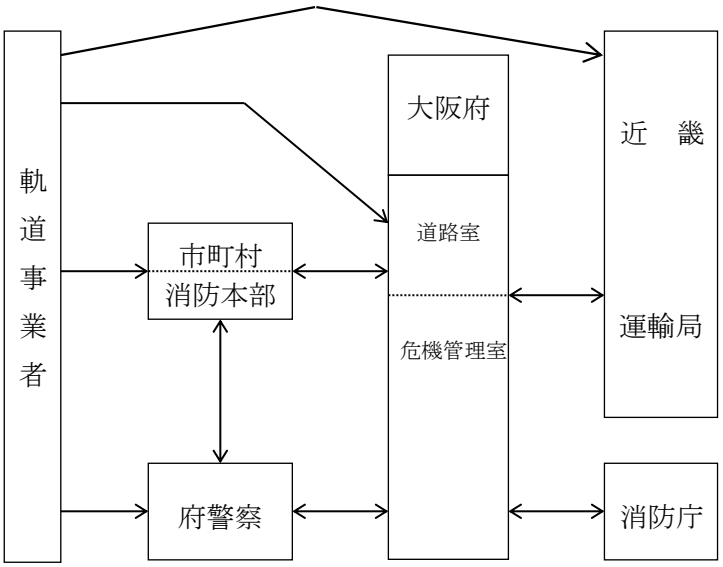
災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

別図〔連絡系統図〕

(1)　鉄道事業者



(2)　軌道事業者



第４節　道路災害応急対策

主たる担当：危機管理室、道路室

第１　道路管理者の災害応急対策

１　災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

２　危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

３　救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

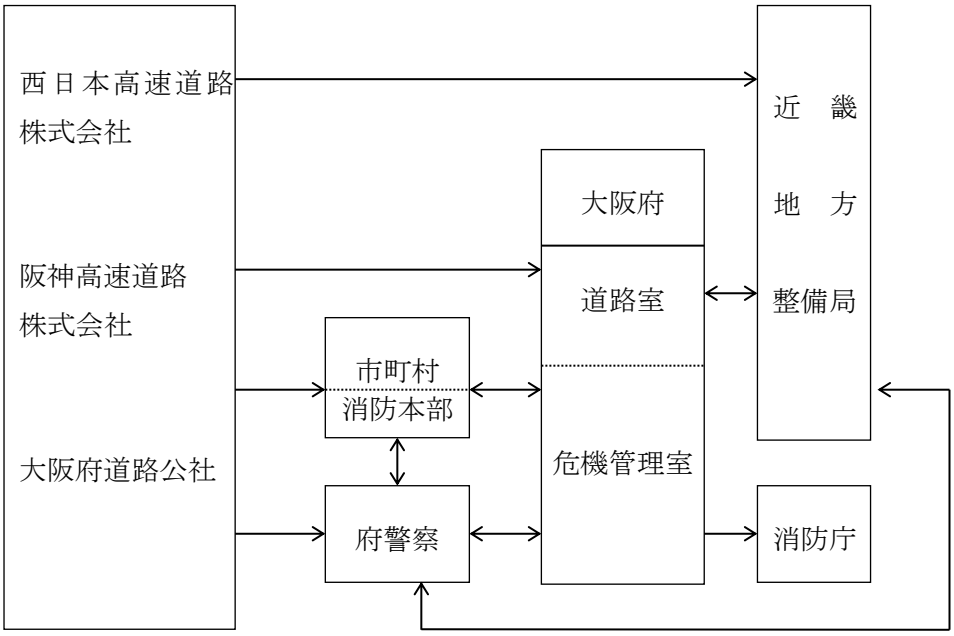
４　施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

５　関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

別図〔連絡系統図〕



第５節　危険物等災害応急対策

主たる担当：危機管理室、薬務課、事業所指導課

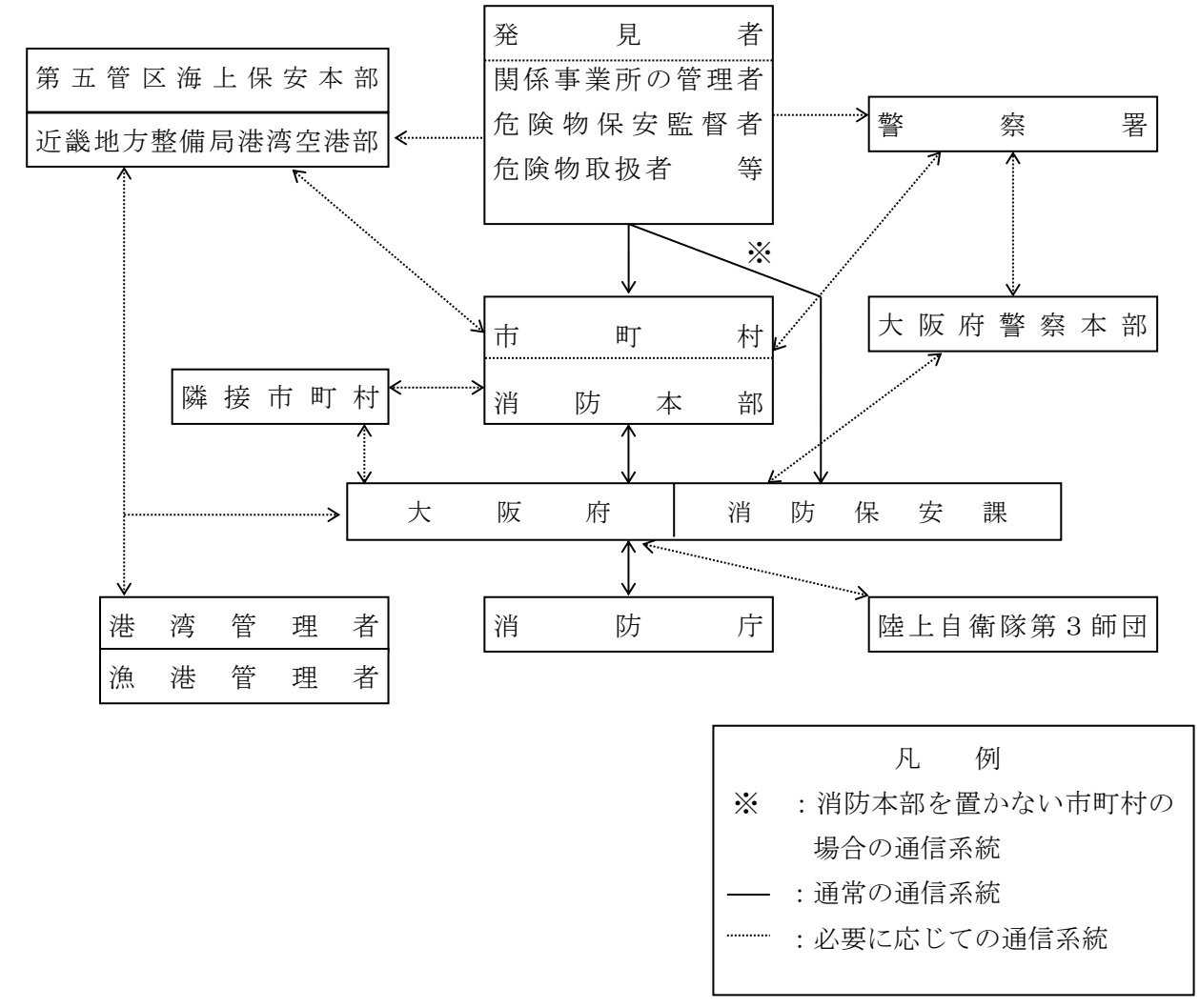
第１　危険物災害応急対策（危機管理室）

１　市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

２　市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全装置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。

３　市町村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

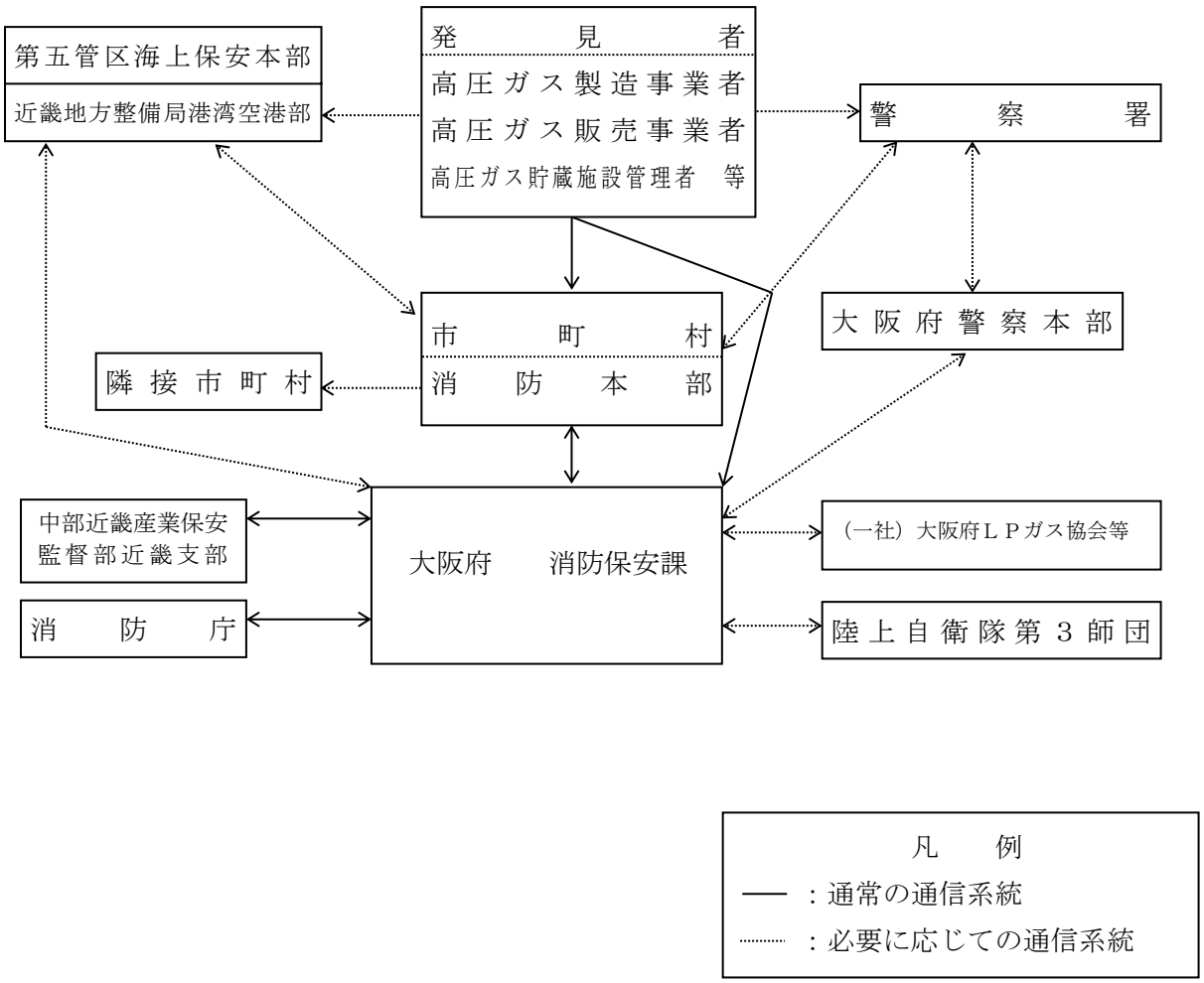
別図〔連絡系統図〕



第２　高圧ガス災害応急対策（危機管理室）

市町村消防本部(高槻市の区域にあっては、大阪府)は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

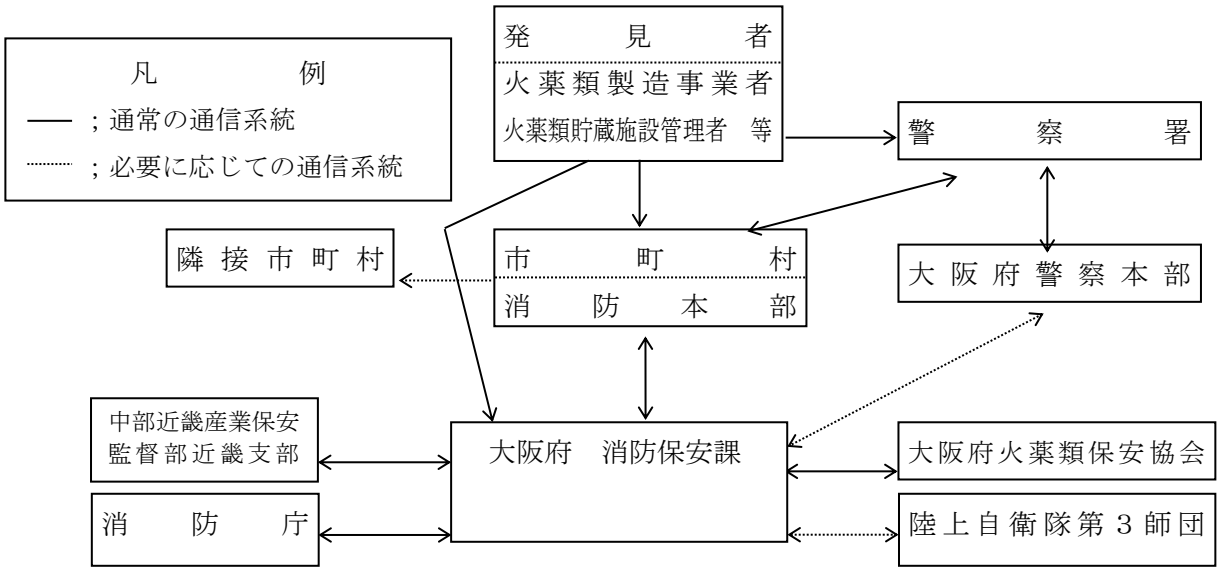
別図〔連絡系統図〕



第３　火薬類災害応急対策（危機管理室）

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬禁止等の必要な緊急措置を講ずる。

別図〔連絡系統図〕

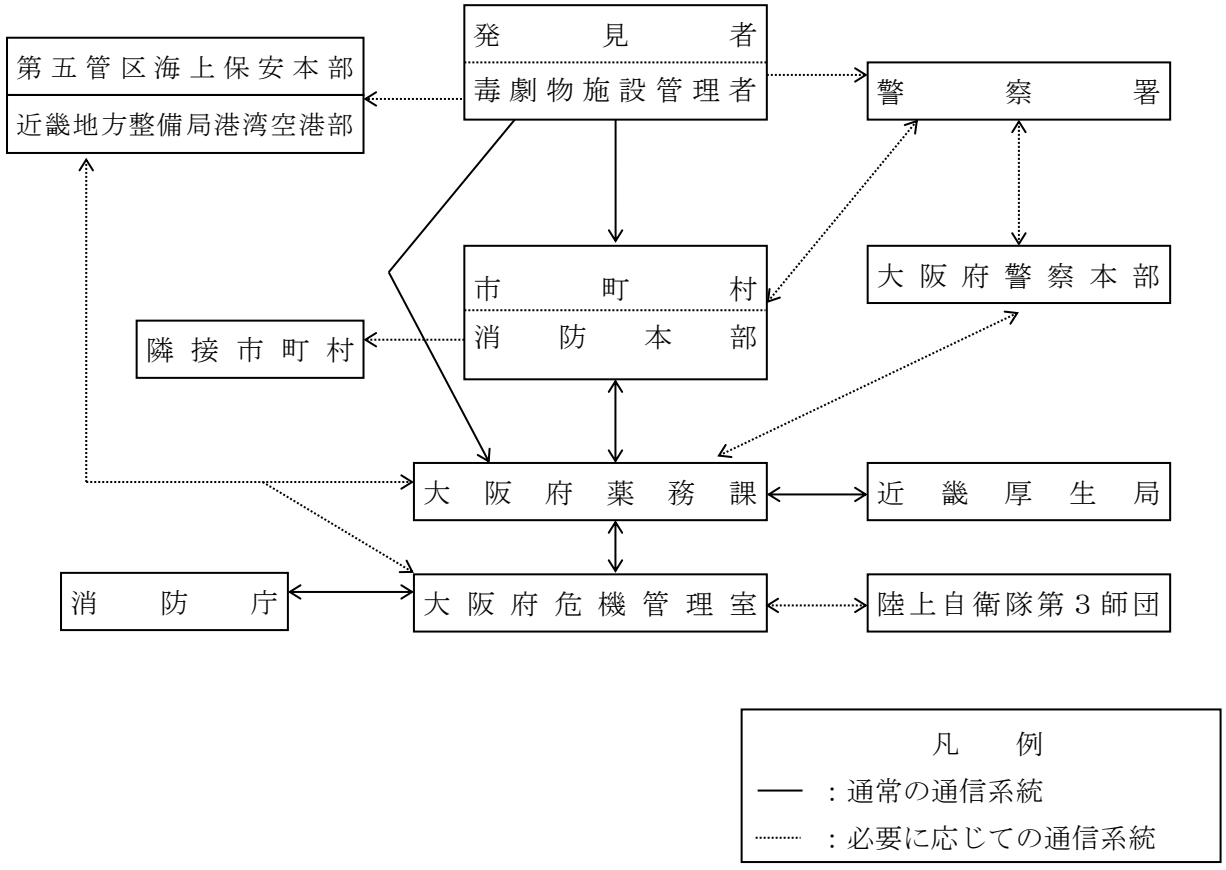


第４　毒物劇物災害応急対策（薬務課）

１　毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講ずるよう指示する。

２　関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

別図〔連絡系統図〕

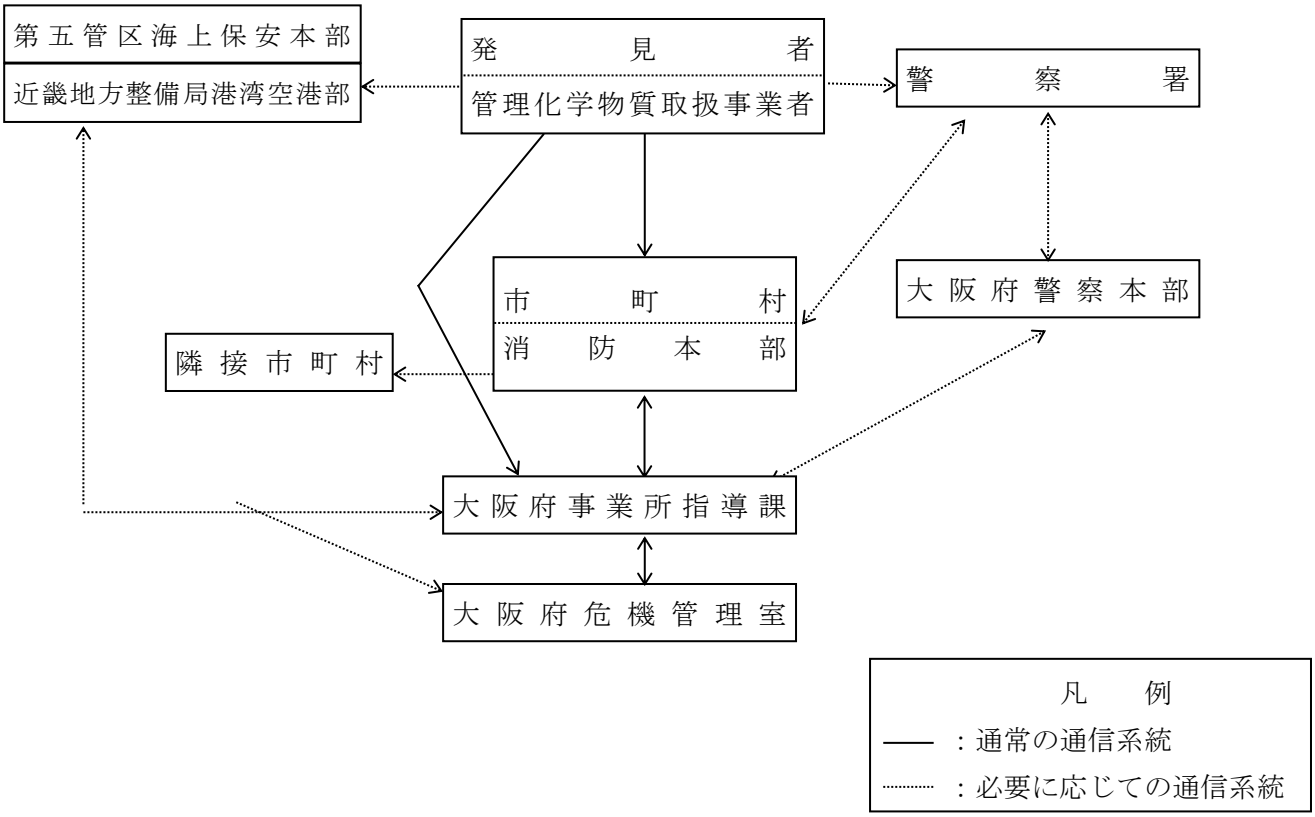


第５　管理化学物質災害応急対策（事業所指導課）

１　管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

２　関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

別図〔連絡系統図〕



第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

主たる担当：危機管理室

第１　広域応援体制

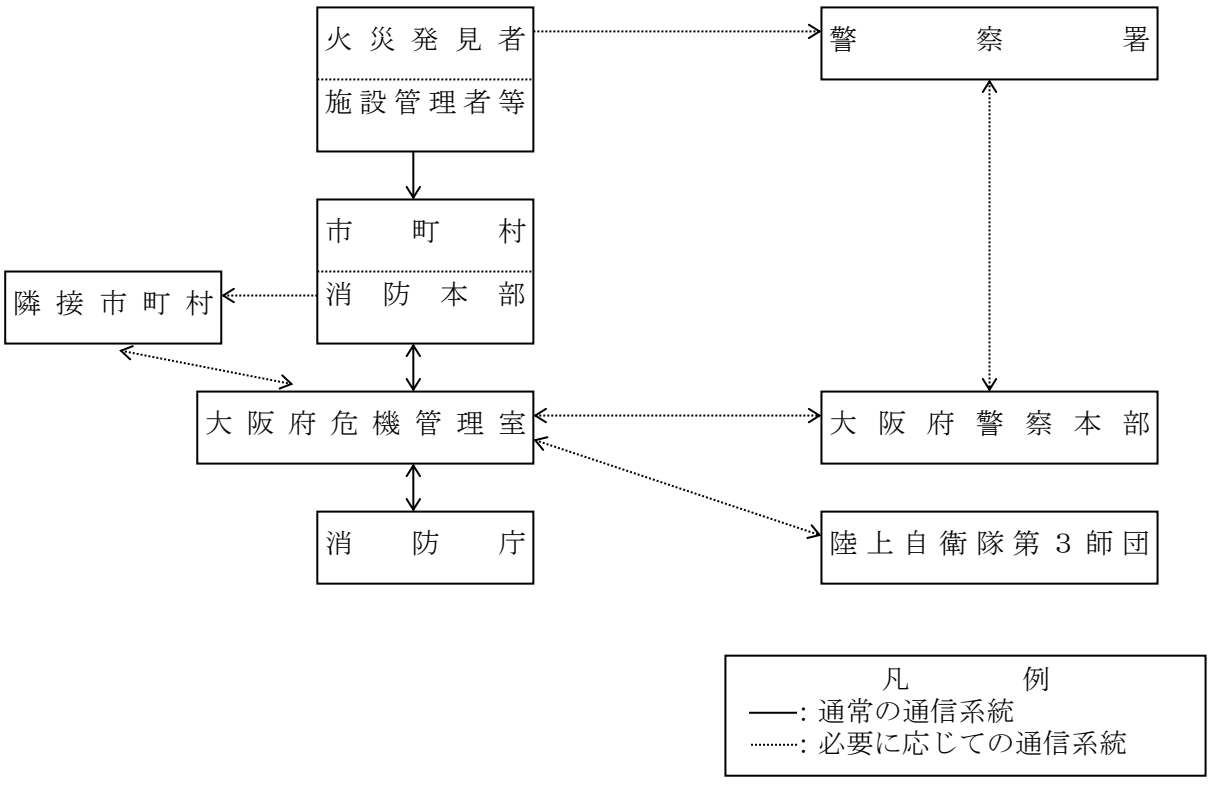
１　市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第５管区海上保安本部に応援を要請する。

２　府は、市町村から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、

隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

別図〔連絡系統図〕



第７節　林野火災応急対策

主たる担当：危機管理室、みどり推進室

第１　府民への周知

府内において林野火災注意報又は林野火災警報が発表及び解除された場合並びに林野火災が発生した場合は、おおさか防災ネットを活用し府民へ周知を図る。

第２　火災通報等

１　通報基準

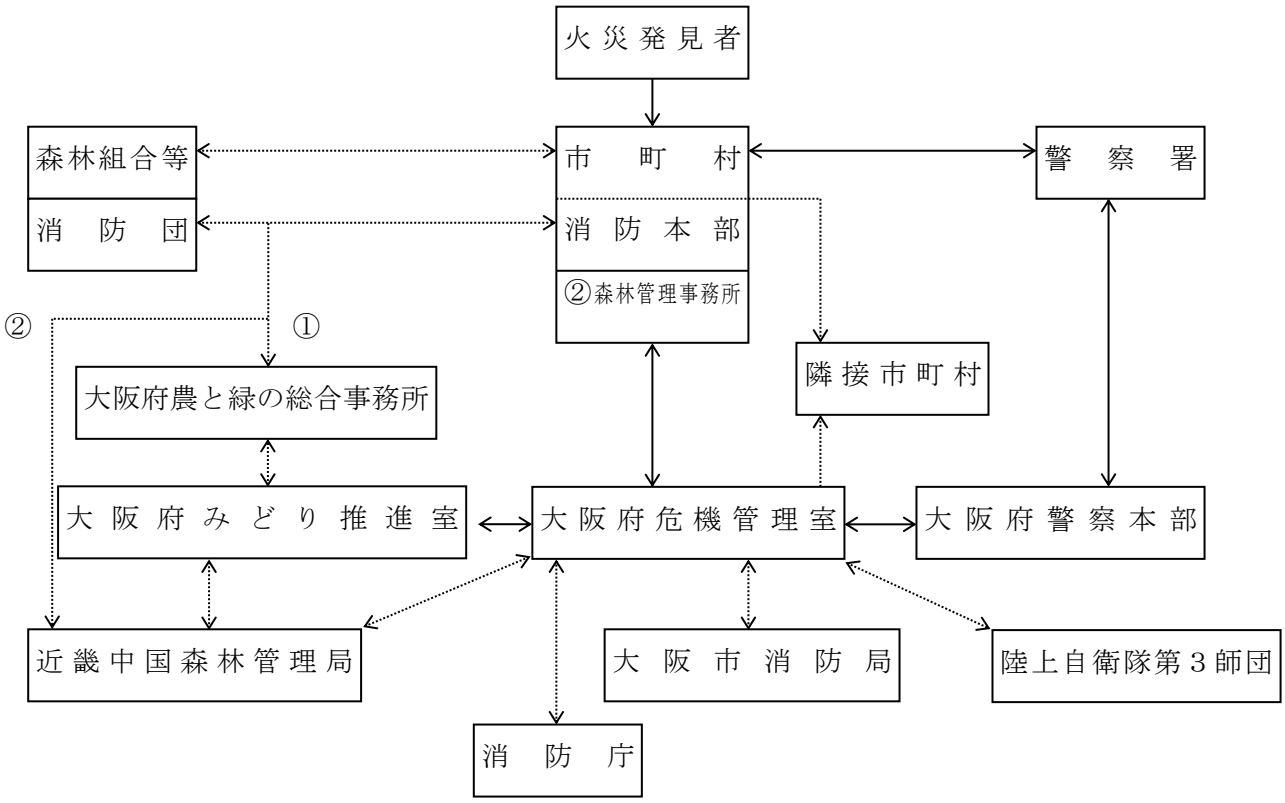
(1)　市町村は、林野における火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後１時間ごとに状況を通報する。

①　焼損面積 5ha 以上と推定される場合（延焼のおそれがある場合は 3ha）
②　覚知後３時間を経過しても鎮火できない場合
③　空中消火を要請する場合
④　住家等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高い場合
⑤　人身事故が生じた場合
⑥　重要な森林（府営林、保安林、自然公園等）の場合

(2)　府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁及び林野庁に即報を行う。
その後新たな情報を入手のつど報告する。

（ア）焼損面積 10ha 以上と推定される場合
（イ）空中消火を要請した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む）
（ウ）住家等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高い場合
（エ）人身事故が生じた場合
（オ）重要な森林（府営林、保安林、自然公園等）の場合

別図〔連絡系統図〕


火災発見者
森林組合等
消防団
市町村
消防本部
②森林管理事務所
警察署
②
①
大阪府農と緑の総合事務所
隣接市町村
大阪府みどり推進室
大阪府危機管理室
大阪府警察本部
近畿中国森林管理局
大阪市消防局
陸上自衛隊第３師団
消防庁
凡例
①　：民有林(府営林を含む)の場合
②　：国有林の場合
——　：通常の通信系統
……　：必要に応じての通信系統

第８章　原子力災害応急対策

第１節　組織動員

主たる担当：危機管理室、関係室・課

第１　組織体制

１　大阪府原子力事故警戒班の活動（情報収集事態）

危機管理室長は、次の開始又は解除基準に該当する場合には、大阪府原子力事故警戒班（以下「原子力警戒班」という）に対し、活動の開始又は解除を指示する。

（１）開始基準

①　原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき（地震を除く。）

②　その他防災企画課長が必要と認めたとき

（２）解除基準

①　災害等に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合

②　防災・危機管理指令部が活動を開始したとき

③　災害警戒本部が設置されたとき

（３）組織

班長：危機管理室防災企画課課長補佐（計画推進Ｇ）

班員：危機管理室防災企画課職員（計画推進Ｇ）

（４）編成

危機管理室長が、毎年度当初に別に定める。

（５）活動内容

・被害情報、モニタリング情報等の収集

・原子力規制事務所、関係市町、原子力事業者、環境放射線評価会議委員等との連絡調整

２　大阪府防災・危機管理指令部の活動（警戒事態）

危機管理監は、次の活動又は解除基準に該当する場合には、防災・危機管理指令部（以下「府指令部」という）に対し、活動の開始又は解除を指示する。

（１）活動基準

①　原子力事業者より警戒事態事象発生の連絡があったとき（地震を除く。）

②　原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき（地震を除く。）

③　その他危機管理監が必要と認めたとき

・事業者放射線測定設備において、10分以上１μSv/h以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき

・その他府指令部の活動が必要と認められるとき

（２）解除基準

①　災害発生のおそれが解消したとき

②　災害応急対策がおおむね完了したとき

（３）組織

指令部長：危機管理監

指令部副部長：危機管理室長、危機管理センター長

指令部員：防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、
企画室連携課長、医療・感染症対策課長、報道Ｇ参事

※なお、必要に応じ指令部員を限定又は追加して、指令部会議を開催する。

（４）会議の開催

指令部長は、活動基準に該当すると認めたときは、速やかに、指令部副部長、指令部員を招集して、指令部会議を開催する。

（５）会議の内容

①　災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析

②　消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整

③　職員の配備体制

④　災害警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討等

⑤　災害警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

（６）現地連絡要員の派遣及び活動

指令部長は、発災地域のオフサイトセンターに現地連絡要員を派遣する。

＜現地連絡要員の活動内容＞

・情報収集

・国の事故現地警戒本部及び府指令部との連絡調整

・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ補助

３　災害警戒本部等の設置（施設敷地緊急事態）

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害警戒本部（以下「府警戒本部」という）及び原子力事故現地連絡班（以下「府現地連絡班」という）

を設置する。また、指令部長は、その旨を各部連絡責任者に通知する。

Ａ：府警戒本部の設置

（１）設置基準

①　原子力事業者からの施設敷地緊急事態の通報を受信したとき

②　その他知事が必要と認めたとき

・府モニタリング施設において、5μSv/h以上の放射線量を検出したとき
（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）

・その他警戒本部の設置が必要と認められるとき

（２）廃止基準

①　災害等発生のおそれが解消したとき

②　災害応急対策がおおむね完了したとき

③　大阪府災害対策本部が設置されたとき

④　その他知事が認めたとき

（３）組織

本部長：知事

副本部長：副知事（３名）、危機管理監

本部員：政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、
スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、
健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、
大阪都市計画局長、大阪港湾局長、
会計管理者、教育長

※なお、必要に応じ、構成員を増減する。

（４）会議の開催

府警戒本部の所掌事務について方針を策定し、それを実施するため、本部長は、必要の都度、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

ただし、本部長は災害等の状況に応じ、会議の構成員を限定することができる。また、本部長は、指令部員及び各部連絡責任者を会議に出席させることができる。

（５）会議の内容

①　情報の収集・伝達

②　職員の配備

③　関係機関等との連絡調整

④　災害対策本部の設置

⑤　現地事故対策連絡会議への職員の派遣

⑥　その他応急対策

Ｂ：府現地連絡班の設置

（１）設置基準

①　施設敷地緊急事態の通報を受信したとき

②　府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したとき

（２）廃止基準

応急対策がおおむね完了したとき

（３）組織

班長：危機管理室長もしくは危機管理監が指名する者

班員：危機管理監が指名する者

※班長を現地オフサイトセンターへ派遣するにあたっては、必要に応じ、緊急用自動車による先導等、派遣方法について防災関係機関と調整を図る。

（４）活動内容

①　緊急事態応急対策の現地調整と推進

②　現地における関係機関との連絡調整

③　その他必要な事項

４　災害対策本部等の設置（全面緊急事態）

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部（以下「府災対本部」という）及び原子力災害現地連絡部（以下「府現地連絡部」という）を設置し、災害応急対策等を実施する。また、指令部長は、その旨を各部連絡責任者に通知する。

Ａ：府災対本部の設置

（１）設置基準

①　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

②　その他知事が必要と認めたとき

・府モニタリング施設において、10分以上又は２地点以上で同時に5μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）

・その他府災対本部の設置が必要と認められるとき

（２）廃止基準

①　災害等応急対策がおおむね完了したとき

②　その他災害対策本部長が認めたとき

（３）組織

本部長：知事

副本部長：副知事（３名）、危機管理監

本部員：政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、
スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、
健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、
大阪都市計画局長、大阪港湾局長、
会計管理者、教育長、警察本部副本部長

（４）会議の開催

府災対本部の所掌事務について方針を策定し、それを実施するため本部長は、必要の都度、副本部長及び本部員を招集し災対本部会議を開催する。

また、本部長は、指令部員及び各部連絡責任者を会議に出席させることができる。災対本部会議の運営・議事進行は危機管理監が行う。

（５）会議の内容

①　情報の収集・分析

②　職員の配備

③　関係機関に対する応援の要請及び応援

④　関係市町への応援

⑤　原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携

⑥　その他災害に関する重要な事項の決定

Ｂ：府現地連絡部の設置

（１）設置基準

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

（２）廃止基準

①　内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く）

②　緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

（３）組織

部長：危機管理室長もしくは危機管理監が指名する者

部員：危機管理監が指名する者、
報道監が指名する者、

健康医療部長が指名する者

※部長を現地オフサイトセンターへ派遣するにあたっては、必要に応じ、緊急用自動車による先導等、派遣方法について防災関係機関と調整を図る。

（４）活動内容

① 緊急事態応急対策の現地調整と推進

② 現地における関係機関との連絡調整

③ その他必要な事項

５　緊急時モニタリングセンター（EMC）の活動（施設敷地緊急事態・全面緊急事態）

国は、施設敷地緊急事態が発生したときは、国、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等が連携した緊急時モニタリングを行うために、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置する。

府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリングセンターの設置の連絡を受けたときは、オフサイトセンターに要員を派遣する等、緊急時モニタリングに必要な体制をとる。

６　原子力災害合同対策協議会の設置（全面緊急事態）

全面緊急事態が発生したときは、知事（府災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会は、関係機関相互の情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とする「全体会議」と、緊急事態応急対策に必要な情報収集及び防護対策の検討等を行う「機能班活動」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、府、関係市町及び原子力事業者が協議し、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」により定める。

第２　動員配備体制

１　知事等の緊急登庁

(1)　知　事

秘書課長は、本庁舎以外の場所にいる知事が公用車等によっては迅速に登庁できないと認めたときは、災害対策課長に搬送を要請する。

災害対策課長はその要請に応じて府警本部に対し、搬送の協力を依頼する。

(2)　災対本部員・指令部員等

本庁舎以外の場所にいる災対本部員・指令部員等は、府域において震度５弱以上の震度を観測したとき、又は災害等発生の情報を入手し、重大な人的、物的被害の発生を認めたときは、自宅又は災害対策要員公舎（本庁舎から徒歩30分圏内）などから、直ちに登庁する。

２　動員体制の整備

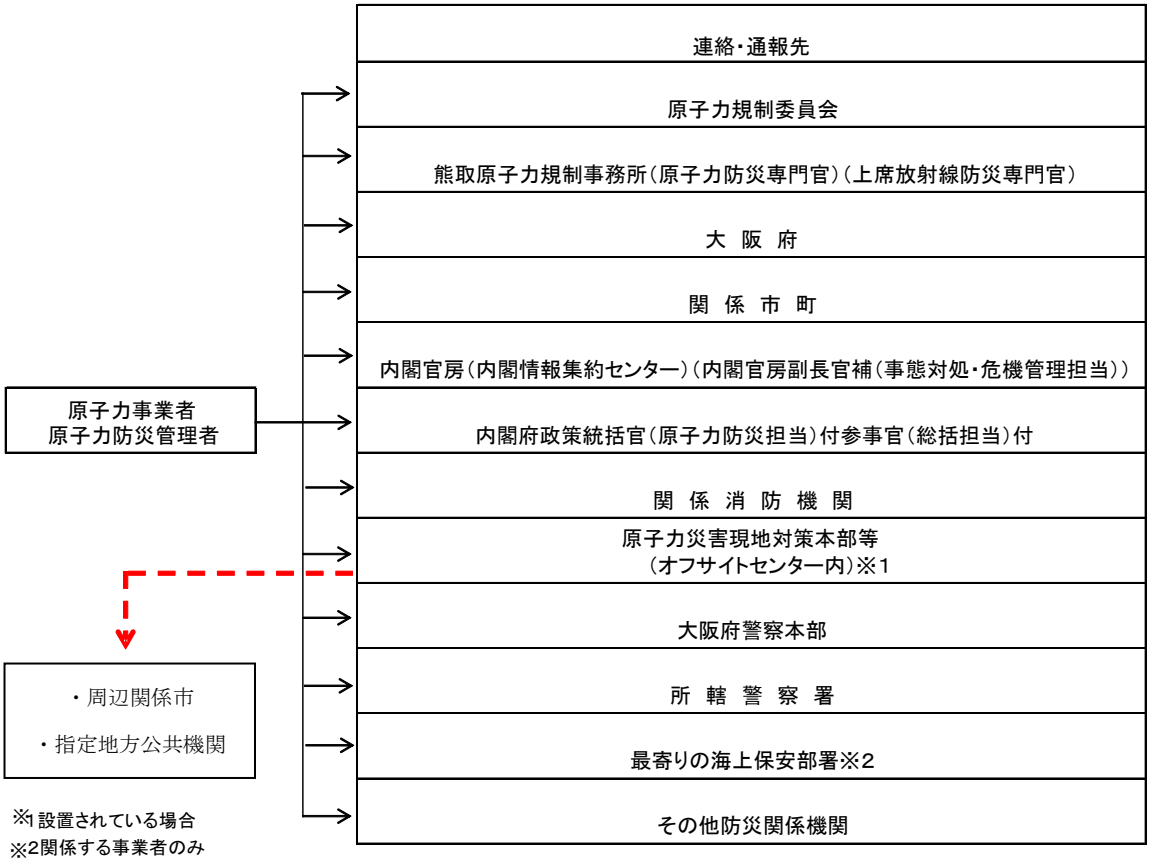
「第２章　第２　動員配備体制」の非常１号配備による。

第２節　災害情報の収集伝達

主たる担当：危機管理室

防災関係機関及び原子力事業者は、別図の連絡系統図のとおり、相互に情報収集及び伝達活動を行う。

別図〔連絡系統図〕



第３節　災害対策本部等の事務局体制

主たる担当：危機管理室

災害対策本部等の事務局の主な業務体制は以下のとおり。

１　統括

○災害対策に関する基本方針の作成

○情報の総合集約(事務局班長会議の主催)

○対策に関する総合調整

○事務局内の人員調整

○報道提供資料作成

２　総務・広報班

○庁内各部局との連絡調整(体制連絡、本部会議開催通知、リエゾン派遣要請※1など)

○災対本部会議の準備・運営・会議録作成

○議会対応

○事務局班長会議の決定事項の記録

○事務局、関係機関要員の執務環境対応

○文書管理

○知事緊急放送(マスコミ以外)対応※2

○府民向け広報の実施(府HP※2、おおさか防災ネットの更新、防災情報メール、その他SNS※2の発信など)

○府民からの問い合わせ対応、窓口の開設

○職員の被ばく管理

○総務・広報班活動記録(画像、文書)作成

※1は企画厚生課・人事課と連携

※2は広報広聴課と連携

３　報道班

○報道機関対応

○報道機関への緊急放送要請の実施

○報道班活動記録(画像、文書)作成

４　情報班

○以下の被害情報等を収集・整理し、モニターやホワイトボードに記載(事務局内の情報共有)

・気象台情報(気象等)を収集・整理

・市町村からO-DISを通じて情報収集(避難情報の発令状況確認含む)

・被害情報(TV・各機関等)の収集・整理

・ヘリテレ映像の収集・配信

・国現地対策本部、府現地連絡部（OFC）等からの被害情報等を収集・整理

・評価会議委員との連絡調整

以上、対応の必要性を判断し、対策班に引き継ぐ

○上記について、状況地図を作成

○情報班活動記録(画像、文書)作成

○原子力防災システムからの情報収集・入力

５　対策班

○情報班より引き継いだ案件について、対策を検討し、対応する。

○防災関係機関（大安研、警察、消防等）への連絡・活動調整

○庁内各部局・事務局各班等への指示(避難退域時検査、飲料水・飲食物摂取制限、農林水産物出荷制限など)

○緊急通行車両証の発行手続き

○周辺市（泉佐野市）及び指定地方公共機関への情報連絡

○庁内各部局の対策実施状況の情報収集・整理

○危機管理センターの機器操作

○防災行政無線、各種システムの運用

○対策班活動記録(画像、文書)作成

○プル型支援の準備

○備蓄物資等の出在庫管理

第４節　防災業務関係者の安全確保

主たる担当：危機管理室、政策企画部、健康医療部、都市整備部、大阪港湾局

防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、関係市町、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

第５節　緊急時モニタリングの実施

主たる担当：危機管理室

緊急時モニタリング計画等に基づき、国、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行う

第６節　救助・救急・医療活動

主たる担当：危機管理室、健康医療部

１　救助・救急活動

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

２　医療活動

府は、国、関係市町、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関及び大阪府医師会等の協力を得て、医療救護活動を実施する。

第７節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずるとともに、避難退域時検査を行う。

第８節　飲食物の出荷制限、摂取制限等

主たる担当：危機管理室、健康医療部、流通対策室

緊急時モニタリング結果に応じたＯＩＬに基づき、飲料水、飲食物等について、「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

第９節　交通規制、緊急輸送活動

主たる担当：危機管理室、都市整備部、大阪港湾局

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

第９章　危機事象応急対策

第１　対応する危機事象

大阪府域及びその周辺において、府の生命、身体等に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある次に例示するような事故・事件をいう。令和８年３月時点

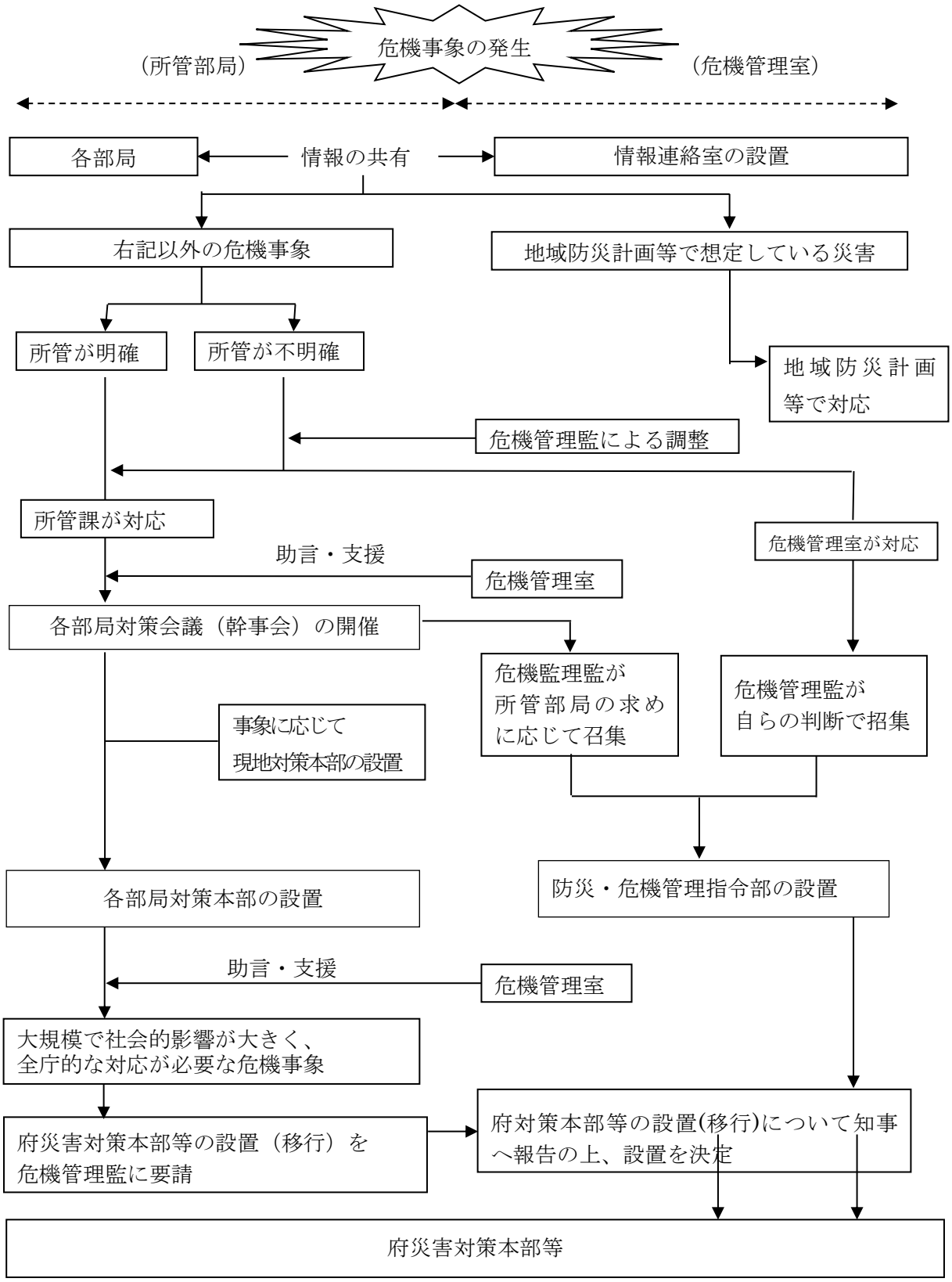
想定される危機事象	マニュアル等の名称	部局名	担当課名
テロの発生	NBC 等大量殺傷型テロ対処現地関係機関の連携指針	政策企画部	災害対策課
武力攻撃事態等	大阪府国民保護計画 大阪府国民保護措置実施マニュアル （緊急対処事態(NBC テロ対処)措置実施マニュアル）		災害対策課
地震、風水害、鉄道災害等	大阪府地域防災計画（基本対策編） 大阪府災害等応急対策実施要領		防災企画課 災害対策課
原子力災害	大阪府地域防災計画（原子力災害対策編） 大阪府災害等応急対策実施要領（再掲） 大阪府緊急時モニタリング計画、同実施要領		防災企画課 災害対策課 防災企画課
地震、風水害、大火災等	緊急消防援助隊大阪府大隊応援等実施計画 緊急消防援助隊大阪府受援計画 大阪府緊急消防援助隊航空部隊受援計画		消防保安課
石油コンビナート等災害	大阪府石油コンビナート等防災計画 コンビナート事故発生時の対応マニュアル		消防保安課
本庁舎における事故・事件	本庁舎非常事態措置要綱	総務部	庁舎室庁舎管理課
	停電時対応マニュアル		庁舎室庁舎管理課
情報システム・コンピュータ・ネットワークへの脅威	情報セキュリティに関する基本要綱 情報セキュリティインシデント対応（CSIRT 運用）フロー	財政部	行政 DX 企画課
不審郵便物による被害	不審郵便物等の取扱いについて	府民文化部	府政情報室
万博記念公園における 地震・風水害・災害・事件・事故等	危機管理対応マニュアル 広域避難場所・後方支援活動拠点・北部広域防災拠点となる万博記念公園初動マニュアル		日本万国博覧会記念公園事務所企画課
社会福祉施設等入所者、来所者の健康被害、地震被害、犯罪被害	社会福祉施設等における地震防災対策マニュアル（入所施設版）	福祉部	福祉総務課
	社会福祉施設等における地震防災対策マニュアル（通所施設版）		福祉総務課
	社会福祉施設等における感染症及び食中毒対策マニュアル		社会援護課／自立支援課／地域生活支援課／生活基盤推進課／介護事業者課／子育て支援課／家庭支援課
	社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル		社会援護課／自立支援課／地域生活支援課／生活基盤推進課／介護事業者課／子育て支援課／家庭支援課
	防犯に係る安全確保に関するマニュアル		生活基盤推進課
	介護保険施設等における地震防災対策マニュアル作成の推進について		介護事業者課
	有料老人ホームにおける地震防災対策マニュアル作成の推進について		介護事業者課
府立施設入所者、来所者の健康被害、地震被害、火災被害、犯罪被害	大阪府立障がい者自立センター健康状態急変時の対応マニュアル		地域生活支援課
	大阪府立障がい者自立センター感染症・食中毒発生時対応マニュアル		地域生活支援課
	大阪府立障がい者自立センター自然災害発生時における業務継続計画（旧　災害等応急対策実施要領）		地域生活支援課
	大阪府立障がい者自立センター危機管理マニュアル（不審者侵入編）		地域生活支援課
	大阪府立障がい者自立センター消防計画		地域生活支援課
	砂川厚生福祉センター感染症予防対策マニュアル		地域生活支援課
	大阪府立砂川厚生福祉センター感染症対策指針		地域生活支援課
	大阪府立砂川厚生福祉センター感染症に関する業務継続計画		地域生活支援課
	大阪府立砂川厚生福祉センター災害等応急対策実施要領		地域生活支援課
	大阪府立砂川厚生福祉センター災害に関する業務継続計画		地域生活支援課
	砂川厚生福祉センター不審者対応マニュアル		地域生活支援課
	大阪府障がい者自立相談支援センター災害等応急対策実施要領		地域生活支援課
	障がい者自立相談支援センター災害等応急関連避難マニュアル		地域生活支援課
	大阪府障がい者自立相談支援センター消防計画		地域生活支援課
	大阪府子ども家庭センター危機管理マニュアル		家庭支援課
	大阪府箕面子ども家庭センター「なにわプラット」 消防計画（防災マニュアル）		家庭支援課
	大阪府立修徳学院消防計画		家庭支援課
	大阪府立修徳学院危機管理対応マニュアル		家庭支援課
	大阪府立子どもライフサポートセンター医療対応マニュアル		家庭支援課
	大阪府立子どもライフサポートセンター 大阪府中央子ども家庭センター保護課 消防計画		家庭支援課
	大阪府立子どもライフサポートセンター緊急時対応マニュアル		家庭支援課

	大阪府女性相談センター危機対応マニュアル		家庭支援課
	大阪府女性相談センター消防計画		家庭支援課
一定期間、避難所の設置を継続するような災害の規模	大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）活動マニュアル	福祉部	地域福祉課
	大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）後方支援マニュアル		地域福祉課
健康危機事象	大阪府健康危機管理基本指針	健康医療部	健康医療総務課
	大阪府保健所危機管理マニュアル		
	大阪府保健医療調整本部活動ガイドライン		
	大阪府保健所災害対策マニュアル		
	大阪府水道災害調整本部活動マニュアル		環境衛生課
広域的救急医療事案の発生	大阪府災害時医療救護活動マニュアル（基本編）		医療・感染症対策課
	大阪府小児周産期リエゾン初動対応マニュアル		地域保健課
原子力事業所での放射線事故	大阪府原子力災害医療活動マニュアル		医療・感染症対策課
医療施設における事故	大阪府医療安全相談センター運営要綱		保健医療企画課
感染症による健康被害	大阪府感染症対策マニュアル		環境衛生課
	旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針		
	大阪府保健所健康危機対処計画（感染症編）		健康医療総務課 医療・感染対策課
新型インフルエンザの発生	大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画		医療・感染症対策課
災害時等のこころのケア	大阪ＤＰＡＴ活動マニュアル		地域保健課
災害時における栄養・食生活課題	災害時の栄養食生活支援について～行政栄養士の災害時対応マニュアル～		健康づくり課
環境衛生に関わる健康被害	環境衛生確保マニュアル		環境衛生課
セアカゴケグモによる健康被害	セアカゴケグモによる咬傷時の対応方策		環境衛生課
飲料水による健康被害	大阪府飲料水健康危機管理実施要領		環境衛生課
医薬品等による健康被害	医薬品等健康危機管理実施要領		薬務課
毒物・劇物による健康被害	毒物・劇物事故対応マニュアル		薬務課
健康食品による健康被害	いわゆる「健康食品」等による健康被害相談の処理手順		薬務課／食の安全推進課
大規模災害	薬務課災害時対策実施要領		薬務課
食中毒等食に関わる健康被害	大阪府食中毒対策要綱		食の安全推進課
	大阪府災害時食品衛生監視活動マニュアル		食の安全推進課
	大阪府における BSE 発生時の措置マニュアル		食の安全推進課
	大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル		食の安全推進課
	大阪府管内のと畜場および大規模食鳥処理場における家畜伝染病対応要領		食の安全推進課
	大阪府食肉衛生検査所口蹄疫対応要領		食の安全推進課
	食の安全安心推進条例第１９条にかかる運用指針 （飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大防止）		食の安全推進課
技術専門校の生徒への危害	府立高等職業技術専門校等における生徒の安全の確保に関する指針	商工労働部	人材育成課
	北大阪高等職業技術専門校　災害等応急対策実施要領 不審者・不審物等の対応マニュアル		北大阪技専校
	東大阪高等職業技術専門校　災害等応急対策実施要領 不審者・不審物等の対応マニュアル		東大阪技専校
	南大阪高等職業技術専門校　災害等応急対策実施要領 生徒の安全確保等実施要領		南大阪技専校
	夕陽丘高等職業技術専門校　危機管理マニュアル		夕陽丘技専校
	大阪障害者職業能力開発校　危機管理マニュアル		障害者開発校
電力需給ひっ迫による計画停電・大規模停電	大阪府電力需給ひっ迫対応マニュアル	環境農林水産部	脱炭素・エネルギー政策課
府民の森等における事故・事件	大阪府民の森等事件・事故対応マニュアル		みどり企画課
林野火災	大阪府林野火災応急対策実施マニュアル		森づくり課/災害対策課
ヒアリによる刺傷事故の発生	ヒアリ危機管理対応マニュアル		みどり企画課
有害産業廃棄物の不法投棄による健康被害	循環型社会推進室危機管理マニュアル		産業廃棄物指導課

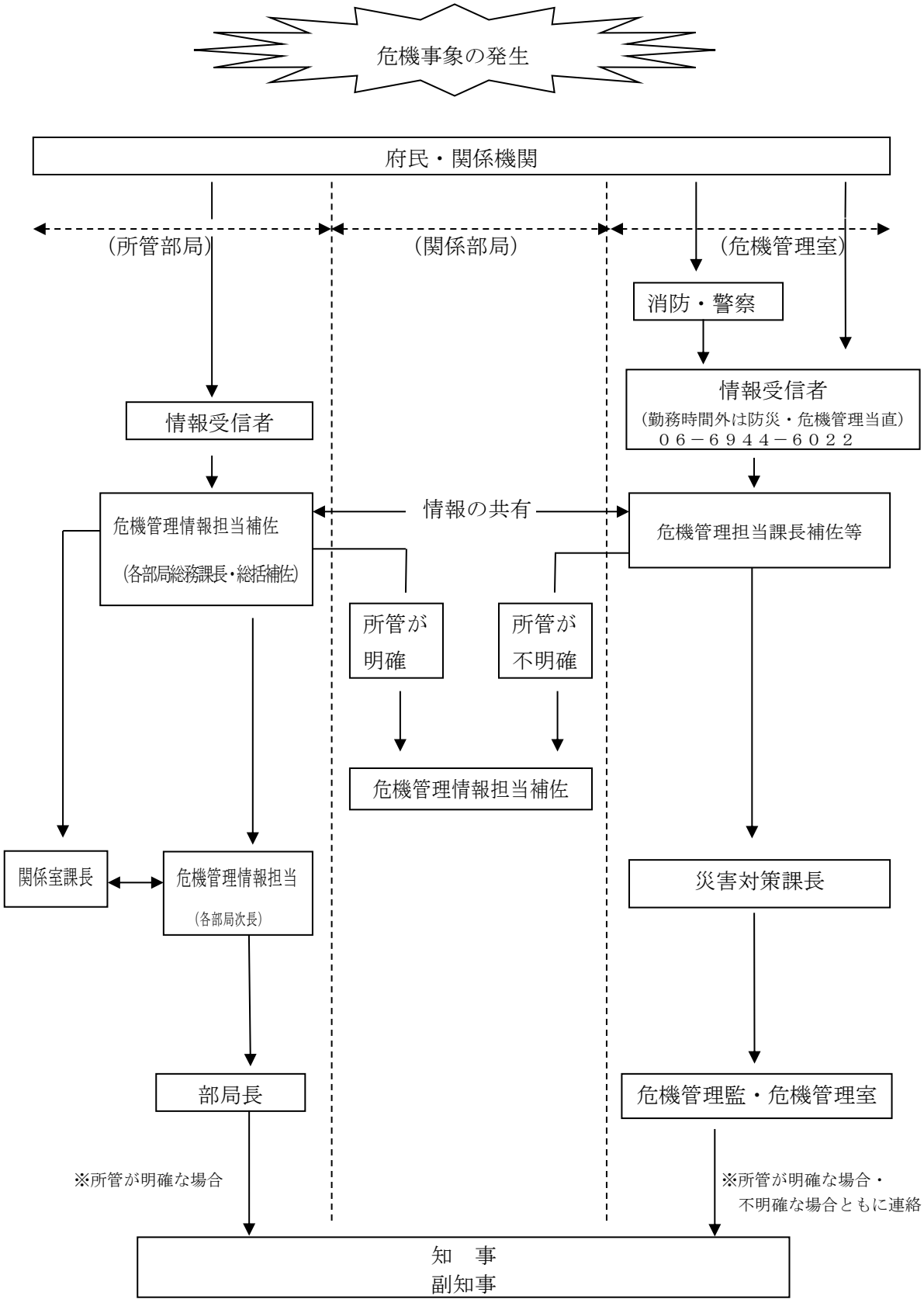
大気汚染による健康被害	環境管理室危機管理マニュアル			事業所指導課／環境保全課
北大阪流通業務団地充填所における緊急事態への対応	〃			環境保全課
有害化学物質による健康被害	〃			事業所指導課／環境保全課
地下水汚濁による健康被害	〃			事業所指導課／環境保全課
土壌汚染による健康被害	〃			事業所指導課／環境保全課
河川での大規模な異常水質事故	〃			事業所指導課／環境保全課
大阪湾での大規模な油等汚染事故	〃			事業所指導課／環境保全課
	油流出事故対策マニュアル			水産課
不適正な農薬販売・農薬使用	農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル			農政室推進課
花の文化園災害発生時等	大阪府立花の文化園緊急時対応マニュアル			
有害・有毒プランクトンによる被害	大阪府赤潮・貝毒原因プランクトン対策マニュアル			水産課
サメによる被害	サメ出現時対応マニュアル			水産課
牛海綿状脳症（BSE）の発生	ＢＳＥ検査陽性牛発生時の対応マニュアル（第７版）			動物愛護畜産課
口蹄疫の発生	大阪府口蹄疫防疫対策要領（第３．２版）			動物愛護畜産課
野生鳥獣（クマ等）による被害	大型野生獣出没等対応マニュアル			動物愛護畜産課
危険動物による事故	危険な動物等事故発生時の対応マニュアル（第 10 版）			動物愛護畜産課
高病原性鳥インフルエンザの発生	大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び 低病原性インフルエンザ防疫対策要領（第６版）			動物愛護畜産課
豚熱の発生	大阪府豚熱防疫対策要領			動物愛護畜産課
災害時等における愛玩動物の救護	大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン			動物愛護畜産課
狂犬病の発生	大阪府狂犬病発生時対応マニュアル			動物愛護畜産課
災害時の食料（精米）の確保	災害発生時の食料（精米）の確保における初動体制について			流通対策室 市場・検査指導課
食品危害の発生	生鮮食料品の供給にかかる危機管理マニュアル			中央卸売市場
滝畑ダムが有する機能を阻害又は阻害する恐れがある場合	大阪府滝畑ダム危機管理要領			南河内農と緑の総合事務所
大阪南部地域での異臭事象	大阪南部異臭事象発生時における通報連絡要領			泉州農と緑の総合事務所
都市整備部の休日・時間外緊急連絡	危機管理対応マニュアル（都市整備部）	【 緊急時の情報伝達について】	都市整備部	都市整備総務課/事業調整室
都市整備部所管工事等に係る工事事故		【大阪府都市整備部業務継続計画～地震災害編～】		事業調整室
地震		【都市整備部地震・津波時初動マニュアル（震災対策本部編）】		事業調整室
		【地震時道路点検・道路啓開マニュアル（案）】		道路室
風水害		【水防非常勤務要領（水防本部編）】		事業調整室
府管理道路におけるトランス油等の油漏れ事故		【大阪府管理道路におけるトランス油等の油漏れ事故対策マニュアル（案）】		道路室
府営公園における危機事象の発生		【府営公園管理要領】		公園課
自然災害		【危険度判定班（被災建築物応急危険度判定支援本部、被災宅地危険度判定支援本部）業務活動マニュアル】		事業調整室
建築物及び住宅に係る事故	建築物及び宅地に関する危機管理マニュアル			建築指導室
	工事現場の防火管理対応マニュアル			公共建築室
府営住宅施設に係る事故	住宅施設点検マニュアル			住宅経営室施設保全課
	遊具等安全点検マニュアル			住宅経営室施設保全課
自然災害、事故・事件	応急仮設住宅建設マニュアル			住宅経営室住宅整備課
	住宅建築局地震災害初動体制マニュアル			住宅経営室居住企画課
	住宅建築局業務継続計画（地震災害編）			住宅経営室居住企画課
	住まい情報提供室設置マニュアル			住宅経営室居住企画課
	大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル			建築指導室建築振興課
	被災した住宅の応急修理実施マニュアル（案）			公共建築室

	地震災害初動手順マニュアル		公共建築室
自然災害、事故・事件	地震・津波時初動マニュアル	大阪都市計画局	大阪都市計画局
	箕面森町の気象警報時対応		戦略拠点開発課
	彩都災害等対策実施要領		戦略拠点開発課
	タウン推進課災害等対策実施要領		タウン推進課
大阪港湾局の休日・時間外緊急連絡	″港湾緊急情報（府）の発信・共有について 水防非常勤務要領 大阪港湾局業務継続計画～津波災害編～″	大阪港湾局	事業企画・防災課
風水害			事業企画・防災課
地震			事業企画・防災課
児童・生徒等に対する危害	学校における児童生徒等の安全を確保するために	教育庁	保健体育課
	重篤な事象に対する緊急対応マニュアル		小中学校課
宿泊を伴う教育活動実施における事故	宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項		高等学校課
海外修学旅行実施に係る事故	海外修学旅行実施上の留意事項		高等学校課
府総合体育大会等での事故	大阪府総合体育大会危機管理マニュアル		保健体育課
学校における食物アレルギー	学校における食物アレルギー対応ガイドライン		保健体育課
弾道ミサイル発射	Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン		保健体育課
私立学校における事故・事件等	私学課危機管理対応マニュアル		私学課
図書館における事件・事故	危機安全管理基本マニュアル		中央図書館
府施設における事故・事件	府施設管理関係マニュアル（構成例）	全部局共通	
府主催イベント時の事故・事件	府主催イベント開催関係マニュアル（構成例）		

第２　危機管理対応フロー図



第３　連絡体制


危機事象の発生
府民・関係機関
（所管部局）
（関係部局）
（危機管理室）
消防・警察
情報受信者
（勤務時間外は防災・危機管理当直）
０６－６９４４－６０２２
情報受信者
危機管理情報担当補佐
（各部局総務課長・総括補佐）
情報の共有
危機管理担当課長補佐等
所管が明確
所管が不明確
危機管理情報担当補佐
関係室課長
危機管理情報担当
（各部局次長）
災害対策課長
部局長
危機管理監・危機管理室
※所管が明確な場合
※所管が明確な場合・不明確な場合ともに連絡
知　事
副知事

危機管理室と関係部局（所管部局）との情報共有の方法については、普段の業務で使用する通信手段（電話やメール等）を用いて行うものとするが、休日や夜間、リモートによる活動を実施している場合も想定し、情報伝達に不足が生じないよう携帯端末等を必要に応じて併用するものとする（チャットアプリ等を用いて、危機管理情報担当補佐（総括補佐等）へ連絡を行うなど)。

第４　警戒態勢の確立

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

各部局において、被害が大規模で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要と判断される場合、所管部局の長は、府対策本部等の開催を危機管理監に要請する。

危機管理監は、全庁的な対応が必要であると判断したときは、知事へ報告し、その指示を受けたときから、全庁的な対応の完了までの間、本要領４７頁・第２章活動体制の確立「災害警戒本部の活動」により、本部を設置、情報収集に努めるとともに警戒態勢にあたる。

また同時に、所管部局を含む庁内各部局課・室長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒態勢にあたる。

第５　災害応急対策の実施

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

危機管理監は、府域において大規模な被害等が発生し、災害応急対策の実施が必要となった場合は､本要領５２頁･第２章活動体制の確立｢災害対策本部の活動」により、本部を設置、情報収集に併せて災害応急対策を実施する。

また同時に、所管部局を含む庁内各部局課・室長は、情報収集を行うとともに、災害応急対策を実施する。

第６　各部局が実施する危機事象応急対策

各部局は､所管する危機事象に関する事前対策、応急対策及び事後対策を、迅速・的確に実施するため、危機事象別に作成した危機管理対応マニュアルに危機管理体制、部局対策本部等の設置等を定めている。

危機事象が発生した場合は、このマニュアルに基づき、危機管理室と連携して対策を実施する。